

報告第19号

第3期 城里町

子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

城里町

はじめに

城里町では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「【第2期】城里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料・幼稚園授業料及び給食費の無償化を行うとともに、自宅で保育を行う在宅育児世帯に対しての支援給付や妊娠期から子育て期における切れ目のない相談・支援を行う「こども家庭センター」を令和6年4月に新たに開設するなど各種子育て支援施策を先駆的に展開し、「子育て支援が茨城県で一番進んでいる町」を目指して子ども・子育て支援に関する取組を総合的に推進してまいりました。



この度、第2期の計画期間の最終年度を迎えるにあたり、これらの施策に加え、更なる子ども・子育て支援制度に基づく事業の円滑な実施に向けて、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期城里町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「子どもが健やかに育ち 子どもとともに親や地域が成長する 子育て支援のまちづくり」を軸として、子どもの幸せを第一に考え、社会全体で子育て支援ができるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました、子育て世帯の方々をはじめ、子ども・子育て会議委員並びに関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

城里町長

上遠野 修

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の法的根拠.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	3
第2章 城里町の子どもと子育て家庭の現状	4
第1節 人口と世帯の状況.....	4
1 総人口と世帯数.....	4
2 人口動態.....	5
3 合計特殊出生率の推移.....	5
4 世帯類型等の推移.....	6
5 児童数の状況.....	7
6 就業状況.....	8
第2節 ニーズ調査結果からみた子育て環境について.....	9
1 子育てしやすいまちづくりについて.....	9
2 平日の定期的な教育・保育事業について.....	10
3 放課後に過ごさせたい場所や、小学校教育で重視すべきと思うこと.....	11
4 子どもたちを育てていくうえで、町が優先的に取り組むべきこと.....	13
5 城里町独自の子育て支援について.....	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
第1節 計画の基本理念.....	15
第2節 施策の体系.....	15
1 基本的な考え方.....	15
2 施策体系図.....	16
第4章 包括的子育て支援施策	17
第1節 施策の展開.....	17
基本目標1 子育て支援サービスの充実.....	17
基本目標2 子どもの生きる力を育む環境づくり.....	19
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のサポート.....	23
基本目標4 家庭や地域の子育て力の向上支援.....	26
基本目標5 子どもの安全の確保.....	28
基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備.....	29
基本目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進.....	31

第5章 量の見込みと確保方策	33
第1節 教育・保育提供区域等の設定.....	33
1 教育・保育提供区域.....	33
2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域.....	34
第2節 子どもの人口の見通し.....	35
第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策.....	36
1 教育・保育給付の認定区分.....	36
2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の現状.....	37
3 量の見込み.....	38
4 確保の方策.....	39
第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策.....	41
1 地域子ども子育て支援事業（19事業）の概要.....	41
2 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保策.....	43
3 その他の推進方策.....	55
第6章 母子保健関連事業	56
1 目標事業量の設定及び目標.....	56
2 母子保健調査必須問診項目として把握する指標.....	57
第7章 計画の推進	58
1 分野別の役割.....	58
2 推進体制等の整備.....	59
資料編	61
1 城里町子ども・子育て会議条例.....	61
2 策定委員.....	63

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の目的

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度より、全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業が始まりました。

その後、国は平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を打ち出し、働き方改革、外国人就労の機会拡大、女性活躍社会の推進等の経済振興とそれを支える子育て支援策を一体的に推進するため、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化を導入しました。

出生率の低下等による急速な少子高齢化の進展、児童虐待事案の発生、子育て中の親の社会からの孤立、相対的な貧困状態にある子どもたちの存在等、様々な問題がクローズアップされてきました。

子ども・子育てをめぐる問題が複雑化・多様化している中、城里町では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期城里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、第2期計画の終了を迎えることから、その見直しを行うとともにコロナ禍等によるライフスタイルの変化等、5年間の社会的動向を踏まえ、「第3期城里町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）の策定を行います。



2 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当します。

なお、本計画は、第2期計画に引き続き、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正（平成27年4月1日施行）において市町村の努力規定として定められた「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

また、こども家庭庁の設置等、国の機構も少子化対策に向けた体制を整備して対応する中で、本計画の位置づけと関係法等も考慮しつつ、本計画の策定にあたることとします。

【関係法令と計画の紐づけ一覧】

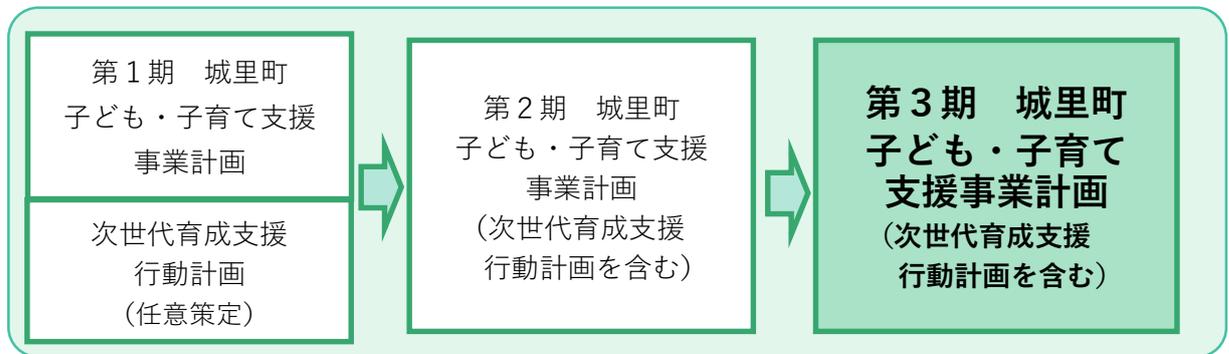
法令	国	茨城県	城里町
子ども基本法	こども大綱 こどもまんなか実行計画	茨城県こども計画 【令和6年度内に策定】	自治体こども計画 (策定は努力義務)
子ども・子育て支援法	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針	(7つの計画を含む) ・県次世代育成支援行動計画 ・県子ども・子育て支援事業支援計画 ・県子どもを虐待から守る基本計画 ・県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 ・県ひとり親家庭等自立促進計画 ・県社会的養育推進計画 ・いばらき青少年・若者応援プラン	城里町 子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画を含む)
改正次世代育成対策推進法	改正行動計画策定指針 ※不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施等		城里町 障害者基本計画及び障害福祉計画 (第6期計画)
改正児童福祉法	改正児童福祉法 児童虐待の相談応件数の増加、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化		自治体こども計画 (策定は努力義務)
子ども・若者育成支援推進法	子供・若者育成支援推進大綱 (こども大綱に一元化)		※子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策、少子化社会対策を含めた計画とすることとなっている。
子どもの貧困の推進に関する法律	子供の貧困対策に関する大綱 (こども大綱に一元化)		
少子化社会対策基本法	少子化社会対策大綱 (こども大綱に一元化)		
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針		ひとり親家庭における ・子育て・生活支援策 ・就業支援策 ・養育費の確保策 ・経済的支援策 について、子ども・子育て支援事業計画との連動

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、これらの確保方策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、保健・医療、雇用、住環境等、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

【本計画の位置づけイメージ】



第3節 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間の中間年を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
城里町子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕					城里町子ども・子育て支援事業計画〔第3期〕					
				第3期計画策定			中間見直し		第4期計画策定	

第2章 城里町の子どもと子育て家庭の現状

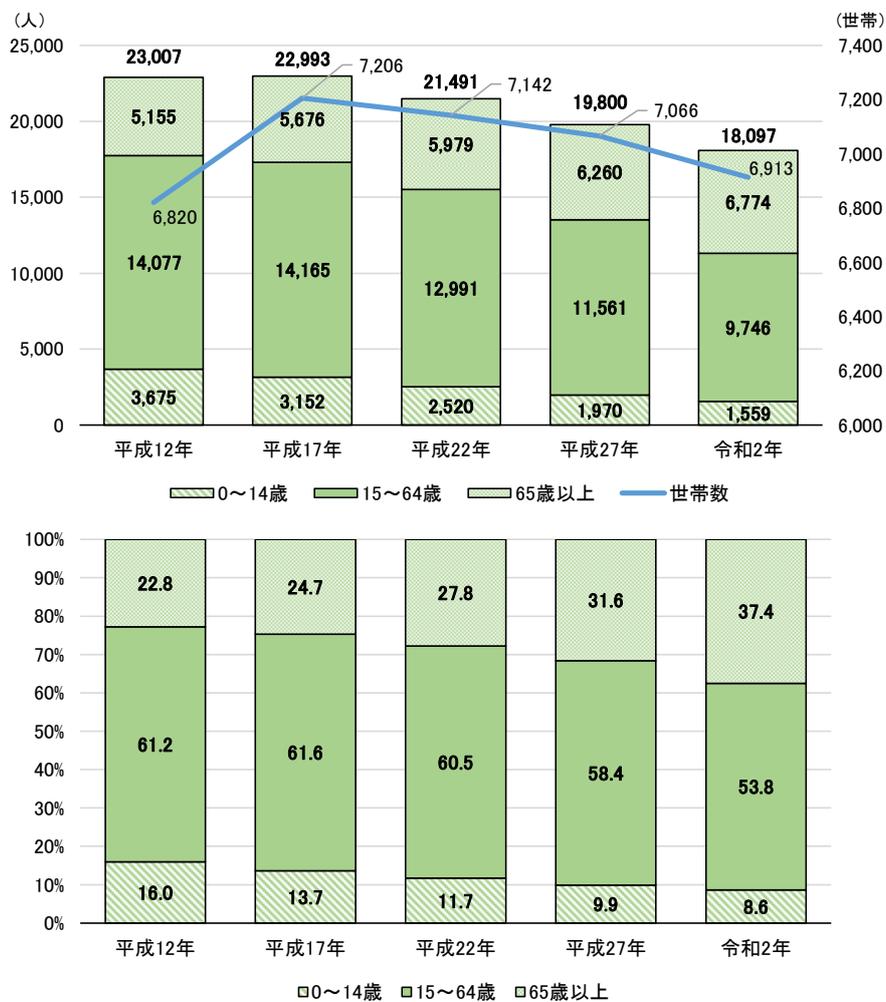
第1節 人口と世帯の状況

1 総人口と世帯数

国勢調査によると、城里町の人口は平成12年をピークとして平成17年には減少傾向に転換し、世帯数については平成17年をピークとして平成22年以降減少しています。

また、令和2年における15歳未満の年少人口は1,559人、年少人口比率は8.6%です。一方、65歳以上の人口は6,774人、高齢化率は37.4%となっています。平成12年においては、年少人口比率が16.0%、高齢化率が22.8%であることから考えると、少子高齢化が進行しているといえます。

■町内総人口・年齢3区分人口、世帯数の推移、年齢3区分の比率



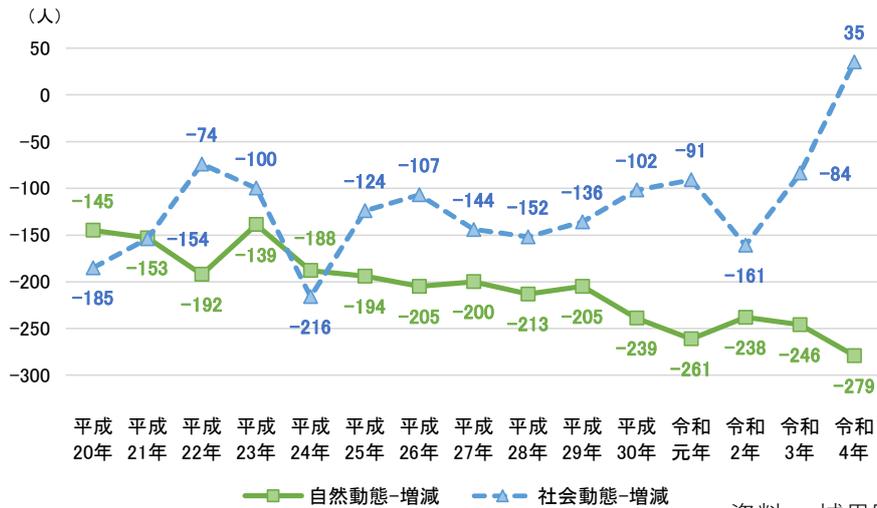
資料：国勢調査

2 人口動態

平成20年から令和4年までの住民基本台帳の人口動態を自然動態と社会動態に分けてみると、自然動態は一貫してマイナスであり、死亡数が出生数を上回り続けていることが分かります。

社会動態も、平成20年から令和3年までは転出数が転入数を上回っていますが、令和4年はプラスに転じ、転入数が転出数を上回っています。

■人口動態の推移



資料：:城里町住民基本台帳
 ※自然動態：出生数から死亡数を引いた数
 ※社会動態：転入数から転出数を引いた数

3 合計特殊出生率の推移

厚生労働省の人口動態保健所・市区町村別統計によると、合計特殊出生率は国と茨城県では平成20年から平成29年まで回復傾向であるのに対し、城里町は一貫して減少傾向となっています。

■合計特殊出生率の推移

	国	茨城県	城里町
平成10-14年	1.36	1.46	1.39
平成15-19年	1.31	1.39	1.23
平成20-24年	1.38	1.43	1.20
平成25-29年	1.43	1.46	1.14
平成30-令和4年	1.33	1.34	1.12

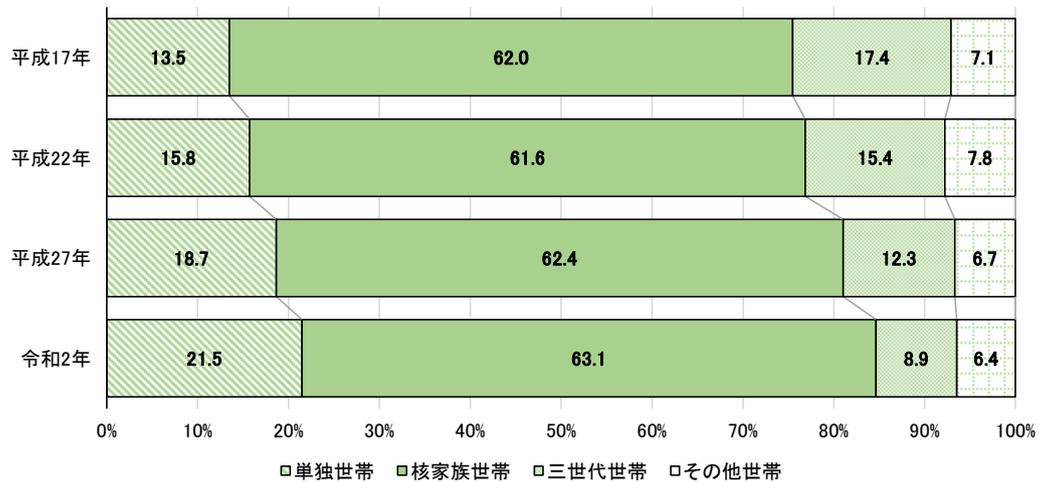
資料：厚生労働省人口動態保健所・市区町村別統計

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

4 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成17年から令和2年にかけて、単独世帯の割合は8.0ポイントの増加、三世帯世帯の割合は8.5ポイントの減少が見られました。核家族世帯はほぼ横ばい傾向となっています。

■世帯類型等の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）



5 児童数の状況

住民基本台帳によると、城里町の令和2年から令和6年における、0歳児から11歳児までの児童数は、減少傾向にあり、令和6年現在1,052人となっています。

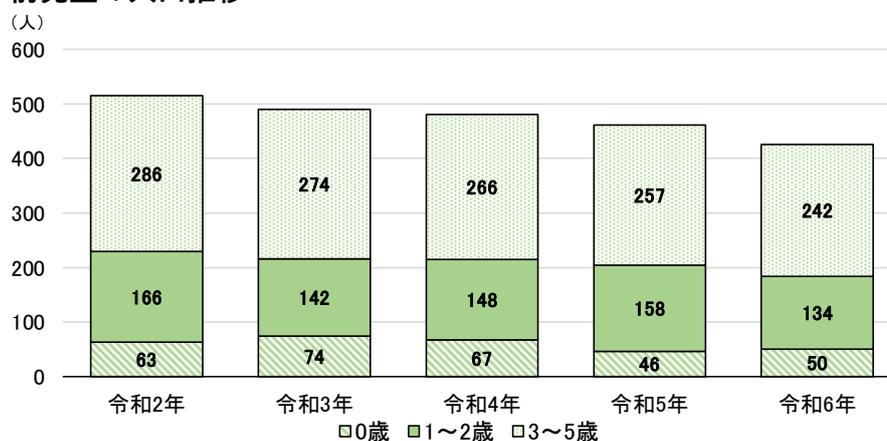
■小学生以下の児童数の推移

(単位：人)

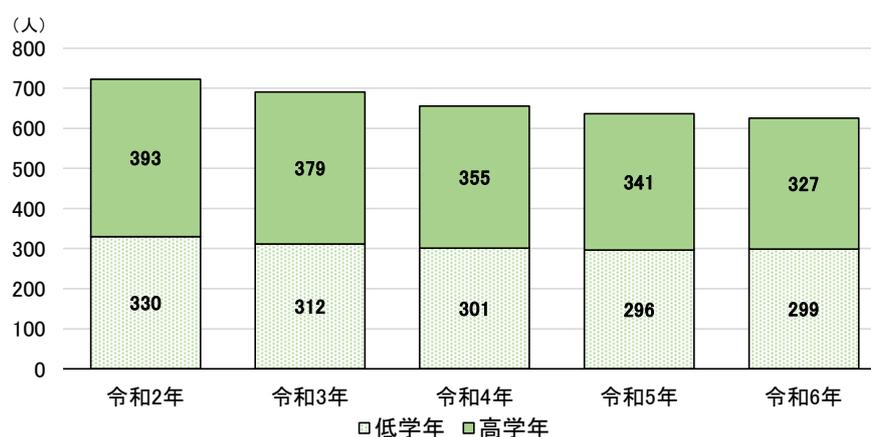
年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	63	74	67	46	50
1歳児	73	70	76	78	51
2歳児	93	72	72	80	83
3歳児	95	91	76	78	84
4歳児	88	92	97	79	81
5歳児	103	91	93	100	77
6歳児	99	100	95	98	101
7歳児	114	101	100	97	101
8歳児	117	111	106	101	97
9歳児	125	117	113	105	102
10歳児	139	124	119	116	106
11歳児	129	138	123	120	119
合計	1,238	1,181	1,137	1,098	1,052

資料：城里町住民基本台帳（各年4月1日）

■就学前児童の人口推移



■小学生の人口推移



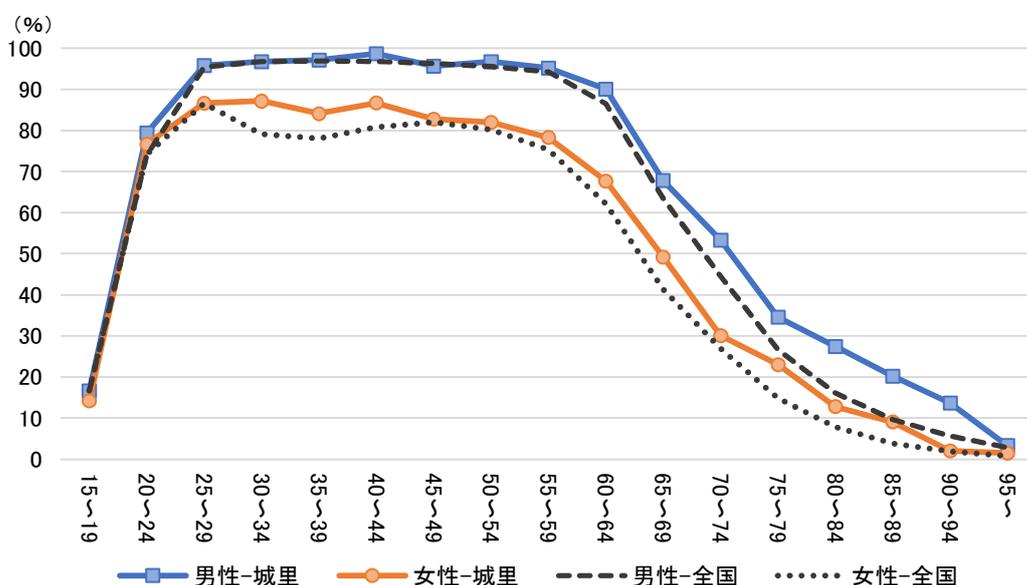
6 就業状況

令和2年時点の国勢調査によると、城里町の就業率は、男女ともおおむね全国値よりも高い水準になっています。

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚や出産期にあたる年齢に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」となることが知られていますが、城里町は全国のM字カーブに比べ台形に近づきつつあります。

女性全体のM字カーブが解消傾向に向かっている要因としては、もともと労働力率が高い無配偶者の割合が上昇していることに加えて、子育て家庭の母親の就業率が全国平均を上回ることが考えられます。

■労働力率



資料:国勢調査
(単位:%)

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳
城里町男性	16.6	79.4	95.8	96.8	97.1	98.7	95.7	96.8	95.2
城里町女性	14.2	76.7	86.6	87.2	84.1	86.7	82.8	82.0	78.3
全国男性	16.7	74.0	95.4	96.8	96.9	96.8	96.3	95.6	94.3
全国女性	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3
	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95歳以上	
城里町男性	90.0	67.8	53.3	34.6	27.5	20.2	13.7	3.3	
城里町女性	67.7	49.2	30.1	23.0	12.8	9.1	2.1	1.5	
全国男性	86.5	63.5	44.5	26.7	16.2	9.7	5.6	2.9	
全国女性	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	3.9	1.9	0.8	

第2節 ニーズ調査結果からみた子育て環境について

就学前児童の保育ニーズや、城里町の子育て支援への要望を調査するために、令和6年7月に、小学校6年生以下の児童がいる町内の全世帯を対象に第3期城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査を実施しました。

調査対象	調査数	調査方法	有効回収*票数と有効回収率
小学生以下の子どもがいる保護者	653	郵送配布・郵送回収	232 (35.5%)

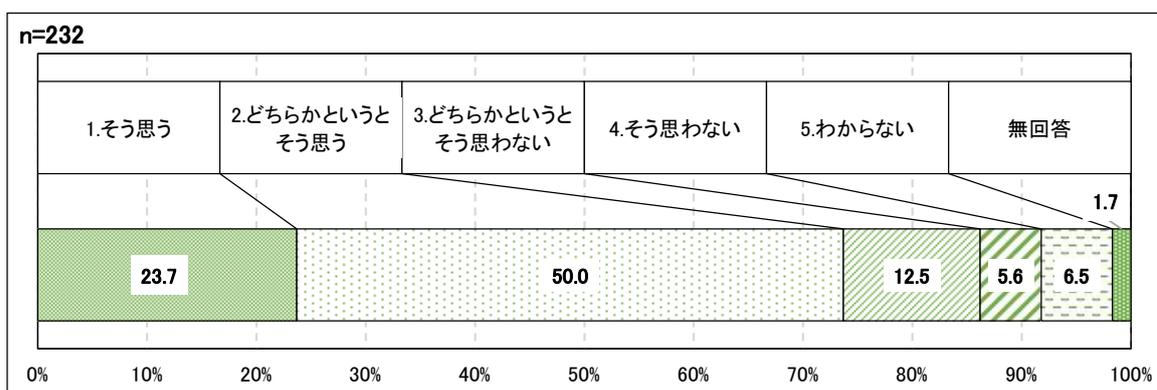
※有効回収：集計対象にできた回収分

以下はその結果より、子育て環境に対して保護者が感じていることが分かる結果を中心に掲載しました。

1 子育てしやすいまちづくりについて

城里町は子育てしやすいまちであるか聞いたところ、小学生以下の子どもがいる保護者の最も多い回答が「どちらかというと思う」で50.0%、ついで多い回答が「そう思う」で23.7%となっています。「そう思う」、「どちらかというと思う」の合計は73.7%になっており、約7割の保護者は「子育てをしやすい」と感じていると考えられます。

■城里町は子育てしやすいまちであると思うか

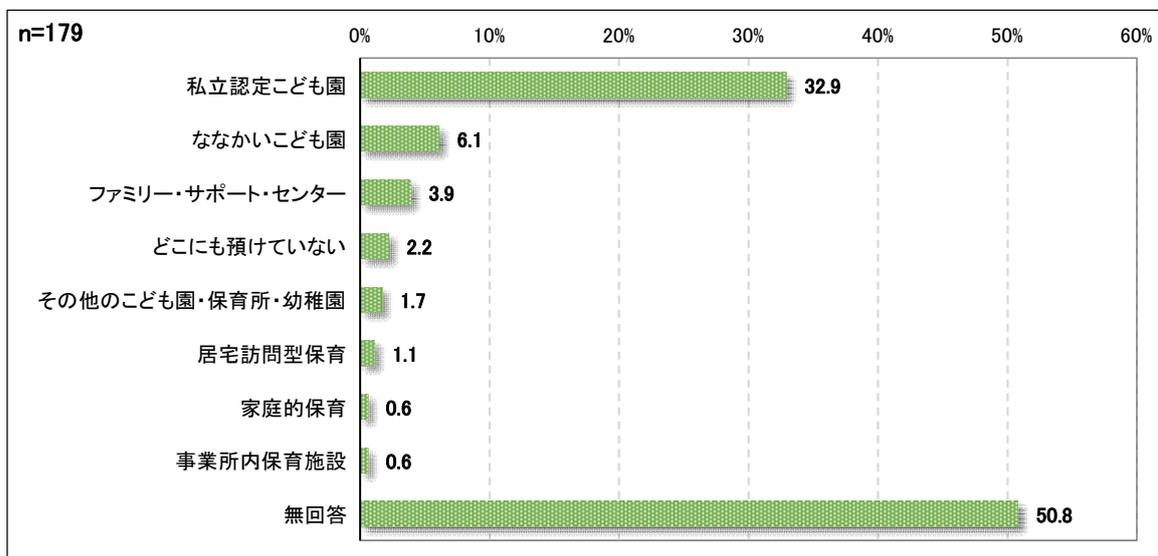


※本設問に回答いただいた方を母数として割合を算定しています。

2 平日の定期的な教育・保育事業について

利用を希望する保育施設等について聞いたところ、町内の私立認定こども園「認定こども園 常北保育園・みどりこども園・認定こども園 桂幼稚園」が32.9%、公立認定こども園「ななかいこども園」が6.1%となっています。

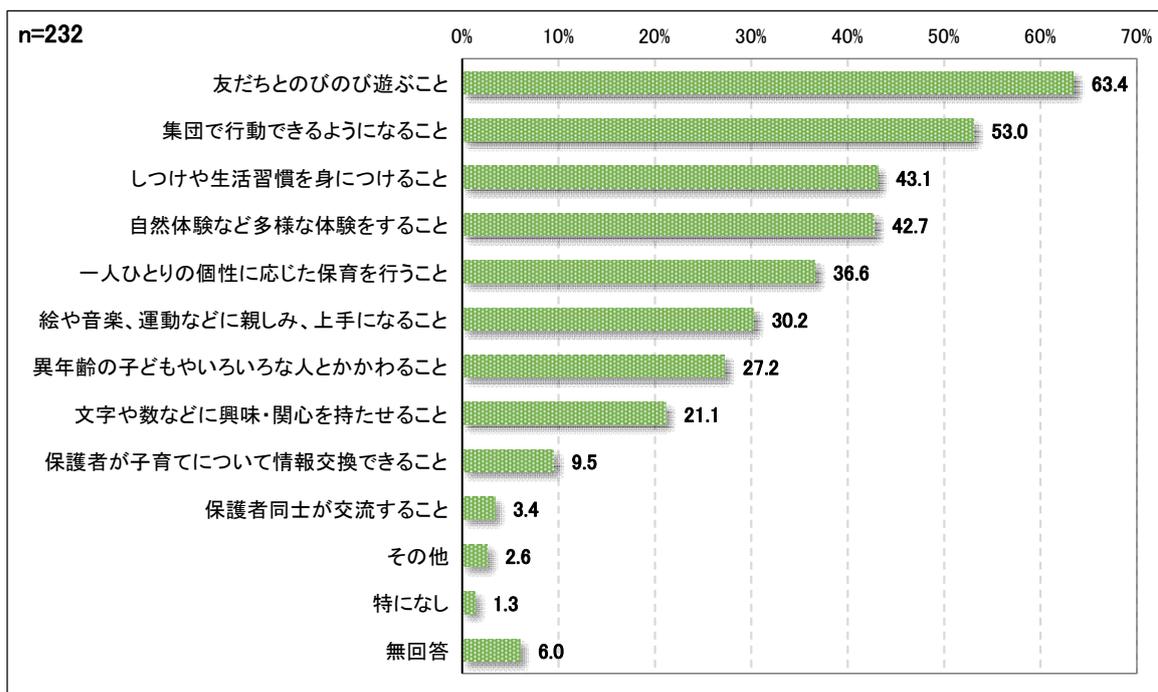
■希望する幼稚園、保育所、認定こども園（複数回答）



また、幼稚園、保育所、認定こども園等に望むことについては「友だちとのびのびと遊ぶこと」が最も多く63.4%でした。

ついで、「集団で行動できるようになること」53.0%、「しつけや生活習慣を身につけること」43.1%の順で多くなっています。

■幼稚園、保育所、認定こども園等に望むこと（複数回答）

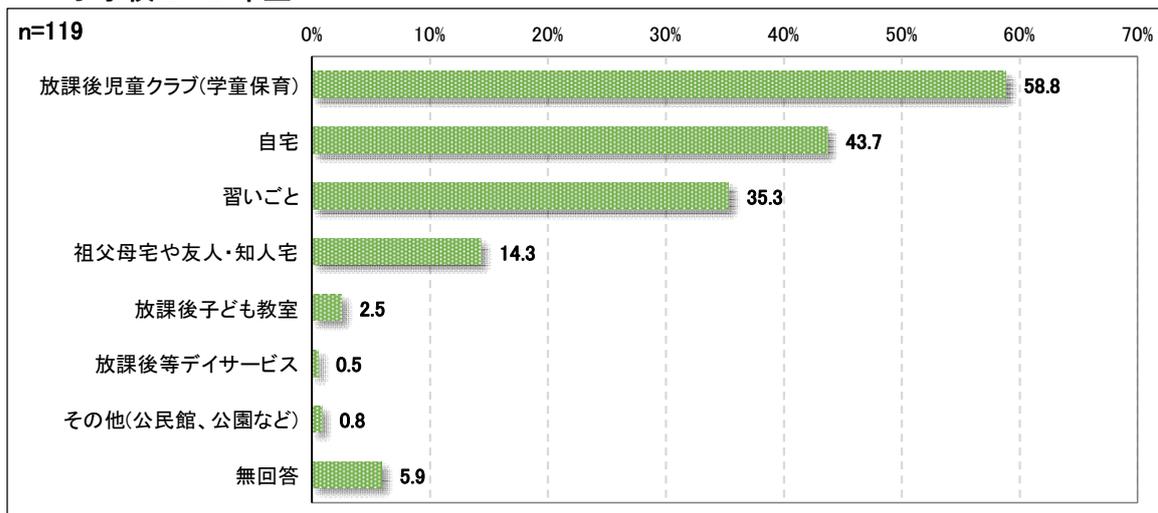


3 放課後に過ごさせたい場所や、小学校教育で重視すべきと思うこと

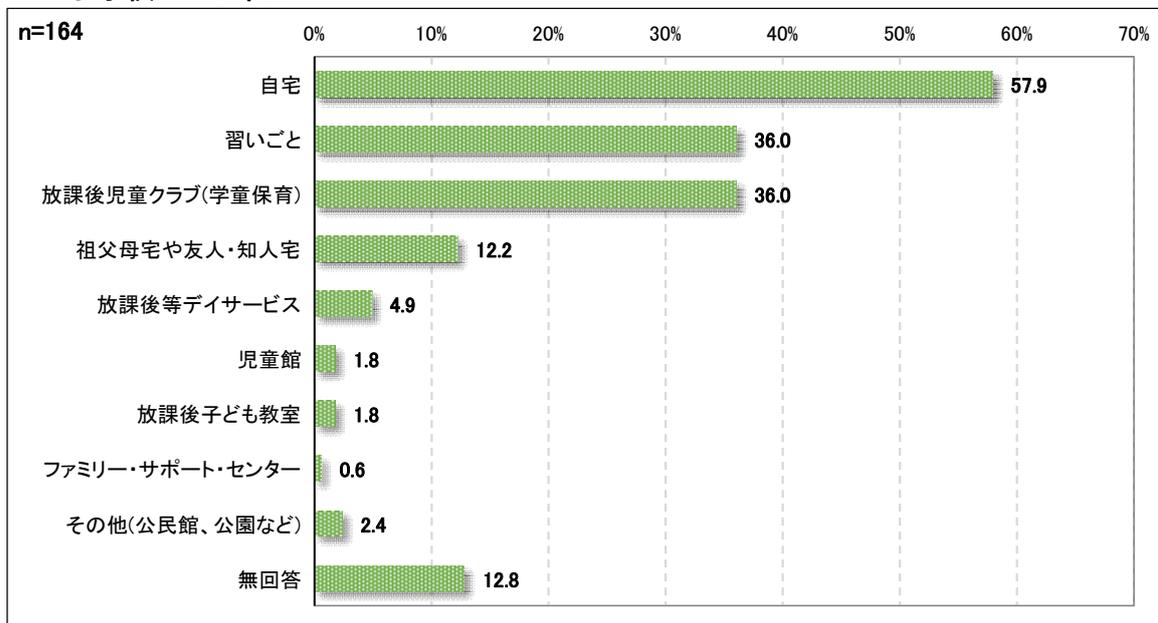
放課後に過ごさせたい場所について聞いたところ、小学校低学年(1～3年生)では「放課後児童クラブ(学童保育)」が最も多く 58.8%、小学校高学年(4～6年生)では「自宅」が最も多く 57.9%でした。

■放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか（複数回答）

● 小学校 1～3 年生

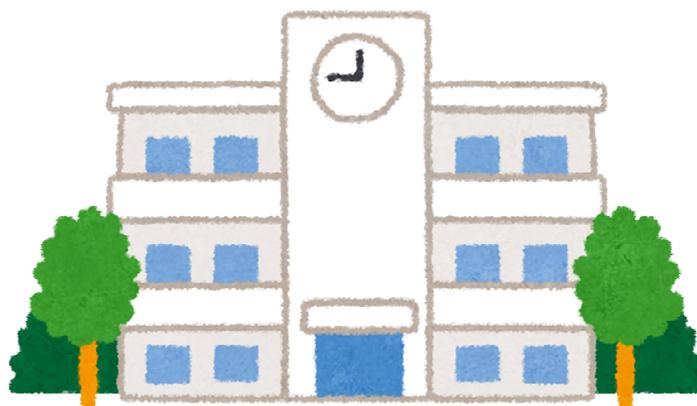
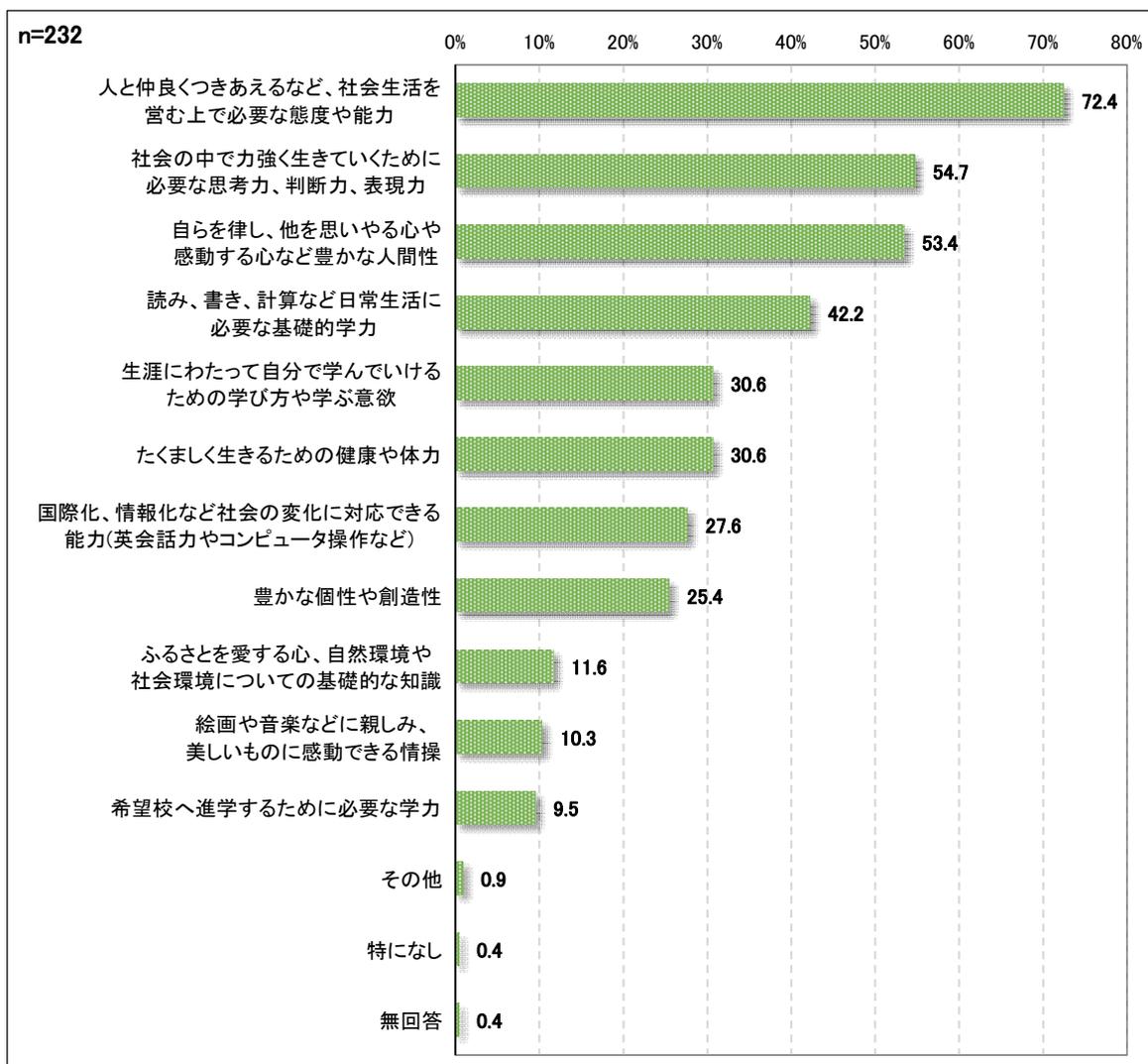


● 小学校 4～6 年生



小学校教育で重視すべきと思うことについては「人と仲良くつきあえる等、社会生活を営む上で必要な態度や能力」72.4%、「社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力、表現力」54.7%、「自らを律し、他を思いやる心や感動する心等豊かな人間性」53.4%の順に多くなっています。

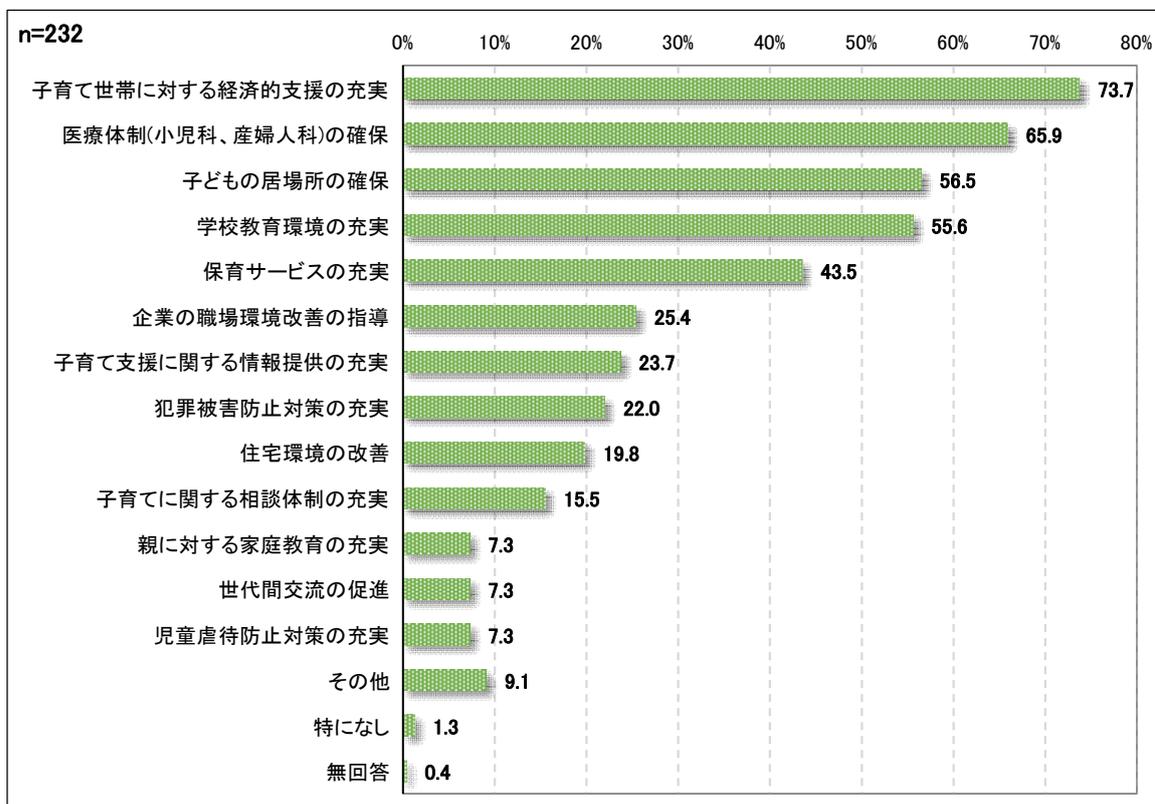
■小学校教育で重視すべきと思うこと（複数回答）



4 子どもたちを育てていくうえで、町が優先的に取り組むべきこと

子育てをするうえで町が優先的に取り組むべき課題について、多い回答が「子育て世帯に対する経済的支援の充実」で73.7%、ついで多い回答が「医療体制（小児科、産婦人科）の確保」で65.9%となっています。

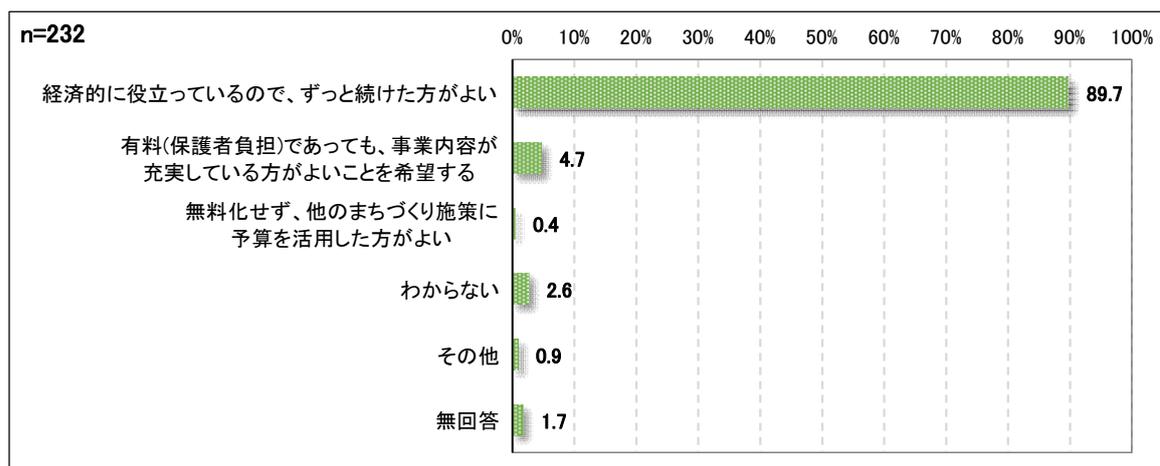
■子育てをするうえで町が優先的に取り組むべきこと（複数回答）



5 城里町独自の子育て支援について

城里町独自の子育て支援（保育料完全無償化、小中学校の給食費無料化等）に対する考えについて、就学前児童保護者と小学生保護者、いずれも最も多い回答が「経済的に役立っているのでずっと続けた方がよい」で89.7%、ついで多い回答が、「有料（保護者負担）であっても、事業内容が充実している方がよいことを希望する」で4.7%、「無料化せず、他のまちづくり施策に予算を活用した方がよい」で0.4%となっています。

■城里町独自の子育て支援に対する考え（複数回答）



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

この計画は、子どもたちの幸せを第一に考え、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を果たすことを前提に、地域社会全体で包括的に全ての子どもと子育て家庭の育ちを支援していくことが重要であるとの考えに基づき、第2期計画に引き続き、以下を基本理念とします。



■ 基本理念

子どもが健やかに育ち
子どもとともに親や地域が成長する
子育て支援のまちづくり

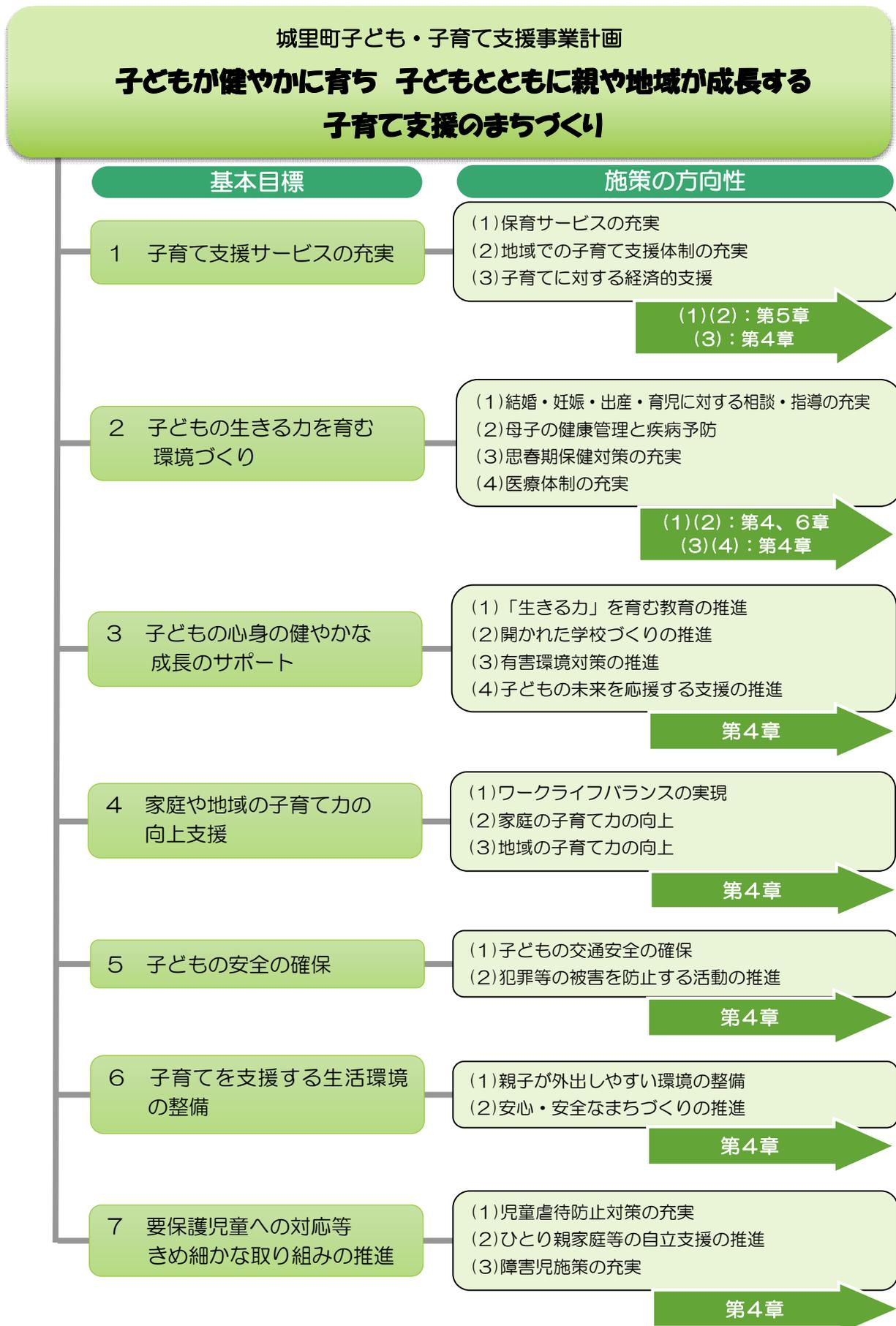
第2節 施策の体系

1 基本的な考え方

計画の推進に際しては、基本理念を踏まえ、以下の基本的な考え方にしたがって、基本目標や個別の施策を展開していきます。

- ①子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭の立場に立ったサービス提供を目指します
- ②子育て家庭が前向きに子育てに取り組むことができるように応援します
- ③多様な家庭のあり方を尊重し、全ての子育て家庭が安心して子育てに取り組むことができるように支援します
- ④地域の全ての人が、自分の立場でできることを行い、子育てを社会全体で支援します

2 施策体系図



第4章 包括的子育て支援施策

第1節 施策の展開

基本目標1 子育て支援サービスの充実

■ 施策の方向性

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実
- (3) 子育てに対する経済的支援

※ 第5章に定めるとおり

(3) 子育てに対する経済的支援

各種手当等を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、以下の事業を推進します。

取り組み	内容	担当課
次世代育成支援金	【出生祝金】 出生により3人目以降の児童を養育することとなった保護者へ、支援金を支給します。 【子育て支援金】 3人目以降で3歳並びに6歳に到達した児童を養育する保護者へ、支援金を支給します。	健康福祉課
保育料完全無償化	全ての児童の保育料を無料とし、今後も継続します。	健康福祉課
在宅育児手当	保育所等を利用せずに生後1年に到達した日の属する月から満3歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある幼児を子育てする保護者に対して月額2万円を支給します。	健康福祉課
給食費無料化	3歳以上の児童及び小中学生の給食費を無料とし、今後も継続します。	健康福祉課 教育委員会事務局
放課後児童クラブ保護者負担軽減	同一世帯の児童が2人以上同時に小学校に就学している場合、保育料の半額、3人目以降は全額免除します。	健康福祉課

取り組み	内 容	担当課
通学費補助事業	<p>城里町に住み、公共交通機関を利用する児童・生徒・学生の保護者に対して、経済的負担を軽減し、城里町における子育て環境の整備を図るため、通学定期券購入代金の一部を予算の範囲内で助成します。</p>	教育委員会事務局
入学等支援金事業	<p>小中学校等入学及び中学校等卒業の際、家庭の経済的負担を軽減するとともに、新生活を祝福し、子どもたちの健全な育成を支援するための支援金として対象の児童生徒1人につき3万円を支給します。</p>	教育委員会事務局
各種手当の支給	<p>【児童手当】 令和6年10月から主な部分として以下の点を変更し、高校終了前(18歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している保護者等に対し、所定の手当を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限の撤廃 ・支給対象年齢の拡大(18歳到達後、最初の3月31日まで) ・第3子以降の支給額増額 ・算定児童の年齢範囲拡充 ・支給回数を年6回に変更 	健康福祉課
	<p>【児童扶養手当】 ひとり親家庭やそれに準ずる状況、DV保護命令を受けた家庭の保護者等に対し、所定の手当を支給します。 公的年金受給者についても、金額により支給を受けられるように、今後も継続します。</p>	健康福祉課
	<p>【出産育児一時金】 国民健康保険の被保険者やその家族が出産した場合に支給します。医療機関への直接支払いも可能になっています。</p>	国保年金課
その他	<p>【城里町住宅新築工事助成金(住宅工事助成)】 定住人口の増加、住宅工事の助成及び地域経済の活性化を図るため町内施工業者を利用し住宅の新築・建替工事のうち一定条件を満たした方について、施主に対し工事費用の助成を行っています。</p> <p>【城里町新築住宅等建設事業補助金(宅地購入補助)】 良好な住環境の促進と未利用地等の有効活用を図るため、住宅を新築または購入し、一定の条件を満たした方について、土地の購入費の一部を補助する事業を実施しています。</p>	まちづくり戦略課

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら、妊産婦や母親、子どもが健康で暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 結婚・妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実
- (2) 母子の健康管理と疾病予防
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 医療体制の充実

※ 第6章に
数値目標を設定

(1) 結婚・妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実

妊娠・出産についての正しい知識の普及を図るとともに、気軽に相談できる場の提供や継続した支援により、不安の軽減と孤立化防止に努めます。

取り組み	内容
出会いの場の創出	マリッジサポーターによる結婚相談会やプロポーズパーティー等を開催し、独身男女への出会いの場の創出に努めます。
妊娠・出産に関する情報提供	妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、小中学校等を対象に、啓発・情報提供に努めます。
結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくり	行政だけでなく地域が一体となった、結婚から育児までを支援する、地域包括的な子育て支援体制の整備を推進します。
母親・両親学級	就業されている妊婦が多く、両親学級対象者数に対して妊娠初期～中期の事業参加者数が一定して少ない現状にありますが、今後とも、出産を控えた母親および父親を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及を図るとともに、親同士の交流・情報交換の場を提供します。
ハイリスク妊産婦訪問指導	妊娠悪阻、妊娠高血圧症候群、妊娠・出産に対する不安を伴う妊産婦の家庭を訪問し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や早期発見に努めます。

取り組み	内 容
乳児家庭全戸訪問事業	第5章－第4節に定めるとおり、実施します。
乳児相談	5～7か月児を対象に、栄養相談・発育相談を実施します。
各種子育て支援教室	離乳食やベビーマッサージ、育児相談等、発達ステージに合わせた子育て支援を展開し、仲間づくりや育児に対する不安の解消に努めます。
こどもの相談会	子どもの身体的・精神的発育状況及び心身の疾病の早期発見や対処方法を一緒に考えていくことを目的として実施します。福祉相談センターの心理判定員と保健師により実施します。
少子化対策への前向きな 気運の醸成	子育て支援による少子化対策を、地域活性化と一体のものと考え、町全体で取り組むべき一連の課題として、啓発していきます。
健診後フォロー教室	主に1歳6か月児、3歳児健診等で、ことばや情緒面に対して不安のある親子を対象に、保育士・保健師等により、継続的に見守り支援していきます。
産後ケア	城里町では産後うつの発症予防を目的としています。今後も安心して子育てが出来るよう、助産婦による産後ケア事業を実施し、産後の体調や育児の不安等の解消に努めていきます。



(2) 母子の健康管理と疾病予防

妊娠・出産期、育児期にいたる母親及び乳幼児の健康が確保されるよう、医療機関と連携しながら疾病予防及び早期発見・早期対応につなげます。

取り組み	内容
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を行います。また、交付時を利用し、妊婦の状況の把握や各種制度・サービス等の情報提供を行います。
妊産婦健康診査	第5章－第4節に定めるとおり、実施します。
乳児健康診査	身体発育の確認及び疾病の早期発見を目的として、1か月児、3～6か月児及び9～11か月児を対象に医療機関における健康診査を実施します。
乳幼児健康診査	1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の成長発達チェック及び親子関係、育児状況等の観察を行い、経過観察が必要な子ども及び家庭に対しては訪問を行います。
乳幼児歯科健診	1歳児、2歳児及び2歳6か月児を対象に、むし歯の予防および早期発見・早期治療に向けた歯科健診、栄養相談、発育相談を行います。
予防接種	B C G、5種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎等の定期予防接種を個別接種で実施します。
乳幼児の事故防止対策	家庭で起こりやすい乳幼児の事故やその防止策、応急処置等の情報提供を行い、乳幼児の事故防止に向けた対策の普及啓発を図ります。
新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害の早期発見や適切な療育のため、聴覚検査を実施します。



(3) 思春期保健対策の充実

思春期の子どもたちが心身の健全な発達への影響等についての正しい知識を習得するとともに、命の大切さを実感できるための取り組みを推進します。

取り組み	内容
思春期保健教育	学校保健において、命の大切さ、性や性感染症、喫煙・薬物乱用による影響等についての正しい知識を習得するための学習機会の充実を図ります。

(4) 医療体制の充実

母子等が安心して必要な医療を受けることができるよう、県および関係機関と連携しながら医療体制の充実を図ります。

取り組み	内容
医療福祉費支給制度	妊産婦、高校卒業までの全ての児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者に対し、必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を助成します。
未熟児養育医療制度	出生体重 2,000 グラム以下、黄疸の治療、多胎出産等に該当し、入院して養育を受ける必要がある未熟児の医療費の一部又は全額を負担します。



基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のサポート

子ども一人ひとりが個性に応じて生きる力を育み、心身ともに健やかに成長していくことができるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 「生きる力」を育む教育の推進
- (2) 開かれた学校づくりの推進
- (3) 有害環境対策の推進
- (4) 子どもの未来を応援する支援の推進

(1) 「生きる力」を育む教育の推進

自ら学ぶ意欲や考える力を身に付け、「生きる力」を育むことができる教育を推進します。

取り組み	内容
確かな学力の定着	教科指導や習熟度別指導等個に応じた指導を推進するとともに、家庭学習の習慣化に努める等、確かな学力の定着を図るための学習指導の改善・充実に努めます。
社会の変化に対応できる力の育成	国際化・情報化社会等社会の変化に対応できるよう、総合学習の時間等を活用しながら、外国語英語指導助手（ALT）やICT（情報コミュニケーション技術）教育、環境教育等の充実に努めます。
豊かな心と健やかな体を育む活動の推進	さまざまな体験・活動を通じて、自然や郷土を愛し、他人を思いやる心を育み、規範意識を身に付ける教育を推進するとともに、児童生徒の基礎体力や運動能力の向上を図ります。
教職員の資質の向上	教職員の専門的な知識や指導力の向上を図るため、校内研修や各種研修の充実に努めます。

取り組み	内 容
いじめ・不登校対策等の充実	<p>教育相談員や県が配置するスクールカウンセラーを活用し、児童・生徒や保護者等の悩みや不安に対する相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室において不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。</p> <p>いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するために、城里町いじめ問題対策連絡協議会等にて対応を協議していきます。</p>
町民交流・職員教育の実施	<p>子どもたちが将来、城里町に住み働く意識を醸成するために、町への愛着や、町で暮らす具体的なイメージや夢を形成することが必要です。実際に町で住み働く人と子どもたちの交流を図るため、職員教育・研修を行い、交流プログラムの実施を推進します。</p>

(2) 開かれた学校づくりの推進

家庭、地域、学校がそれぞれの役割を認識しながら連携し、地域の実情に合った特色ある教育を推進します。

取り組み	内 容
学校運営協議会	<p>地域に開かれた学校づくりを推進するため、令和4年度より学校評議会から学校運営協議会への移行を進め、令和6年度には全校で学校運営協議会を設置し、各校の教育のあり方や運営状況等について意見交換を行い、学校運営の改善に反映させます。</p>
学校施設の開放と活用	<p>スポーツ少年団等の地域活動団体に対し、校庭や体育館等の学校施設を開放します。</p>
外部人材の活用	<p>総合的な学習や部活動等の分野において、さまざまな体験や学習に専門的な知識や技能を持つ地域の人材を社会人講師等として活用します。</p>

(3) 有害環境対策の推進

子どもの心身の健全な成長に悪影響を及ぼす有害環境の排除に努めるとともに、子どもたちが主体的かつ適切な判断ができるための取り組みを推進します。

取り組み	内容
街頭指導活動の推進	地域のイベント等において青少年相談員が巡回し、問題行動の発見、未然防止のための指導を行います。
情報モラル教育の推進	スマートフォンやSNS等のインターネットを利用するうえで必要なルールやマナーを身に付けるとともに、氾濫する情報に対して適切に判断できるための教育を推進します。

(4) 子どもの未来を応援する支援の推進

厚生労働省によれば、日本の子どもの貧困率は11.5%（令和3年）で、17歳以下の子どもの約8人に1人が経済的に困難な状況にあるといわれています。このような環境は経済的困窮だけでなく、学習意欲の低下や自己肯定の欠如といった影響を及ぼし、社会の担い手となる子どもの健やかな成長を妨げ、社会的な損失に繋がるといわれています。

国ではこの対策として教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実・強化を目指しています。

城里町でも、「医療福祉費支給制度」、「豊かな心と健やかな体を育む活動の推進」、「ひとり親家庭等の自立・就業支援」等、子どもが、生まれ育った環境によって教育や多様な体験の機会が得られずに将来の可能性が閉ざされることなく、夢と希望を持って成長していけるための取り組みを推進します。

※貧困率：等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない世帯員の割合

基本目標 4 家庭や地域の子育て力の向上支援

家庭における子育てを第一義とした環境づくりを促進するとともに、地域でのさまざまな交流や体験を通じて子どもが自立心や社会性を育むまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) ワークライフバランスの実現
- (2) 家庭の子育て力の向上
- (3) 地域の子育て力の向上

(1) ワークライフバランスの実現

仕事と生活における時間のバランス（ワークライフバランス）がとれた多様な働き方が実現できる就労環境の改善と男性を含めた働き方の見直しを促進します。

取り組み	内容
就業環境の改善に向けた意識啓発	事業主や地域社会に対して、育児休業制度の取得促進をはじめ、子育て家庭に配慮した就労環境の改善と職場の理解促進に向けた意識啓発を行います。
家庭における男女共同参画意識の高揚	男性が家事や子育て、介護等を積極的に分担できるよう、家庭における男女共同参画意識の高揚に努めます。



(2) 家庭の子育て力の向上

子育てに対する心構えや知識の普及を図るとともに、次代の親となる子どもがさまざまな体験や活動を通じて、子育ての大切さを実感できる機会を創出します。

取り組み	内容
家庭教育に関する学習機会の充実	各学校における家庭教育学級や母子保健事業、公民館等での各種講座等、子育てやしつけ等に関する学習機会の充実を図ります。
次代の親の育成	職業体験等を通じて、将来、家庭を持つことに対するイメージや職業観の醸成を図ります。
ブックスタート事業	家庭での読み聞かせを促進するため、1歳児を対象に絵本2冊をプレゼントしています。

(3) 地域の子育て力の向上

地域におけるさまざまな交流や体験を通じて子どもの自立心や社会性を育むとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を支え見守るまちづくりを推進します。

取り組み	内容
多様な交流・体験機会の充実	高齢者との交流イベントや親子で参加できる講座、スポーツ教室・大会、農業体験等を通じて、地域の中で多様な交流や体験ができる機会の充実を図ります。
関係団体の連携及び活動支援	スポーツ少年団等、子どもの主体的な活動を支える団体との連携した取り組みを推進し、活動の活性化を図ります。
ボランティアの育成と活動の活性化	母子愛育会等の子育て支援ボランティアや、読み聞かせ等生涯学習に関するボランティアへの参加促進と活動支援を行うとともに、積極的な活用に向けた取り組みを推進します。
切れ目ない支援のための人材養成	少子化対策としての子育て支援を行うにあたり、結婚・妊娠・出産・育児において切れ目ない支援を行っていくための人材養成を推進します。

基本目標 5 子どもの安全の確保

子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、地域全体で見守るまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 犯罪等の被害を防止する活動の推進

(1) 子どもの交通安全の確保

交通安全に対する意識啓発等、子どもの交通事故防止に向けた取り組みを推進します。

取り組み	内容
交通安全に対する意識啓発	各学校による交通安全教室の開催を促進し、児童生徒の交通安全に対する意識啓発を図ります。

(2) 犯罪等の被害を防止する活動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯に対する意識醸成を図るとともに、地域全体で見守るための体制づくりと活動の促進を図ります。

取り組み	内容
防犯対策の意識と普及啓発	子どもたち自身による安全・安心マップの作成や情報モラル教育の推進等、犯罪被害に遭わないための対策の普及および意識醸成を図ります。
登下校時の安全確保	「子どもを守る 110 番の家」の設置等、犯罪被害に遭いそうになったときに助けを求められることのできるための取り組みを推進します。合わせて学校や警察等の関係機関と連携し、防犯ブザーの配付や不審者情報を提供します。
防犯パトロール活動の推進	青少年相談員による巡回や防犯連絡員等による防犯パトロール等、地域における防犯パトロール活動を促進します。
子どもの保護及びケアの推進	子どもが被害に遭った場合に、迅速に対応するとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携した相談支援体制を整備します。

基本目標 6 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した生活環境を整備し、安心・安全に暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 親子が外出しやすい環境の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 親子が外出しやすい環境の整備

子ども連れの親子が安心して気軽に外出できるための環境整備と外出先での理解促進に向けた取り組みを推進します。

取り組み	内容
公共施設等におけるバリアフリー化の促進	公共施設等において、段差の解消や多目的トイレの設置等小さな子ども連れでも安心して利用できる設備の整備を推進します。
公園・緑地の整備	職員による遊具の定期点検(年1回)を行っています。 既存公園・緑地については、より利用しやすいよう整備していくとともに、遊具等の安全管理を推進します。 家族でのんびり楽しく過ごせる芝生の公園を町の中心に整備していきます。
親子づれへの理解の促進	子育て家庭に対する町民の理解を促進し、外出先において親子づれを温かい目で見守り、手助けをしていくような意識啓発を行います。



(2) 安心・安全なまちづくりの推進

子育て家庭が安心・安全に暮らしていくことができるよう、事故や犯罪、災害による被害が起きにくい生活環境の整備を推進します。

取り組み	内容
防犯・交通安全設備の整備	安心安全な地域づくりのための環境整備を推進するため、町内の交差点等に防犯カメラを設置しました。 施設の老朽化や劣化が進んでいるため、定期的な点検が必要となります。こうしたことを考慮し、夜間の犯罪防止及び通行の安全確保に向け、防犯灯やカーブミラー・標識等の交通安全設備の設置・整備を推進します。
防災対策の推進	災害時の拠点となる公共施設や学校の耐震化や防災設備の整備・充実を図るとともに、児童生徒への防災教育や防災訓練の実施等による防災意識の啓発を図ります。
教育・保育施設の保全・整備	施設の老朽化や耐震診断等の結果として、子どもたちに危険が及ぶ可能性がある場合には、速やかに設置・整備を推進します。



基本目標 7 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

特別な配慮や支援が必要な子どもや家庭への支援等、個々のニーズに対してきめ細かな取り組みがなされるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

令和6年度から城里町こども家庭センターを開設し、関係機関の連携を強化するためとともに、保護者や町民に対して児童虐待に対する理解を促進し、児童虐待の未然防止および早期発見、早期対応に努めます。

取り組み	内容
要保護児童対策地域協議会	関係機関等によるネットワークを構築し、虐待発生の予防対策や虐待の実態把握及び適切な措置について検討し、子どもの安全確保に努めます。
児童虐待に対する理解の促進	児童虐待の定義や発生要因、発見した場合の通告義務及び通告先等、保護者や町民に対し児童虐待への理解を深める取り組みを推進し、虐待の未然防止と早期発見につなげます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、親子の交流を深めるための取り組みや県が実施する各種事業・制度の周知を図ります。

取り組み	内容
親子すこやか交流事業	ひとり親家庭の親子を対象に、親子の思い出づくりやひとり親家庭同士の交流促進のためのレクリエーション等を行います。
ひとり親家庭等の自立・就業支援	県が実施する日常生活支援や就業支援等の各種事業について、関係団体と連携しながら周知及び利用促進を図ります。
各種制度の周知及び利用促進	国・県が実施する各種手当の支給や資金貸付制度等について、関係団体と連携しながら周知および利用促進を図ります。

(3) 障害児施策の充実

障害のある子どもが地域の中で、個性や能力を生かしながらいきいきと暮らしていくための支援の充実を図ります。

取り組み	内 容
障害児保育事業	保育施設等において障害児を受け入れ、きめ細かな配慮のもとで集団保育を行います。
特別支援教育の充実	ADHD（注意欠如・多動性障害）やLD（学習障害）等特別な支援を必要とする児童・生徒に対するきめ細かな配慮を行うため、教職員の資質向上を図るとともに、特別支援コーディネーターを配置する等支援体制の充実を図ります。
障害福祉サービスの充実	城里町障害者基本計画及び障害福祉計画において定めるところの事業との連携のもと、地域で障害者（児）が自分らしく暮らしていくことができるよう、サービスの充実を図ります。
各種制度・手当の周知	国・県等が実施する各種制度および手当を周知し、利用促進を図ります。
医療的ケア児への支援	圏域の動きも踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討していきます。



第5章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域等の設定

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み(必要利用定員総数)」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとなっています。

城里町では、就学前児童数の減少や施設立地のバランス等を考慮し、全町1区の教育・保育提供区域を設定し、柔軟性のある需給調整を行っていきます。

城里町の教育・保育提供区域における提供状況

提供区域名	区域面積 (k㎡)	認定こども園の数	区域内の 小学校数
城里町	161.8	公立：1 私立：3	5

(令和6年4月現在)



2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、後掲の量の見込みを勘案した上で、事業の性質や実施状況を踏まえ、いずれも全町1区にて需給調整を図ります。

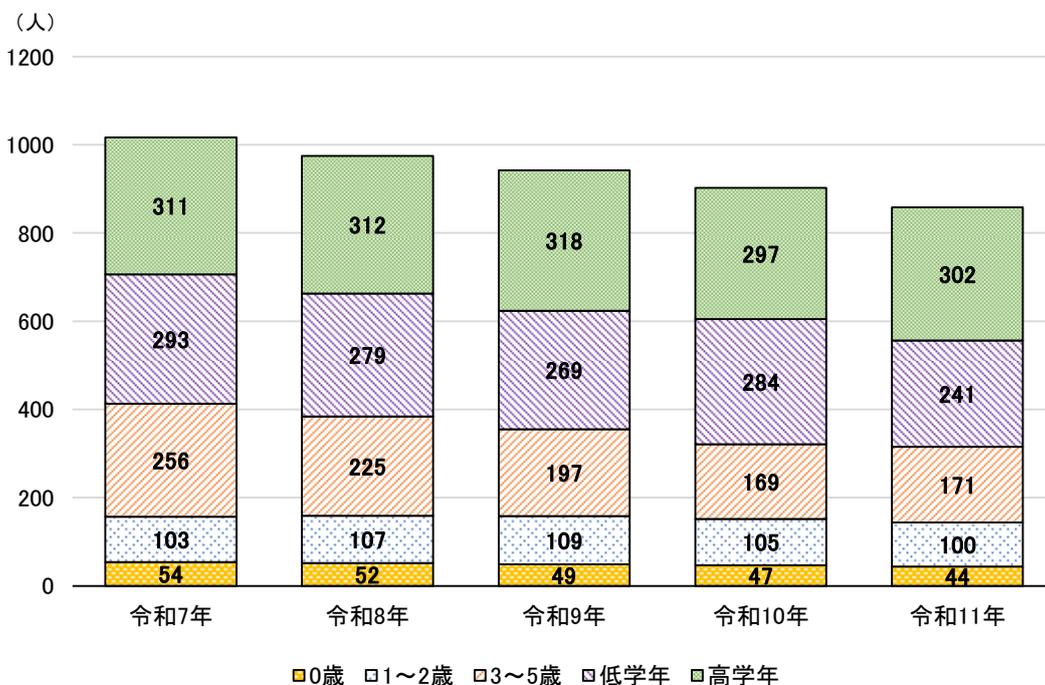
地域子ども・子育て支援事業名
① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
③ 妊婦健康診査事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業
⑥ 子育て短期支援事業
⑦ 一時預かり事業
⑧ 延長保育事業
⑨ 病児・病後児保育事業
⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
⑪ 放課後児童健全育成事業
⑫ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑬ 産後ケア事業
⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑯ 親子関係形成支援事業
⑰ 妊婦等包括相談支援事業
⑱ 児童育成支援拠点事業
⑲ 子育て世帯訪問支援事業

第2節 子どもの人口の見通し

城里町における子どもの将来人口を「コーホート変化率法（指数回帰分析）」で推計すると、令和7年における0歳から11歳までの人口は1,017人ですが、令和11年には858人と、5年間で159人減少が見込まれます。年齢ごとにみると、年によって増減のばらつきはあるものの、いずれも減少傾向にあります。

（単位：人）

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	54	52	49	47	44
1歳	51	55	53	51	48
2歳	52	52	56	54	52
3歳	84	53	54	58	56
4歳	84	86	55	55	59
5歳	88	86	88	56	56
6歳	82	92	88	90	57
7歳	104	82	98	90	92
8歳	107	105	83	104	92
9歳	101	107	105	83	111
10歳	101	103	108	106	84
11歳	109	102	105	108	107
合計	1,017	975	942	902	858



資料：令和2年～令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに算出した推計値。
 ※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策

1 教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。認定区分は、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、国が定める3つの区分（1・2・3号）で認定します。

なお、城里町の小学校就学前の子どもについては、認定こども園、保育園の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で認定します。

また、2号認定と3号認定については、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）及び保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分で保育必要量を認定します。

■認定区分

区分 / 対象			提供施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で幼稚園の利用希望が強い家庭	幼稚園、認定こども園
		共働き家庭等	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育園、認定こども園 地域型保育施設

■保育必要量

	保育を必要とする（保育必要量）		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （おおむね4～5時間）
		保育短時間利用（8時間）		

- ・標準時間認定：主にフルタイムの就労（1か月120時間以上）を想定
- ・短時間認定：主にパートタイムの就労（1か月48時間以上120時間未満）を想定

町内に居住する子どもの幼稚園、保育所（園）、認定こども園の利用者数の見込量は以下のとおりです。

2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の現状

城里町には、公立認定こども園が1カ所、私立認定こども園が3カ所あります。

■認定こども園

	運営	認可定員（利用定員）	開園時間
ななかい こども園 (保育所型)	公立	1号認定 10人(10人) 2号・3号認定 30人(30人)	平日 7:00~18:30 土曜 7:00~18:30 教育標準時間 9:00~14:00 (18:30 まで預かり保育あり) 保育短時間 9:00~17:00 保育標準時間 7:00~18:00
認定こども園 常北保育園 (保育所型)	社会福祉法人	1号認定 25人(15人) 2号・3号認定 110人(110人)	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 教育標準時間 8:30~13:30 (19:00 まで預かり保育あり) 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00
みどり こども園 (幼保連携型)	社会福祉法人	1号認定 30人(15人) 2号・3号認定 90人(90人)	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00 教育標準時間 8:30~13:30 (19:00 まで預かり保育あり) 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00
認定こども園 桂幼稚園 (幼保連携型)	学校法人	1号認定 100人(35人) 2号・3号認定 75人(70人)	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 教育標準時間 9:00~14:00 (19:00 まで預かり保育あり) 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00

※定員はいずれも令和6年4月現在



3 量の見込み

児童数の推計値と「第3期城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」結果、実績値に基づき、教育・保育の量の見込み（必要となる利用定員総数）を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

■教育・保育の量の見込み

（単位：人）

区分	実績						
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
1号認定	46	45	41	36	32	32	
2号認定	202	194	176	154	135	139	
3号認定	0歳	27	45	45	42	42	39
	1歳	41	47	53	51	50	48
	2歳	61	48	50	54	53	52
	小計	129	140	148	147	145	139
合計	377	379	365	337	312	310	

※実績欄の令和6年度の数値は3月末見込みです

用語の説明

1～3号とは、子ども子育て支援法第19条に定められた「保育の必要性」の認定区分。市町村が、保護者からの申請を受け、1～3号の区分に認定を行い、利用施設を調整・決定し、給付を支給する。

1号：1号認定児童のこと。3～5歳の教育を希望する児童。

（幼稚園利用者）

2号：2号認定児童のこと。3～5歳の保育の必要性のある児童。

（保育所（園）利用者、あるいは幼稚園+預かり保育利用者）

3号：3号認定児童のこと。0～2歳の保育の必要性のある児童。

（保育所（園）利用者、あるいは地域型保育利用者）

また、0～2歳の児童を対象とする以下の4事業が、児童福祉法の中で地域型保育事業と位置づけられ、市町村における確保方策に加えてよいこととされています。

小規模保育：利用定員6人以上19人以下の保育事業。施設もしくは保育者の居宅で実施。

家庭的保育：利用定員5人以下の保育事業。保育者の居宅で実施。

居宅訪問型保育：基本的に児童一人に対し保育者一人。児童の居宅を訪問し保育を行う。

事業所内保育：事業所内の託児所などに、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設け、保育を行う事業。規模に応じ、地域枠は異なる。

4 確保の方策

1 (1) 保育サービスの充実

「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

(1) 教育・保育施設

		児 童 数						
		1号	2号	3号	3号内訳			
					0歳	1歳	2歳	
令和7年度	量の見込み ①	45	194	140	45	47	48	
	提供体制②	特定教育・保育施設	65	182	118	22	43	53
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	20	-12	-22	-23	-4	5		
令和8年度	量の見込み ①	41	176	148	45	53	50	
	提供体制②	特定教育・保育施設	65	182	118	22	43	53
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	24	6	-30	-23	-10	3		
令和9年度	量の見込み ①	36	154	147	42	51	54	
	提供体制②	特定教育・保育施設	55	164	106	20	40	46
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	19	10	-41	-22	-11	-8		
令和10年度	量の見込み ①	32	135	145	42	50	53	
	提供体制②	特定教育・保育施設	55	164	106	20	40	46
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	23	29	-39	-22	-10	-7		
令和11年度	量の見込み ①	32	139	139	39	48	52	
	提供体制②	特定教育・保育施設	55	164	106	20	40	46
		特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足②-①	23	25	-33	-19	-8	-6		

(2) 教育・保育施設の現状と計画期間の方針

ア 現状

現状では、ななかいこども園（保育所型）、認定こども園常北保育園（保育所型）、みどりこども園（幼保連携型）、認定こども園桂幼稚園（幼保連携型）の4園が開園しています。

イ 計画期間（令和7～11年度）の方針

今後、子どもの数は年々減少していく推計となっていますが、女性の労働力率が高い水準で推移していることから、保育ニーズに大幅な減少はないと見込まれます。

利用定員の見直し等により、ニーズ量は段階的に確保できる見込みで、待機児童0を維持します。

(3) 特定地域型保育事業

ア 家庭的保育事業

0～2歳児を受け入れ、家庭的保育者の居宅、その他の場所で、保育所と連携しながら行われる小規模の異年齢保育で、定員は5人以下です。

イ 小規模保育事業

0～2歳児を対象とした、利用定員6人以上19人以下の保育施設です。

ウ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。

エ 事業所内保育事業

事業主が、主として事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する保育施設を、企業内又は事業所の近辺等に設置・運営する事業です。

オ 現状と計画期間の方針

① 現状

該当事業がありません。

② 計画期間（令和7～11年度）の方針

事業者からの申請があった場合には、需要の状況に応じて設置します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 地域子ども子育て支援事業（19事業）の概要

事業名	概要
(1) 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
(2) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センター等。
(3) 妊婦健康診査事業（妊婦に対して健康診査を実施する事業）	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
(5) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。
(6) 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
(7) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。幼稚園在園児対象のもの（幼稚園型）と未就園児対象のもの（一般型）がある。
(8) 延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を実施する事業。
(9) 病児・病後児保育事業	病気あるいは病みあがりの児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
(11) 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	認定こども園及び保育園等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間帯等で利用できる事業。

事業名	概要
(13) 産後ケア事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業。
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※1	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所（園）等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ※1	幼稚園、保育所（園）等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）等の設置又は運営を促進するための事業。
(16) 親子関係形成支援事業 ※1	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。保護者同士が悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。
(17) 妊婦等包括相談支援事業 ※2	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業。
(18) 児童育成支援拠点事業 ※2	養育環境等に課題を抱える学齢期の子どもに対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業。
(19) 子育て世帯訪問支援事業 ※2	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

※1 令和4年改正児童福祉法施行に伴いない創設された事業

(14) (15) (16) 努力義務（児童福祉法 第二十一条の十の二）※令和7年4月1日施行

※2 令和7年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設

(17) 努力義務（児童福祉法 第二十一条の十の二）※令和7年4月1日施行

(18) 【制度化】（児童福祉法 第三十四条の十五）※令和7年4月1日施行

(18) 【給付化】（子ども・子育て支援法 第三十条の十二）※令和8年4月1日施行

(19) 努力義務（母子保健法 第十七条の二第一項）※令和7年4月1日施行



2 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 利用者支援事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な事業です。城里町では、令和6年度から城里町こども家庭センターを開設しています。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)		1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	基本型	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0				
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値 (か所)	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関					0
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	0
	こども家庭センター型					1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	1,000	950	885	830	780
確保方策（か所）	3	3	3	3	3

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人回）	1,277	1,156	1,150	1,104	1,041
実績値（か所）	3	3	3	3	3

(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 1 (3) 子育てに対する経済的支援 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

安全な分娩と健康な児の出生を目的に、妊婦健康診査の費用を負担し定期検診を促す事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	805	869	837	789	757
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人回） ※令和6年度：3月末見込み	962	1,505	1,462	1,110	742

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実
2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	50	50	50	50	50
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人) ※令和6年度:3月末見込み	44	43	41	34	55

(5) 養育支援訪問事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実
2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人) ※令和6年度:3月末見込み	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2事業から構成されます。

ア 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由で子どもの養育が一時的に困難になった場合や育児不安・育児疲れ・慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に保護する事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		5	5	5	5	5
確保方策	延べ人数（人）	15	15	15	15	15
	確保方策（か所）	3	3	3	3	3

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	延べ人数（人）	0	0	0	0	6
実績値	施設数（か所）	0	0	0	0	3

イ 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		5	5	5	5	5
確保方策	延べ人数（人）	15	15	15	15	15
	確保方策（か所）	3	3	3	3	3

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
実績値	施設数（か所）	0	0	0	0	0

(7) 一時預かり事業

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点等において必要な保育を行う事業です。

ア 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		460	430	400	375	350
確保方策	延べ人数（人）	500	500	500	500	500
	確保方策（か所）	4	4	4	4	4

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人）	148	143	153	362	479

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		2,355	2,355	2,350	2,350	2,345
確保方策	延べ人数（人）	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	確保方策（か所）	1	1	1	1	1

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人）	2,580	2,472	1,101	1,224	2,460

(8) 延長保育事業

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、認定こども園・保育園等で通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)		150	140	130	120	110
確保方策	延べ人数 (人)	225	225	225	225	225
	確保方策 (か所)	4	4	4	4	4

<参考>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値 (人) ※令和6年度：3月末見込み	117	257	191	215	156



(9) 病児・病後児保育事業

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

子どもが病氣中や病氣からの回復期にあって、家庭で保育ができないときに、専任看護師等を配置し、保育所等に付設された専用スペースにおいて保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み (人)	体調不良児	510	475	450	400	375	
	病後児	30	30	30	30	30	
確保方策	合計	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	
	体調不良児対応型	延べ人数 (人)	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130
		施設数 (か所)	2	2	2	2	2
	病後児保育	延べ人数 (人)	30	30	30	30	30
施設数 (か所)		1	1	1	1	1	

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値 (人) ※令和6年度: 3月末見込み	体調不良児	180	178	337	446	534
	病後児	0	0	0	0	0



(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

- | |
|----------------------|
| 1 (1) 保育サービスの充実 |
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |

乳幼児や小学生の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	10	10	10	10	10
確保方策（人回）	10	10	10	10	10

<参考>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人） ※令和6年度： 3月末見込み	未就学児	0	0	42	6	11
	就学児	14	16	43	22	13



(11) 放課後児童対策

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後における児童の健全な育成と子育て支援を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(実人数)		245	241	241	237	235
小1～3		160	156	156	153	150
	小1	65	66	69	70	70
	小2	55	55	54	53	53
	小3	40	35	33	30	27
小4～6		85	85	85	84	85
	小4	33	32	32	31	31
	小5	30	30	29	28	28
	小6	22	23	24	25	26
登録児童数		270	270	270	270	270
施設数(か所)		8	8	8	8	8

ア 放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、安心・安全な居場所を提供するとともに、遊び等を通じて児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
待機児童数(人)	0	0	0	0	0
支援の単位数(クラス)	8	8	8	8	8
放課後児童 支援員人数(人)	14	14	14	14	14

イ 放課後子ども教室事業

放課後に小学校の空き教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、遊びや勉強、体験活動等の取り組みを実施する事業で、希望する全ての児童が参加することができます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施個所数(か所)	3	3	3	3	3
うち放課後児童クラブとの 連携か所数(校内交流 型・連携型)(か所)	1	1	1	1	1

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

1 (1) 保育サービスの充実
1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

認定こども園及び保育園等に通っていない0歳6カ月以上、満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間帯等で利用できる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	0	3	3	3	3
確保方策（人）	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
施設数（か所）	0	1	1	1	1

(13) 産後ケア事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実
2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	10	10	10	10	10
確保方策（人回）	10	10	10	10	10

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- | |
|----------------------|
| 1 (1) 保育サービスの充実 |
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 2 (3) 子育てに対する経済的支援 |

町が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費等は実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	需要あり	需要あり	需要あり	需要あり	需要あり
確保方策	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- | |
|----------------------|
| 1 (1) 保育サービスの充実 |
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	需要あり	需要あり	需要あり	需要あり	需要あり
確保方策	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する

(16) 親子関係形成支援事業

- | |
|-------------------------|
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実 |

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。保護者同士が悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人回)	10	10	10	10	10
確保方策 (人回)	10	10	10	10	10

(17) 妊婦等包括相談支援事業

- | |
|-------------------------|
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実 |

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	50	50	50	50	50
確保方策（人回）	50	50	50	50	50

(18) 児童育成支援拠点事業

- | |
|------------------------|
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 5 (2) 犯罪等の被害を防止する活動の推進 |
| 6 (2) 安心・安全なまちづくりの推進 |

養育環境等に課題を抱える学齢期の子どもに対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。今後、実施に向けた対策を検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	0	0	0	0	0
確保方策（人回）	0	0	0	0	0

(19) 子育て世帯訪問支援事業

- | |
|-------------------------|
| 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実 |
| 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実 |

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	30	30	30	30	30
確保方策（延べ人数）	30	30	30	30	30

3 その他の推進方策

(1) 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設等の計画的な整備を図ります。

(2) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進

城里町では、保育所型・幼保連携型認定こども園があり、子どもたちが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育の一体的提供を行っています。今後も、認定こども園における保護者の行事参加や各種活動の円滑化を図るため、就労の有無、利用時間の長短にかかわらず、保護者が相互に理解し連携できる環境づくりを支援します。

(3) 質の高い教育・保育の推進

① 認定こども園・保育園と小学校との円滑な接続の推進

小学校入学にあたり子どもや保護者が抱く期待や不安に対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から、認定こども園、保育園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

② 職員の連携、質の向上に対する支援

施設間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

また、認定こども園、保育園及び城里町で情報を共有し、協力体制を構築する等、相互連携に努めます。

(4) 外国人の子どもへの支援・配慮

教育・保育施設等において外国人幼児や両親が国際結婚の幼児等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう理解と配慮の促進に努めます。

第 6 章 母子保健関連事業

1 目標事業量の設定及び目標

		現状事業量 令和 5 年度	目標事業量 令和 11 年度
基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり			
(1) 結婚・妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実			
①	母親・両親学級	3 回/年	継続
②	ハイリスク妊産婦訪問指導	実施	継続
③	こんにちは赤ちゃん事業	実施率 100%	実施率 100%
④	乳児相談	受診率 98.0%	受診率 99%
⑤	すくすくベビー	2 回/月	継続
⑥	離乳食教室	4 回/年	継続
⑦	つどいのひろば	1 回/月	継続
⑧	にこにこひろば	1 回/月	継続
⑨	おむすびころりんくらぶ	1 回/月	継続
⑩	こどもの相談会	3 回/年	継続
⑪	ことばの相談会	4 回/年	継続
⑫	プレイルーム開放	週 5 回	継続
⑬	母子愛育会の活動支援	実施	継続
(2) 母子の健康管理と疾病予防			
①	母子健康手帳の交付	届出割合 95.5% (妊娠 11 週までの交付)	届出割合 98% (妊娠 11 週までの交付)
②	妊婦健康診査	受診率 83.6%	受診率 85%
③	産婦健康診査	受診率 83.0%	受診率 85%
④	乳児健康診査	受診率 78.4%	受診率 80%
⑤	1 歳 6 カ月健康診査	受診率 89.0%	受診率 100%
⑥	3 歳児健康診査	受診率 94.0%	受診率 100%
⑦	乳幼児歯科健康診査 (1~2 歳 6 か月の平均)	受診率 87.7%	受診率 100%
⑧	予防接種	受診率 96.4% (1 歳 6 か月までに 4 種混合、 麻しん・風しんの予防接種を 終了している者の割合)	受診率 99% (1 歳 6 か月までに 5 種混合、 麻しん・風しんの予防接種を終 了している者の割合)
⑨	乳幼児の事故防止対策	実施	継続
(3) 思春期保健対策の充実			
①	思春期健康教室	1 回/年(各小中学校で実施)	継続
(4) 医療体制の充実			
①	救急・医療に関する情報提供	実施	継続
②	未熟児養育医療制度	実施	継続

2 母子保健調査必須問診項目として把握する指標

(独自の問診項目も含む)

指標名	調査対象者・目標値						
	現行水準 (令和5年度)	3・4 か月	目標値	1歳 6か月	目標値	3歳	目標値
妊娠・出産について満足している者の割合	88.2%	○	90%	—	—	—	—
妊娠中に歯科健診(治療を除く)の受診率	35.3%	○	40%	—	—	—	—
妊娠中の妊婦の喫煙率	5.9%	○	0%	—	—	—	—
育児期間中の両親の喫煙率	父 53.4%	○	父 20%	○	父 20%	○	父 20%
	母 9.7%		母 4%		母 4%		母 4%
妊娠中の妊婦の飲酒率	0.0%	○	0%	—	—	—	—
仕上げ磨きをする親の割合	73.6%	—	—	○	80%	—	—
出産後1か月時の母乳育児の割合	11.8%	○	30%	—	—	—	—
1歳6か月までに4種混合、麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合	98.0%	—	—	○	99%	—	—
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	97.1%	○	100%	○	98%	○	98%
積極的に育児をしている父親の割合	64.3%	○	65%	○	65%	○	75%
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	49.1%	—	—	○	65%	—	—
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3・4か月 97.0%	○	98%	○	74%	○	70%
	1歳6か月 73.6%						
	3歳 69.6%						
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	66.9%	○	95%	○	95%	○	95%
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	90.1%	○	95%	○	99%	○	95%
子どもを虐待していると思われる親の割合	3・4か月 2.9%	○	0%	○	0%	○	0%
	1歳6か月 1.8%						
	3歳 5.7%						
乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	100.0%	○	100%	—	—	—	—

現行水準：健やか親子21アンケート調査
※城里町令和5年度データ

第7章 計画の推進

1 分野別の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、親は次代を担う子どもを育ていく第一義的責任を負っており、その役割は重大です。

親は、子どもを養育する主体者である自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていくことに努めます。

(2) 学校及び児童福祉施設等の役割

学校、認定こども園、保育園、児童館等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を持っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや子育て支援の拠点としての役割を展開します。

(3) 事業所の役割

少子化が進む中、ワークライフバランスを実現させるため、事業所にとっても避けて通れない課題であり、働く人が仕事と子育てを両立させ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めます。

(4) 町民及び地域自治組織等の役割

町民や地域自治組織等は、子育てを地域全体で担わなければならないことを共有し、日常のふれあいを通じて子どもが豊かな人間関係を身に付け、社会の一員としての自覚ができるよう、それぞれの個人や団体が持つ特性、専門的機能や技術を発揮して、家庭の子育てを応援する役割を積極的に果たすよう努めます。

(5) 町の役割

国、県との緊密な連携のもとに、全ての子どもが健やかに生まれ育つ環境と、子どもの自立を実現するため、サービスの質の確保や人材のスキルアップを図る中で、町民・家庭・認定こども園・保育園・学校・地域自治組織・事業所等の調整役として、各施策を総合的・計画的に展開します。

2 推進体制等の整備

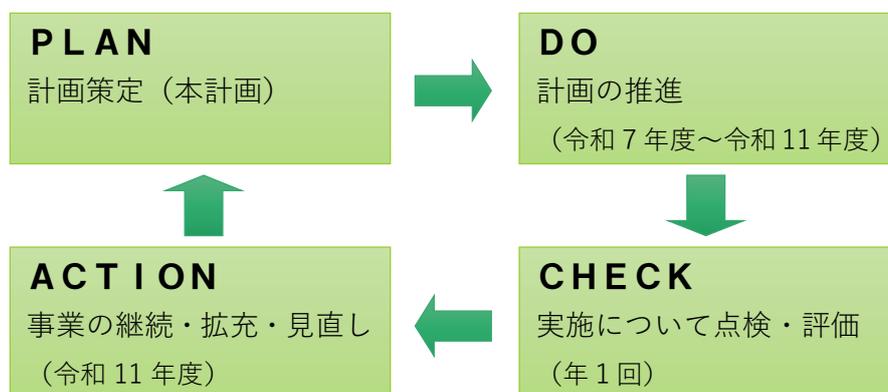
(1) 関係機関・団体及び住民との連携

本計画は、国や県との連携や協力はもちろん、各関係機関及び町民の参画による協力システムの充実を図り、行政の持つさまざまなノウハウを関係各団体等と共有し、総合的な施策の実現を図るものとします。

(2) 実施状況の点検・評価

本計画の実現に向けて、子ども、家庭の要望や地域環境の変化に応じて適宜見直しを図る必要があります。このため、子ども・子育て審議会において、計画の実施状況を点検し評価します。

また、評価に伴い、事業計画の検討や見直しを行います。



※PDCAサイクル：政策の策定から見直しまでを一貫し、円滑に進めるための手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、政策実行を継続的に改善し、次期の政策策定等へ反映させる。

(3) 関連分野に関する施策や事業の調整

本計画の実現に向けて、関連施策や事業を横断的に調整し、他職種・他制度による課題解決を目指します。

また、施策を総括する部署により、本計画の進捗状況を把握し、事業が効果的に実施されるよう配慮します。

(4) 情報提供体制の充実

本計画は、子どもの育ちや家庭に理解と関心を持ち、町民をはじめ地域や関係団体等社会全体が連携して支援をしていこうとするものです。

このため、本計画の内容を広く町民に理解してもらうために、町広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図っていきます。

(5) 庁内推進体制の整備

本計画の進捗状況については年度ごとに把握し、計画を総合的に推進するため庁内担当会議を開催します。

(6) 事業計画進捗状況の評価と公表等

本計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。



資料編

1 城里町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 13 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、城里町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和5年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和6年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定委員

城里町子ども・子育て会議委員

令和7年3月現在

	機関・団体名	氏名
1	城里町議会議長	三村 孝信
2	城里町教育委員会教育長	添田 智
3	認定こども園 常北保育園長	瀬谷 豊彦
4	みどりこども園長	大澤 若葉
5	認定こども園 桂幼稚園長	小山 智大
6	城里町民生委員・児童委員協議会代表 (主任児童委員)	石川 渡
7	児童クラブ代表 (石塚開放学級支援員)	鈴木 真智子
8	城里町学校長会会長 (石塚小学校長)	海老根 祐一
9	ななかいこども園長	祐川 美穂

第3期 城里町
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

【発行・編集】

城里町 健康福祉課

〒311-4391

茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428-25

TEL 029-353-7265 FAX 029-288-6819

報告第20号

第3期

城里町健康づくり計画

健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画

2025年3月

城 里 町

はじめに

近年、我が国では医療技術の進歩、生活環境の改善が加速的に進んだことにより世界有数の長寿国となっております。

本町では、2020年度に「第2期城里町健康づくり計画」を策定し、2024年度までの5年間の計画期間として、本計画の基本理念である「生涯を通じて健康で元気に安心して暮らせるまち」を目指し、健康づくりを進めてまいりました。

本計画は町民一人ひとりが幸せを感じ、住み慣れた地域で心身ともに健康で健やかに暮らせる町づくりの実現を基盤とし、町民と行政が一体となって健康づくりを進める計画となります。

城里町では子どもからお年寄りまで、全世代が健康で安心して暮らしていける「元気な町」を目指してまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました「城里町健康づくり計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を多数いただきました関係各位並びにアンケート調査、パブリックコメントなどにご協力いただいた町民の皆様に心から感謝を申し上げます。



2025年3月

城里町長 上遠野 修

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の概要と位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の推進体制.....	2
第2章 健康づくりにおける現状と課題	2
1. 基礎データからみた現況.....	3
(1) 人口の推移と高齢化の予測.....	3
(2) 死亡原因の状況.....	5
(3) 平均寿命の状況.....	10
(4) 主要疾患・受療率*の状況.....	15
(5) 要支援・要介護認定者の状況.....	17
(6) 特定健康診査の状況.....	18
2. 第2期健康づくり計画の目標値達成状況.....	20
第3章 健康づくり計画	24
1. 基本理念とめざすべき方向性.....	24
2. 施策の体系.....	25
第4章 健康増進計画	26
1. 健康習慣づくり.....	27
2. 身体活動・運動.....	33
3. 休養・こころの健康づくり.....	38
4. 喫煙・飲酒.....	43
5. 健康管理.....	48
6. 疾病予防対策.....	53
(1) 循環器疾患予防の目標と目標達成のための取組.....	57
(2) 糖尿病予防の目標と目標達成のための取組.....	58
(3) がん予防等の目標と目標達成のための取組.....	59
7. 医療等の提供体制.....	61
第5章 食育推進計画（栄養・食生活）	64
1. 食育を通じた食習慣の形成と健康づくり.....	64
2. 地域の食文化と地産地消.....	68
3. 食育を広げる環境づくり.....	70

第6章 歯科保健計画（歯と口腔の健康）	73
1. 歯科疾患の予防.....	73
2. ライフステージにおける歯と口腔の健康の維持・向上.....	76
第7章 計画の指標項目及び目標値	80
1. 健康増進計画の指標項目及び目標値（2029年度）	80
(1) 健康習慣づくり.....	80
(2) 身体活動・運動.....	80
(3) 休養・こころの健康づくり.....	80
(4) 喫煙・飲酒.....	80
(5) 健康管理.....	81
(6) 疾病予防対策.....	81
(7) 医療等の提供体制.....	82
2. 食育推進計画の指標項目及び目標値（2029年度）	83
(1) 食育を通じた食習慣の形成と健康づくり.....	83
(2) 地域の食文化と地産地消.....	84
(3) 食育を広げる環境づくり.....	84
3. 歯科保健計画の指標項目及び目標値（2029年度）	85
(1) 歯科疾患の予防.....	85
(2) ライフステージにおける歯と口腔の健康の維持・向上.....	85
第8章 ライフステージにおける取組	86
1. 乳幼児期⇒学童・思春期.....	86
(1) 健康増進計画.....	86
(2) 食育推進計画.....	86
(3) 歯科保健計画.....	87
2. 青年期⇒壮年期⇒高齢期.....	88
(1) 健康増進計画.....	88
(2) 食育推進計画.....	90
(3) 歯科保健計画.....	90
資料編	91
1. 城里町健康づくり計画策定委員会設置要綱.....	91
2. 城里町健康づくり計画策定委員会委員名簿.....	93

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国においては少子高齢化や疾病構造の変化が進行しており、社会保障費の増大や生活習慣病の増加が課題となっています。

健康でいつまでも暮らせるためには、一人一人が健康づくりに取り組むことに加え、地域や企業が個人の健康を考えることも重要です。

国においては、国民の健康づくり対策を目的とした「健康日本 21」を、県においては、県民が健康で明るく元気に暮らせる社会の実現を目的とした「健康いばらき 21 プラン」を策定しています。

城里町においては 2015 年度に健康増進計画と食育推進計画、歯科保健計画を一体化した「城里町健康づくり計画」を策定し、2020 年度に「第2期城里町健康づくり計画」を策定しました。

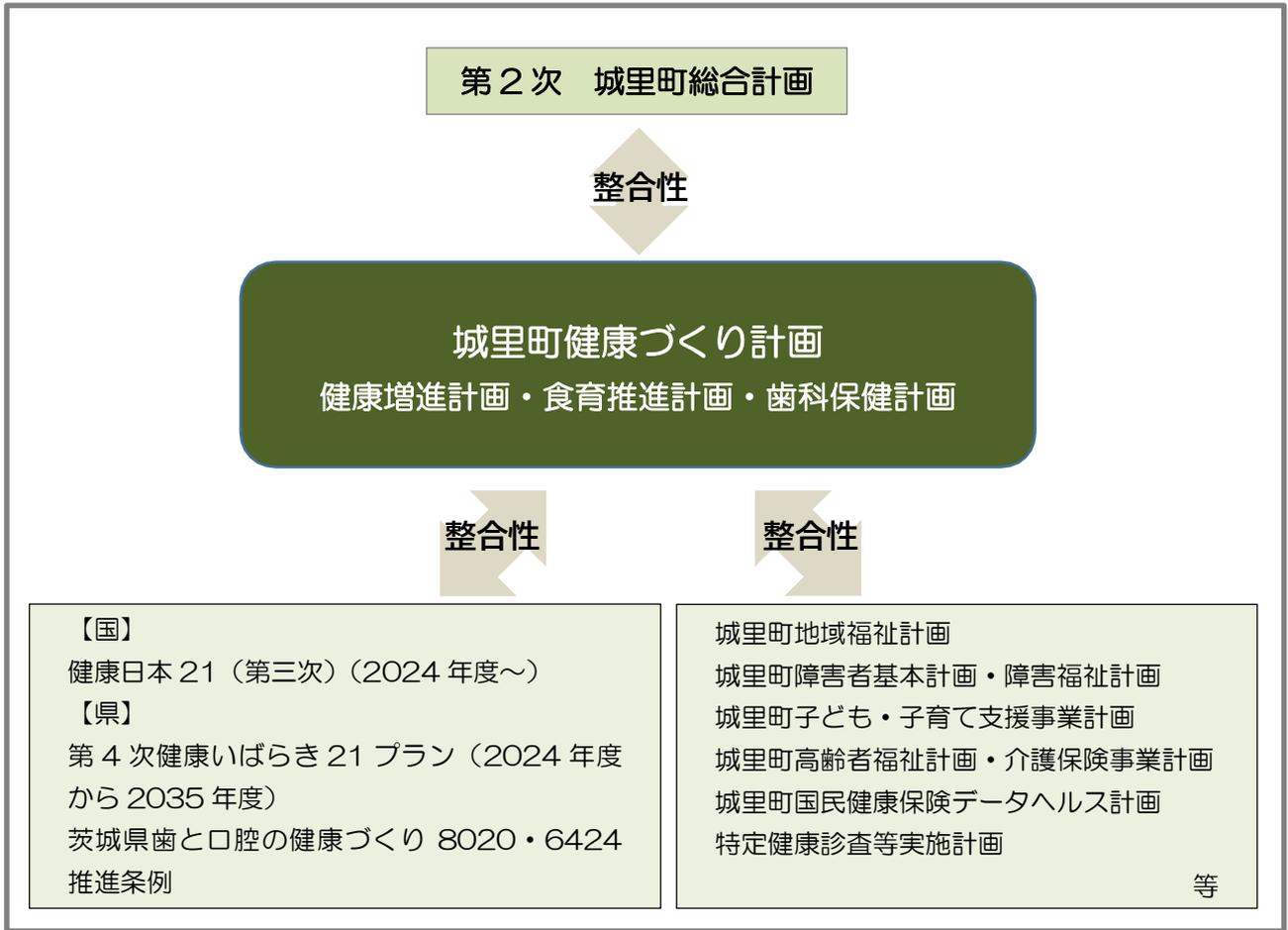
この度、「第2期城里町健康づくり計画」が計画期間満了となるため、「第3期城里町健康づくり計画」を策定しました。

2. 計画の概要と位置づけ

「第3期城里町健康づくり計画」は、3つの計画を一体化した計画です。

計画名	概要
健康増進計画	健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画として、国・県計画の趣旨を踏まえつつ、城里町の特性を加味した計画を策定するものです。
食育推進計画	食育基本法第18条及び「茨城県食育推進基本計画」を踏まえた策定とするものです。
歯科保健計画	歯科口腔保健の推進に関する法律、「茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例」第10条に基づき策定するものです。

本計画は、国の「健康日本 21（第三次）」、県の「第4次 健康いばらき 21 プラン」や「茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例」、町の最上位計画である「第2次総合計画」やその他の関係計画との整合性を図りながら推進していく計画です。



3. 計画の期間

本計画の期間は 2025 年度から 2029 年度までの5か年とし、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、適切に見直すものとします。

4. 計画の推進体制

本計画では、町民・町・関係機関との相互連携によって、健康づくりに向けた取組を推進してまいります。

第2章 健康づくりにおける現状と課題

第2章 健康づくりにおける現状と課題

1. 基礎データからみた現況

(1) 人口の推移と高齢化の予測

城里町の人口は減少を続け、2024年1月1日現在では18,079人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合が大きく減少し、2015年の国勢調査では9.9%と10%を割り、2024年1月1日現在では8.0%となっています。一方、65歳以上の老年人口の割合は大きく増加し、2015年の国勢調査では31.6%と30%を超え、2024年1月1日現在では39.6%となり、町民のほぼ4割が高齢者となっています。

■年齢3区分別人口の推移

区分	2005年	2010年	2015年	2020年	2024年
年少人口 (0～14歳)	3,152	2,520	1,970	1,559	1,449
	13.7%	11.7%	9.9%	8.6%	8.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	14,165	12,991	11,561	9,746	9,475
	61.6%	60.5%	58.4%	53.9%	52.4%
老年人口 (65歳以上)	5,676	5,979	6,260	6,774	7,155
	24.7%	27.8%	31.6%	37.4%	39.6%
総人口	22,993	21,491	19,800	18,097	18,079

資料：2020年までは国勢調査（総務省）各年10月1日現在
2024年は住民基本台帳人口（総務省）各年1月1日現在

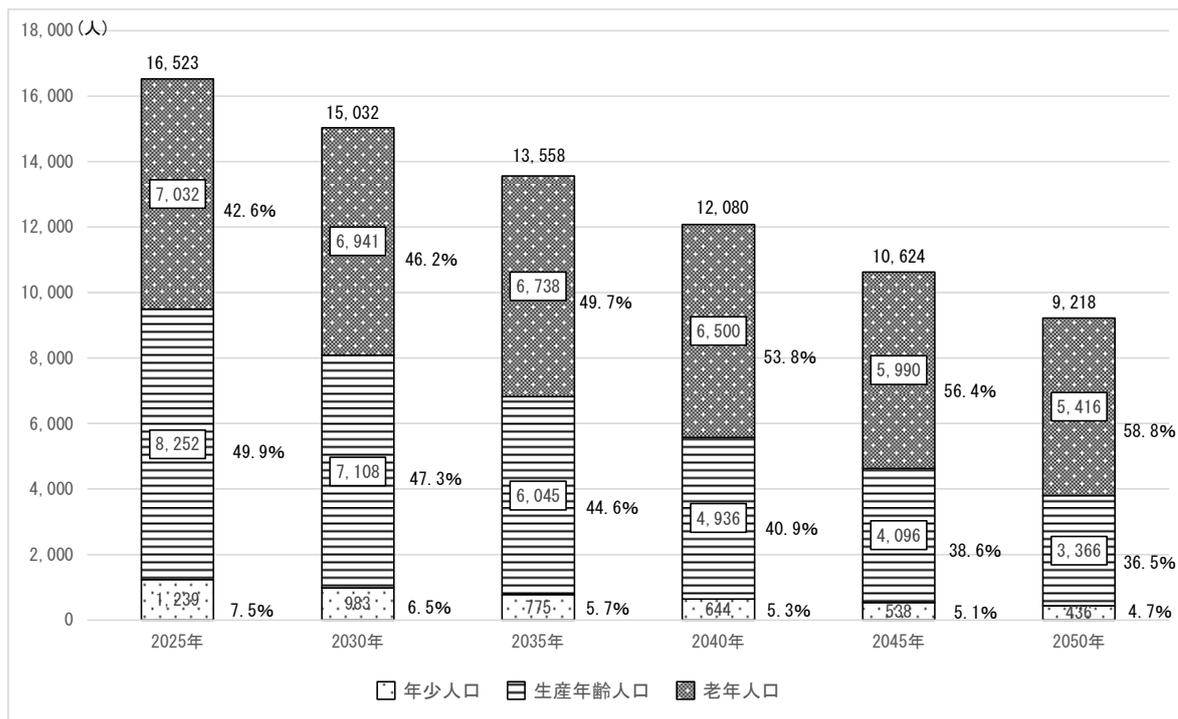
参考：茨城県の2024年1月1日現在の年少人口割合11.1%、生産年齢人口割合58.7%、

老年人口割合30.1%

全国の2024年1月1日現在の年少人口割合11.5%、生産年齢人口割合59.7%、

老年人口割合28.8%

■国立社会保障人口問題研究所推計による年齢3区分別人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所によると、城里町の人口は20年後の2045年には10,624人と推計され、20年前からの人口減少率に比較して20年後の人口減少率が大きくなっています。また、2050年の年少人口の割合は4.7%、生産年齢人口の割合は36.5%、老年人口の割合は58.8%と推計され、町民の2人に1人以上が高齢者となる「超少子高齢社会」になることが予測されます。

本町は既に、2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、今後、高齢者の中での高齢化がさらに進むことから、町民と一体となった健康づくりをさらに推進する必要があります。

■国立社会保障・人口問題研究所の推計による年齢3区分別人口の推移

区分	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
年少人口 (0～14歳)	1,239 7.5%	983 6.5%	775 5.7%	644 5.3%	538 5.1%	436 4.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	8,252 49.9%	7,108 47.3%	6,045 44.6%	4,936 40.9%	4,096 38.6%	3,366 36.5%
老年人口 (65歳以上)	7,032 42.6%	6,941 46.2%	6,738 49.7%	6,500 53.8%	5,990 56.4%	5,416 58.8%
総人口	16,523	15,032	13,558	12,080	10,624	9,218

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2023年推計）

(2) 死亡原因の状況

城里町の死亡数は、増減しながら推移し、2023年では342人となっています。人口千対死亡率は2019年から2021年までは大きな変化は見られませんでした。2022年で18.7%、2023年では19.0%と高くなっています。

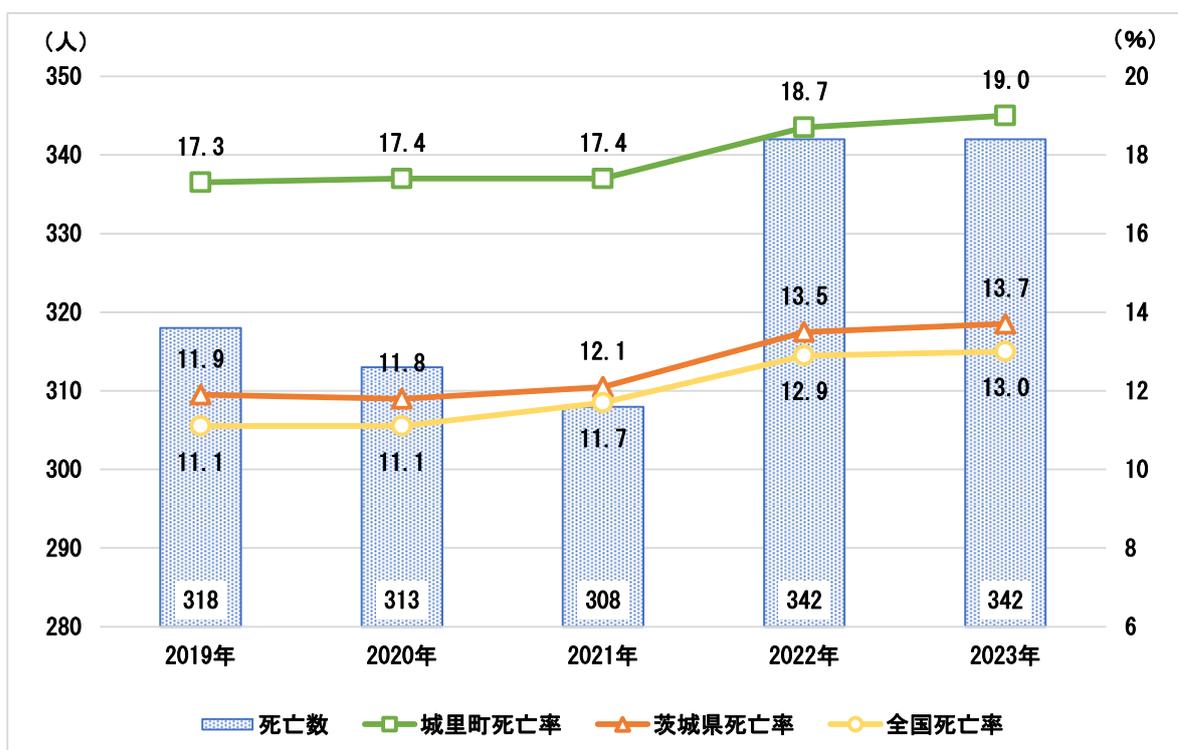
また、城里町の死亡率は、高齢化率が高いことを反映し、茨城県や全国の水準と比べて高く推移しています。

■死亡数及び死亡率の推移

死亡率（人口千対）

区分	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
死亡数	318人	313人	308人	342人	342人
死亡率	17.3%	17.4%	17.4%	18.7%	19.0%
茨城県死亡率	11.9%	11.8%	12.1%	13.5%	13.7%
全国死亡率	11.1%	11.1%	11.7%	12.9%	13.0%

資料：茨城県人口動態統計 2019年度～2023年度



2023年の死亡原因の状況を見ると、悪性新生物（がん）は2019年に比較してわずかに増加していますが、脳血管疾患については2023年と比較して半数以下になっています。

城里町では、引き続き生活習慣病の予防対策を進めるとともに、自殺や心疾患などの予防対策を進めることも必要です。

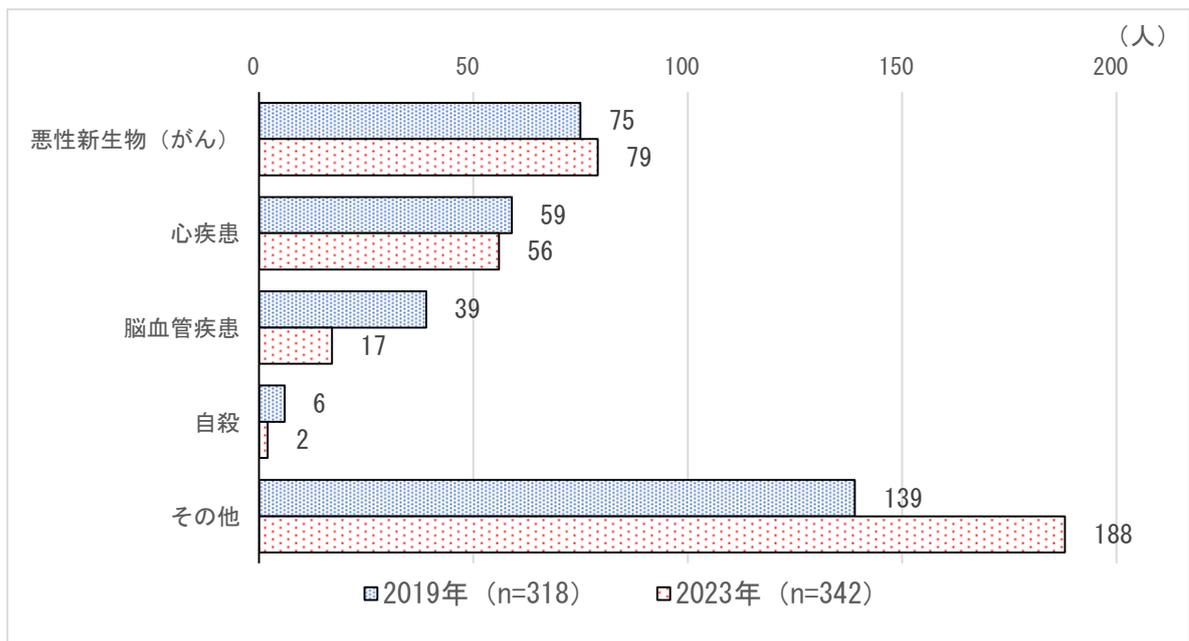
■死亡原因の内訳（死亡者数、死亡率）

※死亡率（人口10万対）

死亡原因	2019年		2023年		2023/2019 変化指数
	死亡数(人)	死亡率	死亡数(人)	死亡率	
悪性新生物（がん）	75	408.6	79	439.7	105.3%
心疾患	59	321.4	56	311.7	94.9%
脳血管疾患	39	212.5	17	94.6	43.6%
自殺	6	32.7	2	11.1	33.3%
その他	139	-	188	-	135.3%

資料：茨城県人口動態統計 2019年度、2023年度

■死亡原因（死亡者数）の比較（2019年、2023年）



死亡原因のうち、悪性新生物（がん）全体では2023年は2019年と比較して増加していますが、内訳をみると増減があります。

2019年に比較して減少した部位等は、食道、胆のう及び胆道、気管、気管支炎及び肺、白血病となっています。

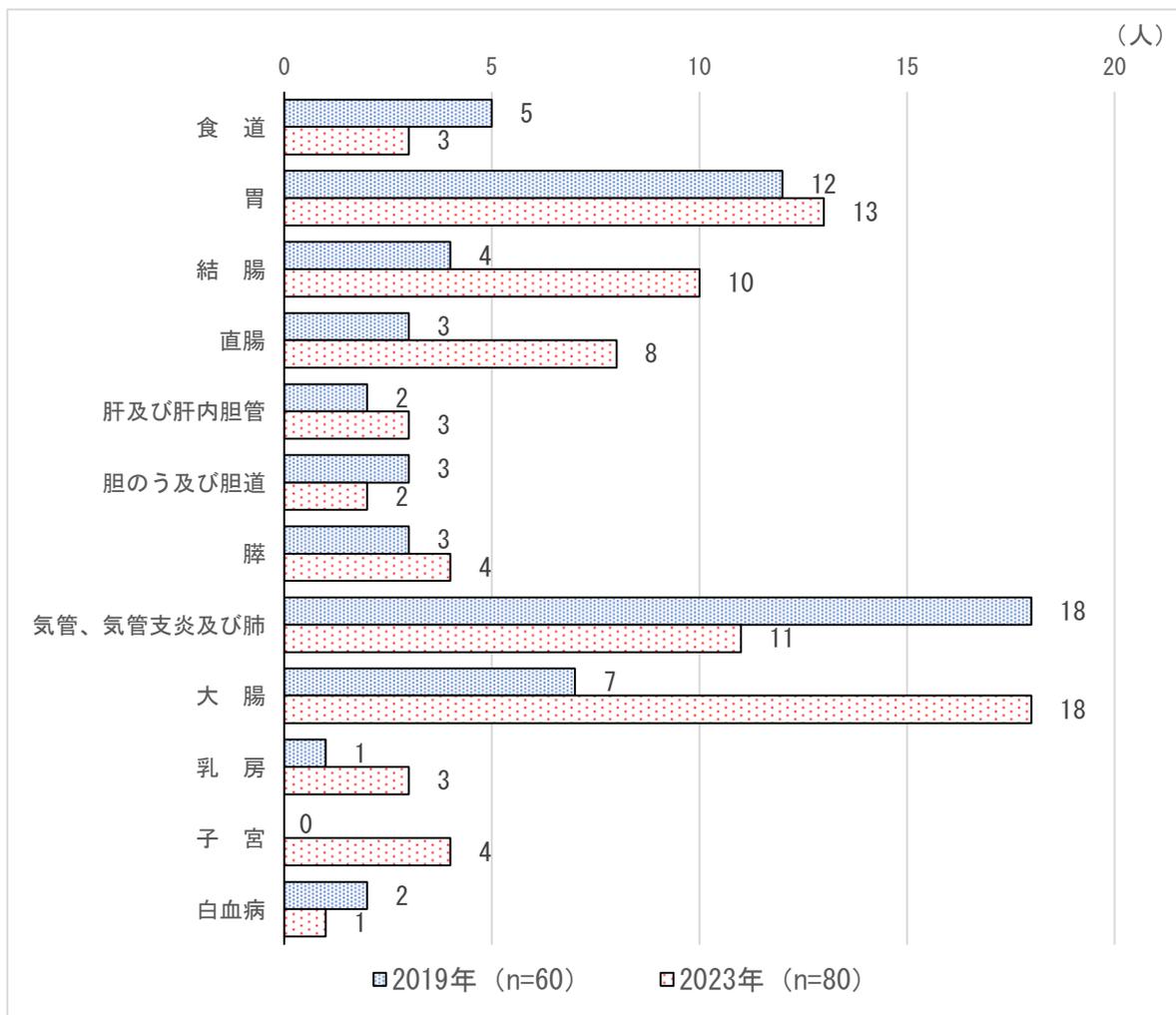
■悪性新生物（がん）の内訳（死亡者数、死亡率）

※死亡率（人口10万対）

内 訳	2019年		2023年		2023/2019 変化指数
	人数(人)	死亡率	人数(人)	死亡率	
食 道	5	27.2	3	16.7	60.0%
胃	12	65.4	13	72.4	108.3%
結 腸	4	21.8	10	55.7	250.0%
直腸	3	16.3	8	44.5	266.7%
肝及び肝内胆管	2	10.9	3	16.7	150.0%
胆のう及び胆道	3	16.3	2	11.1	66.7%
膵	3	16.3	4	22.3	133.3%
気管、気管支炎及び肺	18	98.1	11	61.2	61.1%
大 腸	7	38.1	18	100.2	257.1%
乳 房	1	10.7	3	33.3	300.0%
子 宮	-	-	4	44.4	-
白血病	2	10.9	1	5.6	50.0%

資料：茨城県人口動態統計 2019年度、2023年度

■悪性新生物（がん）死亡者数の比較（2019年、2023年）



死亡原因のうち、心疾患全体では2022年は2019年と比較して増加していますが、内訳をみると増減があります。

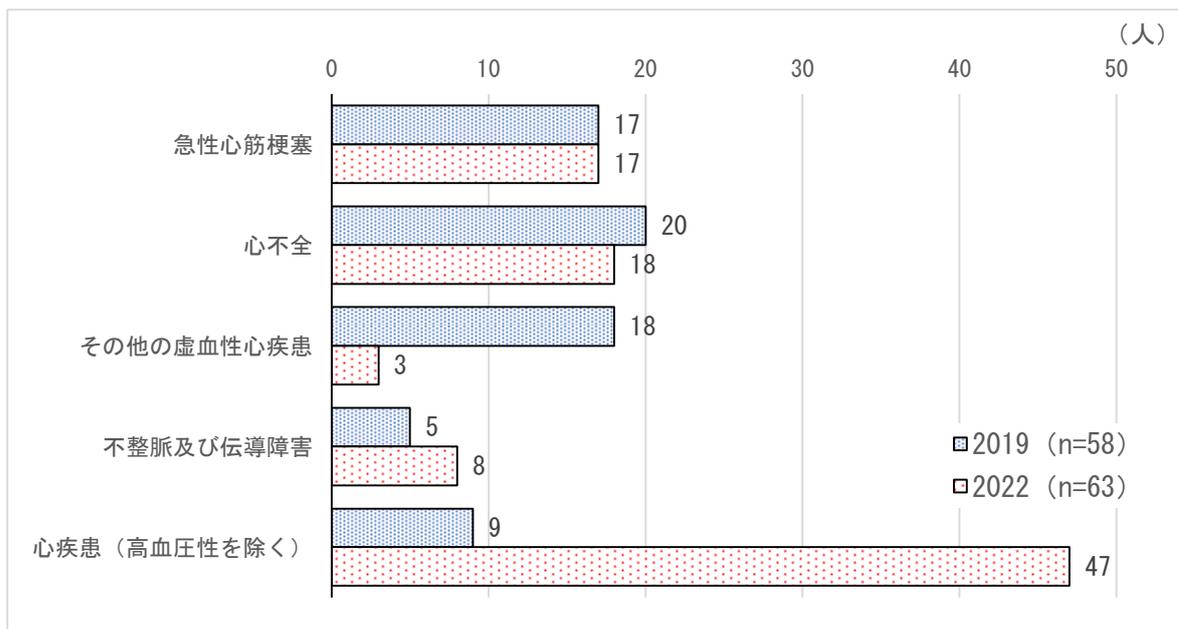
2022年に大きく減少した疾病は、その他の虚血性心疾患で、大きく増加した疾病は心疾患（高血圧性を除く）となっています。

■心疾患の内訳

内 訳	2019年		2022年		2022/2019 変化指数
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
急性心筋梗塞	17	29.3	17	27	100.0%
心不全	20	34.5	18	42.9	90.0%
その他の虚血性心疾患	18	31.0	3	9.5	16.7%
不整脈及び伝導障害	5	8.6	8	9.5	160.0%
心疾患（高血圧性を除く）	9	15.5	47	11.1	522.2%
合 計	58	100.0	63	100.0	108.6%

資料：茨城県人口動態統計 2019年度、2022年度

■心疾患の比較（2019年、2022年）



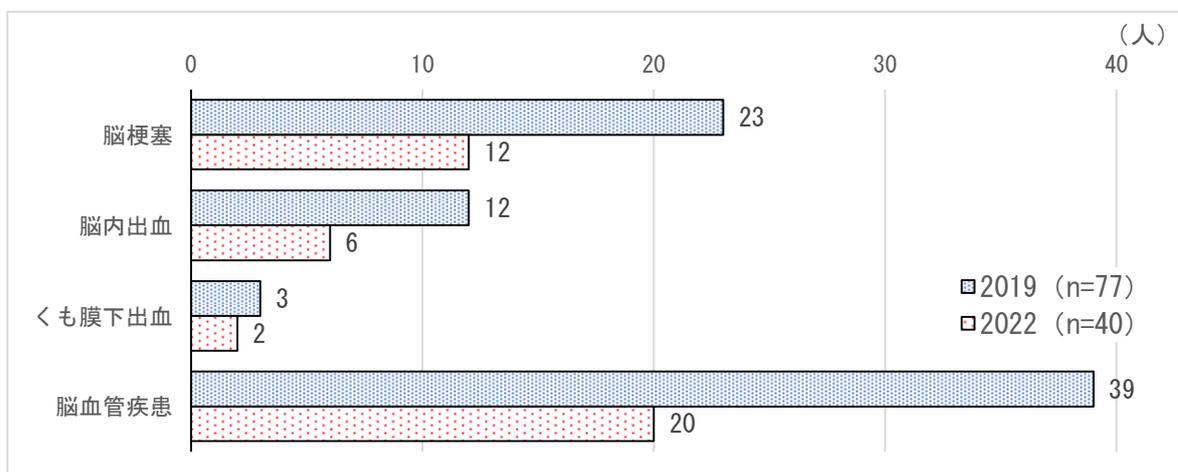
死亡原因のうち脳血管疾患全体では、2022年は2019年に比較して減少しています。内訳をみても増加はありません。

■死亡原因のうち、脳血管疾患の内訳

内 訳	2019年		2022年		2022/2019 変化指数
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
脳梗塞	23	29.9	12	30.0	52.2%
脳内出血	12	15.6	6	15.0	50.0%
くも膜下出血	3	3.9	2	5.0	66.7%
脳血管疾患	39	50.6	20	50.0	51.3%
合 計	77	100.0	40	100.0	51.9%

資料：茨城県人口動態統計 2019年度、2022年度

■脳血管疾患の比較（2019年、2022年）



(3) 平均寿命の状況

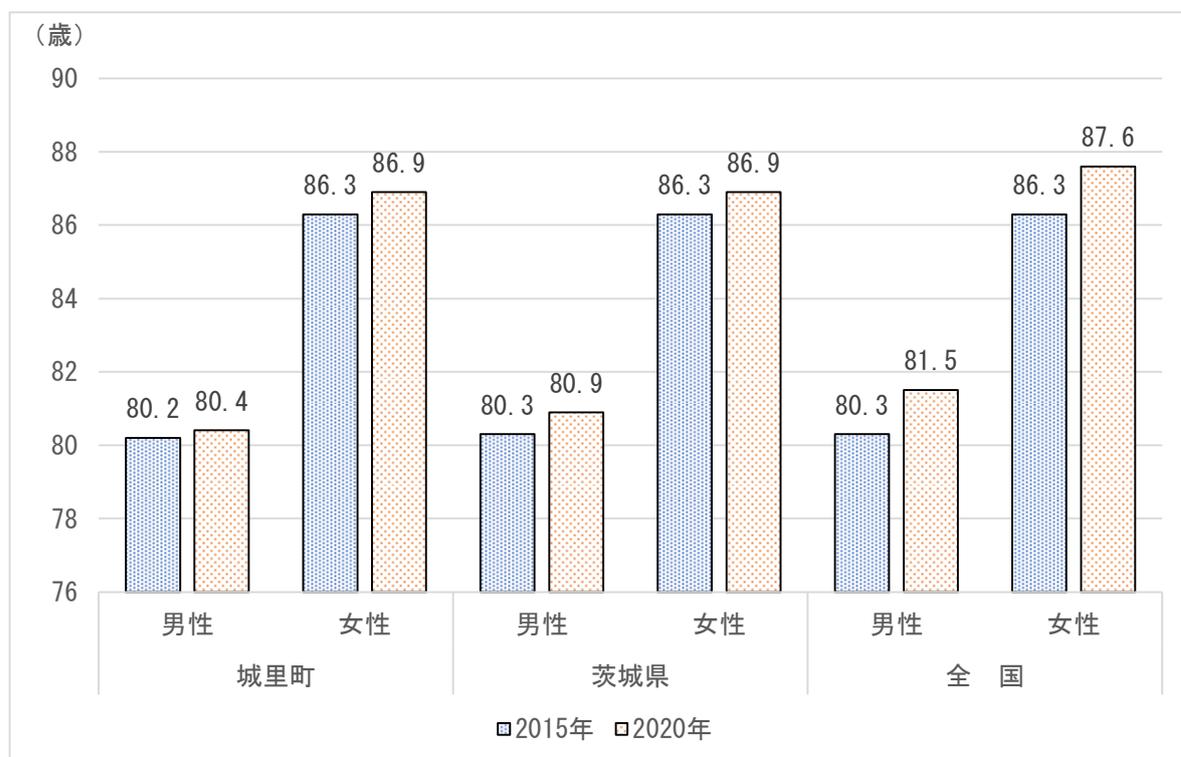
城里町の平均寿命は、2020年では男性が80.4歳、女性が86.9歳で、2015年に比較して、男性が1.0歳、女性が0.6歳、それぞれ延びています。また、城里町の平均寿命は、県平均の男性80.9歳、女性86.9歳とほぼ同水準となっています。しかし、全国平均の男性81.5歳、女性87.6歳と比較して、男女ともに低い状況にあります。さらに、都道府県別においては、茨城県は男性が40位、女性が44位で、平均寿命はかなり低い状況にあるといえます。

■平均寿命

	2015年		2020年		2015-2020	
	男性 (歳)	女性 (歳)	男性 (歳)	女性 (歳)	男性 (歳)	女性 (歳)
城里町	80.2	86.3	80.4	86.9	0.2	0.6
茨城県	80.3	86.3	80.9	86.9	0.6	0.6
全国	80.3	86.3	81.5	87.6	1.2	1.3

資料：完全生命表（厚生労働省）2015年度、2020年度

■性別平均寿命の比較（2015年、2020年）



資料：完全生命表（厚生労働省）2015年度、2020年度

■2020年の茨城県等の平均寿命

順位	男性（歳）	女性（歳）
全国平均	81.49	87.60
1位	滋賀県 82.73	岡山県 88.29
40位	茨城県 80.89	群馬県 87.18
44位	岩手県 79.86	茨城県 86.94
45位	福島県 80.60	栃木県 86.89
46位	秋田県 80.48	福島県 86.81
47位	青森県 79.27	青森県 86.33

資料：令和2年度都道府県別生命表（厚生労働省）

■茨城県市町村別健康指標のグラフの見方

1 コメントのみかた

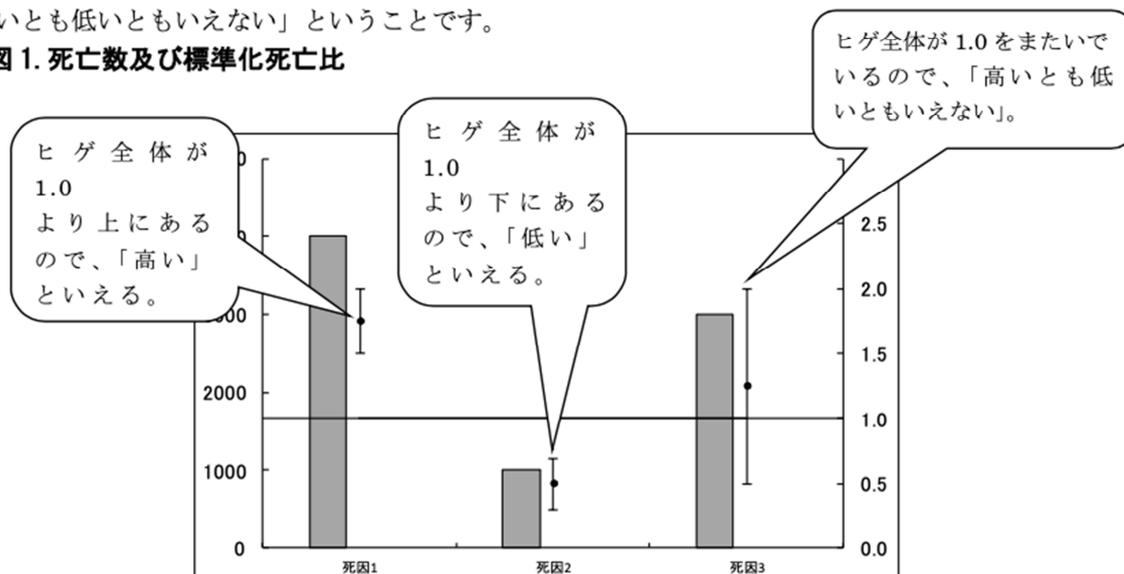
主に、日本の3大死因である悪性新生物、心疾患、脳血管疾患について、記載しています。

2 死亡数及び標準化死亡比

図1のグラフは疾患ごと（全死因を除く）の死亡数と標準化死亡比を表しています。横軸は疾患名、左縦軸には死亡数、右縦軸には標準化死亡比の目盛があります。

縦棒は死亡数を示しています。点は標準化死亡比を示しており、人口構成の影響（高齢化率など）を除外した場合に、茨城県、各二次保健医療圏、各市町村の死亡率が「全国」の何倍であるかを意味します。点の上下に伸びているヒゲは、結果にどのくらい信頼性があるのかを示しています（95%信頼区間）。ヒゲ全体が1.0より上にある場合は、全国と比べて死亡率が「高い」、逆にヒゲ全体が1.0より下にある場合は、全国と比べて死亡率が「低い」といえます。ヒゲが1.0をまたいでいる場合は、死亡率が「高いとも低いともいえない」ということです。

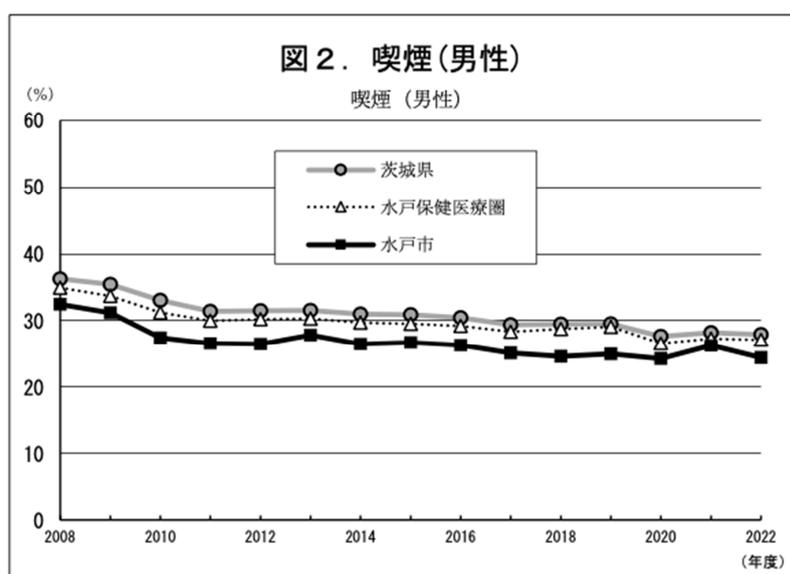
図1. 死亡数及び標準化死亡比



3 基本健康診査・特定健康診査年齢調整健康日本21関連指標の経年度変化

図2のグラフは人口構成の影響（高齢化率など）を除外した場合の健康日本21関連指標を

表しています。折れ線は、茨城県、各二次保健医療圏および各市町村の3本です。年齢調整をしていますので、市町村が茨城県より高いとしても「高齢者が多いから」という理由は成り立ちません。同様に、年々上昇(下降)していたとしても、「高齢化の影響」ということにはなりません。



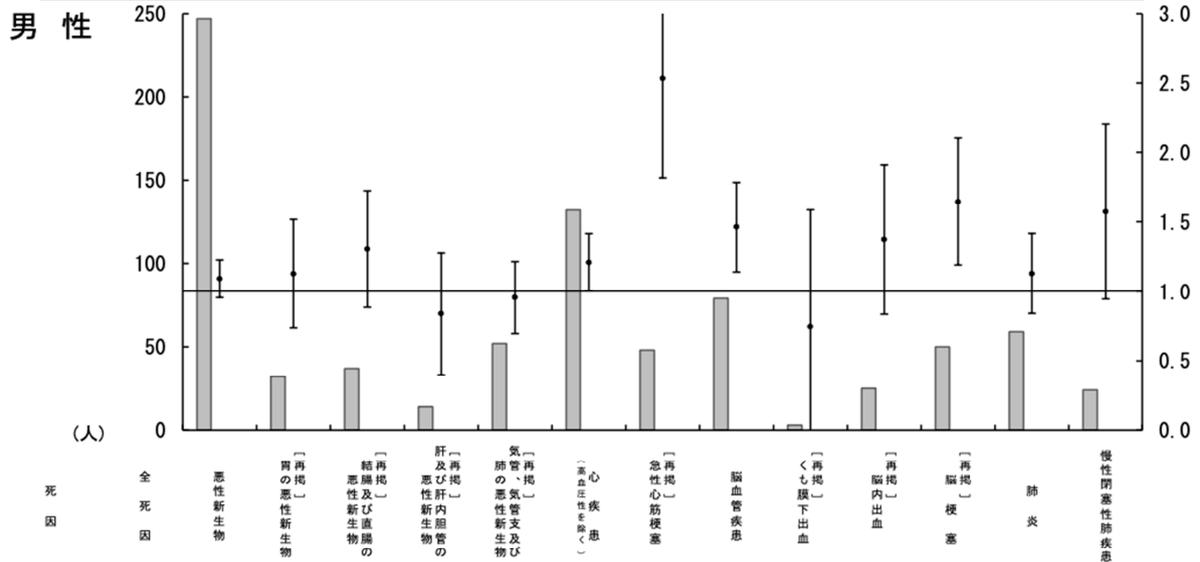
資料：茨城県立健康プラザ「令和6年茨城県市町村別健康指標」

■城里町5年間の死亡数及び標準化死亡比（2018年～2022年）

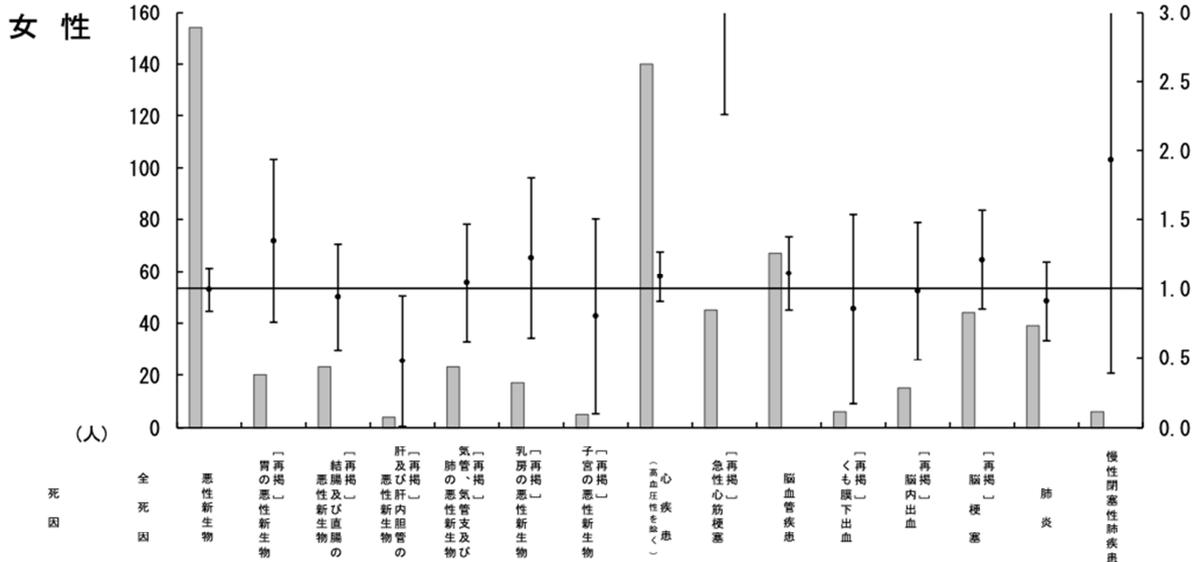
男女とも脳血管疾患と急性心筋梗塞の死亡率が高い。より一層の喫煙対策、減塩施策及び適正体重の維持の推進が重要

城里町 死亡数及び標準化死亡比（2018～2022）

男女とも急性心筋梗塞の死亡率が高い。より一層の喫煙対策、減塩施策および適正体重の維持の推進が重要である。



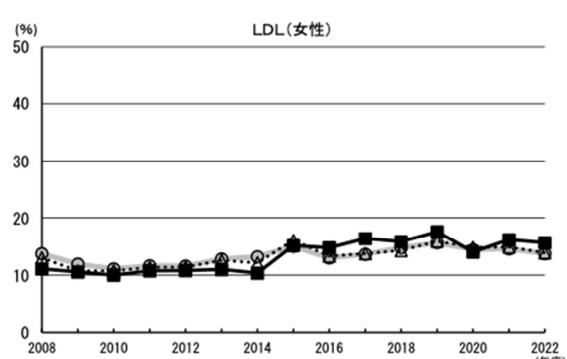
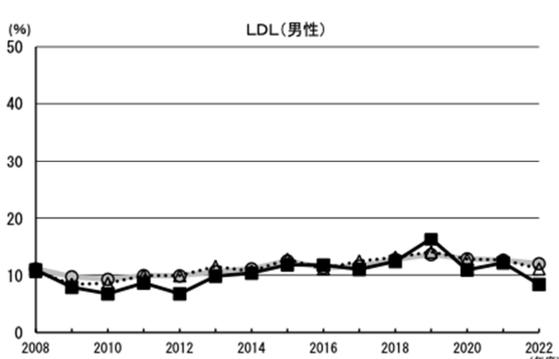
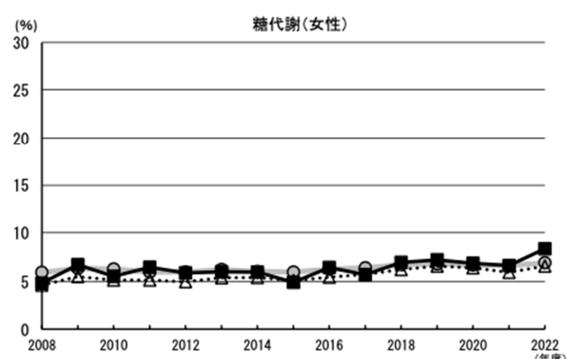
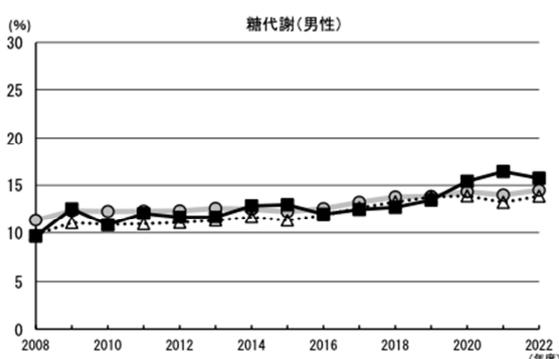
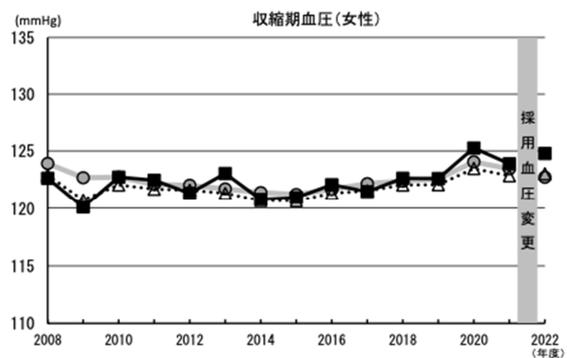
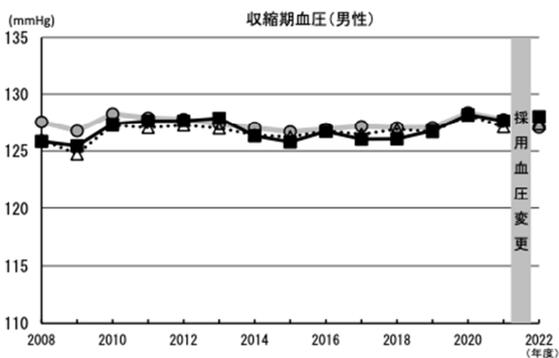
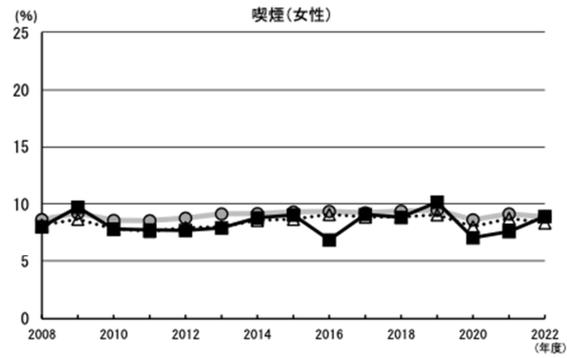
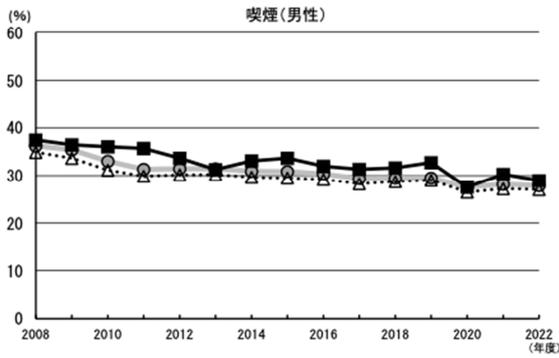
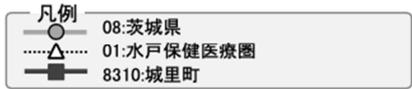
標準化死亡比	1.08	1.09	1.13	1.30	0.84	0.95	1.21	2.53	1.46	0.74	1.37	1.65	1.13	1.57
死亡数	832	247	32	37	14	52	132	48	79	3	25	50	59	24
期待死亡数	767.6	226.6	28.4	28.4	16.7	54.5	109.3	18.9	54.1	4.0	18.2	30.4	52.3	15.3
期待死亡数との差	64.4	20.4	3.6	8.6	-2.7	-2.5	22.7	29.1	24.9	-1.0	6.8	19.6	6.7	8.7
全国に比べて有意に高い	○						○	○	○			○		
全国に比べて有意に低い														



標準化死亡比	0.98	0.99	1.35	0.94	0.48	1.04	1.22	0.80	1.09	3.19	1.11	0.85	0.98	1.21	0.91	1.93
死亡数	758	154	20	23	4	23	17	5	140	45	67	6	15	44	39	6
期待死亡数	777.0	155.3	14.9	24.5	8.4	22.1	13.9	6.2	128.9	14.1	60.4	7.0	15.3	36.4	42.9	3.1
期待死亡数との差	-19.0	-1.3	5.1	-1.5	-4.4	0.9	3.1	-1.2	11.1	30.9	6.6	-1.0	-0.3	7.6	-3.9	2.9
全国に比べて有意に高い										○						
全国に比べて有意に低い					○											

資料：令和6年茨城県市町村別健康指標

年齢調整健康日本21関連指標の経年度変化 (城里町)



資料：令和6年茨城県市町村別健康指標

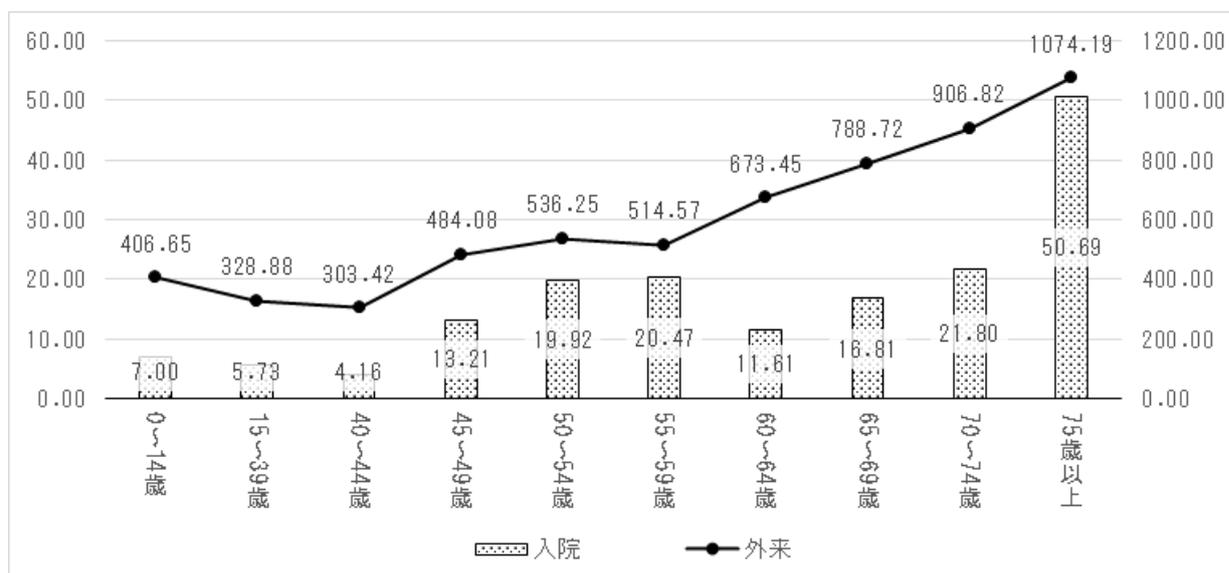
(4) 主要疾患・受療率*の状況

入院・外来の受療率は、外来は55歳以上から徐々に増加し、入院は75歳以上で急激に増加しています。

疾患別の受療率では、高血圧症、糖尿病が県内46団体のうち10位以内となっており、本町の主要疾患となっています。

また、糖尿病有病者の割合は、男性が2020年以降県の糖尿病有病者の割合を上回る割合となっています。女性は、県とおおむね同様な割合で推移していましたが、令和5年は県の割合を上回る割合に増加しています。

■年齢別入院患者・外来患者受療率（人口千人対）



資料：国保データベースシステム 疾病別医療費分析（大分類）

※国保加入者のみのデータで、被保険者千人当たりのレセプト件数を表している

■疾患別受療率*（外来）

疾患名	城 里 町		県内市町村平均
	順位		
高血圧症	1,076.84	8	906.77
糖尿病	888.54	1	704.77
脂質異常症	591.30	11	523.25
虚血性心疾患	62.28	17	44.22
脳血管疾患	79.16	12	70.67
慢性腎臓病（透析あり）	22.17	12	18.73

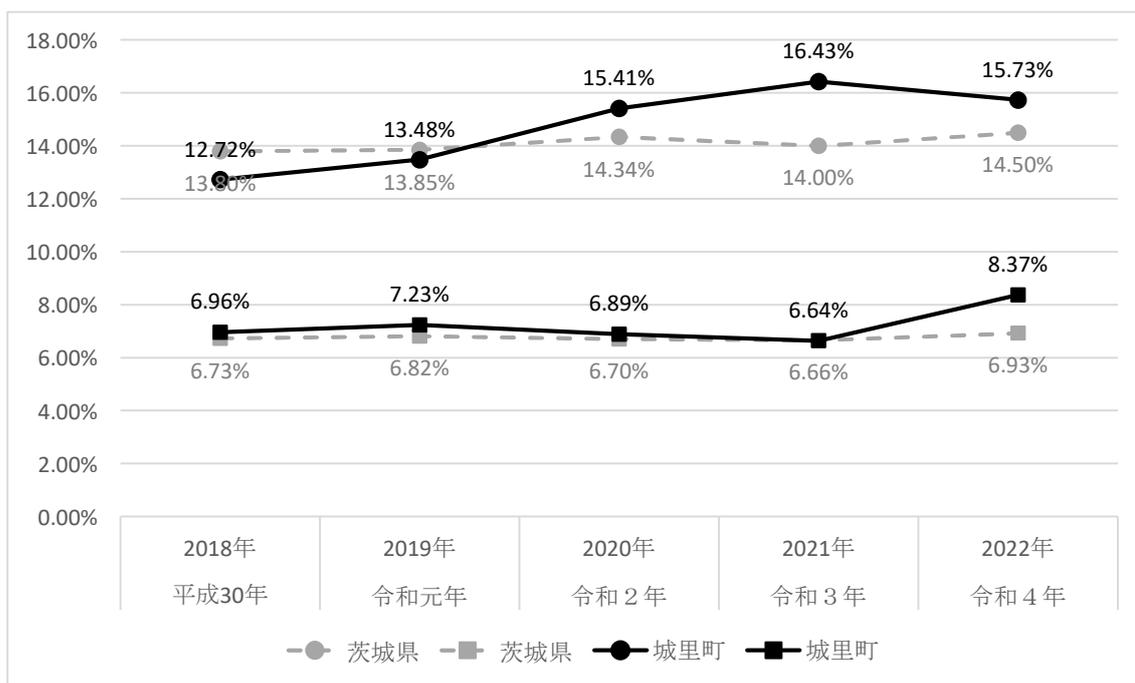
資料：国保連合会提供資料「茨城県医療費状況（令和4年度）」

※受療率（千人当たり）

医療保険制度に加入しているものが、一定期間内に医療機関にかかった者の割合を示す指標で、保険者で受療率が平均より高い場合、医療機関にかかる者の割合が増加していることを指しています。

受療率 = レセプト件数 ÷ 被保険者数 × 1,000

■糖尿病有病者※割合



資料：令和6年度茨城県市町村別健康指標（2018年～2022年）

※糖尿病有病者：血糖（空腹時・随時とも）126 mg/dl 以上、HbA1c（NGSP）6.5%以上または糖尿病治療中の方

(5) 要支援・要介護認定者の状況

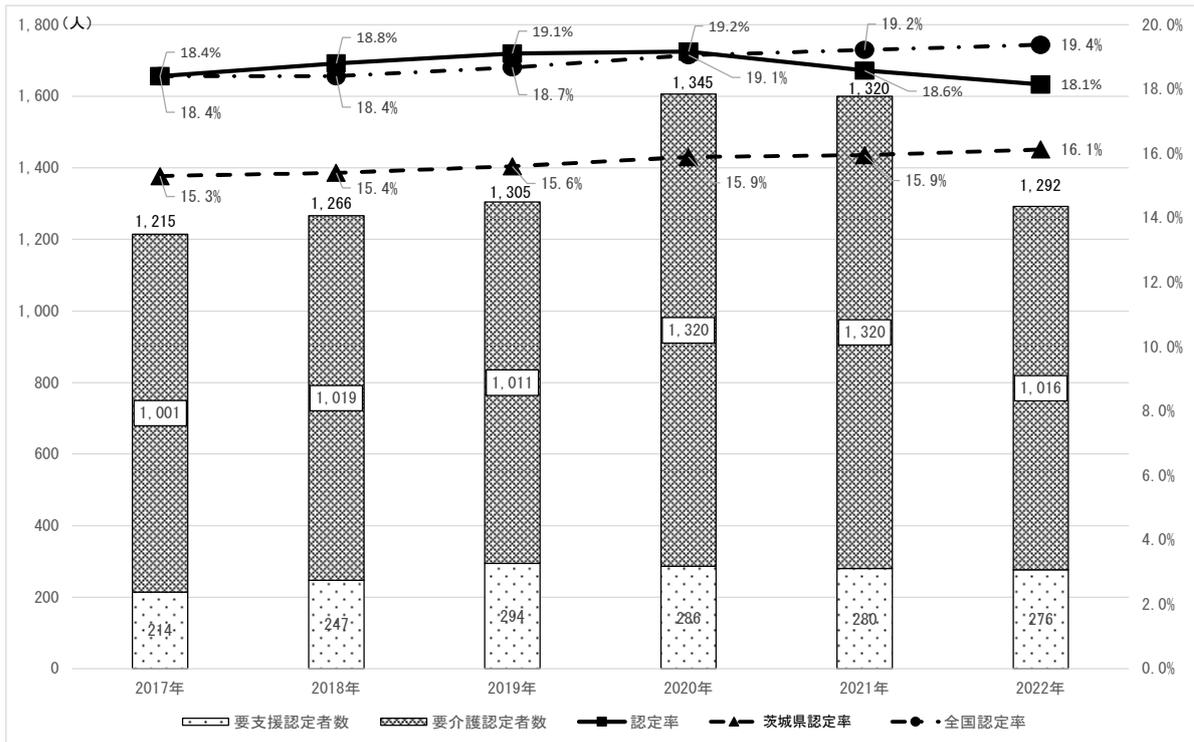
城里町の要介護（要支援）認定者数は増加を続け、2020年3月末現在では1,345人となりましたが、翌年より減少に転じ、2022年3月末現在では1,292人となっています。認定率（要介護等認定者を第1号被保険者数で除した数値）も同様に、2020年3月末では19.2%となりましたが、2022年3月末現在では18.1%となっています。

また、認定率は茨城県平均より高く推移し、2018年には全国平均を超え、2020年まで全国平均と同じ値で推移しましたが、2021年に減少に転じ、全国平均より低くなりました。

■要介護（要支援）認定者数等の推移

項目	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
第1号被保険者数	6,609	6,724	6,816	7,019	7,107	7,121
要介護等認定者数	1,215	1,266	1,305	1,345	1,320	1,292
認定率	18.4%	18.8%	19.1%	19.2%	18.6%	18.1%
要支援認定者数	214	247	294	286	280	276
要支援1	81	115	93	86	88	115
要支援2	166	179	193	194	188	179
要介護認定者数	1,001	1,019	1,011	1,320	1,320	1,016
要介護1	137	154	204	194	209	154
要介護2	296	261	267	259	261	261
要介護3	250	246	251	267	249	246
要介護4	200	203	205	211	189	203
要介護5	136	147	132	109	108	147
茨城県						
第1号被保険者数	817,845	829,945	850,997	857,323	859,012	829,945
要介護等認定者数	125,721	129,643	135,219	136,732	138,493	129,643
認定率	15.4%	15.6%	15.9%	15.9%	16.1%	15.6%
全国						
第1号被保険者数	34,879,036	35,251,985	35,788,335	35,886,884	35,845,134	35,251,985
要介護等認定者数	6,412,760	6,582,416	6,818,244	6,895,735	6,944,377	6,582,416
認定率	18.4%	18.7%	19.1%	19.2%	19.4%	18.7%

資料：介護保険事業状況報告（厚生労働省）各年3月末現在



資料：介護保険事業状況報告（厚生労働省） 各年3月末現在

(6) 特定健康診査の状況

2008年度から導入された特定健康診査の受診率は、2023年の城里町においては下の表のように、女性が50%台後半、男性が40%台後半の受診率です。

県や国と比較しても高い割合を示しており、町民にも広く浸透していると思われます。

また、特定健診受診者における有所見者の割合をみると（特定健診受診者における有所見者の割合グラフ参照）、国や県と比較して「BMI」「腹囲」「HbA1c」「中性脂肪」「HDL-C」「血清クレアチニン」「eGFR」の有所見*率が高くなっています。

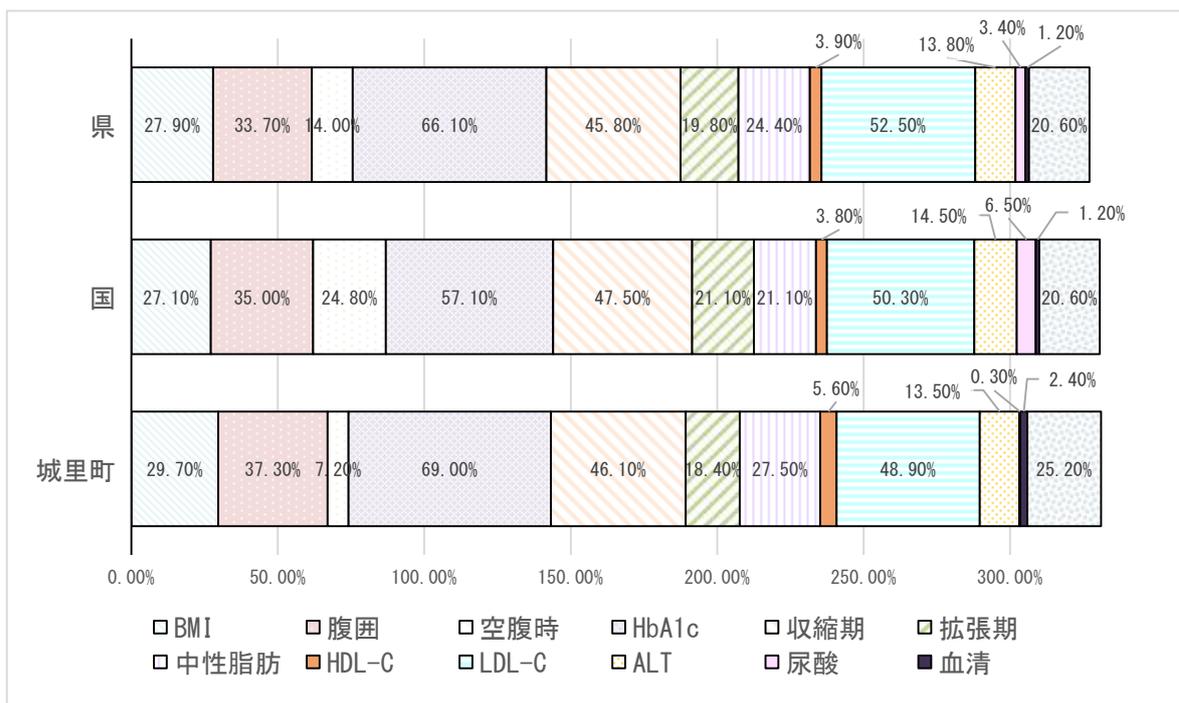
*有所見とは、医師の診断が異常なし、要精密検査、要治療等のうち、異常なし以外のものを指す。

■特定健診受診率推移

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
城里町	全体	52.8	56.7	42.8	49.1	50.0	51.4	
	男性	47.2	50.9	37.2	44.1	45.7	46.6	
	女性	58.7	62.9	48.8	54.5	54.7	56.6	
茨城県	全体	38.1	38.7	26.4	35.6	35.8	37.3	
	男性	34.1	34.8	24.0	30.5	32.6	34.1%	
	女性	42.0	42.4	28.6	36.6	38.5	40.6%	

出典：特定健診等データ管理システム

■特定健診受診者における有所見者の割合



資料：KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2）令和4年度 年次

	BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン	eGFR
城里町	29.7	37.3	7.2	69.0	46.1	18.4	27.5	5.6	48.9	13.5	0.3	2.4	25.2
国	27.1	35.0	24.8	57.1	47.5	21.1	21.1	3.8	50.3	14.5	6.5	1.2	20.6
県	27.9	33.7	14.0	66.1	45.8	19.8	24.4	3.9	52.5	13.8	3.4	1.2	20.6

資料：KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2）令和4年度 年次

参考：検査項目ごとの有所見定義

BMI	25kg/m ² 以上	中性脂肪	150mg/dL 以上
腹囲	男性：85 cm以上、 女性：90 cm以上 (内臓脂肪面積の 場合：100 cm ² 以上)	HDL-C	40mg/dL 未満
		LDL-C	120mg/dL 以上
空腹時血糖	100mg/dL 以上	ALT	31U/L 以上
HbA1c	5.6%以上	尿酸	7.0mg/dL 超過
収縮期血圧	130mmHg 以上	血清クレアチニン	1.3mg/dL 以上
拡張期血圧	85mmHg 以上	eGFR	60ml/分/1.73 m ² 未満

【出典】KDB システム 各帳票等の項目にかかる集計要件

2. 第2期健康づくり計画の目標値達成状況

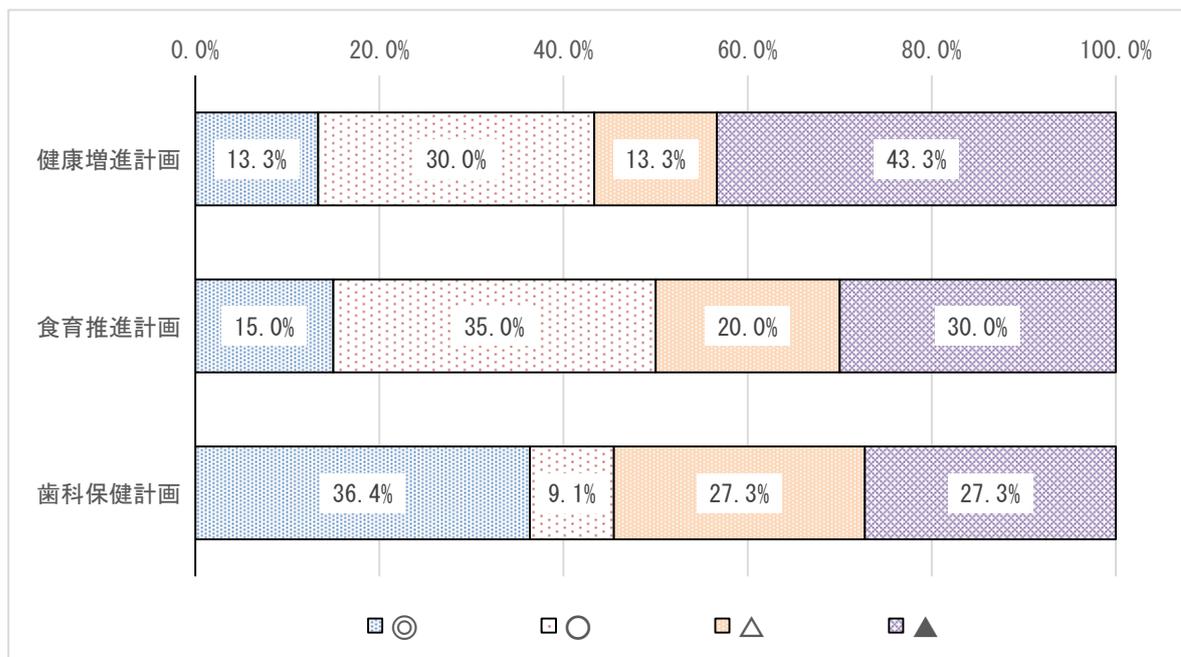
第2期健康づくり計画全体の目標値の達成状況を下のグラフに表しました。

- ◎：目標値到達
- ：目標値の75%以上 100%未満
- △：目標値の50%以上 75%未満
- ▲：目標値の50%未満

各計画別にみると、健康増進計画では「▲：目標値の50%未満」が43.3%と最も多くなっています。一方、食育推進計画では「○：目標値の75%以上 100%未満」が35.0%と最も多く、歯科保健計画では「◎：目標値到達」が36.4%と最も多くなっています。

達成順にみると、「歯科保健計画」「食育推進計画」「健康増進計画」の順になります。

■目標値達成の状況



① 健康増進計画

項目	目標	現行水準 (2019年)	目標水準 (2024年)	重点取組 の目標	実績	実績把握年	達成度	評価	現状値の出典	
健康習慣づくり	自分が健康だと思っている人の割合の増加	74.7%	85%以上	★	81.5%	2024年	95.9%	○	町民アンケート調査	
	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の言葉と意味を知っている人の割合の増加	73.4%	80%以上		78.5%	2024年	98.1%	○	町民アンケート調査	
身体活動・運動	運動習慣者の増加	55.3%	60%以上	★	44.5%	2024年	74.2%	△	町民アンケート調査	
	ロコモティブシンドロームの認知度	41.7%	80%以上		34.4%	2024年	42.5%	▲	町民アンケート調査	
休養・こころの健康づくり	睡眠時間が足りている人の割合の増加	75.2%	80%以上	★	65.1%	2024年	81.4%	○	町民アンケート調査	
	ストレスや悩みを相談できる人がいる割合の増加	78.5%	80%以上	★	81.0%	2024年	101.3%	◎	町民アンケート調査	
喫煙・飲酒	喫煙者の減少	男性	21.9%	12%以下	★	24.9%	2024年	-107.5%	▲	町民アンケート調査
		女性	4.5%	4%以下	★	8.2%	2024年	-105.0%	▲	町民アンケート調査
	多量飲酒者の減少	男性	5.7%	5%以下	★	6.1%	2024年	-22.0%	▲	町民アンケート調査
		女性	0.0%	0%	★	1.5%	2024年	-1.5%	▲	町民アンケート調査
健康管理	子どもの肥満傾向者の割合の減少	小学生	12.5%	11.9%		13.6%	2024年	87.6%	○	茨城県児童生徒保健統計調査
		中学生	13.1%	12.4%	★	9.1%	2024年	135.6%	◎	茨城県児童生徒保健統計調査
	成人の肥満傾向者の割合の減少	男性	39.3%	35.4%	★	38.85%	2023年度	109.7%	◎	健康管理システム
		女性	21.2%	19.1%	★	22.19%	2023年度	116.2%	◎	健康管理システム
	メタボリックシンドローム予備群の減少		10.1%	9.6%	★	5.1%	2022年	53.1%	△	特定健診等データ管理システム
	メタボリックシンドローム該当者の減少		19.2%	17.3%	★	10.8%	2022年	62.4%	△	特定健診等データ管理システム
疾病予防対策 ①循環器疾患予防	脳血管疾患(脳梗塞)標準化死亡比の減少	男性	1.50 (2012~16)	低下させる	★	1.46%	2024年	97.3%	○	茨城県市町村別健康指標
		女性	1.63 (2012~16)	低下させる	★	1.10%	2024年	67.5%	○	茨城県市町村別健康指標
	虚血性心疾患(急性心筋梗塞)標準化死亡比の減少	男性	2.31 (2012~16)	低下させる	★	2.50%	2024年	-8.2%	▲	茨城県市町村別健康指標
		女性	1.59 (2012~16)	低下させる	★	3.20%	2024年	-101.3%	▲	茨城県市町村別健康指標
②糖尿病予防	糖尿病の有病者割合の減少	男性	10.80%	低下させる	★	15.73%	2024年	-45.6%	▲	茨城県市町村別健康指標
		女性	4.00%	低下させる	★	8.37%	2024年	-109.3%	▲	茨城県市町村別健康指標
③がん予防	胃がん検診受診率の増加(40歳以上)	男性	7.00%	50%以上	★	5.60%	2024年	11.20%	▲	町健康管理システム
		女性	10.00%			7.30%		14.60%		
	肺がん検診受診率の増加(40歳以上)	男性	7.70%	50%以上	★	7.40%	2024年	14.80%	▲	町健康管理システム
		女性	15.20%			14.30%		28.60%		
	大腸がん検診受診率の増加(40歳以上)	男性	14.50%	50%以上	★	10.90%	2024年	21.80%	▲	町健康管理システム
		女性	24.80%			19.30%		38.60%		
	乳がん検診受診率の増加(女性30歳以上)		19.80%	50%以上	★	16.7%	2024年	33.40%	▲	町健康管理システム
子宮がん検診受診率の増加(女性20歳以上)		16.30%	50%以上	★	15.5%	2024年	31.00%	▲	町健康管理システム	
骨粗しょう症検診受診率の増加(40・45・50・55・60・65・70歳)		14.76% (2024の受診率)	15%		14.76%	2024年	98.4%	○	町健康管理システム	
医療等の提供体制	かかりつけ医を決めている人の割合の増加	9.6%	85%以上	★	70.1%	2024年	82.5%	○	町民アンケート調査	
	かかりつけ歯科医を決めている人の割合の増加	75.0%	85%以上	★	72.7%	2024年	85.5%	○	町民アンケート調査	

② 食育推進計画

項目	目標	現行水準 (2019年)	目標水準 (2024年)	重点取組 の目標	実績	実績把握年	達成度	評価	現状値の出典	
食育を通じた 食習慣の形成 と健康づくり	毎日1日3食食事をしている人の割合の増加	84.0%	90%以上	★	76.7%	2024年	85.20%	○	町民 アンケート調査	
	朝食をいつも食べている子どもの 増加	幼児	94.9%	100%	★	93.9%	2024年	93.90%	○	食生活に 関する調査
		小学生	89.3%	100%	★	84.3%	2024年	84.30%	○	食生活に 関する調査
		中学生	80.7%	100%	★	73.1%	2024年	73.10%	△	食生活に 関する調査
	朝食で主食・主菜・副菜を食べる 子どもの増加	幼児	35.9%	50%		12.3%	2024年	24.60%	▲	食生活に 関する調査
		小学生	22.3%	50%		16.3%	2024年	33.40%	▲	食生活に 関する調査
		中学生	18.6%	50%		14.1%	2024年	28.20%	▲	食生活に 関する調査
	家族全員または大人の誰かと朝食 を食べることが多い子どもの増加	幼児	74.6%	90%		70.1%	2024年	77.90%	○	食生活に 関する調査
		小学生	59.5%	75%		60.0%	2024年	80.00%	○	食生活に 関する調査
		中学生	46.2%	70%		40.3%	2024年	57.60%	△	食生活に 関する調査
	朝食を欠食する人(20・30代)の減 少	男性	7.4%	15%以下	★	30.0%	2024年	-200.00%	▲	町民 アンケート調査
		女性	14.9%	10%以下	★	21.5%	2024年	-215.00%	▲	町民 アンケート調査
	食生活で栄養成分表示を参考にする人の割合の 増加		50.2%	60%以上		39.9%	2024年	66.50%	△	町民 アンケート調査
食塩をとり過ぎないようにする人の割合の増加		76.2%	100%	★	78.5%	2024年	78.50%	○	町民 アンケート調査	
野菜を十分に食べている人の割合の増加		45.4%	100%	★	42.7%	2024年	42.70%	▲	町民 アンケート調査	
地域の食文化 と地産地消	農業体験学習(田畑の栽培・収 穫・加工等を行う体験)に取り組 んでいる学校等の増加	保育園・認 定こども園	100%	100%	★	100%	2024年	100.00%	-	食育アンケート
		小学校	80%	100%	★	100%	2024年	100.00%	◎	小中学校に おける食育の 実践に関する 調査
		中学校	0%	100%	★	100%	2024年	100.00%	◎	小中学校に おける食育の 実践に関する 調査
	学校給食において地産産物を使用 する割合(食材数ベース)の増加 (地域及び県内産食材の利用)	城里町	66%	50%以上	★	68.3%	2024年	136.60%	◎	令和6年学校給 食における地場 産品の活用状況 調査
	保護者や地域の人を招いて 「食」に関する地域の伝統行事 や体験事業を行っている学校数 の増加	小学校	100%	100%	★	40.0%	2024年	40.00%	▲	小中学校に おける食育の 実践に関する 調査
		中学校	50%	100%	★	50.0%	2024年	50.00%	▲	小中学校に おける食育の 実践に関する 調査
食育を広げる 環境づくり	食育に関心を持っている町民の割 合の増加	男性	73.6%	90%以上	★	60.7%	2024年	67.44%	△	町民 アンケート調査
		女性	84.6%	90%以上	★	82.0%	2024年	91.11%	○	町民 アンケート調査

③ 歯科保健計画

項目	目標	現行水準 (2019年)	目標水準 (2024年)	重点取組の 目標	実績	実績把握年	達成度	評価	現状値の出典
歯周病予防	効果的な歯磨きを行う人の割合の増加	36.5%	50%以上	★	47.4%	2024年	94.80%	○	町民 アンケート調査
	歯間部清掃用具の使用者の割合の増加	30.8%	50%以上		50.7%	2024年	101.40%	◎	町民 アンケート調査
妊娠期	妊娠中に歯科健診を受ける妊婦の割合の増加	22.4%	50%以上	★	35.3%		70.60%	△	母子保健調査 アンケート
乳幼児期	3歳児の歯科健診時の1人当たりのむし歯保有数の減少	0.1本	0.1本以下		0.04本	2023年	250.00%	◎	母子保健事業 実施状況調査
	むし歯のない3歳児の割合の増加	89.4%	90%以上	★	93.0%	2023年	103.30%	◎	母子保健事業 実施状況調査
学童・思春期 (小・中学生)	12歳児1人当たりのむし歯保有数の減少	2.1本	0本	★	0.19本	2024年	119.00%	◎	城里町学校 保健統計
	むし歯のない12歳児の割合の増加	62.2%	50%以上		16.9%	2022年	26.00%	▲	茨城県児童生徒 保健統計調査
成人期・ 高齢期	定期的な歯科健診の受診者の増加	39.8%	40%以上	★	48.6%	2024年	121.50%	◎	町民 アンケート調査
	64歳で24本以上自分の歯を持つ人の割合の増加 (60代で24本以上自分の歯を持つ人の割合の増加)	52.1%	70%以上	★	54.4%	2024年	77.70%	△	町民 アンケート調査
	80歳で20本以上自分の歯を持つ人の割合の増加 (75歳以上で20本以上自分の歯を持つ人の割合の増加)	40.5%	50%以上	★	39.1%	2024年	78.20%	△	町民 アンケート調査
	歯周病検診を受ける人の割合の増加 (40代・50代・60代・70代)	10.5%	20%以上		5.9%	2024年	30.00%	▲	町民 アンケート調査

第3章 健康づくり計画

第3章 健康づくり計画

1. 基本理念とめざすべき方向性

本計画は、健康に対する意識の向上と、生涯を通じて健康で暮らしていくために必要となる健康づくりの取組を示したものです。

その取組を全ての町民が共有し、推進することにより、健康寿命を延ばし、「生涯を通じて健康で元気に安心して暮らせるまち」をめざしてまいります。

また、健康増進計画、食育推進計画、歯科保健計画に基本目標を定め、基本理念の達成をめざします。

<基本理念>

生涯を通じて健康で元気に安心して暮らせるまち

～ 健康寿命の延伸をめざして ～

<健康増進計画の基本目標>

生涯にわたり健康を継続できるよう
自分にあった健康づくりを推進しましょう！

<食育推進計画の基本目標>

生涯にわたり健康を継続できるよう
食生活に配慮した健康づくりを推進しましょう！
食育を通じて、子どもたちが生涯にわたって
健全な心身を培い豊かな人間性を育みましょう！

<歯科保健計画の基本目標>

生涯にわたり自分の歯で食事ができるよう
歯と口腔の健康づくりを推進しましょう！

2. 施策の体系

基本理念・基本目標を達成するために取り組む施策は、下記のとおりです。

<p><基本理念> 生涯を通じて健康で元気に安心して暮らせるまち</p>
--

1 健康増進計画	
基本目標	生涯にわたり健康を継続できるよう 自分にあった健康づくりを推進しましょう！
施 策	①健康習慣づくり
	②身体活動・運動
	③休養・こころの健康づくり
	④喫煙・飲酒
	⑤健康管理
	⑥疾病予防対策
	⑦医療等の提供体制

2 食育推進計画（栄養・食生活）	
基本目標	生涯にわたり健康を継続できるよう 食生活に配慮した健康づくりを推進しましょう！ 食育を通じて、子どもたちが生涯にわたって 健全な心身を培い豊かな人間性を育みましょう！
施 策	①食育を通じた食習慣の形成と健康づくり
	②地域の食文化と地産地消
	③食育を広げる環境づくり

3 歯科保健計画（歯と口腔の健康）	
基本目標	生涯にわたり自分の歯で食事ができるよう 歯と口腔の健康づくりを推進しましょう！
施 策	①歯科疾患の予防
	②ライフステージにおける歯と口腔の健康の維持・向上

施策の展開に記載している内容

【現状と課題】

町での取組やアンケートからみた課題等が掲載されています。

※掲載している表やグラフの数字は少数点以下2桁で四捨五入をした値であるため、合計値が100%とならない場合があります。

【目標】

本計画の目標数値が記載されています。

★印は重点的に取り組む項目です。

【目標達成のための取組】

ライフステージ別に家庭・行政・関係機関等での取組が記載されています。

ライフステージの対象は下記のとおりです。

各年齢期	対象年齢
乳幼児期	0～5歳
学童・思春期	小・中学生
青年期	40歳未満
壮年期	65歳未満
高齢期	65歳以上

第4章 健康増進計画

第4章 健康増進計画

1. 健康習慣づくり

【現状と課題】

町では、子どもの健康を守り育てるため、母子健康手帳交付時に、必ず保健師が面談をし、家庭との連携を図っています。また、関係機関と協力をし、子育てに関する行事を実施しています。

青年期、壮年期の健康づくり事業として、トレーニングルームを周知し、運動をするきっかけづくりの定着をめざし、町民の自主サークル活動を支援しています。

また、高齢期の健康づくり事業として、要望のあったサロンに、高齢者の健康づくりに役立つ内容の講話を行ったり、スクエアステップ教室や65歳から始める健康づくり教室を実施したりしています。

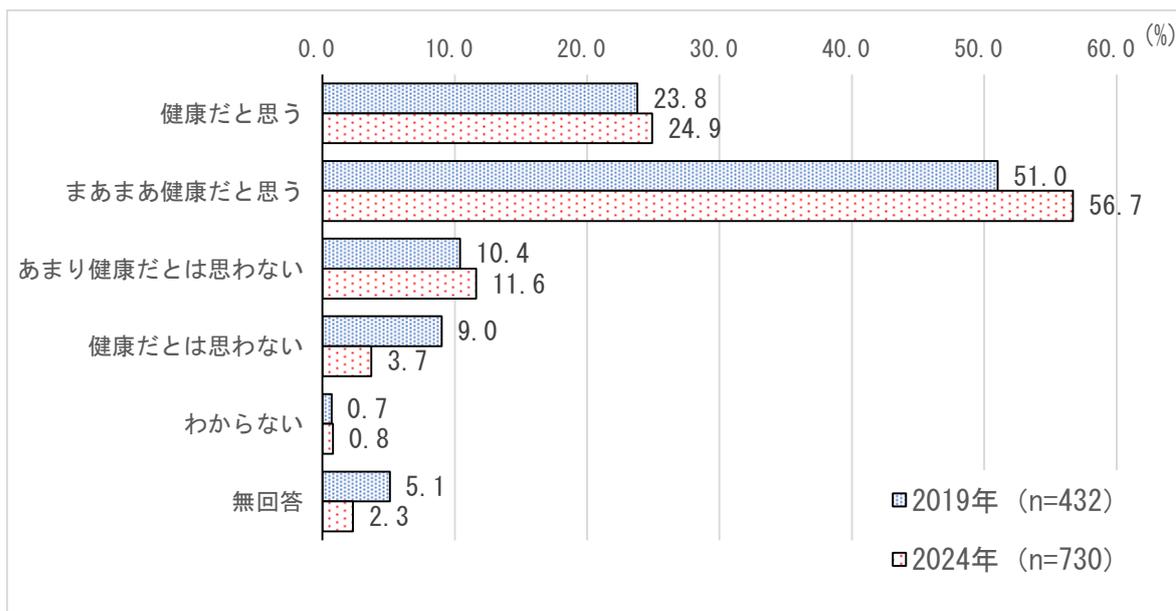
2024年11月実施の町民アンケート調査結果では、回答者全体で、自分は「健康だと思う」が24.9%、「まあまあ健康だと思う」が56.7%となっています。2019年実施の町民アンケート結果の割合と比較すると、「まあまあ健康だと思う」が5.7%多くなっており、「健康だとは思わない」が5.3%少なくなっています。また、健康のために心がけていることについて性別にみると、男性では「食生活に気をつけている」(49.7%)が最も多く、次いで「睡眠を十分にとる」(44.2%)、「適度な運動をする」(41.4%)となっており、女性では「食生活に気をつけている」(56.5%)が最も多く、次いで「睡眠を十分にとる」(53.9%)、「規則正しい生活をする」(49.3%)となっています。

メタボリックシンドロームについて「言葉も意味も知っていた」が、全体では78.5%となっています。

エネルギーの過剰摂取による肥満は、高血圧症や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の原因となり、重症化による循環器疾患の発症リスクを高める事に繋がります。

今後、青年期からの主体的な健康づくりを進めるため、健康への関心を高めるとともに、「バランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠」といった基本的な心掛けの重要性についての啓発を進めることが求められます。また、メタボリックシンドロームについて認知度を高めるとともに、メタボリックシンドロームにならないための望ましい生活習慣が習得できるよう支援していくことが求められます。

■主観的健康観（2019年調査との比較）



資料：2019年・2024年町民アンケート調査

■性別・年齢別主観的健康観

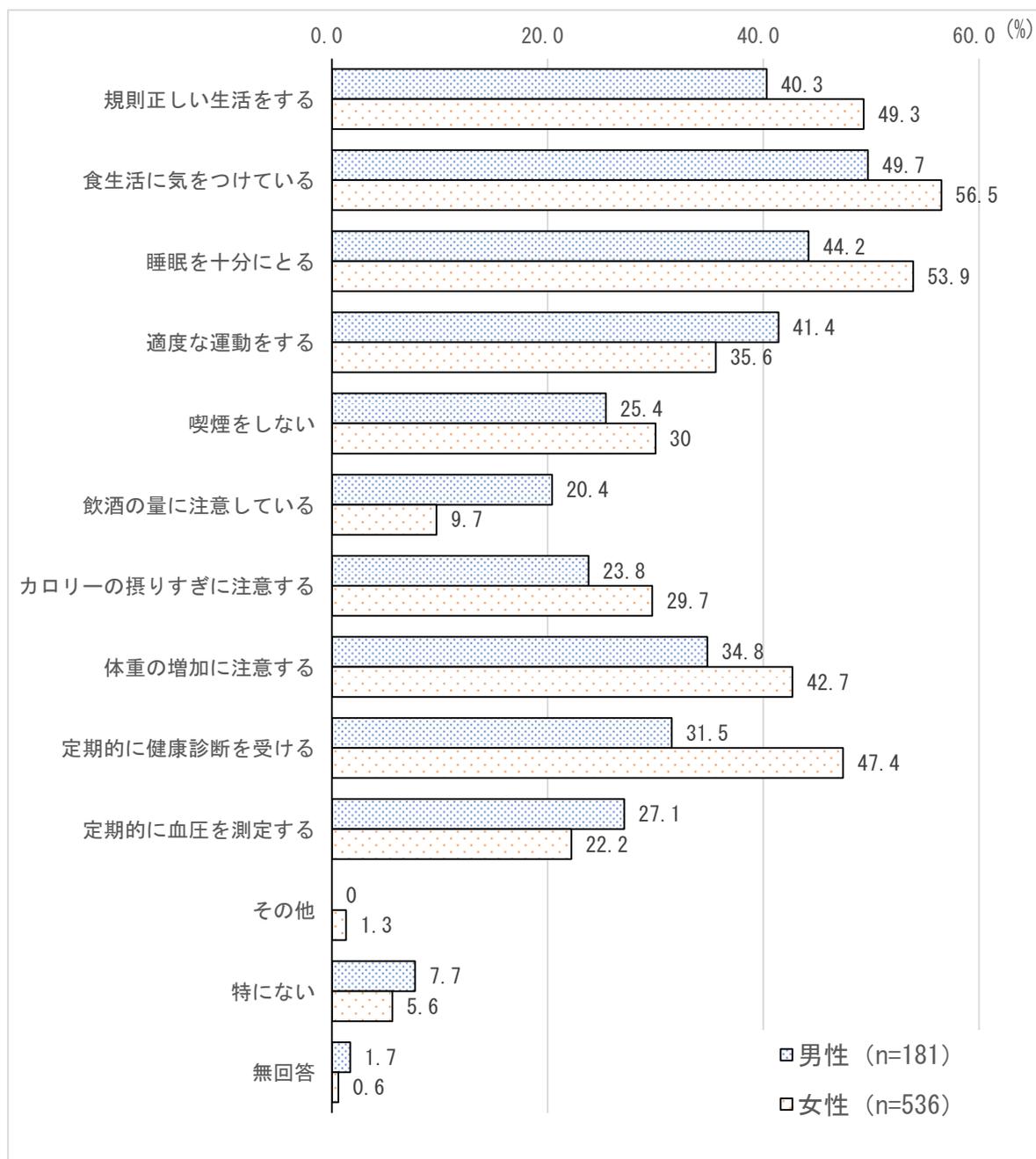
(単位：%)

項目	性別	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計 男性(n=178) 女性(n=522)
		男性(n=4) 女性(n=22)	男性(n=17) 女性(n=114)	男性(n=36) 女性(n=142)	男性(n=19) 女性(n=44)	男性(n=51) 女性(n=98)	男性(n=43) 女性(n=95)	男性(n=8) 女性(n=7)	
健康だと思う	男性	25.0	29.4	25.0	15.8	25.5	18.6	62.5	24.7
	女性	45.5	33.3	21.8	25.0	20.4	22.1	14.3	25.3
まあまあ健康だと思う	男性	50.0	58.8	55.6	57.8	51.0	60.4	37.5	55.1
	女性	40.9	57.0	59.9	50.0	65.3	61.0	85.7	59.2
あまり健康だとは思わない	男性	-	5.9	11.1	21.1	13.7	16.3	-	12.9
	女性	9.1	8.8	13.4	22.7	9.2	8.4	-	11.1
健康だとは思わない	男性	25.0	-	8.3	5.3	5.9	4.7	-	5.6
	女性	4.5	-	3.5	2.3	3.1	5.3	-	2.9
わからない	男性	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	1.4	-	2.0	2.1	-	1.1
無回答	男性	-	5.9	-	-	3.9	-	-	1.7
	女性	-	0.9	-	-	-	1.1	-	0.4
合計	男性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	女性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
『健康だと思う』	男性	75.0	88.2	80.6	73.6	76.5	79.0	100.0	79.8
	女性	86.4	90.3	81.7	75.0	85.7	83.1	100.0	84.5
『健康だとは思わない』	男性	25.0	-	19.4	26.4	19.6	21.0	-	-
	女性	13.6	-	16.9	25.0	12.3	13.7	-	14.0

資料：2024年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

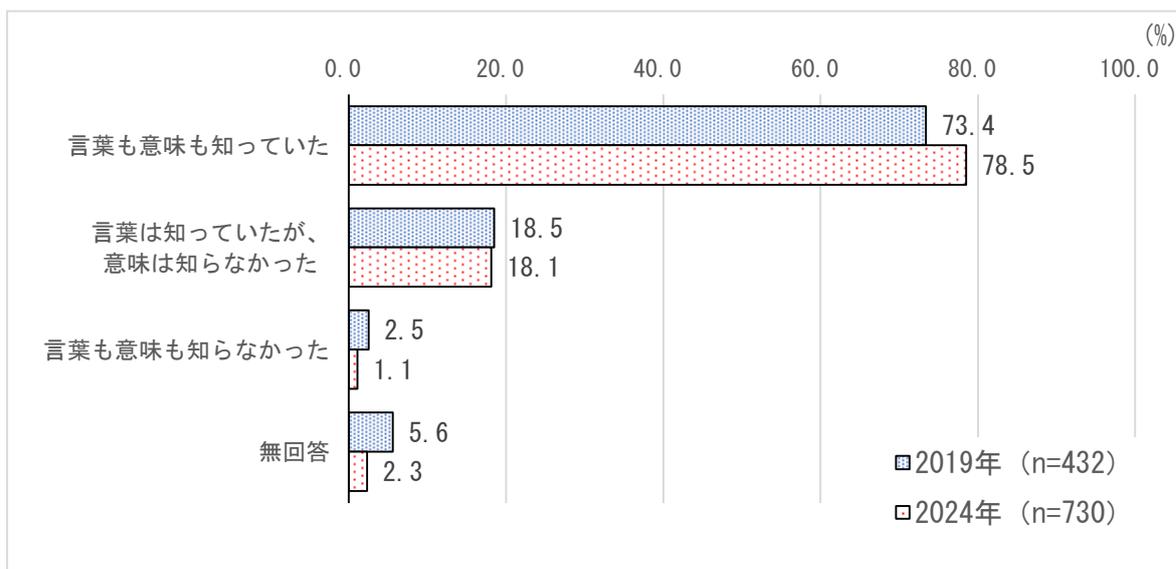
■性別健康のために心がけていること（複数回答※）



資料：2024年町民アンケート調査

※複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を示しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

■メタボリックシンドロームの認知状況（2019年調査との比較）



資料：2019年・2024年町民アンケート調査

【目標】

目標	現行水準	目標水準	重点目標
自分が健康だと思っている人の割合の増加	81.5%	85%以上	★
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の言葉と意味を知っている人の割合の増加	78.5%	80%以上	

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
乳幼児期 学童・ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> •家族で健康に関心を持ちましょう。 •妊娠・出産・子育てについての正しい知識を持ちましょう。 •早寝、早起き、朝ごはんの規則正しい生活習慣を心がけましょう。 •できるかぎり外で遊ぶようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •母子健康手帳交付や発達及び健康相談では必ず専門職が個別面談を実施し、正しい知識の普及や対応の説明を実施します。 •健康に関する情報誌や子ども家庭センターにおいて、各種啓発活動に努めます。 •乳幼児健診では保健師や管理栄養士が保健指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> •母子愛育会を通じて、子育て支援に関する各種活動を充実させます。

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
青年期 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> •家族で健康に関心を持ちましょう。 •規則正しい生活習慣を心がけ、健康状態をチェックするようにしましょう。 •健康づくりに関する情報をチェックするようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •トレーニンググループを周知し、運動をするきっかけづくりや定着を働きかけます。 •町民の自主サークル活動を支援します。 •特定保健指導を通して、栄養や運動に関する指導を行います。 •「バランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠」といった基本的な生活習慣を心がけることに加え「減塩」についても啓発を進めます。 •食塩摂取に関する調査を行い、減塩指導等を実施します。 •減塩対策事業として（第3期データヘルス計画）啓発や健康教育などを行います。 •メタボリックシンドロームの予防や改善のための保健指導を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> •健康づくり推進協議会は行政と連携し、町民の健康づくりに関して、意識の啓発活動に努めます。 •食生活改善推進員により、バランスの取れた食事や減塩などの支援を行います。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> •家族で健康に関心を持ちましょう。 •自分自身で介護予防を目的とした健康管理をしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •住民同士が主体的に活動するサロンや教室、高齢者クラブ活動や、各種サークル活動の支援を行います。 •介護予防の推進に努めます。 •メタボリックシンドロームと認知症の関連性について情報を提供し、認知症予防を図ります。 •関係機関との相互連携に努めます。 •地域のコミュニティを活かし、健康づくり活動を実施します。 •各種活動の普及啓発を行い、積極的・活発な 	

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
		活動ができるように支援します。	

★ 町で行っている主な事業 ★

<母子保健事業>

- 母子健康手帳交付及び各種健診（妊婦、産婦、乳幼児）
- マタニティクラス、産後ケア事業
- 要支援妊産婦支援体制整備事業
- 各種子育て支援教室等
- こどもの相談会（健診事後指導の個別相談）、ことばの相談会
- プレイルーム開放（就学前の児とその保護者）
- 家庭訪問（妊婦、産婦、新生児、乳児、幼児）
- 未熟児養育医療

<健康増進事業>

- トレーニングルームの運営
- 自主サークル活動の支援（さわやか会）

<国保保健事業>

- 特定健診、特定保健指導
- 訪問指導、各種教室の実施

★町の地区組織活動★

<母子愛育会>

- 乳幼児健診サポート
- 足型プレゼント・ブックスタート（1歳児健診）
- 離乳食教室等託児、音楽リズム遊び教室
- 3大行事（七夕まつり・クリスマス会・ひなまつり会）

<食生活改善推進員協議会>

- 若い世代、働き世代、高齢世代のための食生活改善推進事業
- 町食育事業協力

2. 身体活動・運動

【現状と課題】

町では、子どもの身体活動・運動について、親子で楽しむ音楽リズム遊び教室など、愛育会主催の体を使った遊びを実施するとともに、子どもたちが安全にスポーツを楽しめるような設備や環境づくりをしています。

青年期、壮年期の身体活動・運動について、町内に2箇所あるトレーニングルームの周知や目的に応じた運動教室を開催し、運動をするきっかけづくりや運動の定着を図るとともに、自主グループ育成の支援をしています。

高齢期の身体活動・運動について、地域において、シルバーリハビリ体操やスクエアステップ教室、65歳から始める健康づくり教室を実施するなど、積極的に運動する機会を提供しています。高齢者福祉事業（グランドゴルフ・ペタンク・輪投げ・茨城県障害者スポーツ大会・カラオケ・芸能発表）を行い、身体機能の維持向上を図っています。

2024年実施の町民アンケート調査結果から、日頃の運動状況について「ほとんど運動していない」が、全体では52.8%となっています。2019年実施の町民アンケート結果の割合と比較すると、「ほとんど運動していない」が9.3%高くなっており、「運動している」はすべての項目で少なくなっています。また、性別・年齢別にみると30代～50代の女性における「ほとんど毎日運動している」は5%以下と低くなっています。

「日常生活の中で意識して体を動かしている」が全体では62.7%となっています。

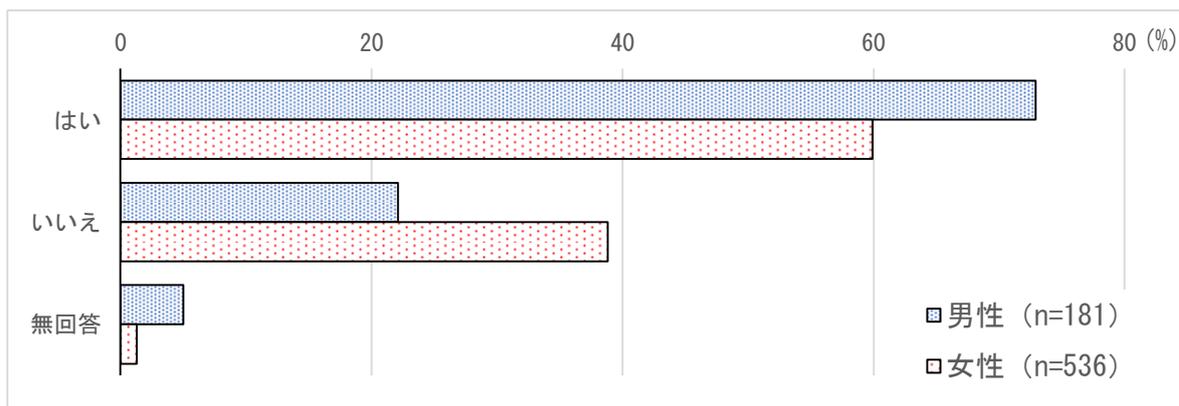
ロコモティブシンドローム^{*}について「内容について知っている」が、全体では13.2%、性別では、男性7.7%、女性15.1%となっています。

今後は、青年期、壮年期の方に対する運動の大切さの周知・啓発とともに、手軽にできる運動の情報提供等や、身近な地域での住民同士の取組の促進が求められます。

ロコモティブシンドロームについて認知率を高めるため、多様な機会を活用し、言葉の意味と合わせて、理解することが必要な理由をともに啓発していくことが求められます。

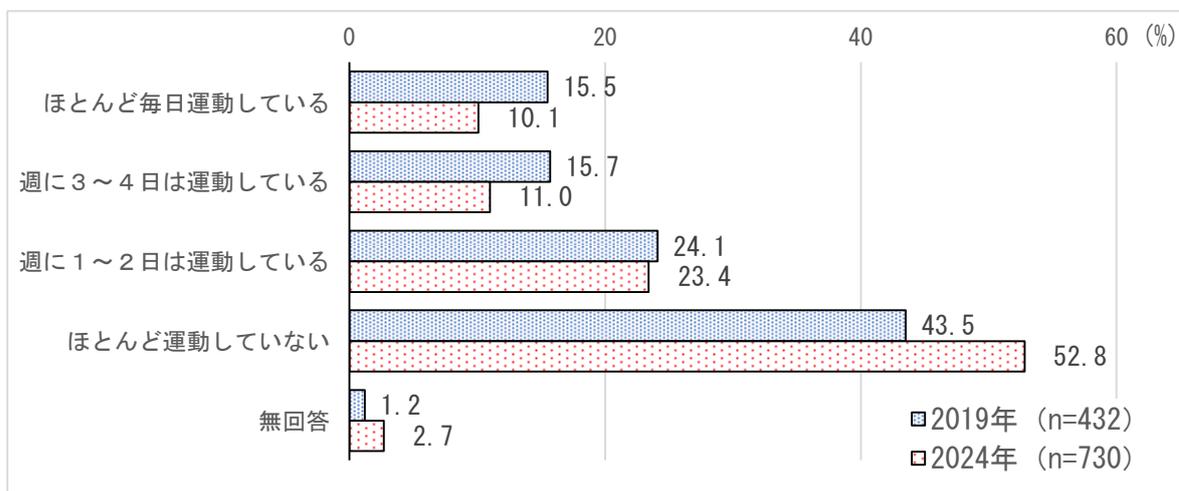
※ロコモティブシンドローム（運動器症候群）とは、骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰え、生活の自立度が低下し、介護が必要になったり、ねたきりになったりする可能性が高い状態をいう。

■日常生活の中で意識して体を動かしていますか



資料：2024年町民アンケート調査

■日頃の運動状況（2019年調査との比較）



資料：2019年・2024年町民アンケート調査

■ 性別・年齢別日頃の運動状況

(単位：%)

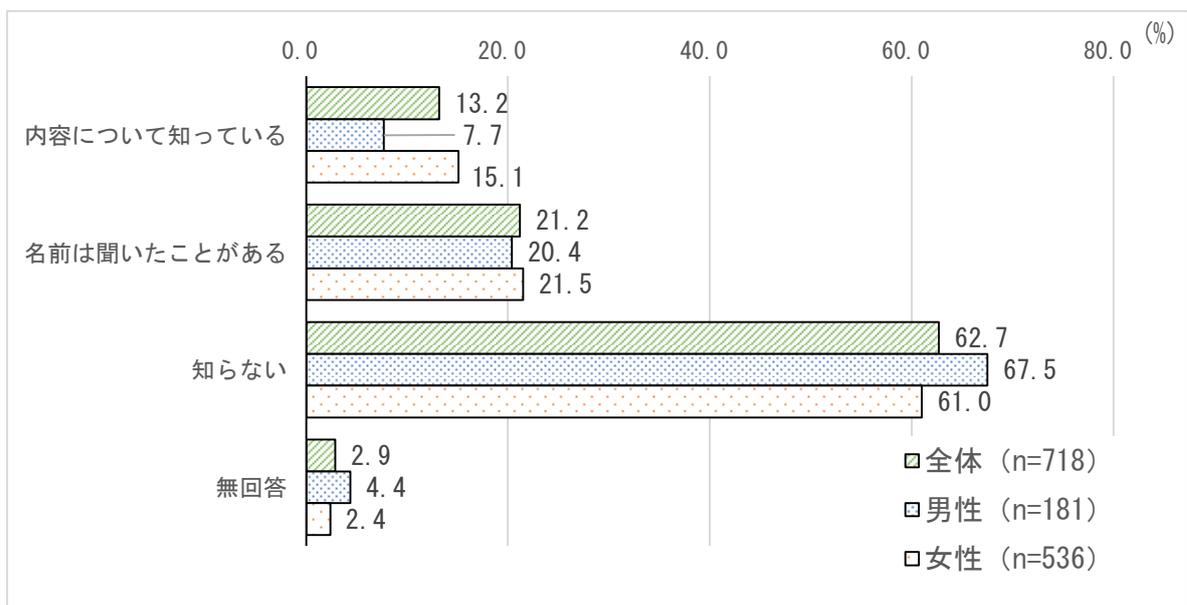
	性別	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
		男性(n=4) 女性(n=22)	男性(n=17) 女性(n=114)	男性(n=36) 女性(n=142)	男性(n=19) 女性(n=44)	男性(n=51) 女性(n=98)	男性(n=43) 女性(n=95)	男性(n=8) 女性(n=7)	男性(n=178) 女性(n=522)
ほとんど毎日運動している	男性	-	-	5.6	31.6	19.6	23.3	25.0	16.9
	女性	13.6	4.4	4.9	4.5	14.3	12.6	-	8.2
週に3～4日は運動している	男性	25.0	17.6	19.4	10.5	11.8	16.3	-	14.6
	女性	-	5.3	5.6	11.4	14.3	15.8	57.1	10.0
週に1～2日は運動している	男性	50.0	29.4	30.6	21.1	29.4	20.9	75.0	29.2
	女性	36.4	18.4	14.8	9.1	23.5	41.1	42.9	22.8
ほとんど運動していない	男性	25.0	53.0	36.1	36.8	35.3	37.2	-	35.9
	女性	50.0	71.9	74.7	75.0	45.9	26.3	-	57.9
無回答	男性	-	-	8.3	-	3.9	2.3	-	3.4
	女性	-	-	-	-	2.0	4.2	-	1.1
合計	男性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	女性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：2024年町民アンケート調査

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

■性別ロコモティブシンドロームの認知状況



資料：2024年町民アンケート調査

■ 性別・年齢別ロコモティブシンドロームの認知状況

(単位：%)

	性別	18～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 以上	合計
		男性(n=4) 女性(n=22)	男性(n=17) 女性(n=114)	男性(n=36) 女性(n=142)	男性(n=19) 女性(n=44)	男性(n=51) 女性(n=98)	男性(n=43) 女性(n=95)	男性(n=8) 女性(n=7)	男性(n=178) 女性(n=522)
内容について 知っている	男性	-	-	5.6	5.3	13.7	7.0	12.5	7.9
	女性	4.5	6.1	10.6	9.1	23.5	31.6	14.3	15.5
名前は聞いた ことがある	男性	25.0	5.9	13.9	21.1	27.5	23.3	25.0	20.8
	女性	4.5	12.3	18.3	38.6	26.5	27.4	42.9	21.6
知らない	男性	75.0	82.4	77.8	73.7	54.9	67.4	50.0	67.4
	女性	86.4	80.7	71.1	52.3	42.9	36.8	42.9	60.3
無回答	男性	-	11.8	2.8	-	3.9	2.3	12.5	3.9
	女性	4.5	0.9	-	-	7.1	4.2	-	2.5

資料：2024年町民アンケート調査

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

【目標】

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
運動習慣者の増加	44.5%	60%以上	★
【新規】ロコモティブシンドロームの認知度	34.4%	80%以上	

※運動習慣者とは、週2回以上、1回30分以上、1年以上、運動をしている者をいう。(厚生労働省国民栄養調査による定義)

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
乳幼児期 学童・ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> 親子で一緒に遊ぶ時間を増やしましょう。 体を使った遊びをしましょう。 親同士や子ども同士が楽しく遊ぶようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や家庭訪問等を通じて、月齢に応じた身体活動の重要性について啓発します。 子どもたちがスポーツに親しむことができるような環境づくりに努めるとともに、運動が習慣化するよう支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子愛育会を通じて親子の遊びを推進していきます。 スポーツ少年団を通じて、正しい運動習慣を支援します。 学校での体育や部活動を通じて運動の充実を図ります。

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
青年期 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> •家族みんなで運動する習慣を身につけましょう。 •運動の効果を認識し、実践していきましょう。 •自分にあった運動の習慣をつけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •保健福祉センター等で運動教室を開催し、町民の運動習慣の普及に努めます。 •運動できる場や情報の提供に努めます。 •目的に応じた運動教室を実施します。 •ウォーキングコースの普及や、自主グループの育成に努めます。 •年間を通じた運動に関連したプログラムを策定し、広報活動に努めます。 •ロコモティブシンドロームについての情報提供をします。 	<ul style="list-style-type: none"> •いばらきヘルスロード指定コース（4コース）の普及啓発に努めます。 •運動教室等の充実を図り、広く町民が参加できる機会を増やします。 •シルバーリハビリ体操指導士会、城里町社会福祉協議会、スクエアステップリーダー会とともに通いの場を運営し、健康な者の増加に努めます。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> •日常の歩行を心がけましょう。 •人と一緒にできる運動を継続しましょう。 •自分にあった運動を続けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •歩いて行ける場所で介護予防活動ができる体制づくりを行います。 •ロコモティブシンドロームの予防等のために、家庭でできる運動の普及に努めます。 •ふれあいサロンや各教室の加入者が増えるよう広報活動を実施し、活動の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> •高齢者クラブ等で各種スポーツ活動を推進します。 •加入者が増えるよう広報活動を行い、加入を促します。

★ 町で行っている主な事業 ★

＜母子保健事業＞

- 乳幼児健診及び家庭訪問等の実施
- 各種子育て支援教室等（にこにこひろば、つどいのひろば）

＜健康増進事業＞

- 集団健康教室（リフレッシュ教室、筋力アップ教室、からだ・こころ・脳のコンディショニング教室、体メンテナンス教室、エアロビクス教室）

＜国保保健事業＞

- 各種教室の実施（ウォーキング教室、アクアエクササイズ教室）

3. 休養・こころの健康づくり

【現状と課題】

心身の健康を保つためには、適切な休養をとることが必要で、こころの健康にも欠かせない要素です。休養とは二つの要素から構成され、心身の疲労を解消する「休」と、こころのゆとりを養い心身の能力を自ら高める「養」を心がけた日常生活を送ることが重要です。

町では、子どもの休養・こころの健康づくりについて、乳幼児健診時に、パンフレット等を用いて生活習慣や子どもとの関わり方について保健指導を実施しています。入学してしまうと学童以降の支援が行き届かないこともあるため、教育委員会と連携を図る必要があります。

青年期、壮年期、高齢期の休養・こころの健康づくりについて、こころの相談会等を実施しました。また、継続支援が必要な方を関係機関につなぐなど連携を図っていますが、利用者の希望に合わせて日時の調整ができないことが課題です。

ゲートキーパーの養成講座で民生委員を対象に実施しました。また、自殺未遂や自殺願望のあった方に訪問や電話支援を行いました。必要に応じて医療機関との連携を図りました。今後も相談体制の充実を図っていく必要があります。

健康教室の中で睡眠の必要性に関して一部内容に入れました。今後は広報紙等に掲載するなど広く周知に取り組む必要があります。

運動教室等で住民同士がつながり、交流を図ることにもつながりました。集団で楽しく運動し、健康づくりに励むことでストレス発散にもつながりました。今後は、町内の企業や事業所にも働く人の休養やこころの健康の大事さを周知していくことが必要です。

2024年実施の町民アンケート調査結果から、睡眠時間が『足りている』が、全体では65.1%となっています。2019年実施の町民アンケート結果の割合と比較すると、『足りている』が減少傾向にあります。性別にみると、『足りている』が男性73.1%、女性63.0%となっています。

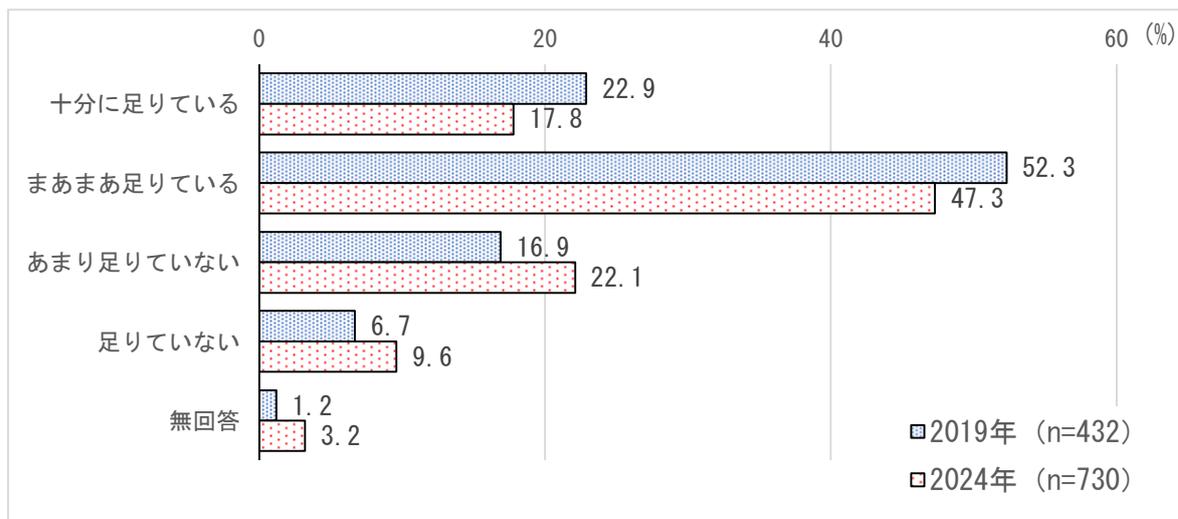
心配ごとや悩みの相談相手が「いる」が、全体では81.0%となっています。

ストレスを上手に「解消できている」が、全体では48.9%となっています。性別にみると男性51.7%、女性47.9%と女性が低くなっています。しかしながら、性別・年齢別にみると20代・30代では男性より女性の割合が多くなっています。

職場でこころの健康対策に「取り組んでいる」が、就業者の回答者全体では28.9%となっています。性別にみると、男性21.1%、女性31.5%と女性の割合が多くなっています。今後は、「睡眠・休養」の大切さの周知とともに、職場での就業時間等働き方改革、家庭での家事や子育ての男女共同参画、家族ぐるみの協力などの重要性について啓発することが求められます。

また、職場でのこころの健康対策を企業等と一体となって促進するとともに、就業者に対する相談日や時間の工夫等の相談対応の充実が求められます。

■睡眠時間の過不足の状況（2019年調査との比較）



資料：2019年・2024年町民アンケート調査

■性別・年齢別睡眠時間の過不足の状況

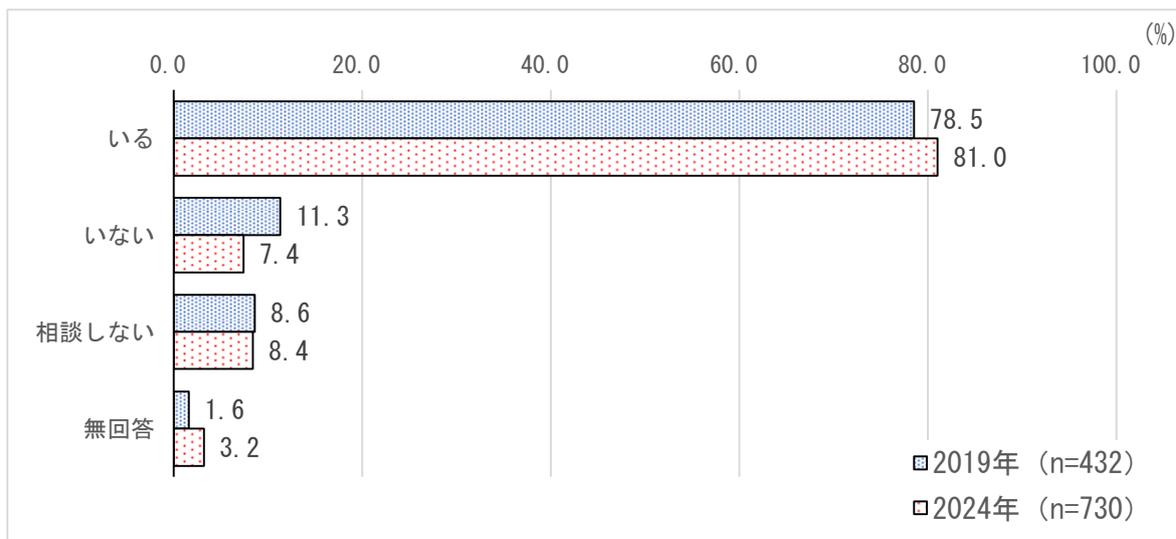
(単位：%)

	合計	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
		男性(n=4) 女性(n=22)	男性(n=17) 女性(n=114)	男性(n=36) 女性(n=142)	男性(n=19) 女性(n=44)	男性(n=51) 女性(n=98)	男性(n=43) 女性(n=95)	男性(n=8) 女性(n=7)	男性(n=178) 女性(n=522)
十分に足りている	男性	-	17.6	16.7	31.6	25.5	34.9	25.0	25.3
	女性	18.2	13.2	10.6	20.5	13.3	22.1	42.8	15.3
まあまあ足りている	男性	50.0	35.3	47.2	47.4	49.1	53.5	37.5	47.8
	女性	40.9	45.6	47.8	47.7	53.1	47.4	28.6	47.7
あまり足りていない	男性	50.0	29.4	27.8	15.8	17.6	2.3	25.0	18.0
	女性	22.7	24.6	30.3	22.7	20.4	17.9	14.3	23.8
足りていない	男性	-	5.9	5.6	5.2	3.9	7.0	-	5.1
	女性	18.2	15.8	11.3	9.1	7.1	9.5	14.3	11.3
無回答	男性	-	11.8	2.7	-	3.9	2.3	12.5	3.8
	女性	-	0.8	-	-	6.1	3.1	-	1.9
合計	男性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	女性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：2024年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

■心配ごとや悩みを相談できる人の有無（2019年調査との比較）



資料：2019年・2024年町民アンケート調査

■性別・年齢別ストレスを上手に解消できているかどうか

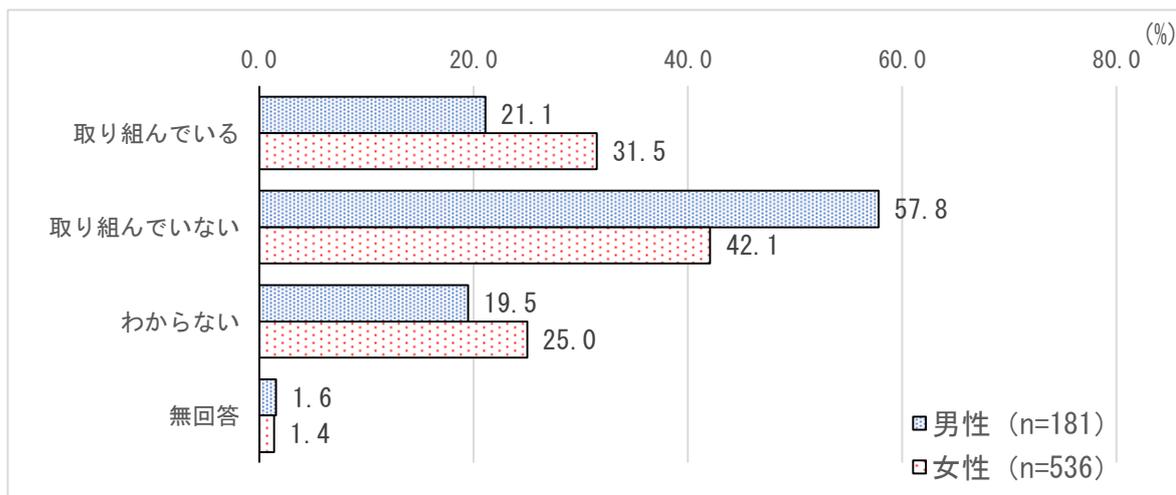
(単位：%)

	合計	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計 男性(n=178) 女性(n=522)
		男性(n=4) 女性(n=22)	男性(n=17) 女性(n=114)	男性(n=36) 女性(n=142)	男性(n=19) 女性(n=44)	男性(n=51) 女性(n=98)	男性(n=43) 女性(n=95)	男性(n=8) 女性(n=7)	
できている	男性	50.0	41.2	44.4	52.6	49.0	62.8	62.5	51.7
	女性	50.0	43.0	43.0	47.7	48.0	58.9	71.4	47.9
できていない	男性	-	11.8	19.4	31.6	11.8	14.0	12.5	15.7
	女性	27.2	18.4	19.7	25.0	12.2	10.5	-	16.9
わからない	男性	50.0	41.2	30.6	15.8	29.4	14.0	12.5	25.3
	女性	22.7	36.8	35.9	27.3	31.6	23.2	28.6	31.6
ストレスを感じない	男性	-	-	2.8	-	5.9	7.0	-	3.9
	女性	-	-	-	-	2.0	4.2	-	1.1
無回答	男性	-	5.8	2.8	-	3.9	2.2	12.5	3.4
	女性	-	1.8	1.4	-	6.0	3.2	-	2.5
合計	男性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	女性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：2024年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

■性別就業者の職場でのこころの健康対策の取組について



資料：2024年町民アンケート調査

【目標】

目標	現行水準	目標水準	重点目標
睡眠時間が足りている人の割合の増加	65.1%	80%以上	★
ストレスや悩みを相談できる人がいる割合の増加	81.0%	80%以上	★

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
乳幼児 期学童・ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> 早寝早起きを習慣にしましょう。 周囲が子どもに関心を向けるようにしましょう。 困ったことや悩みがあったら相談できる環境づくりをしましょう。 何でも話し合える家族関係を築きましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 随時、保健師による個別相談及び家庭訪問に対応します。 学童以降については教育委員会と連携し、発達等に関する相談に対応します。 妊娠期より助産師・保健師による個別面談及び家庭訪問を実施します。 身体的ケアだけでなく、妊娠期から助産師や医療機関などの関係機関と連携し、心のケアに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 周産期におけるメンタルヘルスの支援に努めます。 医療機関において妊産婦健診や乳幼児健診で妊産婦や保護者の相談を行います。 関係機関との連携強化を図ります。

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
青年期 壮年期 高齢期	<ul style="list-style-type: none"> •規則正しい生活を送りましょう。 •人との出会いを大切にし、自分をよく知りましょう。 •ストレスの発散を上手にしていきましょう。 •過労やこころの変化を自分でもわかるようにしましょう。 •人との交流を持ち楽しみましょう。 •地域の活動にも積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •こころの相談会を定期的実施し、個別の相談に応じます。 •ゲートキーパー*の養成講座を行います。 •一般向けのこころの健康に関する啓発なども行います。 •休養の必要性、睡眠の重要性等についての情報提供に努めます。 •交流の場づくりに努めます。 •町内の企業や事業所で働く人の休養やこころの健康の大事さの周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> •民生委員の協力のもと、各種相談を受付し、必要に応じて関係機関の専門相談へとつなげます。 •独居老人への友愛訪問等、孤立しないような支援を行います。

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

★ 町で行っている主な事業 ★
<p><母子保健事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診及び家庭訪問等の実施 ○ 各種相談会（こどもの相談会、巡回発達相談） ○ 要保護児童対策地域協議会の実施 <p><精神保健事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談（面接）、訪問指導、デイケア、電話相談 ○ こころの相談会 ○ こころの健康講座 ○ 自殺対策事業（街頭キャンペーン協力（中央保健所管内市町他）、ゲートキーパー養成講座）

4. 喫煙・飲酒

【現状と課題】

町では、喫煙・飲酒について、保護者には、母子健康手帳交付時をはじめとする保健相談の際に、本人だけでなく家族の喫煙状況等も踏まえて指導しています。子どもたちは授業の一環として喫煙の害やアルコール依存について学習しています。

青年期、壮年期、高齢期の喫煙・飲酒について、集団健診実施時に喫煙者に「禁煙パンフレット」を配布し、禁煙外来等に関する周知を図るとともに、受動喫煙による健康被害を防止するため施設の禁煙に努めています。今後は、喫煙・飲酒に関する正しい知識を町民だけでなく、町内の企業や事業所等にも周知していく必要があります。

2024年実施の町民アンケート調査結果から、たばこを「吸っている」者の割合が、全体では12.2%となっています。また、性別にみると喫煙者でたばこを「やめたい」者の割合は、男性が8.9%、女性が13.6%と女性が多くなっています。一方で、「本数は減らしたい」者の割合は、男性が44.4%、女性が27.3%と男性が多くなっています。

ここ1か月の間に受動喫煙の状況についてはいずれの場所においても「まったくなかった」が最も多くなっています。また、性別にみると受動喫煙が「ほぼ毎日」あった者の割合は、男性が「職場」・「家庭」、女性は「家庭」でそれぞれ約1割となっています。

COPDについて「どんな病気か知っている」者の割合が、全体では14.8%となっています。性別にみると2019年実施の町民アンケート結果の割合と比較すると、認知度は大きく変わっていないことが見受けられます。

職場での禁煙・分煙対策については「行われていない」者の割合が、就業者の回答者全体では19.8%となっています。

喫煙は肺がんやCOPDの原因になるばかりではなく、あらゆる生活習慣病の発症にも関与していることを含めて、引き続き周知・啓発を行うとともに、事業所等への禁煙の取り組み、受動喫煙の防止対策を促進することが求められます。また、たばこをやめたいと思っている方への支援が求められます。

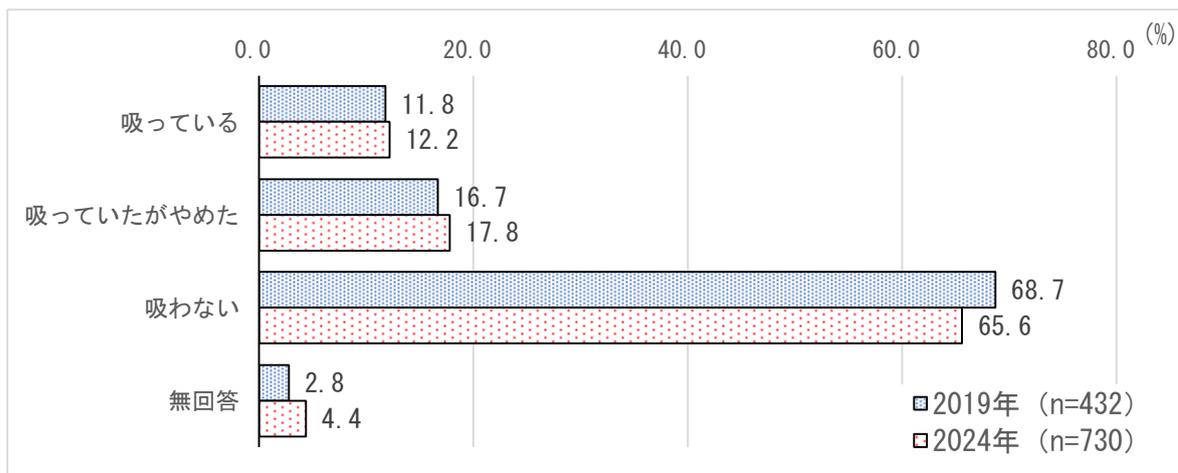
飲酒を「毎日」している者の割合が、全体では12.5%となっています。2019年実施の町民アンケート結果の割合と比較すると「ほとんど飲まない」が5.5%少なくなっています。また、多量飲酒*が、全体では11.8%となっており、性別にみると、男性は13.9%、女性は9.9%となっています。

飲酒は生活習慣病のベースになる肥満の一因になることや、肝臓病の発症にも悪影響を及ぼすことについて、引き続き周知・啓発を行うとともに、節度ある適度な飲酒についての支援が求められます。

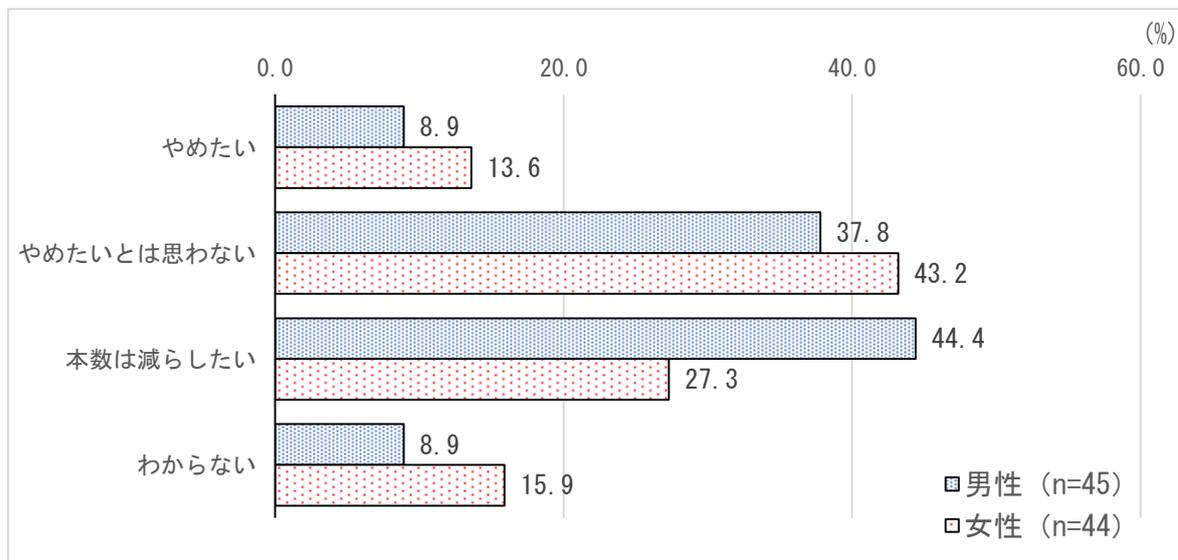
※COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、主に長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れの症状がみられるもので、肺気腫、慢性気管支炎が含まれる。

※ここでいう多量飲酒とは、「週に3日以上飲酒し1回あたり日本酒換算3合以上飲酒する人」をいいます。

■喫煙状況（2019年調査との比較）



■性別喫煙者でたばこをやめたいと思っているか



資料：2024年町民アンケート調査

■ 性別ここ1か月間での受動喫煙の状況

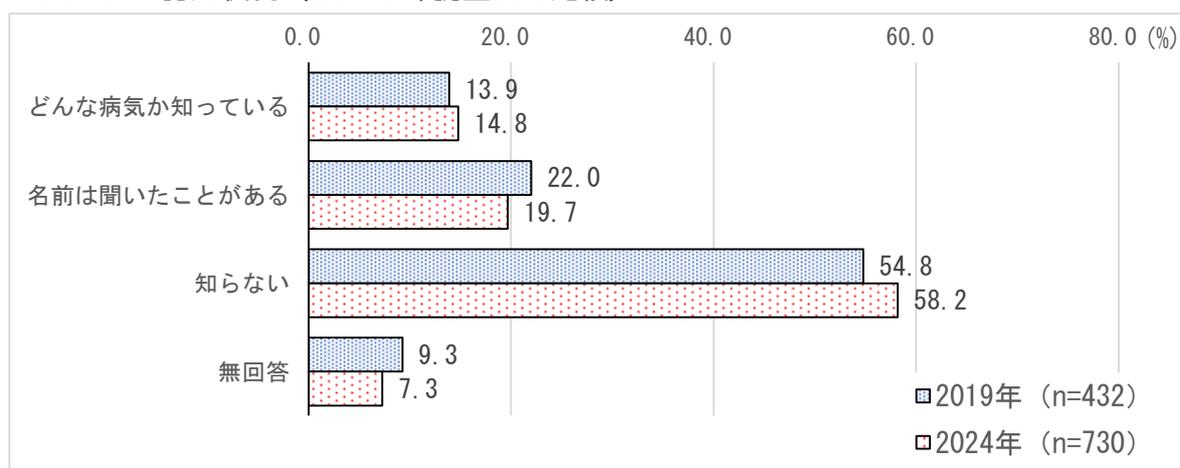
(単位：%)

頻度	性別	家庭	職場	飲食店	路上	市役所等	病院
		男性(n=181)		女性(n=536)			
ほぼ毎日	男性	10.5	11.6	1.1	1.1	-	0.6
	女性	9.9	3.4	0.4	0.7	0.2	0.2
週に数回程度	男性	1.1	5.5	1.1	1.7	-	-
	女性	4.1	5.0	0.6	2.2	0.2	-
週に1回程度	男性	0.6	3.9	3.3	1.7	-	-
	女性	4.1	1.9	1.1	1.3	0.2	-
月に1回程度	男性	2.8	2.8	7.7	7.2	1.1	1.1
	女性	3.5	2.4	6.3	8.8	0.2	0.6
まったくなかった	男性	49.1	29.8	39.8	42.5	45.9	48.0
	女性	60.3	49.1	63.0	62.2	59.2	67.8
行かなかった	男性	-	2.8	9.4	6.6	13.8	11.6
	女性	-	2.4	7.5	4.1	18.5	9.9
該当なし	男性	-	9.4	-	-	-	-
	女性	-	16.4	-	-	-	-
無回答	男性	35.9	34.2	37.6	39.2	39.2	38.7
	女性	18.1	19.4	21.1	20.7	21.5	21.5

資料：2024年町民アンケート調査

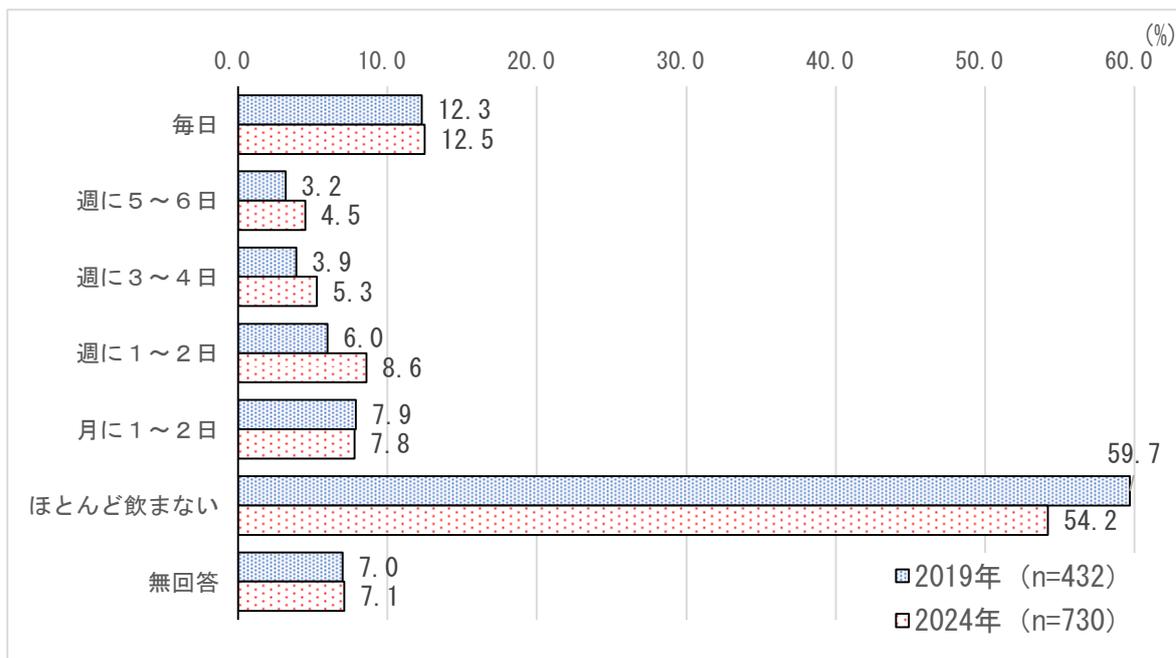
※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

■ COPDの認知状況（2019年調査との比較）



資料：2024年町民アンケート調査

■飲酒状況（2019年調査との比較）



資料：2019年・2024年町民アンケート調査

■週3日以上飲酒している人の1日の飲酒量（日本酒換算）

（単位：％）

	1合未満	1合以上 2合未満	2合以上 3合未満	3合以上 4合未満	4合以上 5合未満	5合以上	無回答
男性(n=80)	16.3%	37.5%	31.3%	11.3%	1.3%	1.3%	1.3%
女性(n=81)	38.3%	35.8%	14.8%	7.4%	2.5%	-	1.2%

資料：2024年町民アンケート調査

※表中の数字は少数点以下2桁で四捨五入をした値であるため、合計値が100%とならない場合があります。

【目標】

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
喫煙者の減少	男性	24.9%	20%以下	★
	女性	8.2%	3%以下	★
週3日以上飲酒し1回当たり日本酒換算3合以上飲酒する人の減少	男性	6.1%	5%以下	★
	女性	1.5%	0%	★

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
乳幼児期 学童・ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> 子どもをたばこの煙のある環境におかないようにしましょう。 喫煙、多量飲酒の害をよく知りましょう。 未成年の喫煙、飲酒を無くしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康相談の際に、喫煙の害やアルコール依存症に関する情報を提供します。 妊娠届出時・乳幼児健診の個別保健相談にて喫煙がもたらす影響について各対象時期に知識の普及・啓発を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関が、妊婦の喫煙・飲酒に関する害を伝えます。 学校で喫煙の害やアルコール依存症に関する教育を行います。
青年期 壮年期 高齢期	<ul style="list-style-type: none"> 未成年の喫煙、飲酒を無くしましょう。 喫煙、多量飲酒の害をよく知りましょう。 喫煙者は、受動喫煙を防ぐように配慮しましょう。 禁煙希望者は、病院等の禁煙外来を利用するなど、禁煙に努めましょう。 自分にとっての適量を把握して、上手な飲酒に努めましょう。 週に1度は、休肝日をつくりましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談や健康教室時に、COPD等の病気や受動喫煙による害について、またアルコールの適量や依存症に関する情報を提供します。 公共施設の敷地内禁煙を推進します。 お店や職場等へ受動喫煙に関する情報提供をし、受動喫煙防止を促進します。 施設の分煙化・禁煙化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の分煙化・禁煙化に努めます。

★ 町で行っている主な事業 ★

<母子保健事業>

- 母子健康手帳交付時及び乳幼児健診時での啓発

<健康増進事業>

- 施設内禁煙の推進
- 禁煙の広報活動（健診時等）

<国保保健事業>

- 特定保健指導時での啓発及び禁煙の推進

5. 健康管理

【現状と課題】

町では子どもの健康管理について、半年ごとに乳幼児健診を実施し、相談できる機会を設けています。また、未受診者のフォローを丁寧に行っています。

青年期、壮年期、高齢期の健康管理づくりについては、個別に健診に関する案内を送付し、広報紙等でも健診に関する情報提供を行っています。また、健診結果に関する相談や健診結果を踏まえた健康教室を実施し、町内のふれあいサロンでシルバーリハビリ体操を実施するとともに、スクエアステップ教室の実施や65歳から始める健康づくり教室で、低栄養や口腔器の機能向上のための講座を行っています。

また、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の講話により健康づくりの知識や疾患に関する知識の普及や健康づくりに関する支援を行っています。

2024年実施の町民アンケート調査結果のBMIを性別にみると、『やせ』は、男性34%、女性9.8%と女性が高く、『肥満』では、男性32.6%、女性17.8%と男性が高くなっています。

この1年間の健康診断受診状況を性別にみると、「受けた」が、男性46.1%、女性34.5%となっており、65歳以上では男女がともに6割以上となっています。

健康診断受診者の中で有所見となった者（「要指導」＋「治療中」＋「要医療」）の割合を性別にみると、男性62.2%、女性65.6%と、女性が高くなっています。

健康診断受診者の指摘を受けた事項は、男女ともに「脂質異常」が最も多く、次いで「高血圧」、「肥満」と続いています。

今後は、適正体重を維持することの重要性を周知・啓発するとともに、健康診断の受診促進、指摘を受けた場合の改善に向けての取組促進のための啓発などが求められます。

■ 性別・年齢3区分別 BMI

(単位：%)

BMI	性別	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
		男性(n=21) 女性(n=136)	男性(n=75) 女性(n=220)	男性(n=82) 女性(n=166)	男性(n=178) 女性(n=522)
やせ (18.5 未満)	男性	4.8	2.7	3.7	3.4
	女性	16.2	6.4	9.0	9.8
普通 (18.5～25 未満)	男性	57.1	53.3	65.9	59.6
	女性	56.6	66.4	62.7	62.6
肥満 (25 以上)	男性	33.3	38.7	26.8	32.6
	女性	10.3	17.7	24.1	17.8
無回答	男性	4.8	5.3	3.6	4.4
	女性	16.9	9.5	4.2	9.8
合計	男性	100.0	100.0	100.0	100.0
	女性	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：令和 6 年度 総合・集団健診健診結果 健康管理システムより

※ () は BMI=重量 (lb) / (高さ (in))²x703 による基準

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

■ 性別・年齢3区分別健康診断の受診状況

(単位：%)

受診状況	性別	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
		男性(n=21) 女性(n=136)	男性(n=75) 女性(n=220)	男性(n=82) 女性(n=166)	男性(n=178) 女性(n=522)
受けた	男性	14.3	34.7	64.6	46.1
	女性	8.1	30.0	62.0	34.5
受けていない	男性	9.5	10.7	19.5	14.6
	女性	8.8	10.0	16.3	11.7
無回答	男性	76.2	54.6	15.9	39.3
	女性	83.1	60.0	21.7	53.8
全体	男性	100.0	100.0	100.0	100.0
	女性	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：2024 年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

■ 性別・年齢3区分別受診結果（健康診断受診者）

（単位：％）

診断結果	性別	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
		男性(n=3) 女性(n=11)	男性(n=26) 女性(n=66)	男性(n=53) 女性(n=103)	男性(n=82) 女性(n=180)
異常なし	男性	100.0	38.5	28.3	34.1
	女性	63.6	37.9	22.3	30.6
要指導	男性	0.0	34.6	37.7	35.4
	女性	18.2	37.9	38.8	37.2
治療中	男性	0.0	15.4	24.5	20.7
	女性	9.1	18.1	25.2	21.7
要医療	男性	-	3.8	7.5	6.1
	女性	-	6.1	7.8	6.7
無回答	男性	-	7.7	2.0	3.7
	女性	9.1	-	5.9	3.8

資料：2024 年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

■ 性別・年齢3区分別指摘事項（健康診断受診者）（複数回答※）

（単位：％）

指摘事項	性別	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
		男性(n=3) 女性(n=11)	男性(n=26) 女性(n=66)	男性(n=53) 女性(n=103)	男性(n=82) 女性(n=180)
肥満	男性	-	23.1	17.0	18.3
	女性	18.2	19.7	21.4	20.6
高血圧	男性	-	26.9	34.0	30.5
	女性	18.2	22.7	30.1	26.7
低血圧	男性	-	-	3.8	2.4
	女性	-	-	-	-
高血糖	男性	-	3.8	3.8	3.7
	女性	-	4.5	1.9	2.8
脂質異常	男性	-	30.8	34.0	31.7
	女性	-	33.3	36.9	33.3
その他	男性	-	7.7	3.8	4.9
	女性	27.3	12.1	7.8	10.6
無回答	男性	100.0	30.8	24.5	29.3
	女性	36.3	30.3	27.2	28.9

資料：2024 年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

※複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を示しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

【目標】

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
子どもの肥満傾向者の割合の減少	小学生	13.6%	現行の5%減少 (12.9%)	★
	中学生	9.1%	現行の5%減少 (8.6%)	★
成人の肥満傾向者の割合の減少	男性	38.9%	現行の10%減少 (35.0%)	★
	女性	22.2%	現行の10%減少 (20.0%)	★
メタボリックシンドローム予備群該当者の減少		5.1%	現行の5%減少 (4.8%)	★
メタボリックシンドローム該当者の減少		10.8%	現行の10%減少 (9.7%)	★

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
乳幼児期 学童・ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診を受けましょう。 ・学校で行われる健康診断を受けましょう。 ・適正な体重を維持しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診の際に保健師や管理栄養士が保健指導を行います。 ・各時期に健診や相談を行い、健康を維持できるよう努めます。 ・適正体重に関する正しい知識と情報の提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校、保育園、認定こども園等は定期健診の結果を踏まえ、適切な指導に努めます。
青年期 壮年期 高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で行われる健康診断を受けましょう。 ・適正な体重を維持しましょう。 ・定期的に健康診断を受けましょう。 ・自分の適正な血圧を知り、日常のチェックをしましょう。 ・かかりつけ医を持ちましょう。 ・ふれあいサロンや各介護予防教室に参加して、介護予防に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の予約がスムーズにできるようWEB予約を行います。 ・健診の受診勧奨はがきを送付しています。 ・健診は広報紙などを通して情報発信しています。 ・健診結果を踏まえた健康教室や運動教室を行います。 ・健康教室や相談事業を行い、健康づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員は、栄養バランスのとれた食生活の普及に努めます。 ・シルバーリハビリ体操指導士やスクエアステップリーダーは、介護予防のための運動の普及に努めます。 ・介護予防教室への参加者を増やします。 ・保健師や管理栄養士・歯科衛生士等による健康講話や健康に関する情報を発信します。

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
青年期 壮年期 高齢期		<ul style="list-style-type: none"> •特定健康診査やがん検診の受診率の向上に努めます。 •健康づくりの活動を広く情報提供するように努めます。 •かかりつけ医を持つことの大切さを周知します。 •ふれあいサロンのほか、ホロルの湯を活用した65歳から始める健康づくり教室やスクエアステップリーダーによるスクエアステップ教室を行い、日常的に介護予防に取り組める機会を提供します •ふれあいサロンや各教室において、個々の対策を行い、予防に努めます。 •感染症に関心のある、高齢者に対し保健師が講話を行います。 	

★ 町で行っている主な事業 ★

＜母子保健事業＞

- 乳幼児健診
- 管理栄養士による個別相談

＜予防接種事業＞

- 各種定期予防接種(A 類疾病、B 類疾病)
- 任意予防接種(小児インフルエンザ、大人の風しん)

＜健康増進事業＞

- 各種健康診断
- 各種がん検診
- 啓発活動(広報紙への掲載等)

＜国保保健事業＞

- 特定健診、特定保健指導
- 訪問指導、各種教室の実施

6. 疾病予防対策

【現状と課題】

町では、循環器疾患予防について、血圧の高い方には、医療機関受診を促す案内やパンフレット等を送付し、受診勧奨に努めた結果、受診率は年々上昇しています。また、健康教室等を実施し、疾患に関する理解を深め、生活習慣改善に関する支援を行っています。

糖尿病予防については、健康教室等を通して糖尿病の予防や改善に関する知識の普及に努めました。また、健診の結果、血糖検査が異常値だった方には、通知等を送付し、医療機関の受診を促しました。特定保健指導等で、適正体重について指導しています。しかし、一般の方への周知には至っていなかったため、今後は周知方法について検討していく必要があります。

がん予防については、要精密検査者の追跡調査やがん推進員の養成を定期的に行っています。また、広報紙等でがん予防についての啓発を行っていますが、2024年実施の町民アンケート調査における、各種がん検診の受診率については、乳がん、子宮頸がん検診以外で2019年の調査より低くなっています。

今後は引き続き、各種がんに関する正しい知識を身につけられるよう、多様な機会や媒体を利用して周知するとともに、がん検診の受診を促進することが求められます。

2024年実施の町民アンケート調査結果から、現在、治療中の病気について性別にみると、「ある」が、男性48.9%、女性39.1%と男性の割合が多くなっています。さらに、年齢3区別にみると、男女ともに65歳以上では「ある」が7割以上となっています。

治療中の病気について性別にみると、男女ともに「高血圧」が男性61.4%、女性44.0%で最も高く、次いで、男性は「糖尿病」15.9%「心臓病」10.2%、女性は「整形外科疾患」12.4%「目の病気」8.1%の順となっています。

今後は、治療中の病気については、治療を継続することの重要性について啓発するとともに、今回のアンケート調査のみならず、健康診断等の結果を踏まえ、本人及び家族に対する疾病に関する啓発、改善に向けての運動や血圧測定等の地域での取組等総合的な対応が求められます。

国・県では、国民生活基礎調査における5大がん検診受診率を、60%にすることを目標としていますが、この調査は市町村のデータがないことから、町としては、地域保健・健康増進事業報告を活用して、受診率の推移を確認しています。

本町の2023年度の受診率をみると、どの項目も女性の方の受診率が高い状況です。また、2019年度と比べると、どの項目も受診率は低くなっています。

■ 性別・年齢3区分別治療中の病気の有無

(単位：%)

項目	性別	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
		男性(n=21) 女性(n=136)	男性(n=75) 女性(n=220)	男性(n=82) 女性(n=166)	男性(n=178) 女性(n=522)
ある	男性	14.3	32.0	73.2	48.9
	女性	12.5	31.4	71.1	39.1
ない	男性	81.0	65.3	25.6	48.9
	女性	86.0	68.6	28.3	60.3
無回答	男性	4.8	2.7	1.2	2.2
	女性	1.5	0.0	0.6	0.6
合計	男性	100.0	100.0	100.0	100.0
	女性	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：2024年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

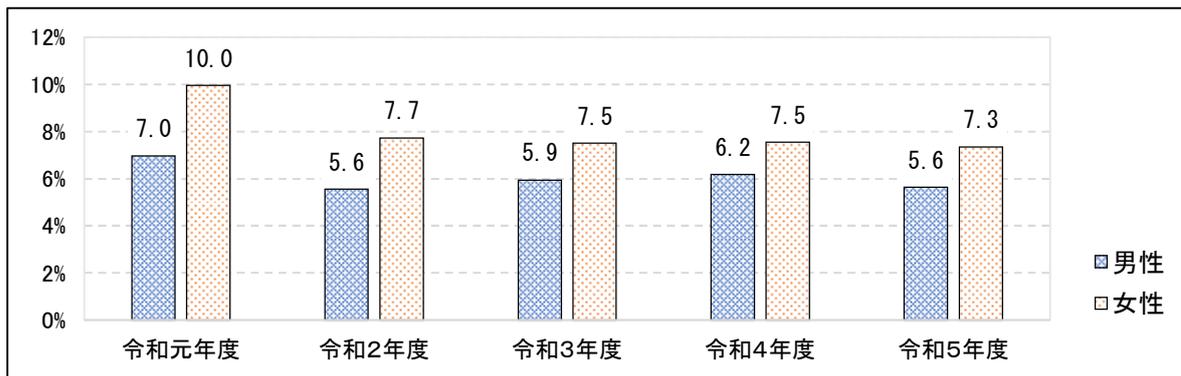
■ 各種がん検診の受診率

(単位：%)

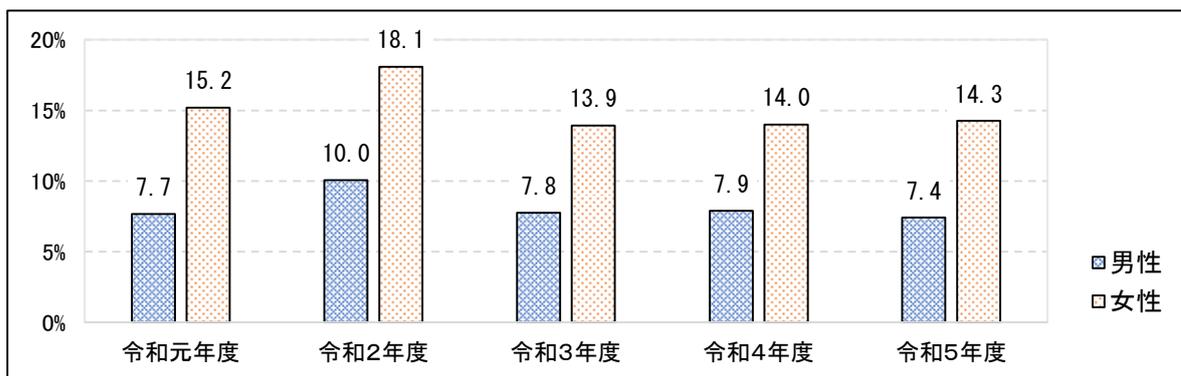
検診の種類		2019年度調査	2023年度調査
胃がん検診（50歳～69歳）	男性	7.0	5.6
	女性	10.0	7.3
大腸がん検診（40歳～69歳）	男性	7.7	7.4
	女性	15.2	14.3
肺がん検診（40歳～69歳）	男性	14.5	10.9
	女性	24.8	19.3
乳がん検診（40歳～69歳）		19.8	16.7
子宮頸がん検診（20歳～69歳）		16.3	15.5

資料：地域保健・健康増進事業報告

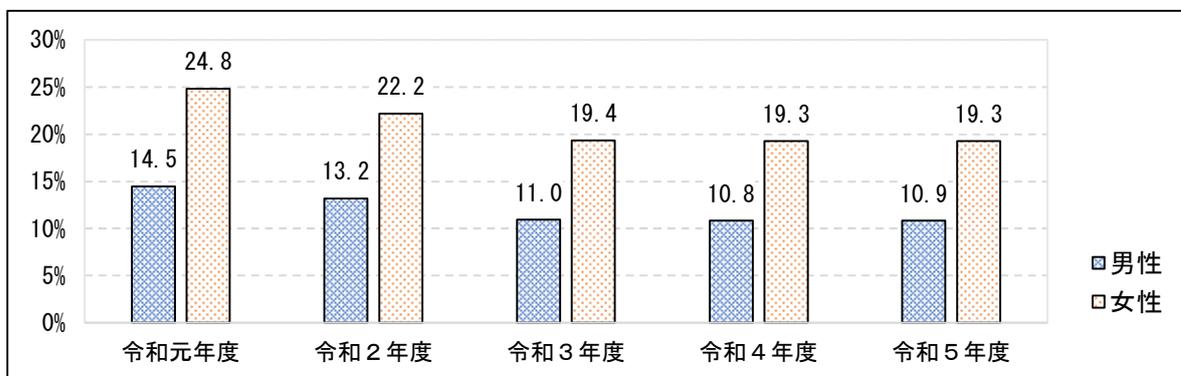
■胃がん検診（50歳～69歳）受診率の推移



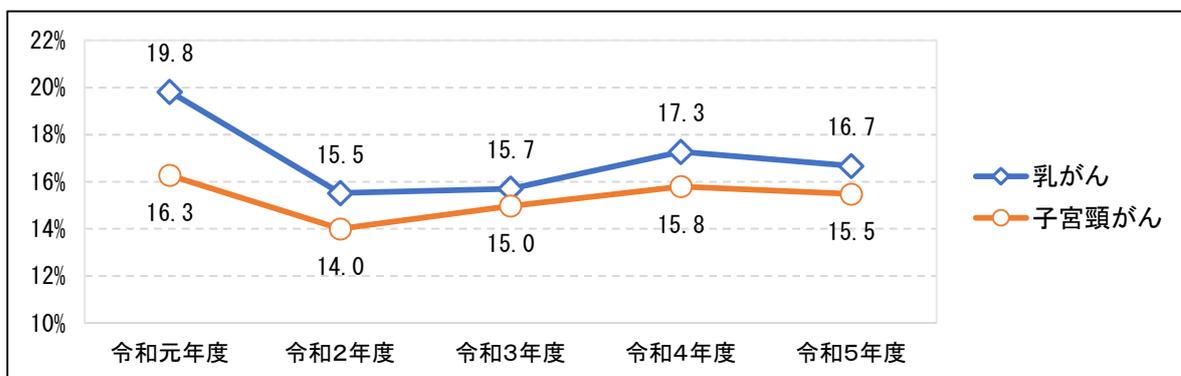
■大腸がん検診（40歳～69歳）受診率の推移



■肺がん検診（40歳～69歳）受診率の推移

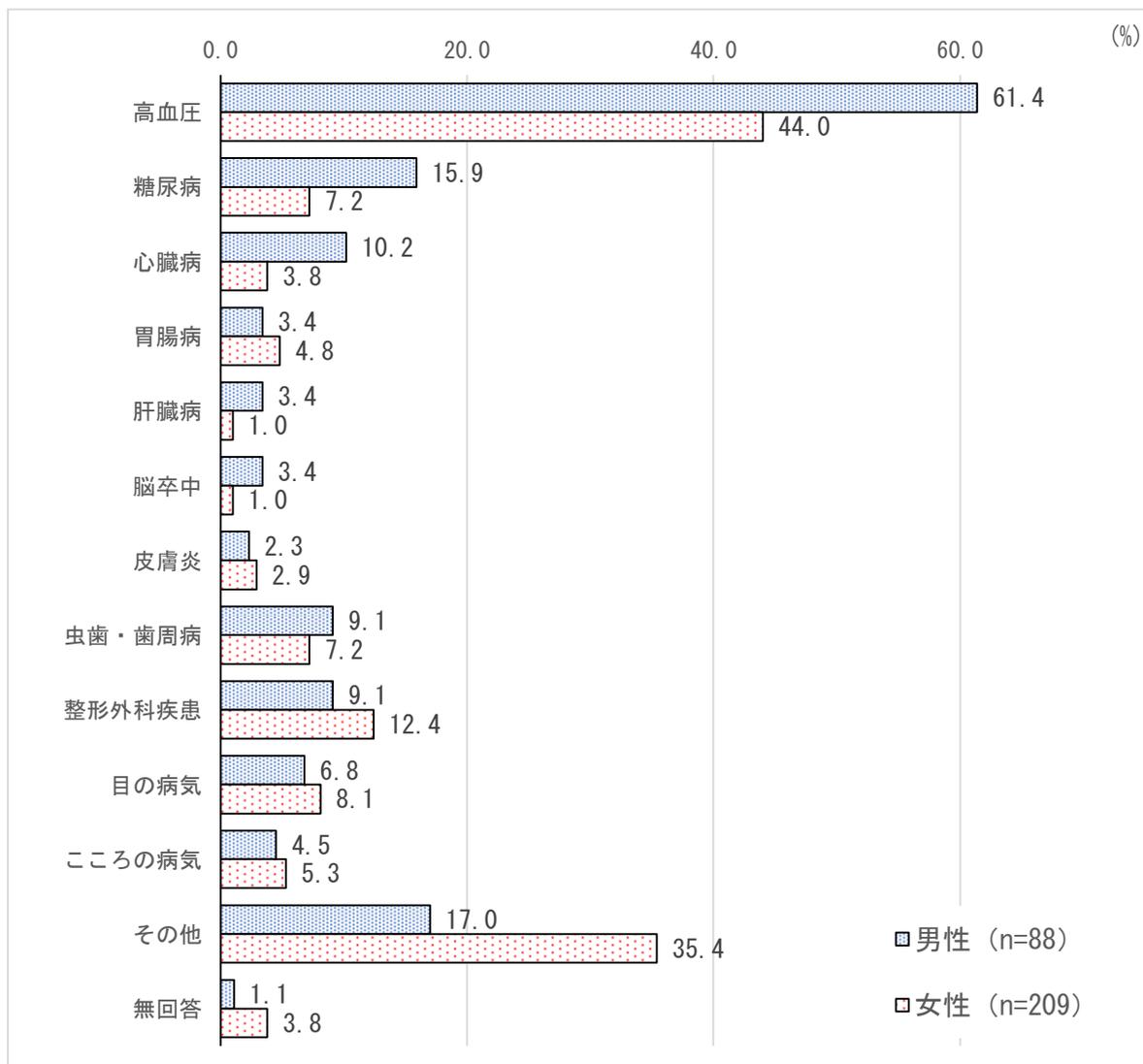


■乳がん検診（40歳～69歳）子宮頸がん検診（20歳～69歳）受診率の推移



資料：地域保健・健康増進事業報告

■性別治療中の病気（複数回答※）



資料：2024年町民アンケート調査

※複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を示しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(1) 循環器疾患予防の目標と目標達成のための取組

【目標】

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
脳血管疾患（脳梗塞）標準化死亡比の減少	男性	1.5 (2025～2029)	減少させる	★
	女性	1.1 (2025～2029)	減少させる	★
虚血性心疾患（急性心筋梗塞）標準化死亡比の減少	男性	2.5 (2025～2029)	減少させる	★
	女性	3.2 (2025～2029)	減少させる	★

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
青年期 壮年期 高齢期	<ul style="list-style-type: none"> •自分の適正な血圧を知り、日常のチェックをしましょう。 •循環器疾患の正しい知識を身につけましょう。 •特定健康診査を受けましょう。 •適正体重を維持するようにしましょう。 •適度な運動をしましょう。 •睡眠や休養を十分にとりましょう。 •食塩のとり過ぎに注意しましょう。 •主食・主菜・副菜を揃えて食べましょう。 •たばこを吸わないようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •重症化予防事業として、血圧、血糖検査など血液検査で異常があった方には、医療機関の受診を促します。 •SNS や広報紙を通して町集団健診を周知します。 •循環器疾患の早期発見のため、特定健康診査の受診率向上に努めます。 •高血圧対策、減塩対策に努めます。 •循環器疾患についての知識や予防法についての情報提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> •食生活改善推進員が減塩普及活動を行います。 •医療機関は、血圧の管理ができるよう指導します。

(2) 糖尿病予防の目標と目標達成のための取組

【目標】

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
糖尿病の有病者割合の減少	男性	15.7%	減少させる	★
	女性	8.4%	減少させる	★

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
青年期 壮年期 高齢期	<ul style="list-style-type: none"> •糖尿病の正しい知識を身につけましょう。 •特定健康診査を受けましょう。 •適正体重を維持しましょう。 •適度な運動をしましょう。 •遅い夕食をとるときは、多く食べないようにしましょう。 •炭水化物の重ね食べをしないようにしましょう。 •主食・主菜・副菜を揃えた食事にしましょう。 •野菜を十分に食べましょう。 •適量飲酒にして休肝日を設けましょう。 •間食をひかえましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •糖尿病予防や減塩等に関する健康教室を行います。 •特定健康診査の受診率向上に努めます。 •健診の結果、要注意者を対象に糖尿病予防教室を開催します。 •健康教室の中で、糖尿病に関する内容を含めて啓発を実施します。 •広報紙などで適正体重に関する周知や各種情報の提供に努めます。 •SNS や広報紙を通して町集団健診を周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> •食生活改善推進員により、食生活改善の支援を行います。 •医療機関が行政と連携して、早期受診・継続治療を推進します。

(3) がん予防等の目標と目標達成のための取組

【目標】

目 標		現行水準	目標水準	重点目標	
検診受診率の増加	胃がん（50歳以上）	男性	5.6%	50%以上	★
		女性	7.3%		
	肺がん（40歳以上）	男性	10.9%	50%以上	★
		女性	19.3%		
	大腸がん（40歳以上）	男性	7.4%	50%以上	★
		女性	14.3%		
	前立腺がん（男性50歳以上）		37.0%	50%以上	★
	乳がん（女性40歳以上）		16.7%	50%以上	★
子宮頸がん（女性20歳以上）		15.5%	50%以上	★	
骨粗しょう症検診受診率の増加（40・45・50・55・60・65・70歳）		14.8%	15%以上	★	

資料：地域保健・健康増進事業報告（骨粗しょう症検診受診率は健康管理システム）

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
青年期 壮年期 高齢期	<ul style="list-style-type: none"> 各種がんの正しい知識を身につけましょう。 各種がん検診を受けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> がん予防については、要精密検査者への追跡調査を行うと共に、未受診者に対しては早期の受診を促します。 各種がん検診の受診率向上に努めます。 がん検診の結果要精密となった方の受診勧奨をします。 広報紙などで各種情報の提供に努めます。 SNSや広報紙を通して町集団健診を周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関が行政と連携して、早期受診・継続治療を推進します。 がん予防推進員が、がん検診の重要性等について普及啓発を行います。

★ 町で行っている主な事業 ★

<健康増進事業>

- 健康診査
- 「骨粗しょう症検診（女性のみ）：40・45・50・55・60・65・70歳」
- 胃がん検診：40歳以上
- 肺がん検診：40歳以上
- 大腸がん検診：40歳以上
- 子宮頸がん検診：20歳以上の女性
- 乳がん検診：マンモグラフィ 40歳以上の女性、超音波 30～59歳の女性
- 前立腺がん検診：50歳以上の男性
- 肝炎ウイルス検診：40歳以上の未受診者
- がん検診推進事業（無料クーポン券事業）

<国保保健事業>

- 特定健診、特定保健指導
- 訪問指導、各種教室の実施
- 重症化予防事業

7. 医療等の提供体制

【現状と課題】

町では、近年の増加する救急搬送を抑制するため、夏季には熱中症に関して予防や応急手当に関する啓発グッズの配布や救急電話相談の窓口に関する啓発を行いました。

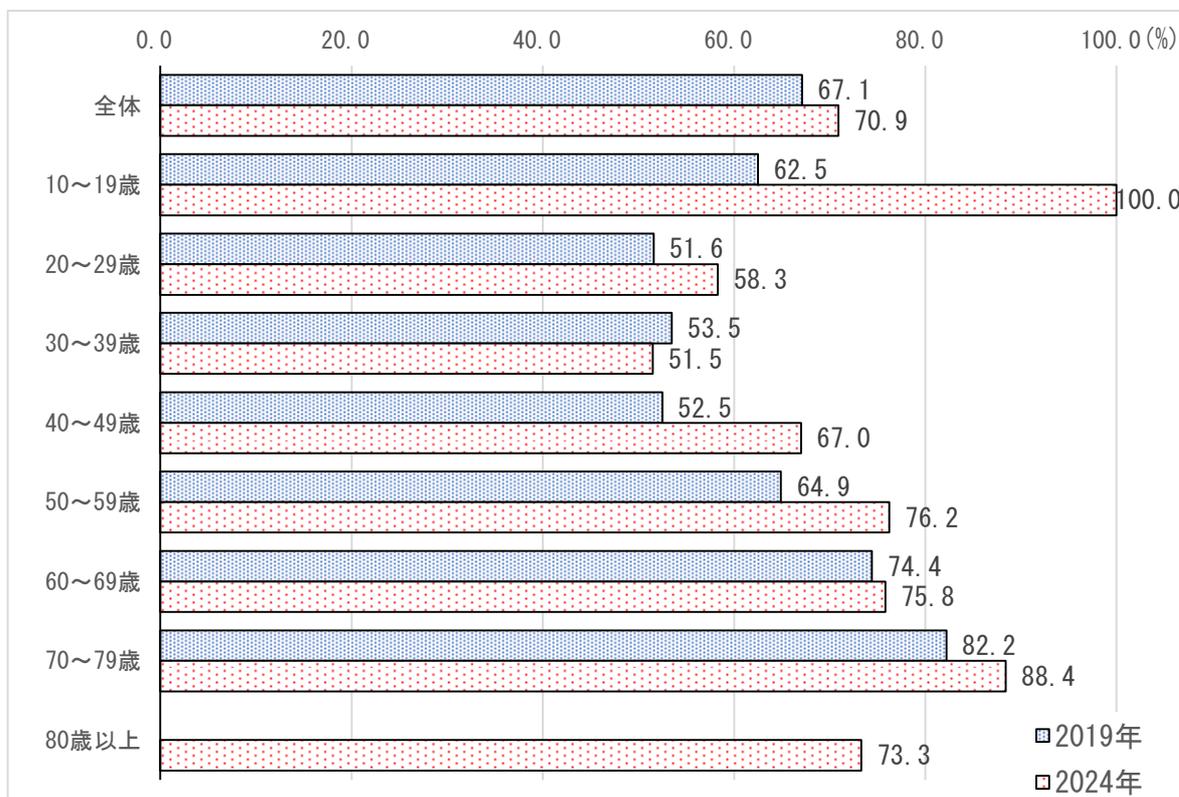
また、重複受診をしている方への医療費の適正化に関する指導を実施し、地域に根ざした医療体制を整えています。

かかりつけ医を持つことは、複数の医療機関から同じ薬が処方される重複処方を防ぎ、本人の医療費の負担を減らすことはもちろん、加入している医療保険財政の負担を減らすこともできます。また、かかりつけ医は、普段の健康状態や病歴・病状を把握し、必要に応じて適切な検査を実施することや、適切な医療機関の紹介を行うため、円滑な医療等の提供体制につながります。2024年実施の町民アンケート調査結果から、かかりつけ医は「ある」が、全体では70.9%となっています。性別にみると、男性69.1%、女性71.2%と、男性が少なくなっています。

かかりつけ歯科医は「ある」が、全体では73.4%となっています。性別にみると、男性62.4%、女性77.1%で、男性が少なくなっています。

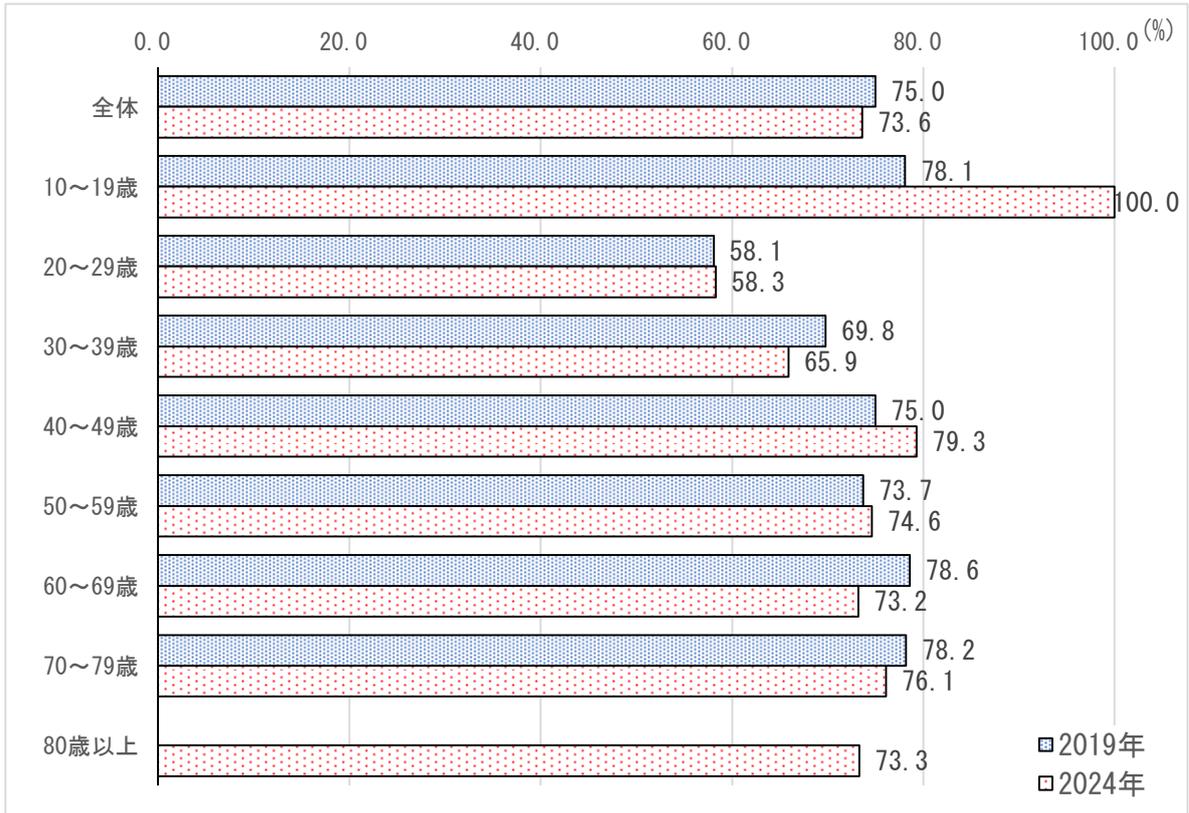
今後は引き続き、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことの重要性について、周知・啓発を行うことが求められます。

■年齢別かかりつけ医のある率（2019年調査との比較）



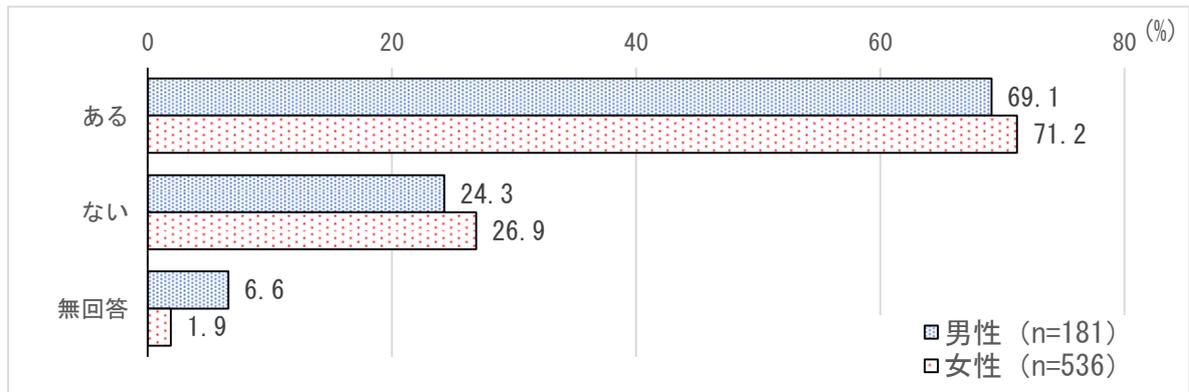
資料：2019年・2024年町民アンケート調査

■年齢別かかりつけ歯科医のある率（2019年調査との比較）



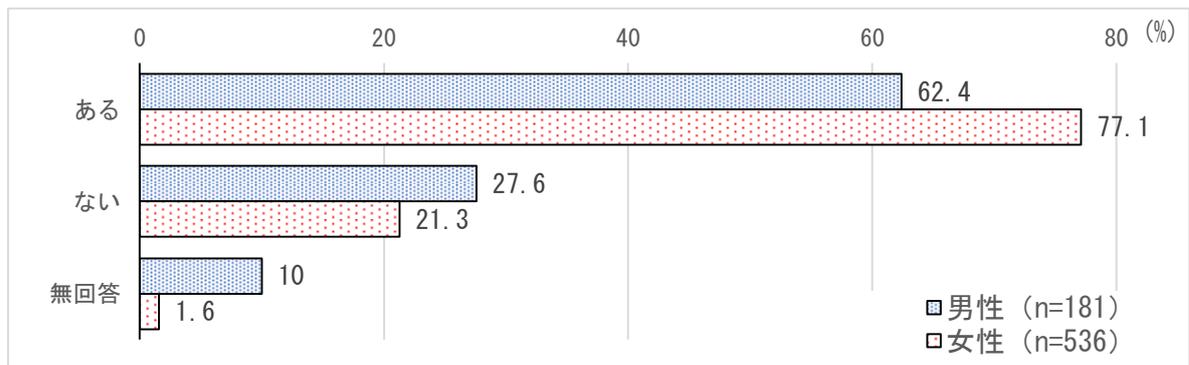
資料：2019年・2024年町民アンケート調査

■性別かかりつけ医のある率



資料：2024年町民アンケート調査

■性別かかりつけ歯科医のある率



資料：2024年町民アンケート調査

【目標】

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
かかりつけ医を決めている人の割合の増加	70.1%	85%以上	★
かかりつけ歯科医を決めている人の割合の増加	72.7%	85%以上	★

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
乳幼児期 学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> • かかりつけ医を見つけましょう。 • 保護者が将来的な生活習慣病の予防について理解しましょう。 • 定期的に健康診査を受信しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> • 出生時及び新生児訪問や乳幼児訪問時に保護者に対してかかりつけ医の選択について情報提供を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 医療機関相互の連携により、効率的な医療を推進します。 • 医療機関の情報提供のあり方について、SNSなども利用した情報提供を検討します。
青年期 壮年期 高齢期	<ul style="list-style-type: none"> • 応急処置の方法を身につけるようにしましょう。 • 健康手帳等を活用し、自分の健康管理に役立てるようにしましょう。 • かかりつけ医や歯科医を持ちましょう。 • 受診するときにはお薬手帳を持参しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> • 応急手当や救急時の対処方法に関して、正しい情報の提供に努めます。 • 各種医療制度の内容を説明し、医療費の適正化を図ります。 • 地域医療体制の充実に努めます。 • 救急車や救急外来の適切な利用について周知をします。 • 救急医療が適切に受けられるように、休日、夜間診療などの情報提供をホームページ等で実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 医療機関相互の連携を充実させ、効率的な医療を推進します。

★ 町で行っている主な事業 ★

<母子保健事業>

- 乳幼児健診等での啓発

<健康増進事業>

- クーリングシェルトアの設置（指定暑熱避難施設）

第5章 食育推進計画(栄養・食生活)

第5章 食育推進計画（栄養・食生活）

1. 食育を通じた食習慣の形成と健康づくり

【現状と課題】

町では、認定こども園や小学校にて、食育講話や調理実習、親子食育教室等を実施しています。食生活改善推進員と協力し、親子料理教室や児童クラブでの食育教室の他、中学校や高校にて郷土料理の調理実習等を行っています。また、乳幼児健康診査を通じて、発達段階に応じた栄養相談の充実を図っています。

広報紙等で食育月間（6月）や減塩の日『いばらき美味(おい)しおDay』（毎月20日）の周知や、健康的な食生活についての情報提供を行っています。

今後は、食生活改善推進員の活動を支援し、望ましい食生活の普及を推進していくとともに、ホームページや広報紙等を用いて食育についての正しい情報を発信し、高齢者サロン等で、栄養バランスのとれた食生活の普及等、食生活についての正しい知識の普及・啓発を図っていく必要があります。

2024年実施の町民アンケート調査結果から、朝食を「毎日食べる」が、全体では78.6%となっています。性別にみると、男性77.5%、女性79.1%となっています。

朝食の「欠食」が、全体では9.1%となっています。性別にみると、男性9.6%、女性8.8%となっています。年齢別にみると、若い世代での欠食率が高くなっています。

朝食を食べない理由については、「朝昼兼用になっている」「朝食を食べる習慣がない」「食べる時間がない」などの回答が多く、生活習慣の見直しが必要であることが伺えます。

1日3食の食事を「している」が、全体では77.1%となっています。性別にみると、男性74.7%、女性78.0%となっています。

1日2食以上、主食・主菜・副菜のそろった食事を「している」が、全体では77.5%となっています。性別にみると、男性78.7%、女性77.0%となっています。

健康のための「野菜を十分に食べている」が、全体では43.4%となっています。性別にみると、男性49.4%、女性41.2%と女性が低くなっています。

外食や食品購入時に、エネルギーや食塩などの表示を「参考にしている」が、全体では39.9%となっています。性別にみると、男性28.1%、女性43.9%と男性が少なくなっています。

食生活で「食塩をとり過ぎないようにしている」が、全体では79.0%となっています。性別にみると、年齢が高くなるにつれて食生活に気を付けているものの割合が多くなっています。

今後は、朝食のとり方、減塩、野菜の摂取等、食習慣について病気と合わせて青年期を中心に周知・啓発を行い、改善を促すことが求められます。特に20・30代は食事を自己管理する力が必要になる時期であることから将来にわたり望ましい食生活を実践するための支援が必要です。

■ 性別・年齢3区分別食習慣の状況

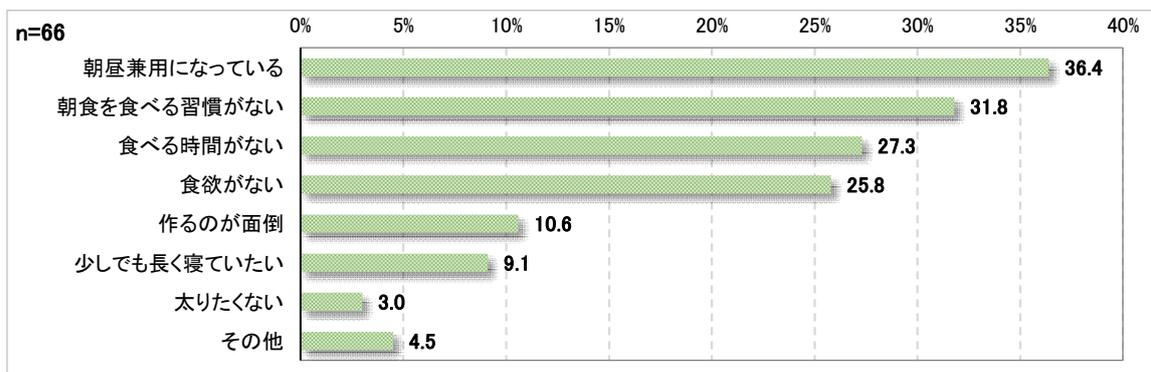
(単位：%)

食習慣	性別	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
		男性(n=21) 女性(n=136)	男性(n=75) 女性(n=220)	男性(n=82) 女性(n=166)	男性(n=178) 女性(n=522)
朝食を毎日食べる	全体	61.4	75.3	93.5	78.6
	男性	42.9	73.3	90.2	77.5
	女性	64.0	76.4	95.2	79.1
朝食を欠食している	全体	22.8	7.8	2.0	9.1
	男性	33.3	9.3	3.7	9.6
	女性	21.3	6.8	1.2	8.8
1日3食の食事を している	全体	64.6	78.7	83.1	77.1
	男性	52.4	73.3	81.7	74.7
	女性	66.2	80.9	83.7	78.0
1日2食以上、主食・主 菜・副菜の揃った食事を している	全体	65.8	76.4	86.3	77.5
	男性	61.9	77.3	84.1	78.7
	女性	66.2	75.9	87.3	77.0
野菜を十分に 食べている	全体	34.8	41.2	51.6	43.4
	男性	38.1	44.0	57.3	49.4
	女性	33.8	40.0	48.8	41.2
栄養成分表示を 参考にしている	全体	38.0	39.2	41.9	39.9
	男性	33.3	24.0	30.5	28.1
	女性	38.2	44.5	47.6	43.9
食塩をとりすぎない ようにしている	全体	74.7	78.4	82.6	79.0
	男性	42.9	65.3	69.5	64.6
	女性	79.4	82.7	89.2	83.9

資料：2024 町民アンケート

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

■朝食を食べない理由



【目標】

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
毎日1日3食食事をしている人の割合		76.7%	90%以上	★
朝食をいつも食べている子どもの増加	幼児	93.9%	100%	★
	小学生	84.3%	100%	★
	中学生	73.1%	100%	★
家族全員または大人の誰かと朝食を食べることが多い子どもの増加	幼児	70.1%	90%以上	
	小学生	60.0%	75%以上	
	中学生	40.3%	70%以上	
朝食を欠食する人(20・30代)の減少	男性	30.0%	15%以下	★
	女性	21.5%	10%以下	★
食生活で栄養成分表示を参考にする人の割合の増加		39.9%	60%以上	
食塩をとり過ぎないようにする人の割合の増加		78.5%	100%	★
野菜を十分に食べている人の割合の増加		42.7%	60%以上	★

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を家族と一緒に楽しく食べましょう。 ・朝食は必ず食べましょう。 ・決まった時間に食べる習慣を身につけましょう。 ・早寝早起きなど生活リズムを整えましょう。 ・食塩のとり過ぎに注意しましょう。 ・おやつのとりに方注意しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や健康相談等で保護者に対して栄養相談を実施します。 ・園児や保護者に向けた食育授業や料理教室を実施します。 ・幼児期から減塩の必要性を啓発します。(3歳児健診時の尿中塩分量測定を実施) ・この時期のおやつ正しいとり方について啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園等では、子どもたちへ保育活動や給食を通して食育の推進を図ります。 ・朝食や早寝早起き等の生活リズムの重要性について啓発し、家庭への食育を推進します。 ・医療・保健等の関係機関との連携を図り、望ましい食習慣や適切な運動習慣の獲得に努めます。 ・食生活改善推進員が食育教室を行います。

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
学童・ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> 朝食は必ず食べましょう。 1日3食の食事をしましょう。 食事は家族と一緒に食べましょう。 野菜を毎食食べるようにしましょう。 食塩のとり過ぎに注意しましょう。 おやつのとりに方に注意しましょう。 早寝早起き等の生活リズムを整えましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭、管理栄養士等の専門家が食育授業を行うなど、学校での食育推進に対する取組を支援します。 保護者や児童に向けた食育授業や調理実習を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 朝食や早寝早起き等の生活リズムの重要性について啓発し、家庭への食育を推進します。 学校などにおいて子どもや保護者に対して食育推進に努めます。 食生活改善推進員が食育教室を行います。
青年期 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> 朝食は必ず食べましょう。 1日3食の食事をしましょう。 主食、主菜、副菜を揃えて食べましょう。 野菜を毎食食べるようにしましょう。 食塩のとり過ぎに注意しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康教室や健康相談において、保健師や栄養士が生活習慣の改善、食生活について指導に努めます。 広報紙などで正しい食生活に関する情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療・保健等の関係機関と連携を図り、望ましい食習慣や適切な運動習慣の獲得に努めます。 食生活改善推進員により、食生活改善の支援を行います。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> 1日3食の食事をしましょう。 低栄養に注意しましょう。 主食、主菜、副菜を揃えて食べましょう。 野菜を毎食食べるようにしましょう。 食塩のとり過ぎに注意しましょう。 家族や友人と一緒に食事を楽しみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のための健康教室や健康相談に努めます。 調理が困難な者に、栄養バランスのとれた食事を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員により、食生活改善の支援を行います。 配食ボランティア、事業所は行政と連携を図ります。

2. 地域の食文化と地産地消

【現状と課題】

町では、地域の食文化と地産地消について周知するため、チラシやポスター、情報誌等で食育について普及するとともに、認定こども園や小学校、中学校等で、食生活改善推進員と協力し、食文化伝承事業や郷土料理の調理実習を行っています。学校給食で地場食材や郷土料理メニューを積極的に取り入れるなど、地域の気候風土と結びついた食材や郷土料理を子どもたちに伝えています。

引き続き、農業従事者や保健・福祉・医療の関係者、子育て支援の団体等と連携しながら、より効果的な食育を推進し、農業体験学習を通じて、食に関する感謝の念と理解を深めていきます。また、地域の伝統行事や食文化を地域の方々や保護者と協力して、次の世代へ繋いでいきます。

【目標】

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
農業体験学習（田畑の栽培・収穫・加工等を行う体験）に取り組んでいる学校等の増加	保育園・認定こども園	100%	100%	★
	小学校	100%	100%	★
	中学校	100%	100%	★
学校給食において地場産を使用する割合（食材数ベース）の増加 【城里町全体】		68.3%	50%以上	★
保護者や地域の人を招いて「食」に関する地域の伝統行事や体験事業を行っている学校数の増加	小学校	40.0%	100%	★
	中学校	50.0%	100%	★

【目標達成のための取組】

	取組内容
学校等での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験学習を通じて、食に関する感謝の念と理解を深めます。 ・地域の気候風土と結びついた食材や郷土料理を子どもたちに伝えていきます。 ・農業従事者や保健・福祉・医療の関係者、子育て支援の団体等と連携しながら、より効果的な食育を推進します。 ・中学校の総合的授業において地域おこし協力隊による授業（農作物の掘り起こし）を実施します。 ・農業は「職業」の1つという認識について、授業にて普及します。
家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の郷土料理や地元農産物に関する関心を高め、食べる機会を増やしましょう。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、認定こども園等、小・中学校における食育計画や食に関する年間指導計画の策定を支援し、「ねらい」を明確にした食育を推進します。 ・地元の農産物を活用した郷土料理を多く取り入れる等、給食における地産地消を推進します。 ・教育委員会と連携をとりながら食育事業を推進します。
関係機関の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員が中学校において郷土料理の調理実習を行います。 ・学校等が取り組む食育活動に対し、講師の派遣や体験活動の場の提供等、連携した取組に協力します。 ・食を大切に作る心や、食に関する正しい理解と知識を子どもたちに普及します。 ・郷土料理や行事食、地元農産物の食材を利用した給食により、地産地消を推進します。 ・学校等で推進する食育を積極的に発信し、家庭での理解を得ながら協力して取り組みます。

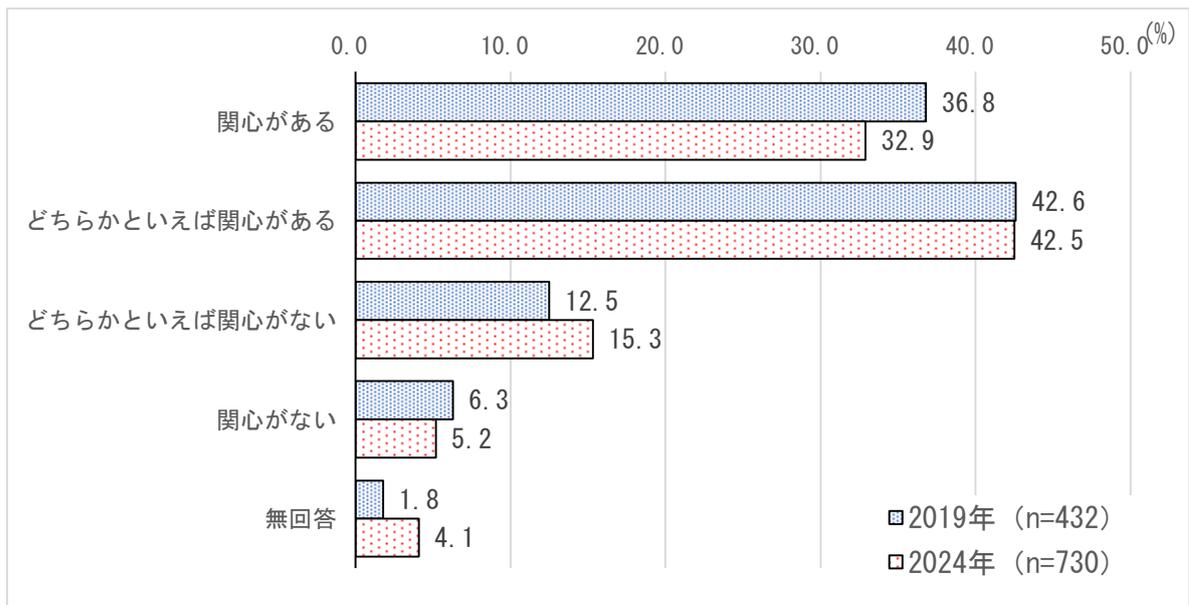
3. 食育を広げる環境づくり

【現状と課題】

町では、チラシやポスター、広報紙等で、食育月間（6月）や食育の日（毎月19日）、減塩の日『いばらき美味(おい)しおDay』（毎月20日）について普及・啓発を行い、合わせて食育事業等を実施しています。また、食育月間や食育の日を取り入れポスターや広報等で食育について意識づけをするとともに、学校における食育の中核的な役割を担う栄養教諭が各学校での創意工夫ある食育を推進します。

2024年実施の町民アンケート調査結果から、「食育」に『関心がある』（「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合算）が、全体では75.4%となっています。性別にみると、男性60.7%、女性82.0%と女性が高くなっており、男性にも「食育」に関心を持ってもらうよう、情報提供の方法などを検討していく必要があります。

■食育に対する関心度（2019年調査との比較）



資料：2019年・2024年町民アンケート調査

■性別・年齢3区分別食育に『関心がある』*割合

(単位：%)

関心度	性別	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
		男性(n=21) 女性(n=136)	男性(n=75) 女性(n=220)	男性(n=82) 女性(n=166)	男性(n=178) 女性(n=522)
食育に『関心がある』	男性	57.1	58.7	63.4	60.7
	女性	83.8	82.7	79.5	82.0

資料：2024年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

※「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合算

【目標】

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
食育に関心を持っている町民の割合の増加	男性	60.7%	90%以上	★
	女性	82.0%	90%以上	★

【目標達成のための取組】

	取組内容
家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> •食育の大切さを十分に認識し、家庭で実践しましょう。 •基本的な生活習慣の確立に努めましょう。 •学校等から発信される食育に関する情報を理解し、積極的に取り組むようにしましょう。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> •食に関する正しい情報を、家庭や地域、関係団体等へ適切に発信します。 •食育に関わるボランティア（食生活改善推進員）の育成や活動を支援し、地域における食育の普及に努めます。 •食育月間（6月）や食育の日（毎月19日）、減塩の日『いばらき美味(おい)しお Day』（毎月20日）を広く周知し、食育の一層の浸透を図ります。 •関係機関と協力し、地域における食育の推進に努めます。
関係機関の取組	<ul style="list-style-type: none"> •認定こども園、学校等では食育について積極的に発信し、家庭と協力して食育の推進に努めます。 •学校における食育の中核を担う栄養教諭が、各学校での創意工夫ある食育を推進します。 •食生活改善推進員は、地域における食育の普及に取り組みます。

★ 町で行っている主な事業 ★

<母子保健事業>

- 乳幼児健診等での啓発
- 離乳食教室

<食育事業>

- 幼児：認定こども園での食育教室やクッキング、親子食育教室等
親子栄養教室、児童クラブでの食育教室やクッキング
- 小学生：親子栄養教室、児童クラブでの食育教室やクッキング
- 子育て中の保護者向け：食育講話、ママ・パパのための料理教室、栄養相談等
- 食育に関するボランティア（食生活改善推進員）の育成と活動支援

★ 食生活改善推進員協議会の主な活動 ★

＜食育事業＞

- 幼児：認定こども園での食育教室やクッキング、親子食育教室、茨城食文化伝承事業
- 小学生：食育教室、わーほい集会（だんご、豚汁づくり）
- 中学生：郷土料理の調理実習
- 高校生：食育調理実習
- 青年期：減塩普及活動（健診会場においての減塩啓発等）、事業所等での食育教室等
- 高齢者：ふれあいサロンや運動教室等での食育講話

第6章 歯科保健計画(歯と口腔の健康)

第6章 歯科保健計画（歯と口腔の健康）

1. 歯科疾患の予防

【現状と課題】

町では、子どもの歯科疾患の予防について、保育園等と連携し、歯磨き教室やブラッシング指導を実施するとともに、歯科医院でのフッ化物塗布など、むし歯予防対策の普及を推進しています。

青年期、壮年期、高齢期の歯科疾患の予防について、口腔ケア方法などの保健指導を推進するとともに、歯科医院での歯周病検診を開始し、個人通知の中で歯周病と全身の健康の関連等を周知し、予防歯科の充実を図っています。

2024年実施の町民アンケート調査結果から、歯磨きを『1日2回以上している』者の割合が、全体では86.1%となっています。性別にみると、男性68.0%、女性92.1%で、男性が低くなっています。

歯間部清掃用具を「使っている」者の割合が、全体では51.3%となっています。性別にみると、男性36.0%、女性56.5%で、男性が低くなっています。

過去1年間に、歯科医師や歯科衛生士からの歯磨き指導を「受けたことがある」者の割合が、全体では46.4%となっています。性別にみると、男性37.1%、女性49.6%となっています。

継続して、歯周病予防のため1日2回以上の歯磨き、歯間ブラシ等の歯間部清掃用具の使用について周知・啓発を行うことが求められます。

■ 性別・年齢3区分別歯周病予防習慣の状況

(単位：%)

生活習慣	性別	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
		男性(n=21) 女性(n=136)	男性(n=75) 女性(n=220)	男性(n=82) 女性(n=166)	男性(n=178) 女性(n=522)
1日2回以上歯磨きをする	全体	89.3	88.5	81.0	86.1
	男性	61.9	77.3	61.0	68.0
	女性	93.4	92.2	90.9	92.1
歯間部清掃用具を使用している	全体	47.5	51.7	53.2	51.3
	男性	38.1	38.7	32.9	36.0
	女性	48.5	56.4	63.3	56.5
歯磨き指導を受けたことがある (過去1年間)	全体	32.9	48.0	53.2	46.4
	男性	33.3	34.7	40.2	37.1
	女性	33.1	52.3	59.6	49.6

資料：2024年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

【目標】

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
効果的な歯磨きを行う人（1日2回以上歯磨き、歯間ブラシ使用）の割合の増加	47.4%	50%以上	★
歯間部清掃用具の使用者の割合の増加	50.7%	50%以上	

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
妊娠期	<ul style="list-style-type: none"> むし歯や歯周病を予防するために、食後はうがいや歯みがきをするよう心がけましょう。 つわりなどで体調が優れない場合は、無理せず気分のよいタイミングで、こまめにみがきましょう。 妊娠中の歯科検診は安定期に計画的に受診しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳交付時やマタニティクラスにおいてパンフレット等を用いて妊婦歯科検診の受診を勧めます。 歯周病による早産リスクについて対象者へ説明します。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関での妊婦歯科健康診査を実施します。 ブラッシング指導や歯科医院でのフッ素塗布とメンテナンスの普及を推進します。
乳幼児期 学童・ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> 時間をかけて丁寧に歯磨きをしましょう。 学校の歯科健診は、必ず受けるようにしましょう。 お子さんの仕上げ磨きをしましょう。 フッ化物の効果を理解し、フッ化物配合歯磨き剤を使用するなど、正しく活用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園・認定こども園等では、保護者も含めた歯磨き教室を実施します。 定期的な歯科健診と歯磨き指導及びフッ化物塗布事業を行い正しい歯磨きの方法を普及します。 歯周病予防の正しい情報提供に努めます。 障害などにより、定期的な歯科健診等を受けることが困難な人への支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医院において、正しい歯磨きの方法を指導します。 障害などにより、定期的な歯科健診等を受けることが困難な人への支援を行えるよう関係機関の連携強化を図ります。

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
青年期 壮年期 高齢期	<ul style="list-style-type: none"> • 歯周疾患と他の生活習慣病との関連を知りましょう。 • 歯間ブラシやデンタルフロス等の歯間清掃用具を使い、歯垢除去に努めましょう。 • 時間をかけて丁寧に歯磨きをしましょう。 • フッ化物の効果を理解し、フッ化物配合歯磨き剤を使用するなど、正しく活用しましょう。 • 歯周病検診を受けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> • 歯周病検診を実施します。 • 歯周病予防の正しい情報提供に努めます。 • 障害などにより、定期的な歯科健診等を受けることが困難な人への支援を行います。 • 保健事業と介護予防の一体化事業をふれあいサロンにおいて実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 歯周病検診の正しい情報提供に努めます。 • 歯科医院において、正しい歯磨きの方法を指導します。 • 障害などにより、定期的な歯科健診等を受けることが困難な人への支援を行えるよう関係機関の連携強化を図ります。 • 保健事業と介護予防の一体化事業や介護予防教室での口腔器の機能向上の講話を継続します。 • 広報等で口腔器の健康維持の情報を発信します。

★ 町で行っている主な事業 ★

<母子保健事業>

- 乳幼児歯科健診（乳児相談、1歳児歯科健診、2歳児歯科健診、2歳6か月児歯科健診）
- 4歳児フッ素塗布
- はみがき教室（町内こども園等4か所）

<健康増進事業>

- 歯周病検診（町内の契約医療機関）（対象者 20・30・40・50・60・70歳）

2. ライフステージにおける歯と口腔の健康の維持・向上

【現状と課題】

町では、母子健康手帳交付時やマタニティクラスを通じて妊娠期の歯の健康についてのパンフレットを配布したり、妊娠期から歯の健康について啓発をしています。

子どもの歯の健康については、乳幼児歯科健診での歯科保健指導やフッ化物塗布の実施や保育園・認定こども園等におけるフッ化物洗口の推進を図るなど、乳幼児期の歯科口腔保健を推進しています。また、学童・思春期の取組として、小中学校では、歯みがき教室において、ブラッシング指導を実施し、口腔機能の発達に応じた食べ方に関する普及、啓発、歯科医院でのフッ化物塗布とメンテナンスの普及を推進しています。

青年期、壮年期、高齢期を含む各ライフステージの歯の健康について、広報やホームページ等でむし歯と歯周病予防、歯の喪失防止及び口腔機能の維持のための情報や 8020・6424 運動等について発信し、普及・啓発を図っています。

2024 年実施の町民アンケート調査結果から、定期的に歯科健診を「受けている」者の割合が、全体では 48.7%となっています。性別にみると、男性 31.5%、女性 54.6%と男性が低くなっています。

普段、「ゆっくりよく噛んで食べる」者の割合が、全体では 44.7%となっています。性別にみると、男性 39.3%、女性 46.6%と男性が低くなっています。

甘い飲物を「よく飲む」者の割合が、全体では 38.9%となっています。性別にみると、男性 40.4%、女性 38.1%と男性が高くなっています。年齢別にみると、若い世代で甘い飲物を「よく飲む」割合が高くなっています。

60代で『24本以上』自分の歯を持つ方が 54.4%で、前回調査（52.1%）より 2.3%増加しています。一方で、75歳以上で『20本以上』が 39.1%で、前回調査（40.5%）より 1.4%減少しています。

引き続き、歯や歯ぐきの健康の大切さについての啓発を行うとともに、歯科健診の大切さについても周知していくことが求められます。

また、男性は女性よりも定期的な歯科検診の受診率が低く、甘い飲物の摂取頻度なども高いことから、歯の健康の大切さの周知・啓発が求められます。

■ 性別・年齢3区分別歯の健康に関連する習慣

(単位：%)

生活習慣	性別	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
		男性(n=21) 女性(n=136)	男性(n=75) 女性(n=220)	男性(n=82) 女性(n=166)	男性(n=178) 女性(n=522)
定期的に歯科検診を受けている	全体	43.0	55.4	44.4	48.7
	男性	38.1	36.0	25.6	31.5
	女性	44.1	61.8	53.6	54.6
ゆっくりよく噛んで食べる	全体	44.3	42.9	47.2	44.7
	男性	28.6	40.0	41.5	39.3
	女性	46.3	44.1	50.0	46.6
甘い飲み物をよく飲む	全体	46.8	41.2	31.0	38.9
	男性	42.9	41.3	39.0	40.4
	女性	47.1	40.9	27.1	38.1

資料：2024 年町民アンケート調査

※表中の「n」は年齢不詳（年齢未記入）性別不詳（答えたくない）を除く値

【目標】

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
妊娠中に歯科健診を受ける人の割合の増加	35.3%	50%以上	★
3 歳児 1 人当たりむし歯保有数の減少	0.04 本	0.1 本以下	
むし歯のない 3 歳児の割合の増加	93.0%	95%以上	★
12 歳児 1 人当たりむし歯保有数の減少	0.19 本	0 本	★
むし歯のない 12 歳児の割合の増加	16.9%	40%以上	
定期的に歯科健診を受けている人の割合の増加	48.6%	60%以上	★
60 代で 24 本以上、自分の歯を持つ人の割合の増加	54.4%	70%以上	★
75 歳以上で 20 本以上、自分の持つ人の割合の増加	39.1%	50%以上	★
歯周病検診を受ける人の割合の増加（40 代・50 代・60 代・70 代）	5.9%	20%以上	

【目標達成のための取組】

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
妊娠期	<ul style="list-style-type: none"> •生まれてくる子どもの健康のためにも、歯と口腔の健康に注意しましょう。 •歯科健診を受け、必要があれば安定期のうちに治療しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •母子健康手帳を交付する時やマタニティクラスにおいて、妊娠中の歯科保健について説明します。 	
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> •歯磨きの習慣を身につけましょう。 •歯を大切にすることを育てましょう。 •離乳食の段階から、噛む習慣をつけさせましょう。 •乳幼児期から清涼飲料水を飲むことを習慣化しないようにしましょう。 •おやつ時間を決めてあげましょう。 •むし歯菌の感染を防ぐために、親子ではしやスプーンなどの食器類の共有はやめましょう。 •お子さんの仕上げ磨きをしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •定期的な歯科健診と歯磨き指導、フッ化物塗布を行います。 •保育園や認定こども園等では、歯磨き教室を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> •保育園や認定こども園等では、保護者も含めた歯磨き教室を開催します。 •保育園や認定こども園等では、フッ化物洗口の推進を図ります。
学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> •歯を大切にすることを育てましょう。 •永久歯をむし歯から守るための丁寧な歯磨き習慣をつけましょう。 •甘い菓子や清涼飲料水等、むし歯の原因になる食べ物を習慣化しないようにしましょう。 •部活動等スポーツを行う際に、熱中症予防目的以外に、清涼飲料水を多量に飲まないようにしましょう。 •食事は、よく噛んで食べましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •学校でのむし歯予防に関する取組を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> •学校などでは、給食後の歯磨きを徹底します。 •学校などでは、定期的な歯科健診を行い、歯と口腔の状況の把握と疾病の予防に努めます。 •歯科医院は、定期的な歯科健診を支援します。

各年齢期	家庭での取組	行政の取組	関係機関の取組
青年期 壮年期 高齢期	<ul style="list-style-type: none"> •よく噛んで食べるようにしましょう。 •定期的に歯科健診を受けましょう。 •かかりつけ歯科医を持ちましょう。 •丁寧な歯磨きを習慣化しましょう。 •正しく義歯を手入れしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> •成人の歯周病検診を行います。 •高齢者を対象とした歯科保健指導に努めます。 •8020・6424 運動について普及・啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> •歯科医院では定期的な歯科健診を実施し、歯と口腔に関する指導を行います。 •ふれあいサロンで高齢者にシルバーリハビリ体操の実施を通し、誤嚥予防等口腔機能の維持・向上に努めます。

★ 町で行っている主な事業 ★

<母子保健事業>

- 母子健康手帳交付時及びマタニティクラスでの啓発
- 乳幼児歯科健診（乳児相談、1歳児歯科検診、2歳児歯科検診、2歳6か月児歯科検診）
- 4歳児フッ素塗布
- はみがき教室（町内こども園等4か所）

<健康増進事業>

- 歯周病検診（町内の契約医療機関）対象者 20・30・40・50・60・70歳

第7章 計画の指標項目及び目標値

第7章 計画の指標項目及び目標値

1. 健康増進計画の指標項目及び目標値（2029年度）

（1）健康習慣づくり

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
自分が健康だと思っている人の割合の増加	81.5%	85%以上	★
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の言葉と意味を知っている人の割合の増加	78.5%	80%以上	

（2）身体活動・運動

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
運動習慣者の増加	44.5%	60%以上	★
【新規】ロコモティブシンドロームの認知度	34.4%	80%以上	

（3）休養・こころの健康づくり

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
睡眠時間が足りている人の割合の増加	65.1%	80%以上	★
ストレスや悩みを相談できる人がいる割合の増加	81.0%	85%以上	★

（4）喫煙・飲酒

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
喫煙者の減少	男性	24.9%	20%以下	★
	女性	8.2%	3%以下	★
週3日以上飲酒し1回当たり日本酒換算3合以上飲酒する人の減少	男性	6.1%	5%以下	★
	女性	1.5%	0%	★

(5) 健康管理

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
子どもの肥満傾向者の割合の減少	小学生	13.6%	11.9%	★
	中学生	9.1%	12.4%	★
成人の肥満傾向者の割合の減少	男性	38.9%	現行の 10%減少 (28.9%)	★
	女性	22.2%	現行の 10%減少 (12.2%)	★
メタボリックシンドローム予備群該当者の減少		5.1%	現行の 5%減少 (0.1%)	★
メタボリックシンドローム該当者の減少		10.8%	現行の 10%減少 (0.8%)	★

(6) 疾病予防対策

①循環器疾患予防の目標と目標達成のための取組

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
脳血管疾患（脳梗塞）標準化死亡比の減少	男性	1.5% (2025～2029)	減少させる	★
	女性	1.1% (2025～2029)	減少させる	★
虚血性心疾患（急性心筋梗塞）標準化死亡比の減少	男性	2.5% (2025～2029)	減少させる	★
	女性	3.2% (2025～2029)	減少させる	★



②糖尿病予防の目標と目標達成のための取組

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
糖尿病の有病者割合の減少	男性	15.7%	減少させる	★
	女性	8.4%	減少させる	★

③がん予防の目標と目標達成のための取組

目 標		現行水準	目標水準	重点目標	
検診受診率の増加	胃がん検診 (50 歳～69 歳)	男性	5.6%	50%以上	★
		女性	7.3%	50%以上	
	大腸がん検診 (40 歳～69 歳)	男性	7.4%	50%以上	★
		女性	14.3%	50%以上	
	肺がん検診 (40 歳～69 歳)	男性	10.9%	50%以上	★
		女性	19.3%	50%以上	
	前立腺がん (男性 50 歳以上)		37.0%	50%以上	★
	乳がん (女性 30 歳以上)		16.7%	50%以上	★
子宮頸がん (女性 20 歳以上)		15.5%	50%以上	★	
骨粗しょう症検診受診率の増加 (40・45・50・55・60・65・70 歳)		14.8%	15%以上	★	

(7) 医療等の提供体制

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
かかりつけ医を決めている人の割合の増加	70.1%	85%以上	★
かかりつけ歯科医を決めている人の割合の増加	72.7%	85%以上	★



2. 食育推進計画の指標項目及び目標値（2029年度）

（1）食育を通じた食習慣の形成と健康づくり

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
毎日1日3食食事をしている人の割合の増加		76.7%	90%以上	★
朝食をいつも食べる子どもの割合の増加	幼児	93.9%	100%	★
	小学生	84.3%	100%	★
	中学生	73.1%	100%	★
家族全員または大人の誰かと朝食を食べることが多い子どもの割合の増加	幼児	70.1%	90%以上	
	小学生	60.0%	75%以上	
	中学生	40.3%	70%以上	
朝食を欠食する人（20・30代）の割合の減少	男性	30.0%	15%以下	★
	女性	21.5%	10%以下	★
食生活で栄養成分表示を参考にする人の割合の増加		39.9%	60%以上	
食塩をとり過ぎないようにする人の割合の増加		78.5%	100%	★
野菜を十分に食べている人の割合の増加		42.7%	60%以上	★



(2) 地域の食文化と地産地消

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
農業体験学習（田畑の栽培・収穫・加工等を行う体験）に取り組んでいる学校等の増加	保育園 認定こども園	100%	100%	★
	小学校	100%	100%	★
	中学校	100%	100%	★
学校給食において地場産を使用する割合（食材数ベース）の増加【城里町全体】		68.3%	50%以上	★
保護者や地域の人を招いて「食」に関する地域の伝統行事や体験事業を行っている学校数の増加	小学校	40.0%	100%	★
	中学校	50.0%	100%	★

(3) 食育を広げる環境づくり

目 標		現行水準	目標水準	重点目標
食育に関心を持っている町民の割合の増加	男性	60.7%	90%以上	★
	女性	82.0%	90%以上	★



3. 歯科保健計画の指標項目及び目標値（2029年度）

（1）歯科疾患の予防

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
効果的な歯磨きを行う人（1日2回以上歯磨き、歯間ブラシ使用）の割合の増加	47.4%	50%以上	★
歯間部清掃用具の使用者の割合の増加	50.7%	60%以上	

（2）ライフステージにおける歯と口腔の健康の維持・向上

目 標	現行水準	目標水準	重点目標
妊娠中に歯科健診を受ける人の割合の増加	35.3%	50%以上	★
3歳児1人当たりむし歯保有数の減少	0.04本	0.02本以下	
むし歯のない3歳児の割合の増加	93.0%	95%以上	★
12歳児1人当たりむし歯保有数の減少	0.19本	0.15本以下	★
むし歯のない12歳児の割合の増加	16.9%	40%以上	
定期的に歯科健診を受けている人の割合の増加	48.6%	60%以上	★
60代で24本以上、自分の歯を持つ人の割合の増加	54.4%	70%以上	★
75歳以上で20本以上、自分の持つ人の割合の増加	39.1%	50%以上	★
歯周病検診を受ける人の割合の増加 (40代・50代・60代・70代)	5.9%	20%以上	



第8章 ライフステージにおける取組

第8章 ライフステージにおける取組

1. 乳幼児期⇒学童・思春期

(1) 健康増進計画

1. 健康習慣づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で健康に関心を持ちましょう。 ・妊娠・出産・子育てについての正しい知識を持ちましょう。 ・早寝、早起き、朝ごはんの規則正しい生活習慣を心がけましょう。 ・できるかぎり、外で遊ぶようにしましょう。
2. 身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で一緒に遊ぶ時間を増やしましょう。 ・体を使った遊びをしましょう。 ・親同士や子ども同士が楽しく遊ぶようにしましょう。
3. 休養・こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・早寝早起きを習慣にしましょう。 ・周囲が子どもに関心を向けるようにしましょう。 ・困ったことや悩みがあったら相談できる環境づくりをしましょう。 ・何でも話し合える家族関係を築きましょう。
4. 喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもをたばこの煙のある環境におかないようにしましょう。 ・喫煙、多量飲酒の害をよく知りましょう。 ・未成年の喫煙、飲酒を無くしましょう。
5. 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診を受けましょう。 ・学校で行われる健康診断を受けましょう。 ・適正な体重を維持しましょう。
7. 医療等の提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を決めましょう。 ・かかりつけ歯科医を決めましょう。

(2) 食育推進計画

1. 食育を通じた食習慣の形成と健康づくり	乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を楽しく食べましょう。 ・決まった時間に食べる習慣を身につけましょう。 ・料理は薄味にしましょう。 ・野菜を毎日食べるようにしましょう。 ・食塩のとり過ぎに注意しましょう。 ・おやつのとりに方に注意しましょう。
	学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食は必ず食べましょう。 ・1日3食の食事をしましょう。 ・料理は薄味にしましょう。 ・野菜を毎日食べるようにしましょう。 ・食塩のとり過ぎに注意しましょう。

2. 地域の食文化と地産地消の家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> •地域の食や食材への関心を高め、栄養バランスのよい食事を心がけましょう。 •学校等から発信される食育に関する情報を理解し、積極的に取り組むようにしましょう。
3. 食育を広げる環境づくりの家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> •食育の大切さを十分に認識し、家族の共通認識を持つようにしましょう。 •学校や行政等から提供される情報をきちんと理解するようにしましょう。 •家族で食卓を囲み、コミュニケーションをとりながら、楽しい食事を摂るようにしましょう。

(3) 歯科保健計画

1. 歯科疾患の予防	<ul style="list-style-type: none"> •時間をかけて、丁寧に歯磨きをしましょう。 •学校の歯科健診は、必ず受けるようにしましょう。 •お子さんの仕上げ磨きをしましょう。 •フッ化物の効果を理解し、フッ化物配合歯磨き剤を使用するなど、正しく活用しましょう。
2. ライフステージにおける歯と口腔の健康の維持・向上	<p style="text-align: center;">妊娠期</p> <ul style="list-style-type: none"> •生まれてくる子どもの健康のためにも、歯と口腔の健康に注意しましょう。 •歯科健診を受け、必要があれば安定期のうちに治療しましょう。 •むし歯や歯周病を予防するために、食後はうがいや歯みがきをするよう心がけましょう。 •つわりなどで体調が優れない場合は、無理せず気分のよいタイミングで、こまめにみがきましょう。
	<p style="text-align: center;">乳幼児期</p> <ul style="list-style-type: none"> •歯磨きの習慣を身につけましょう。 •歯を大切にすることを育てましょう。 •離乳食の段階から、噛む習慣をつけさせましょう。 •乳幼児期から清涼飲料水を飲むことを習慣化しないようにしましょう。 •おやつの時間を決めてあげましょう。 •むし歯菌の感染を防ぐために、親子でもはしやスプーンなどの食器類の共有はやめましょう。 •お子さんの仕上げ磨きをしましょう。
	<p style="text-align: center;">学童・思春期</p> <ul style="list-style-type: none"> •歯を大切にすることを育てましょう。 •永久歯をむし歯から守るための丁寧な歯磨き習慣をつけましょう。 •甘い菓子や清涼飲料水等、むし歯の原因になる食べ物を習慣化しないようにしましょう。 •部活動等スポーツを行う際に、熱中症予防目的以外に、清涼飲料水を多量に飲まないようにしましょう。 •食事は、よく噛んで食べましょう。

2. 青年期⇒壮年期⇒高齢期

(1) 健康増進計画

1. 健康習慣づくり	青年期 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で健康に関心を持ちましょう。 ・規則正しい生活習慣を心がけ、健康状態をチェックするようにしましょう。 ・健康づくりに関する情報をチェックするようにしましょう。
	高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で健康に関心を持ちましょう。 ・自分自身でも介護予防を目的とした健康管理をしましょう。
2. 身体活動・運動	青年期 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ・家族みんなで運動する習慣を身につけましょう。 ・運動の効果を認識し、実践していきましょう。 ・自分にあった運動の習慣をつけましょう。
	高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の歩行を心がけましょう。 ・人と一緒にできる運動を継続しましょう。 ・マイペースの運動を続けましょう。
3. 休養・こころの健康づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活を送りましょう。 ・人との出会いを大切にし、自分をよく知りましょう。 ・ストレスの発散を上手にしていきましょう。 ・過労やこころの変化を自分でもわかるようにしましょう。 ・人との交流を持ち楽しみましょう。 ・地域の活動にも積極的に参加しましょう。
4. 喫煙・飲酒		<ul style="list-style-type: none"> ・未成年の喫煙、飲酒を無くしましょう。 ・喫煙、多量飲酒の害をよく知りましょう。 ・喫煙者は受動喫煙を防ぐように配慮しましょう。 ・禁煙希望者は、病院等の禁煙外来を利用するなど、禁煙に努めましょう。 ・自分にとっての適量を把握して、上手な飲酒に努めましょう。 ・週に1度は休肝日をつくりましょう。
5. 健康管理		<ul style="list-style-type: none"> ・学校で行われる健康診断を受けましょう。 ・適正な体重を維持しましょう。 ・定期的に健康診断を受けましょう。 ・自分の適正な血圧を知り、日常のチェックをしましょう。 ・かかりつけ医を持ちましょう。 ・ふれあいサロンに参加して介護予防に努めましょう。



<p>6. 疾病予防対策 (1) 循環器疾患予防の目標と目標達成のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> •自分の適正な血圧を知り、日常のチェックをしましょう。 •循環器疾患の正しい知識を身につけましょう。 •特定健康診査を受けましょう。 •適正体重を維持するようにしましょう。 •適度な運動をしましょう。 •睡眠や休養を十分にとりましょう。 •食塩のとり過ぎに注意しましょう。 •ジュースや菓子類のとり過ぎに注意しましょう。 •たばこを吸わないようにしましょう。
<p>(2) 糖尿病予防の目標と目標達成のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> •糖尿病の正しい知識を身につけましょう。 •特定健康診査を受けましょう。 •適正体重を維持しましょう。 •適度な運動をしましょう。 •遅い夕食をとる時はたくさん食べないようにしましょう。 •炭水化物の重ね食いをしないようにしましょう。 •野菜をしっかり食べましょう。 •適正飲酒にして休肝日を設けましょう。 •間食をひかえましょう。 •ジュースや菓子類のとり過ぎに注意しましょう。
<p>(3) がん予防の目標と目標達成のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> •各種がんの正しい知識を身につけましょう。 •各種がん検診を受けましょう。
<p>7. 医療等の提供体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> •応急処置の方法を身につけるようにしましょう。 •健康手帳等を活用し、自分の健康管理に役立てるようにしましょう。 •かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持ちましょう。 •受診する時には、お薬手帳を持参しましょう。



(2) 食育推進計画

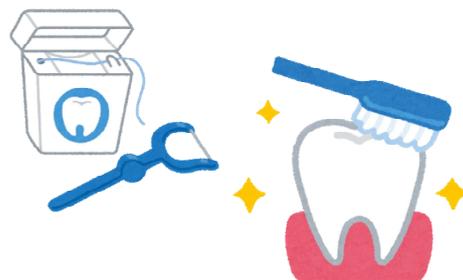
1. 食育を通じた食習慣の形成と健康づくり	青年期 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> • 1日3食の食事をしましょう。 • 野菜を毎日食べるようにしましょう。 • 栄養バランスを意識した食生活を心がけましょう。 • 食塩のとり過ぎに注意しましょう。
	高齢期	<ul style="list-style-type: none"> • 野菜を毎日食べるようにしましょう。 • 食塩のとり過ぎに注意しましょう。 • 低栄養に注意しましょう。
2. 地域の食文化と地産地消		<ul style="list-style-type: none"> • 地域の食や食材への関心を高め、栄養バランスのよい食事を心がけましょう。 • 学校等から発信される食育に関する情報を理解し、積極的に取り組むようにしましょう。
3. 食育を広げる環境づくり		<ul style="list-style-type: none"> • 食育の大切さを十分に認識し、家族との共通認識を持つようにしましょう。 • 学校や行政等から提供される情報をきちんと理解するようにしましょう。 • 家族で食卓を囲み、コミュニケーションをとりながら、楽しい食事を摂るようにしましょう。

- むし歯や歯周病を予防するために、食後はうがいや歯みがきをするよう心がけましょう。
- つわりなどで体調が優れない場合は、無理せず気分のよいタイミングで、こまめにみがきましょう。

妊娠中の歯科検診は安定期に計画的に受診しましょう。

(3) 歯科保健計画

1. 歯科疾患の予防	<ul style="list-style-type: none"> • 歯周疾患と他の生活習慣病との関連を知りましょう。 • 歯間ブラシやデンタルフロス等の歯間清掃用具を使い、歯垢除去に努めましょう。 • 時間をかけて、丁寧に歯磨きをしましょう。 • フッ化物の効果を理解し、フッ化物配合歯磨き剤を使用するなど、正しく活用しましょう。 • 歯科検診を受診しましょう。
2. ライフステージにおける歯と口腔の健康の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> • よく噛んで食べるようにしましょう。 • 定期的に歯科健診を受けましょう。 • かかりつけ歯科医を持ちましょう。 • 丁寧な歯磨きを習慣化しましょう。 • 口腔内の衛生環境を整えましょう。 • 正しく義歯を入れましょう。



資料編

資料編

1. 城里町健康づくり計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条及び歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例（平成22年茨城県条例第37号）第10条に基づき、城里町健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、城里町健康づくり計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画策定に関すること。

(2) 計画の進捗管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織し、町長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から策定終了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集される策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則（令和6年告示第57号）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

職 名
城里町国民健康保険運営協議会会長
中央保健所長
城里町医師代表
城里町歯科医師代表
城里町民生委員児童委員協議会会長
城里町食生活改善推進員協議会会長
城里町母子愛育会会長
城里町高年者クラブ連合会会長
城里町商工会女性部長
城里町認定こども園代表
城里町校長会会長
城里町議会代表

2. 城里町健康づくり計画策定委員会委員名簿

2025年1月27日現在

区 分	委員氏名	摘 用
委員長	三 村 孝 信	国民健康保険運営協議会会長
副委員長	猿 田 正 純	町議会代表
委 員	吉 見 富 洋	中央保健所長
	上 井 雅 哉	町内医師代表
	伊 藤 博 司	町内歯科医師代表
	和 田 雅 治	町民生委員児童委員協議会会長
	高 嶋 は る え	町食生活改善推進員協議会会長
	南 條 恵 子	町母子愛育会会長 町商工会女性部長
	山 倉 秀 樹	町高年者クラブ連合会会長
	大 澤 若 葉	町認定こども園代表
	海 老 根 祐 一	町校長会会長

第3期城里町健康づくり計画
健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画
2025年3月

発行：城里町

編集：城里町 健康福祉課

〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

TEL：029-288-3111（代）

FAX：029-240-6466

ホームページ：<http://www.town.shirosato.ibaraki.jp>

E-mail：kenho@town.shirosato.lg.jp

報告第21号

城里町 地球温暖化対策 実行計画

(事務事業編)

令和7年3月



目次

第1章 基本的事項	1
1. 地球温暖化問題に関する社会動向	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の位置付け	2
4. 計画期間及び基準年度	2
5. 対象とする範囲	3
6. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 温室効果ガスの排出状況と課題	4
1. 計画の取組の実施状況及び目標達成状況	4
2. 温室効果ガス排出量の算定方法	6
第3章 温室効果ガス削減目標	7
1. 目標設定の考え方	7
2. 基準年度	7
3. 数値的な目標	7
第4章 目標達成に向けた取組	8
1. 取組の基本方針	8
2. 関連する持続可能な開発目標（SDGs）	8
3. 取組内容	9
第5章 計画の進行管理	15
1. 推進体制	15
2. 進行管理	15
資料編	16
1. 排出係数一覧	16
2. 対象施設一覧	18
3. 用語集	21

第1章 基本的事項

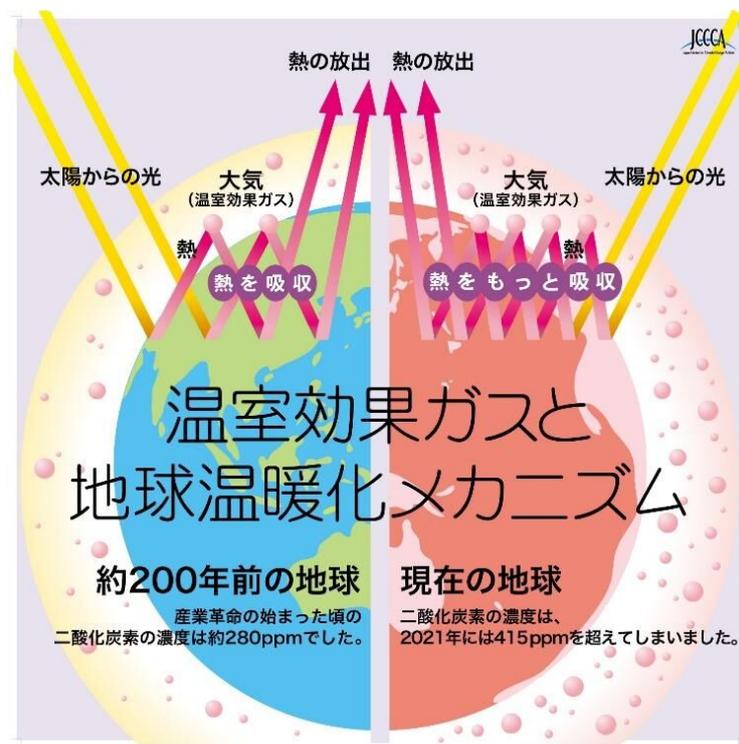
1 地球温暖化問題に関する社会動向

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2023年3月に公表した第6次評価報告書（AR6）サイクルにおける統合報告書によると、人間活動に伴い排出される温室効果ガスによって地球温暖化が起きていることに疑う余地はなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化となりました。

IPCCが2018年に公表した「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化による平均気温の上昇が1.5℃を超えてから2100年までに同じ水準に戻る場合、特にピークの気温が約2℃の温暖化となるなど高い場合は、1.5℃で安定化する場合よりも気候に関連するリスクが大きく、生態系の喪失など、一部の影響が長期的または不可逆的なものとなることを示唆しています。そして、世界的な平均気温の上昇が2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、2050年頃に二酸化炭素排出量を実質ゼロとする必要があることを示しました。これを受けて、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目指す動きが広がっています。

国は、2021（令和3）年10月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、2013（平成25）年度を基準として、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に46%削減することを目標としました。そして、50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしています。

本町では、2020（令和2）年7月に「廃棄物と環境を考える協議会」の構成自治体として共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標に向けて取組を推進しています。



出典：IPCC 第6次評価報告書全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

2 計画策定の目的

本計画は、町の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減することにより、環境負荷の低減を図るとともに、町が率先して取組を推進することで、町民や事業者の自主的・積極的な温室効果ガス削減に向けた行動を促進することを目的とします。

3 計画の位置付け

本計画は、町が実施している事務事業に関して、温室効果ガス排出量の削減に取り組むための計画です。

町の最上位計画である総合計画をはじめ、「城里町環境基本計画」や「城里町一般廃棄物処理基本計画」といった関連計画と連携して取組を推進します。

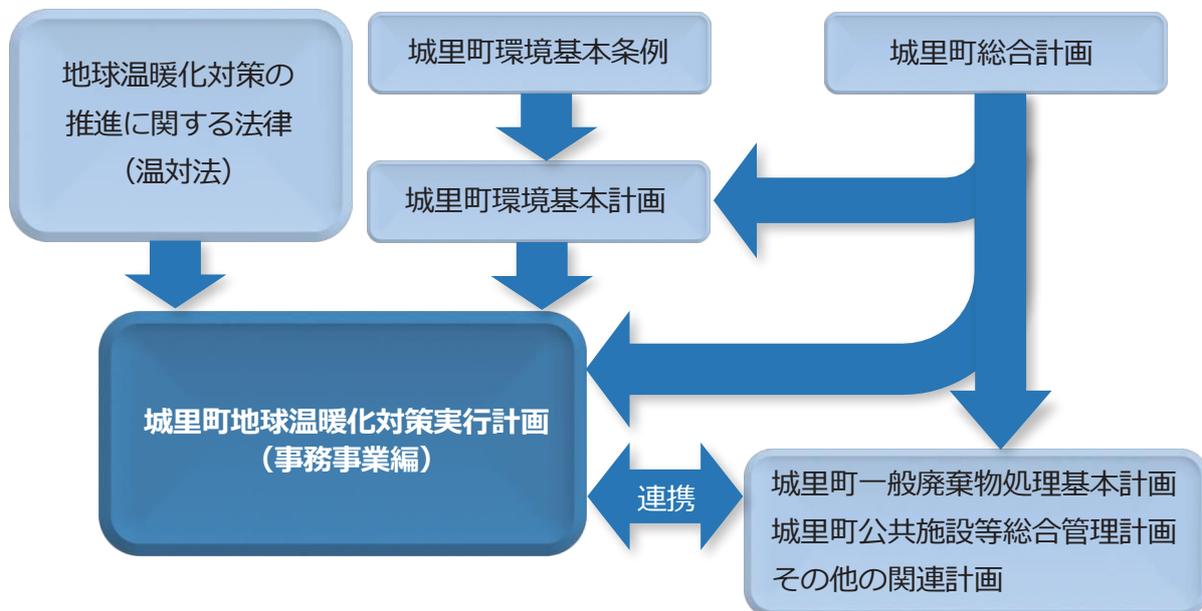


図 1-2 計画の位置づけ

4 計画期間及び基準年度

本計画の基準年度及び目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」に合わせ、下表のとおりとします。

計画期間は目標年度に合わせて、2025（令和7）年度～2030（令和12）年度の6年間とします。また、国内外の社会動向の変化や計画の進捗状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

表 1-1 計画の基準年度及び目標年度

区分	年度
基準年度	2013（平成25）年度
目標年度	2030（令和12）年度

5 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、町が行うすべての事務事業とします。

また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガス排出の削減等の取組を講じるよう要請します。

なお、計画期間中に新設される施設等についても、本計画の対象とします。

6 対象とする温室効果ガス

本計画において対象となる温室効果ガスは、温対法第2条第3項で定められている7種類のガスのうち、町の事務事業により排出される「二酸化炭素」、「メタン」、「一酸化二窒素」、「ハイドロフルオロカーボン」の4種類とします。

表 1-2 温室効果ガスの種類

ガス種類	主な排出源・算定対象活動	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	・施設での電気、熱や燃料の使用 ・公用車での燃料の使用	1
メタン (CH ₄)	・自動車の走行	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・自動車の走行	265
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・カーエアコンの使用	1,300 (HFC-134a)
パーフルオロカーボン (PFC)	・半導体の製造、使用、廃棄	-
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	・電気設備の電気絶縁ガス ・半導体の製造、使用、廃棄	-
三ふっ化窒素 (NF ₃)	・半導体製造でのドライエッチング ・CVD装置のクリーニング	-

第2章 温室効果ガスの排出状況と課題

1 計画の取組の実施状況及び目標達成状況

(1) 温室効果ガス総排出量の推移

2019（平成31年）年2月に策定された前計画の目標は以下のとおりです。

温室効果ガス総排出量の削減目標（目標年度2030年度）

基準年度(2013年度)比	40%削減
目標排出量	4,063 t-CO ₂

基準年度である2013（平成25）年度における温室効果ガス排出量は6,772t-CO₂となっています。前計画策定後の2019（令和元）年度から2023（令和5）年度にかけて温室効果ガス排出量は減少傾向となっており、2023（令和5）年度における排出量は5,321t-CO₂と、基準年度比21.4%減少しました。

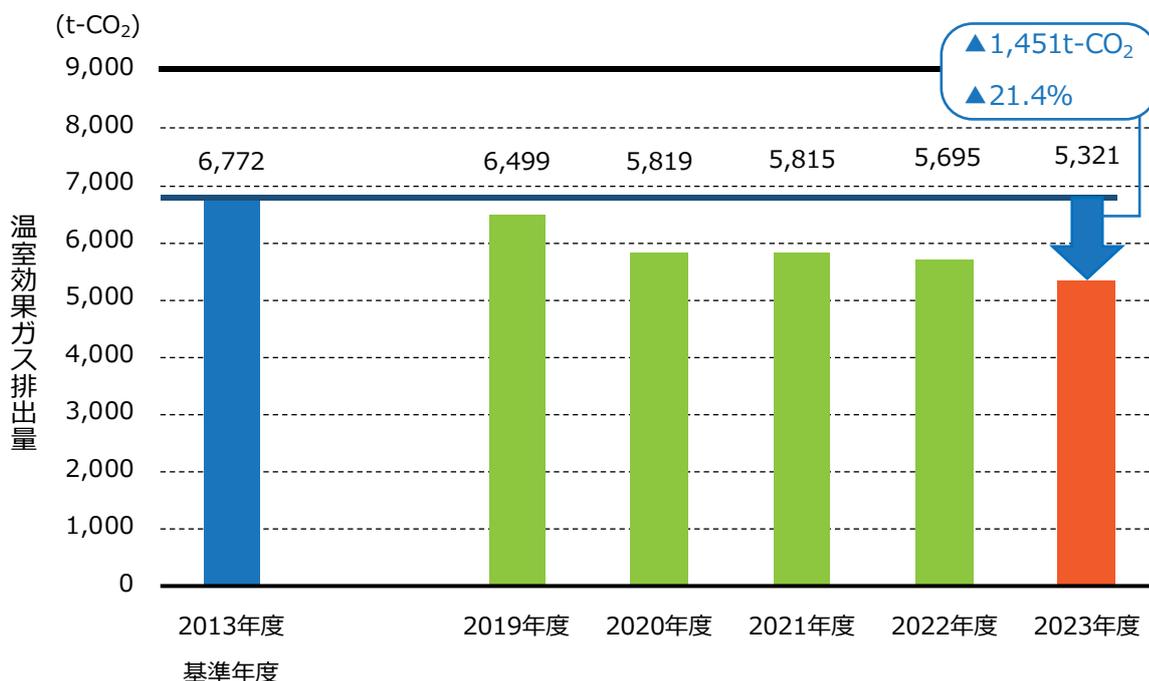


図2-1 温室効果ガス総排出量の推移

(2) ガス種別温室効果ガス排出量の推移

前計画策定後の2019（令和元）年度から2023（令和5）年度のガス種別の温室効果ガス排出量の推移をみると、二酸化炭素（CO₂）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）は減少傾向となっています。また、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出量が基準年度よりも増加していますが、二酸化炭素（CO₂）の排出量が総排出量の約99.9%を占めるため、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の寄与は大きくないと考えられます。

表2-1 ガス種別温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

項目	年度					
	2013 (基準年度)	2019	2020	2021	2022	2023
二酸化炭素（CO ₂ ）	6,770	6,491	5,813	5,810	5,689	5,316
メタン（CH ₄ ）	0.001	0.185	0.143	0.139	0.174	0.160
一酸化二窒素（N ₂ O）	0.043	5.784	4.318	4.347	5.593	4.248
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1.702	2.145	1.916	0.515	0.515	0.546
総排出量	6,772	6,499	5,819	5,815	5,695	5,321
基準年度比増減率	-	-4.0%	-14.1%	-14.1%	-15.9%	-21.4%

(3) エネルギー起源 CO₂排出量の推移

前計画策定後の2019（令和元）年度から2023（令和5）年度のエネルギー起源 CO₂排出量の推移をみると、2013（平成25）年度の6,770t-CO₂から2023（令和5）年度の5,316t-CO₂まで、基準年度比21.5%減少しています。

2023年度におけるエネルギー起源 CO₂排出量を活動区分ごとにみると、施設での燃料の使用に伴う排出が22.9%、公用車の燃料の使用に伴う排出が3.0%、電気の使用に伴う排出量が74.1%を占めています。その他には、公用車の使用による排出量が増加傾向にあります。

表2-2 エネルギー起源 CO₂排出量の推移

単位:t-CO₂

活動区分		年度						
		2013 (基準年度)	2019	2020	2021	2022	2023	
燃料の使用	施設	灯油	134	63	13	145	99	112
		A重油	1,483	1,408	960	969	966	969
		LNG	2	0	10	0	0	6
		LPガス	173	125	99	126	125	122
		その他	1	91	8	6	9	11
		小計	1,793	1,687	1,090	1,246	1,199	1,220
	公用車	ガソリン	112	116	91	94	92	115
		軽油	28	35	20	26	29	42
		小計	140	151	111	120	121	157
	電気の使用		4,837	4,652	4,612	4,444	4,369	3,938
合計		6,770	6,490	5,813	5,810	5,689	5,316	
基準年度比増減率		-	-4.1%	-14.1%	-14.2%	-16.0%	-21.5%	

※端数処理の関係上、個々の数値と合計値が一致しない場合があります。

2 温室効果ガス排出量の算定方法

町の事務事業における温室効果ガス排出量の算定は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和6年4月 環境省）に基づいて以下の式により行います。なお、排出係数についての詳細は資料編に示します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

- 活動量 : 電気・ガソリン等の使用量や、公用車の走行距離など
- 排出係数 : 単位当たりの活動量に伴う温室効果ガス排出量
- 地球温暖化係数 : 二酸化炭素排出量に換算するための係数

第3章 温室効果ガス削減目標

1 目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」における温室効果ガス排出量の削減目標を、2013（平成 25）年度比で 2030（令和 12）年度に 51%削減することを目指すとしています。本計画においても、国の設定した目標を踏まえ、2030（令和 12）年度を目標年度として町の温室効果ガス排出量削減目標を設定します。

2 基準年度

本計画の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」における基準年度に準じて、2013（平成 25）年度とします。

3 数値的な目標

本計画の温室効果ガス削減目標は、国の「業務その他部門」の削減目標に準じて、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 51%削減することを目指します。

温室効果ガス削減目標
2030 年度までに町の事務事業から排出される温室効果ガスを
2013 年度比で 51%削減

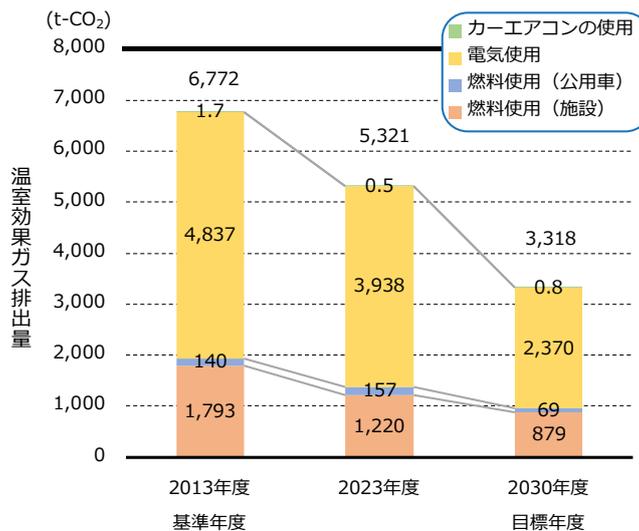


図 3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

第4章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

本町の環境将来像「環境にやさしく、豊かな自然と共生するまち」の実現に向けて職員一人ひとりが率先して取り組み、温室効果ガス削減目標を達成するため、以下のとおり基本方針を設定します。

表4-1 取組の基本方針

基本方針	取組内容
1. 再生可能エネルギーの導入推進	①太陽光発電設備等の導入推進 ②再生可能エネルギー電力調達の推進
2. 省エネルギー化の推進	①建築物における省エネルギー対策の徹底 ②クリーンエネルギー自動車の導入
3. 廃棄物の3R+Renewableの徹底	①ごみの減量化・再資源化の推進 ②グリーン購入の推進
4. 職員一人ひとりによる取組の促進	①職員への意識啓発 ②職員のワークライフバランスの確保

2 関連する持続可能な開発目標 (SDGs)

本計画の推進にあたり、持続可能な開発目標 (SDGs) の視点を踏まえて取組を進めていきます。本計画の取組と関連性が高いゴールを以下に示します。

表4-2 本計画と関連性が高いSDGsのゴール

 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>「気候変動に具体的な対策を」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>「産業と技術革新の基盤をつくろう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る 	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>「陸の豊かさも守ろう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>「住み続けられるまちづくりを」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする 	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>「パートナーシップで目標を達成しよう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>「つくる責任 つかう責任」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な消費と生産のパターンを確保する 		

出典：国際連合広報センター

3 取組内容

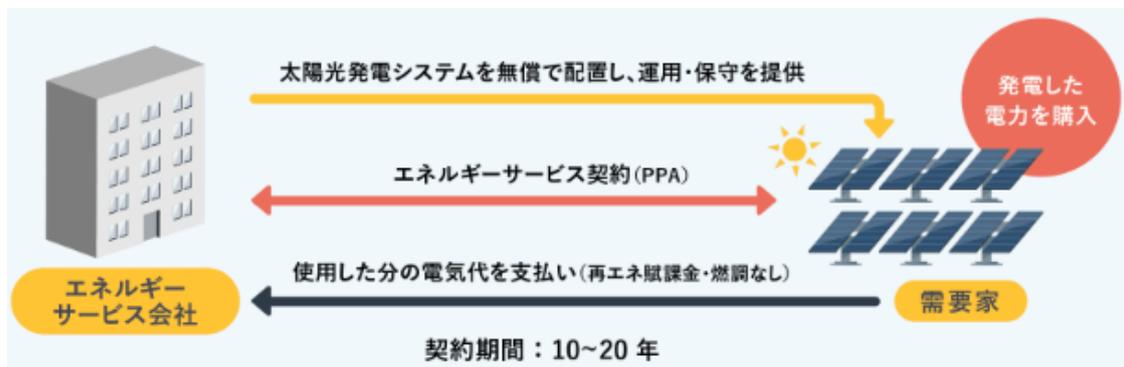
(1) 基本方針 1 再生可能エネルギーの導入推進



①太陽光発電設備等の導入推進

国の「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月）では、「政府および自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す」としています。町においても、国の目標に準じて、令和12（2030）年度までに、町が保有する設置可能な建築物及び土地の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。町有施設の新設や改修時には、国や県の補助制度の活用や、第三者が発電設備を設置・所有することで初期投資の不要なPPAモデル等の活用も検討しながら、太陽光発電設備の導入を推進します。

また、太陽光発電設備の導入と併せて、蓄電池や燃料電池を導入することで、発電により生じた余剰電力の有効活用と災害時のレジリエンス強化を図ります。



出典：環境省 再エネスタート

図4-1 PPAモデル

②再生可能エネルギー電力調達の推進

太陽光発電設備等が導入できない施設等については、電力システムを介した再エネ電力メニューの購入や非化石証書の購入などにより、再エネ由来の電力調達への転換を推進します。

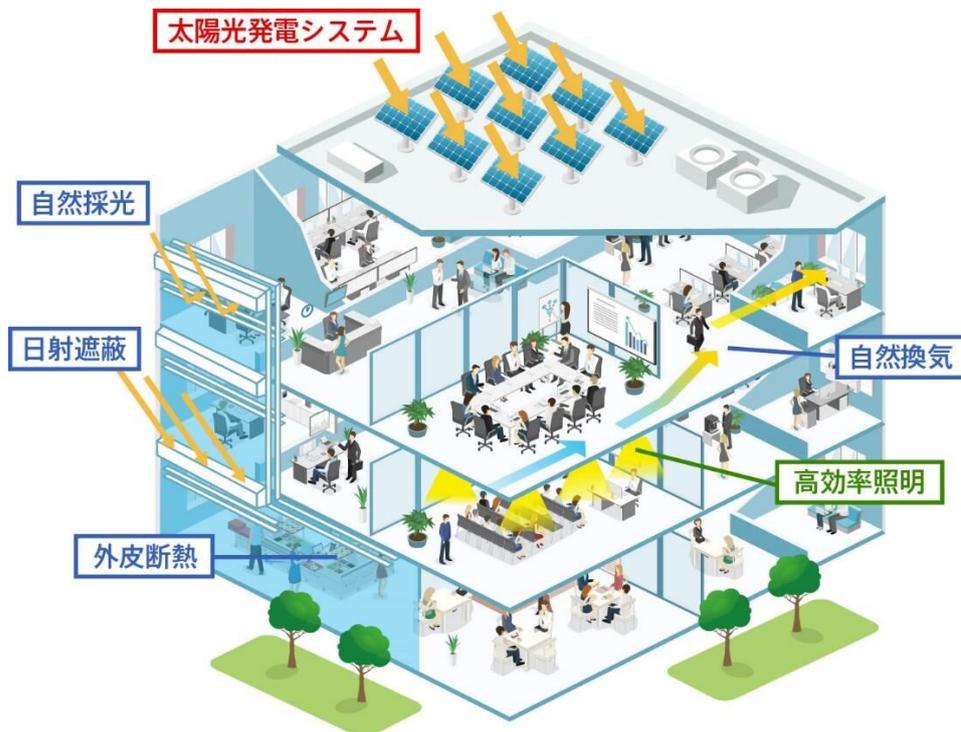
(2) 基本方針 2 省エネルギー化の推進



① 建築物における省エネルギー対策の徹底

町有施設の改修や設備更新の際は、LED 照明や高効率空調設備、断熱フィルムの施工等、省エネ性能の高い設備を積極的に導入します。特に LED 照明については、2030 年度までに町有施設の 100%に導入することを目指します。

また、町有施設の新設や大規模改築の際は、高断熱化・高气密化、太陽光発電設備の設置などにより、消費エネルギー量を大幅に削減するネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化を検討します。



出典：環境省 ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）

図 4-2 ZEB を実現するための技術

②クリーンエネルギー自動車の導入

公用車の導入・更新の際は、クリーンエネルギー自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）など）の導入を検討します。クリーンエネルギー自動車の導入により、平常時には職員の公用車として脱炭素化を図るほか、災害時には避難所に派遣し、蓄電池として利用することも想定します。

また、EV や PHV を導入する際は、併せて町有施設への充電設備の導入を検討します。

表 4-3 主なクリーンエネルギー自動車

種類	概要
電気自動車（EV）	外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて走行する自動車 で、走行によるCO ₂ 排出がない。
燃料電池自動車（FCV）	水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を動力源 として走行する自動車で、走行中に排出されるのは水のみでCO ₂ の排出 がない。
プラグインハイブリッド 自動車（PHV）	電気自動車とハイブリッド自動車の長所を合わせた自動車で、充電する こともでき、その電気を使い切っても、そのままハイブリッド自動車と して走行することが可能。
ハイブリッド自動車（HV）	ガソリンエンジンとモーターの二つの動力源を搭載し、走行状況に応じ てコントロールすることで燃費を向上させた自動車。

(3) 基本方針3 廃棄物の3R+Renewableの徹底



①ごみの減量化・再資源化の推進

町有施設から排出される廃棄物については、3R+Renewable（ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）+バイオマスプラスチック製品等の再生材の利用（Renewable））に取り組み、循環型社会の形成を推進します。

②グリーン購入の推進

事務用品・用紙等を購入する際は、原則としてグリーン購入法対象品目など環境負荷の少ない製品を選択します。

(4) 基本方針4 職員一人ひとりによる取組の促進



①職員への意識啓発

職員研修の実施、掲示板やメール、職員対象の刊行物等による周知により職員への環境配慮意識の啓発を進め、一人ひとりに省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

《空調に関する取組内容》

各課局・各施設で行う取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ブラインドやカーテンを利用し、熱の出入りを調節します。 ・空調設備のフィルター清掃や稼働時間の点検など、設備機器の保守管理を徹底します。 ・空調の室温は、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に設定します。
職員一人ひとりが行う取組
<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズやウォームビズに取り組みます。 ・使用していない部屋の空調は停止します。

《照明に関する取組内容》

各課局・各施設で行う取組
<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みや残業時には、不要な照明を消灯します。 ・ロッカー室、倉庫、トイレ等、使用頻度が低い部屋の照明は使用時のみ点灯します。
職員一人ひとりが行う取組
<ul style="list-style-type: none"> ・不要な照明はこまめに消灯します。 ・自然光で必要な明るさが得られる場合には昼光利用し、照明の使用を控えます。 ・残業時間を削減し、照明の使用時間を短縮します。

《事務機器に関する取組内容》

各課局・各施設で行う取組
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネモード機能を搭載している事務機器は、省エネモードに設定を行い使用します。
職員一人ひとりが行う取組
<ul style="list-style-type: none"> ・機器を使用しないときは、こまめに電源を切ります。 ・終業時及び長時間使用しない場合、コンセントから電源プラグを抜きます。

《公用車に関する取組内容》

各課局・各施設で行う取組
・公用車の更新時には、クリーンエネルギー自動車の導入を積極的に検討します。
職員一人ひとりが行う取組
・エコドライブを実践します。 ・近距離の移動には、積極的に徒歩や自転車を利用します。

1 自分の燃費を把握しよう
自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

2 ふんわりアクセル「eスタート」
発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
走行中は、一定の速度で走ることが心げましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

4 減速時は早めにアクセルを離そう
信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

5 エアコンの使用は適切に
車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。

6 ムダなアイドリングはやめよう
待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう※1。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です※2。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。

8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう※3。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します※4。また、エンジンオイル・オイルフィルター・エアクリーナメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

9 不要な荷物はおろそう
運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

10 走行の妨げとなる駐車はやめよう
迷惑駐車をやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車の少ない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

出典：エコドライブ普及連絡会

図 4-3 エコドライブ 10のすすめ

《その他の電力使用機器等に関する取組内容》

各課局・各施設で行う取組
・電気温水器・温水洗浄便座は、省エネモードに設定します。 ・温水洗浄便座は、季節に合わせて設定温度を調節します。
職員一人ひとりが行う取組
・機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で電源を切ります。 ・エレベーターの使用は極力避け、階段を利用するよう努めます。

《その他の取組内容》

各課局・各施設で行う取組
<ul style="list-style-type: none">・ペーパーレス化を推進し、紙の使用量を削減します。・使用済み封筒は、課内回覧用、庁内連絡用などに活用します。・チラシやパンフレットといった配布物を過剰に作成しないように努めます。・町有施設や街路の緑化を推進します。
職員一人ひとりが行う取組
<ul style="list-style-type: none">・印刷ミスを減らすよう心がけるとともに、両面印刷を行い、用紙を節約します。・水道の蛇口を確実に締める、トイレの水を無駄に流さないなど、節水に努めます。・広報しろさと等を通じてごみの分別を周知し、廃棄物の適正処理及び削減を推進します。・マイボトルやマイ箸等の利用により、ごみの減量化を推進します。・ごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルに努めます。

②職員のワークライフバランスの確保

ノー残業デーの徹底や仕事の配分の見直し、効率化等により超過勤務の縮減を推進します。また、Web 会議やリモートワークを活用するなど効率的な勤務体制を構築することで、職員のワークライフバランスを確保し、温室効果ガスの排出削減につなげます。

第5章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、副町長を委員長とした庁内委員会による一元的な管理のもと、進行管理を行います。また、町民課が事務局として庁内委員会の運営を行うとともに、各課局・各施設の実施状況を取りまとめ、庁内委員会に報告します。各課局は部署の長を責任者として取組を実施し、事務局（町民課）に実施状況を報告します。

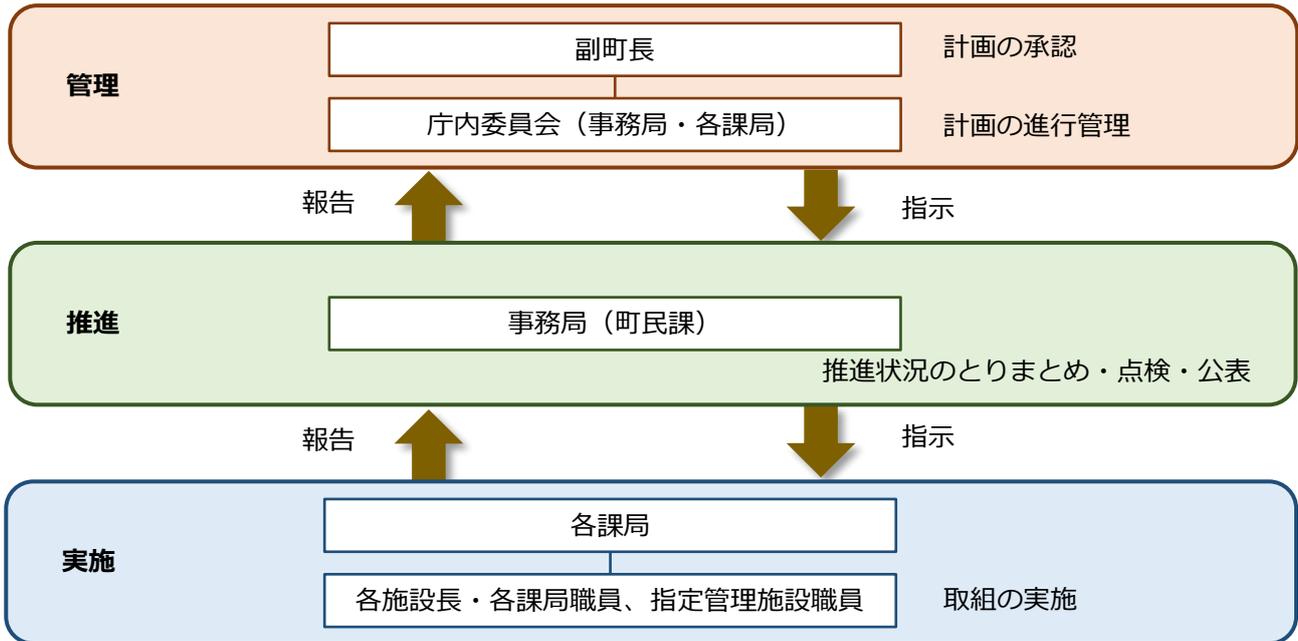


図 5-1 計画の推進体制

2 進行管理

進行管理はPDCAサイクルにより行います。1年ごとに、各課局・各施設での取組の実施状況について、庁内委員会で評価・改善し、必要に応じて計画を改定します。

本計画の進捗状況については、町のWebサイト等において年1回公表します。

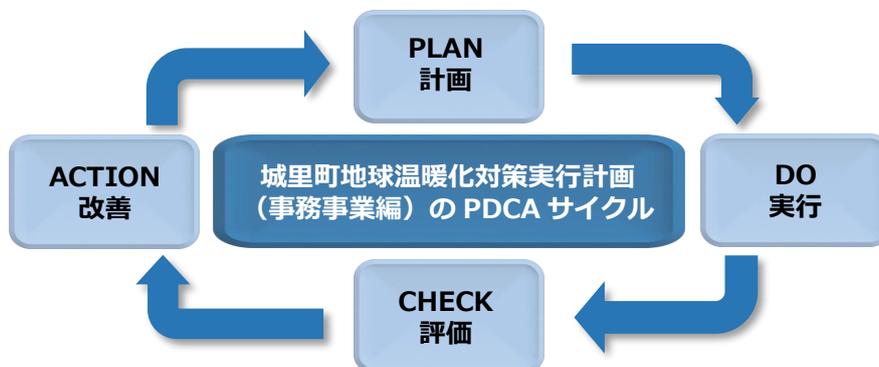


図 5-2 本計画のPDCAサイクル

1 排出係数一覧

(1) 二酸化炭素 (CO₂)

項目	単位	排出係数
燃料の使用に伴う排出		
ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.32
灯油	kg-CO ₂ /L	2.49
軽油	kg-CO ₂ /L	2.58
A重油	kg-CO ₂ /L	2.71
液化天然ガス (LPG)	kg-CO ₂ /kg	3.00
他人から供給された電気の使用に伴う排出	電気事業者別排出係数を使用	

(2) メタン (CH₄)

項目	単位	排出係数
自動車の走行に伴う排出		
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	kg-CH ₄ /km	0.000010
ガソリンを燃料とするバス	kg-CH ₄ /km	0.000035
ガソリンを燃料とする軽乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000010
ガソリンを燃料とする普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000035
ガソリンを燃料とする小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015
ガソリンを燃料とする軽貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000011
ガソリンを燃料とする特殊用途車	kg-CH ₄ /km	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	kg-CH ₄ /km	0.0000020
軽油を燃料とするバス	kg-CH ₄ /km	0.000017
軽油を燃料とする普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015
軽油を燃料とする小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.0000076
軽油を燃料とする特殊用途車	kg-CH ₄ /km	0.000013

(3) 一酸化二窒素 (N₂O)

項目	単位	排出係数
自動車の走行に伴う排出		
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車（定員 10 名以下）	kg-N ₂ O/km	0.000029
ガソリンを燃料とするバス	kg-N ₂ O/km	0.000041
ガソリンを燃料とする軽乗用車	kg-N ₂ O/km	0.000022
ガソリンを燃料とする普通貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000039
ガソリンを燃料とする小型貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000026
ガソリンを燃料とする軽貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000022
ガソリンを燃料とする特殊用途車	kg-N ₂ O/km	0.000035
軽油を燃料とする普通・小型乗用車（定員 10 名以下）	kg-N ₂ O/km	0.000007
軽油を燃料とするバス	kg-N ₂ O/km	0.000025
軽油を燃料とする普通貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000014
軽油を燃料とする小型貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000009
軽油を燃料とする特殊用途車	kg-N ₂ O/km	0.000025

(4) ハイドロフルオロカーボン (HFC)

項目	単位	排出係数
自動車用エアコンディショナーの使用に伴う排出	kg-HFC/台・年	0.010

2 対象施設一覧

大分類	施設名
文化系施設（コミュニティセンター、公民館、集会所など）	コミュニティセンター城里
	桂町民センター
	七会町民センター
	常北公民館
	桂たかね台団地集会所
	旧南団地集会所
	下坏集会所
	那珂西団地集会所
	生活改善センター
社会教育系施設（図書館、博物館、郷土館など）	桂図書館
	陶芸の館
	山村文化資源保存伝習館
	島家住宅
スポーツ・レクリエーション系施設（体育館、ホールの湯、うぐいすの里、ふれあいの里など）	常北運動公園
	上古内多目的運動広場
	塩子運動広場
	下赤沢運動広場
	徳蔵クロッケー場
	塩子クロッケー場
	花山体育館
	七会体育館
	ホールの湯
	うぐいすの里
ふれあいの里	
学校教育系施設（小学校、中学校、学校給食センターなど）	石塚小学校
	常北小学校
	桂小学校
	沢山小学校
	七会小学校
	常北中学校
	桂中学校

大分類	施設名
	旧小松小学校 旧古内小学校 旧坏小学校 旧七会西小学校 給食センター
子育て支援施設（認定こども園、児童クラブなど）	ななかいこども園 常北小児童クラブ おひさま学童クラブ 石塚開放学級
保健・福祉施設（福祉センターなど）	常北保健福祉センター 七会保健福祉センター
医療施設（診療所など）	沢山診療所歯科診療室 七会診療所
行政系施設（本庁舎、消防署、消防団、環境センター、衛生センターなど）	本庁舎 消防施設 防災行政無線 環境センター 衛生センター 旧七会支所
公園（トイレなど）	フラワーロード 桂たかね台住宅団地 鶏足山駐車場トイレ
その他（牧場管理棟、農機具倉庫など）	特産品直売センター 「道の駅かつら」 物産センター 山桜 鍛冶屋沢共同牧場管理棟 矢の目沢共同牧場管理棟 小勝牧場管理棟 下青山農機具倉庫 おためし住宅
上水道施設（浄水処理場、配水場など）	石塚浄水場 小松浄水場 松山下取水場 上青山増圧機場

大分類	施設名
	1号取水場
	2号取水場
	3号取水場
	上古内送水場
	下古内配水場
	樫当増圧機場
	赤沢取水場
	赤沢浄水場
	岩船配水場
	岩船第2増圧場
	高根台配水場
	塩子配水場
	倉見第1増圧場
	倉見第2増圧場
	道木橋増圧場
	仏国寺給水施設
下水道施設（下水処理施設、集落排水施設など）	かつら水処理センター
	上入野地区農業集落排水処理施設
	北方高久地区農業集落排水処理施設
	常北青山地区農業集落排水処理施設
	孫根地区農業集落排水処理施設
	古内地区農業集落排水処理施設

3 用語集

【あ〜お】

アイドリング

自動車等の駐停車中にエンジンが動き続けている状態。エンジンが動いているため、燃料を消費し、温室効果ガスが排出される。

ウォームビズ

重ね着をする、からだがあたたまる食べ物を摂取する、断熱シートや二重サッシなどにより窓から熱を逃がさないようにするなど、ライフスタイルを見直すことで過度な暖房を避ける取組。

エコドライブ

急加速や急減速を避ける、不要な荷物を載せないなど、自動車等の燃料消費量や二酸化炭素排出量削減につながる、環境に配慮した運転技術や心がけのこと。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスの総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質を指す。

【か〜こ】

カーボンニュートラル

温室効果ガス排出量と、森林等による吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっている状態。気候変動問題の解決に向けて、日本を含む120以上の国と地域が、2050年までにカーボンニュートラルを達成する目標を掲げている。

活動量

温室効果ガス排出の要因となる活動の規模を表すもので、電気やガソリン等のエネルギー使用量などが該当する。

気候変動

気温や雨の降り方などが長期的に変化すること。気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に引き起こされる気候変化で、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に追加的に生じるもの、と定義される。

基礎排出係数

発電に伴う排出の水準を示す指標で、電力会社による発電時の二酸化炭素排出量を販売電力量で割って算出したもの。

業務その他部門

第三次産業に属する事業者や個人が、事務所内で消費したエネルギー消費などを表す。地方公共団体の事務事業はこの部門に含まれる。

クールビズ

軽装や省エネ型エアコンへの買い換え、緑のカーテンの使用などにより、過度な冷房を避けて夏を快適に過ごすライフスタイル。

クリーンエネルギー自動車

大気汚染物質の排出が少ないあるいは全く排出しない、燃費性能が優れているなど、環境に配慮した自動車のこと。電気自動車や燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車などがある。

グリーン購入

製品やサービスの購入時に、必要性をよく考え、長く使えるものや環境負荷ができるだけ少ないものを選択すること。

【さ～そ】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

2015年9月25日に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際目標。貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成される。

循環型社会

限りある資源を循環させながら利用することで、天然資源の消費量を減らし、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

【た～と】

太陽光発電

太陽の光エネルギーを電気に変換する太陽電池を使った発電システム。発電時に二酸化炭素を排出しない、災害時等の非常用電源にもなるといったメリットを持つ一方、発電量が天候に左右されるなどのデメリットを持つ。

地球温暖化

温室効果ガスの濃度が高くなり、気温が上昇すること。近年、人間活動により地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

（地球温暖化対策推進法、温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」における京都議定書の採択を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が

一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定め、1999（平成11）年に施行された法律。

蓄電池

二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のこと。近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜めることで電気代の節約や非常時の電源確保にもつながる家庭用蓄電池等が普及している。

電気自動車

モーターを動力源、電池をエネルギー源とする自動車。走行中に全く排ガスを出さず、騒音も少ないという特長を持つ。

【な～の】

燃料電池自動車

水素（ H_2 ）と空気中の酸素（ O_2 ）の化学反応により電気を作る「燃料電池」を動力源とした自動車。走行中に排出されるのは水（ H_2O ）のみで、二酸化炭素の排出がない。

【は～ほ】

バイオマスプラスチック

バイオマス（植物などの再生可能な有機資源）を原料とするプラスチックの総称。燃焼時に発生する二酸化炭素（ CO_2 ）は、原料である植物が育つときに光合成で吸収された CO_2 由来であるため、大気中の CO_2 の増減に影響を与えず、カーボンニュートラルな資源として利用が期待されている。

廃棄物と環境を考える協議会

城里町を含む関東甲地域の39団体（77市町村）と民間事業者2社で構成され（2025（令和7）年1月現在）、廃棄物の減量化・資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を目的として組織されている。

ハイブリッド自動車

ガソリンエンジンとモーターの二つの動力源をコントロールすることで燃費を向上させた自動車。

プラグインハイブリッド自動車

コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車。電気を使い切っても、ハイブリッド自動車として走行が可能。

【ら〜ろ】

レジリエンス

環境分野におけるレジリエンス (resilience) とは、災害など想定外の事態に対する、社会や組織の回復力のこと。

【英数字】

3R + Renewable

(スリーアール・プラス・リニューアブル)

Reduce (リデュース：ごみの減量)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再利用) に、バイオマスプラスチックなど再生可能資源への移行を意味するRenewable (リニューアブル) を加えた、循環型社会を目指す考え方。

LED照明

発光ダイオード (Light Emitting Diode) を使った照明。白熱電球や蛍光灯、水銀灯といった他の照明に比べて消費電力が少なく、寿命も長い。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略称で、1988年(昭和63年)に、国連環境計画と世界気象機関により設立された組織。気候変動についての報告書を作成・公表することで、世界の政策決定者に対し、科学的知見を提供している。

PPA

「Power Purchase Agreement (電力購入契

約)」の略称であり、太陽光発電設備を所有・管理する事業者が企業や自治体の施設に無償で太陽光発電設備を設置し、施設側はそこで発電した電気を購入する契約のこと。屋根貸し自家消費型モデルや第三者所有モデルとも呼ばれて、施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理の必要がない。

ZEB (ゼブ)

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、断熱性の向上や機器の省エネ化などによる消費エネルギーの削減と、太陽光発電設備等による創エネにより、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のこと。



城里町下水道事業経営戦略

令和7年3月

茨城県城里町

目次

I 共通編

1. 下水道事業における国の動向	1
1.1. 全国的な課題	1
1.2. 下水道事業の地方公営企業法の適用	1
1.3. 経営戦略の策定・改定	2
1.4. 経営戦略における国庫補助金の要件化	3
1.4.1. 社会資本整備総合交付金等の交付要件	3
1.4.2. 社会資本整備総合交付金等における重点配分要件	3
1.5. 用語集	4
2. 城里町における「経営戦略改定」の背景	5
3. 城里町の汚水処理事業の概要	6
4. 経営の課題	6
4.1. 使用料収入の減少	6
4.2. スtockマネジメント計画	8
4.3. 広域化計画	8
5. 経営戦略の方針	9
6. 経営戦略計画期間	10
7. 経営戦略の策定後の活用方法	10
7.1. PDCA サイクルの活用	10
7.2. 今後のスケジュール	11

II 流域関連公共下水道事業編

8. 流域関連公共下水道事業の概要	12
9. 計画人口の推計	13
9.1. 広域化を考慮した場合の水洗化人口	13
9.2. 計画水量の予測	14
10. 現行使用料について	15
10.1. 現行の使用料体系	15
10.2. 使用料収入の推計	15

11. 投資試算.....	16
11.1. 建設改良費・更新費用の試算	16
11.1.1. 新規汚水整備事業.....	16
11.1.2. スtockマネジメント計画に基づく建設改良費.....	16
11.1.3. 広域化統廃合	17
11.1.4. 建設改良費・更新費用の試算.....	17
11.2. 維持管理費.....	18
11.2.1. 広域化による削減効果.....	18
11.2.2. 実績に基づく経費の推計	19
12. 財源試算.....	21
12.1. 建設財源（国庫補助金・企業債の活用）	21
12.2. 企業債残高・企業債償還金の見通し	21
12.3. 減価償却費・長期前受金戻入の見通し.....	22
12.4. 一般会計繰入金	23
13. 財源試算.....	24
13.1. 下水道使用料の改定及び経費回収率の改善	24
13.2. 経常収支の見通し.....	26
13.3. 一般会計繰入金額の抑制.....	27
14. 投資以外の考え方（官民連携について）	28
15. 業務指標（PI）	28
16. 財政シミュレーション.....	29

Ⅲ 特定環境保全公共下水道事業

17. 特定環境保全公共下水道事業の概要	34
18. 計画人口の推計.....	35
18.1. 広域化を考慮した場合の水洗化人口	35
18.2. 計画水量の予測	36
19. 現行使用料について.....	37
19.1. 現行の使用料体系.....	37
19.2. 使用料収入の推計.....	37
20. 投資試算.....	38

20.1. 建設改良費・更新費用の試算	38
20.1.1. 新規汚水整備事業	38
20.1.2. スtockマネジメントに基づく改築更新事業	38
20.1.3. 処理場改築更新事業	38
20.1.4. 耐水化計画に基づく建設改良費	38
20.1.5. 広域化統廃合	39
20.1.6. 建設改良費・更新費用の試算	39
20.2. 維持管理費	40
20.2.1. 広域化による削減効果	40
20.2.2. 実績に基づく経費の推計	41
21. 財源試算	43
21.1. 建設財源（国庫補助金・企業債の活用）	43
21.2. 企業債残高・企業債償還金の見通し	43
21.3. 減価償却費・長期前受金戻入の見通し	44
21.4. 一般会計繰入金	45
22. 投資・財政計画	46
22.1. 下水道使用料の改定及び経費回収率の改善	46
22.2. 経常収支の見通し	48
22.3. 一般会計繰入金額の抑制	49
23. 投資以外の考え方	50
24. 業務指標（PI）	50
25. 財政シミュレーション	51

IV 農業集落排水事業編

26. 農業集落排水事業の概要	54
27. 計画人口の推計	56
27.1. 広域化を考慮した場合の水洗化人口	56
27.2. 計画水量の予測	57
28. 現行使用料について	58
28.1. 現行の使用料体系	58
28.2. 使用料収入の推計	58

29. 投資試算.....	59
29.1. 建設改良費・更新費用の試算	59
29.1.1. 新規汚水整備事業.....	59
29.1.2. スtockマネジメントに基づく建設改良費.....	59
29.1.3. 広域化統廃合	60
29.1.4. 建設改良費・更新費用の試算.....	60
29.2. 維持管理費.....	61
30. 財源試算.....	63
30.1. 建設財源（国庫補助金・企業債の活用）	63
30.2. 企業債残高・企業債償還金の見通し	63
30.3. 減価償却費・長期前受金戻入の見通し.....	64
30.4. 一般会計繰入金	65
31. 投資・財政計画（収支計画）	66
31.1. 下水道使用料の改定及び経費回収率の改善	66
31.2. 経常収支の見通し.....	68
31.3. 一般会計繰入金の抑制	69
32. 投資以外の考え方（官民連携について）	70
33. 業務指標（PI）	70
34. 財政シミュレーション.....	70

I 共通編

1. 下水道事業における国の動向

1.1. 全国的な課題

我が国の下水道事業は、これまでの下水道行政の尽力により、下水道普及率は着実に増加しており、全国的には、汚水処理人口普及率は約90%、下水道処理人口普及率は約80%に到達している。一方で、全国的に人口減少・高齢化社会の到来を迎え、日本の行政人口は2060年にはピーク時の7割まで減少するものと見込まれている。このような状況の中で、下水道職員の減少が顕在化するとともに、将来の使用料収入減少が懸念されている。また、施設の老朽化や、厳しい経営環境が問題となっており、これらは本町においても共通した課題となっている。

1.2. 下水道事業の地方公営企業法の適用

地方公共団体が経営する公営企業は、企業としての経済性を発揮する必要があるが、その経理方式は、従前の特別会計方式では、現金の動きのみに着目する単式簿記による官公庁会計方式であり、民間企業のような損益計算書や貸借対照表などの財務諸表の作成は不要であった。この場合、減価償却費や利益の概念が民間企業の会計のように明確ではなく、資産の状態や適切な収支状況を把握することが困難であった。そこで、総務省及び国土交通省では、これらの課題を解決するために、複式簿記による企業会計方式を導入することにより、効率的かつ持続的な事業経営のため、「経営戦略の策定・改定」を強く推進している。

本町では、令和4年4月1日より、地方公営企業法の適用に移行している。

なお、地方公営企業法では、次頁の3原則が義務付けられている。

1. 発生主義の原則

現金の収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づき、その発生の都度、記録・整理する方式である。現金を支払っていなくても支出として費用にその額が計上されるため、企業の経理内容がそのまま明確に示される。

2. 独立採算の原則

地方公営企業法において地方公営企業の特別会計における経費は、原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされている。その経費を収入（料金）によって賄うため、企業ベース（経営）によって行うことができる活動が前提となる。

3. 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業では、独立採算制の原則にある「一般会計において負担すべき経費」について、「雨水公費・汚水私費の原則」で具体的に規定している。

「雨水公費」とは、雨水の自然現象によるものであり、雨水対策をすることは浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く住民に及ぶことから、その経費は公費（税収入）で賄うという考え方である。そのため、雨水対策にかかる費用は税収入（一般会計繰入金）を財源としている。

「汚水私費」とは、汚水が日常生活や生産活動によって生じるもので、下水道の利用者が、どれだけ量の汚水を排出したかを容易に測定できることから、排出量に応じて下水道使用料を徴収し、その収入で汚水処理のための費用を賄うという考えである。

1.3. 経営戦略の策定・改定

「経営戦略」とは、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（以下、「投資試算」という。）と、財源の見通しを試算した計画（以下、「財源試算」という。）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。

総務省では、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大などに対応できる経営健全化の取り組みを求めており、各地方公共団体に対して、「経営戦略の策定・改定」を要請している。

1.4. 経営戦略における国庫補助金の要件化

1.4.1. 社会資本整備総合交付金等の交付要件

社会資本整備総合交付金については、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（国水事第56号、令和2年3月31日）6.(2)のとおり、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）の経営戦略への記載等を交付要件としている。

【経営戦略におけるロードマップ関連記載事項】

- ①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限
- ②収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期
- ③収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

1.4.2. 社会資本整備総合交付金等における重点配分要件

公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことが要件とされている。

- ①経費回収率に向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できていない。
- ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³（税抜）未満、かつ経費回収率が80%未満であることに合わせ、15年以上経費回収率向上のための使用料改定を行っていない。

1.5. 用語集

本経営戦略報告書で使用する用語を以下に示す。

表 1-1 用語集

用語	解説
汚水処理人口普及率	住宅のトイレや台所、風呂、洗濯などから出る生活排水の処理施設を利用できる人口が、全人口に占める割合。処理施設には、公共下水道、合併処理浄化槽などが含まれる。
下水道処理人口普及率	公共下水道を利用できる人口が、全人口に占める割合。
特別会計方式	地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に独立した経理管理が行われる会計。
一般会計繰入金	一般会計と特別会計間で、特別会計（下水道事業）の収支不足を補填するために一般会計（市）から充当される資金。
流域関連公共下水道	下水道事業のうち、複数の地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、都道府県が終末処理場を有するもの。常北地区が那珂久慈流域下水道に接続しているため、流域関連公共下水道事業に該当する。
単独公共下水道	下水道事業のうち、地方公共団体が終末処理場を有するもの。
特定環境保全公共下水道	下水道事業のうち、農山漁村部の中心集落及び湖沼周辺部の観光地等において実施されるもの。
有収水量	下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。本町では、原則として水道使用量と同等としている。
建設改良費	公営企業の固定資産の新規取得や増改築などに要する経費のこと。
企業債	地方公営企業が、施設の建設・改良等に要する資金に充てるための借入金を示す。
減価償却費	建物や機械設備など、企業が長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額を一旦資産として計上した後、当該金額を資産の耐用年数にわたって定期的に費用として配分される金額。
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金等について、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益。
経費回収率	下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分除く）×100 汚水処理に係る費用を使用料でどの程度賄えているかを表した指標。100%以上であることが望ましい。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。
汚水処理費	維持管理費と資本費の両方を含めた汚水処理に係る経費の総額。資本費は、地方公営企業法適用事業において、汚水に係る企業債利息及び減価償却費が含まれる。維持管理費は、管渠費、ポンプ場費、処理場費及び総係費等で構成されており、年間に使用した単年度の経費額となる。
負担金（受益者負担金）	公営企業に対しては、経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、下水道が整備された区域の住民が工事費の一部を負担する「受益者負担金精度」を導入して整備の推進を図っている。受益者負担金は土地を対象として、公共下水道が整備された土地に対し、その面積に応じて一度だけ負担することとしている。負担する人（受益者）は、公共下水道が整備された区域内に土地を所有している人（土地所有者）、または土地を借りている人（権利者）となる。
使用料単価	有収水量1m ³ あたりの使用料単価を示し、使用料の水準を示す指標のこと。
汚水処理原価	有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、維持管理費・資本費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標のこと。
広域化	執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための手法の一つとして、複数市町村などによる処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化などにより、スケールメリットを活かして効率的な事業運営を図るもの。

2. 城里町における「経営戦略改定」の背景

本町は、平成17年（2005年）2月1日に、常北町、桂村、七会村が合併して誕生した。流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理事業により汚水処理事業を運営している。令和4年（2022年）4月から新たに公営企業として事業運営に努めている。

施設の維持管理等にかかる経費の増大や、施設整備費用に要した企業債償還金が大いこと、現在は横ばいで推移しているものの今後人口減少に伴う有収水量及び下水道使用料収入の減少など、将来的に多くの課題を有している。

また、地方公営企業法の適用に伴い、新たに減価償却費や長期前受金戻入などの勘定科目が増えたことから、資産状況に着目した経営状況の更なる「見える化」が求められている。

近年、ウクライナ情勢に端を発する世界的な経済情勢の変化や物価高騰の影響が大きくなっており、下水道事業の経営においてもこの影響を無視できない状況にある。

前回の経営戦略は、平成28年度の策定であり、物価上昇が見込まれていないことや、地方公営企業法の適用移行前であったこと、国庫補助の要件化に必要なロードマップが明記されていない状況であったことから、経営戦略の改定を実施することとなった。

本経営戦略の改定ポイントは以下の3点である。

- ①物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ②物価上昇等を反映した上で収支を維持する場合に必要な経営改革（使用料改定等）の検討
- ③下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップの経営戦略への記載

3. 城里町の污水処理事業の概要

本町の污水処理事業は、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業により運営している。

常北地区の下水道整備済み区域は、流域関連公共下水道事業として集合処理を行っている。この地域から発生した污水は、県が運営する那珂久慈浄化センターで処理され太平洋に放流されている。那珂久慈流域は、城里町、水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市、ひたちなか・東海広域事務連合の計 9 市町村 1 組合を構成市町村とする下水道である。

桂地区は特定環境保全公共下水道事業として、かつら水処理センターで処理し、桂川に放流している。

また、上入野地区、常北青山地区、北方高久地区、孫根地区、古内地区は農業集落排水事業として污水処理を行っている。

4. 経営の課題

4.1. 使用料収入の減少

本町の行政人口は、平成 12 年度以降常に減少傾向を示しており、令和 5 年度末時点では、17,938 人となっている。将来的に、令和 16 年度には 15,468 人、令和 27 年度には 13,360 人と大きく減少すると予想されている（図 4-1 参照）。

一方、下水道整備人口は横ばいであるものの、水洗化率は増加していくことが予想されることから、水洗化人口及び有収水量については、当面横ばいで推移していくことが予想される（図 4-2 参照）。



図 4-1 行政人口の見通し



図 4-2 有収水量の見通し

使用料収入については、有収水量に比例することから当面は横ばいで推移すると想定される。しかし、令和 16 年度以降、水洗化人口が減少に転じると推計され、使用料収入は徐々に減少すると考えられる（図 4-3 参照）。

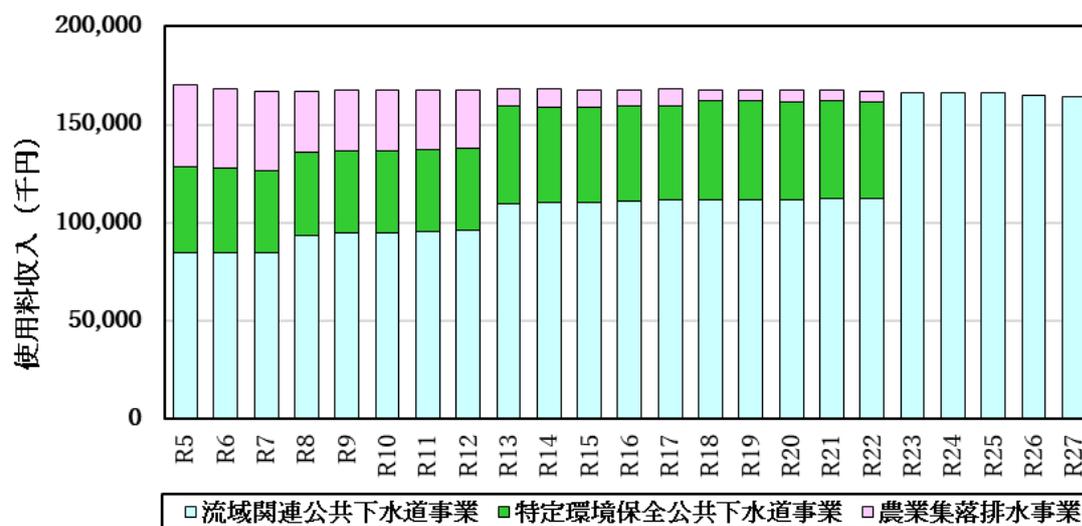


図 4-3 使用料収入の推計（広域化考慮）

4.2. スtockマネジメント計画

Stockマネジメント計画とは、下水道事業が有する膨大な資産（Stock）を効率的かつ経済的に管理（マネジメント）するための手法であり、点検・調査、維持・修繕、改築・更新に係る計画として、施設状態を把握した上で、リスク評価、目標設定、点検調査計画、修繕・改築計画を策定する。これらの検討結果は本町の下水道事業の中長期収支計画を示した「経営戦略」、また、すでに企業会計方式などでは、それぞれの計画値が相互にリンクし合うため、段階的に調整して精度を向上させていくことが重要となる。

4.3. 広域化計画

現在本町で運営している汚水処理 3 事業については、汚水処理費の削減を目的として、広域化による統廃合計画を策定している。

統廃合実施計画を図 4-4 に示す。農業集落排水 6 地区を段階的に公共下水道に統合していくこととして、令和 22 年度には特定環境保全公共下水道及び農業集落排水地区を流域関連公共下水道へ全て統合し、一体化により効率的かつ効果的な事業運営を推進する方針である。

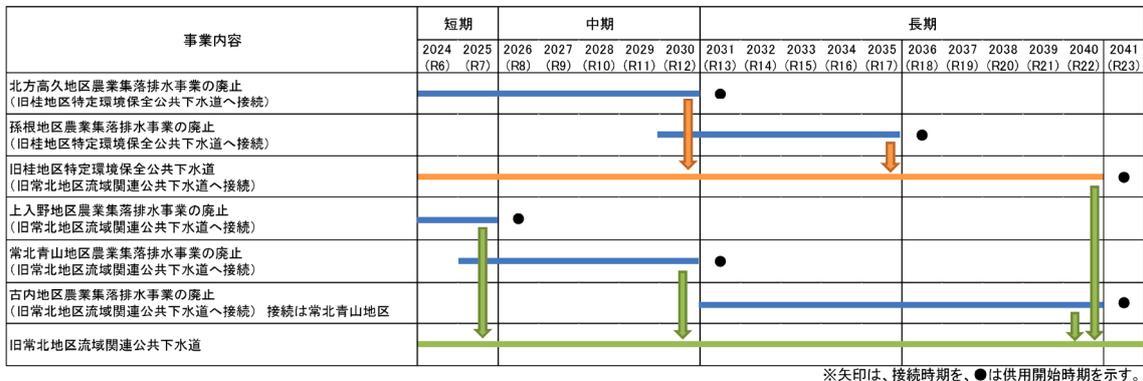


図 4-4 広域化実施計画スケジュール

5. 経営戦略の方針

城里町では、まちづくりの指針として「第2次城里町総合計画」を策定している。この総合計画では、汚水処理事業として以下の方針を定めている。

【主要施策1：汚水処理事業の計画的推進】

<方針>

経営戦略に基づき、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の計画的な運営を行うとともに、下水道への接続促進に努め、安定的かつ持続的な事業経営を図る。

<主な取り組み>

- 接続の促進
- 計画的な整備及び維持管理
- 耐水化等の検討
- 機能診断調査結果を踏まえた施設の更新

【主要施策2：生活雑排水処理対策に関する町民意識の啓発】

<方針>

下水道の必要性や生活費雑排水対策の重要性について積極的な啓蒙活動を行い、環境保全、環境衛生意識の高揚を図る。

<主な取り組み>

- 環境衛生意識の啓発

本経営戦略では、上記の方針を踏まえた安定的かつ持続的な事業運営を推進するために収支バランスを図るものである。また、地方公営企業法において定められている「独立採算制の原則」、「汚水私費の原則」に基づき、収支構造を見直す必要がある。

本経営戦略の改定では、以下の方針を設定する。

- ・下水道への接続の促進による使用料収入の増加を見込む。
- ・ストックマネジメント計画を活用し、建設改良費の平準化を図る。
- ・広域化計画に基づく維持管理費の削減等を収支計画に反映し、適正な下水道使用料の検討を行う。
- ・下水道使用料の検討を行い、経費回収率の改善を目指す。

6. 経営戦略計画期間

今回の見直しにおいて、改定後の経営戦略における計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

7. 経営戦略の策定後の活用方法

7.1. PDCA サイクルの活用

今回改定する経営戦略は、事業の進捗状況や社会情勢などの下水道事業を取り巻く環境の変化に応じて、適宜見直しを図る必要がある。

本経営戦略では図7-1に示すPDCAサイクルにより、財務状況等を毎年評価し、経費回収率について計画と実績との乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を講じることとする。

さらに、概ね3～5年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を持続できるよう、経営努力を続けていく。



図 7-1 PDCA サイクル

7.2. 今後のスケジュール

今回策定した経営戦略では、今後悪化することが予想される経費回収率と経常収支比率の改善を目指し、使用料の改定が重要な施策となっている。

経営戦略に係る今後のスケジュールを図 7-2 に示す。本経営戦略では、経費回収率の維持及び改善を目的として、令和 9 年度以降、5 年ごとに使用料改定の検討を実施していく計画としている。

年度 項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間											
経営戦略見直し	◎					◎					◎
使用料の検討											
使用料改定				◎					◎		

図 7-2 経営戦略に係る今後のスケジュール

Ⅱ 流域関連公共下水道事業編

8. 流域関連公共下水道事業の概要

那珂久慈流域下水道関連城里町公共下水道事業は、平成 11 年 4 月 1 日に供用を開始し、以降段階的な整備を実施し、令和 5 年度末では 432ha の処理区域面積に対して汚水処理を行っている。

これまでの総事業費は約 1,322 億円（税込み）で、うち約 127 億円（税込み）が流域下水道の建設負担金となっている。

流域下水道関連城里町公共下水道事業の概要を表 8-1 に示す。

表 8-1 流域関連公共下水道事業の概要（令和 5 年度末現在）

那珂久慈流域下水道関連城里町公共下水道事業		
普及状況等	事業計画面積	432 ha
	整備済み面積	432 ha
	行政人口	17,938 人
	処理区域内人口	7,706 人
	整備済み人口	7,706 人
	普及率	43.0 %
	水洗化人口	6,254 人
	水洗化率	81.2 %
管渠延長	汚水	80 km
	雨水	—
終末処理場	那珂久慈浄化センター	
水量	年間総処理水量	619,594 m ³
	年間有収水量	569,122 m ³
	有収率	91.9 %

9. 計画人口の推計

9.1. 広域化を考慮した場合の水洗化人口

広域化計画で定められている区域の編入予定を表 9-1 に示す。また、区域の編入を考慮した水洗化人口の推移を表 9-2 及び図 9-1 に示す。

本経営戦略では、以降算定する諸元については広域化による人口変動を加味して設定する。

表 9-1 統合予定区域及び統合予定年度

統合先		統合予定年度
農集→流域関連	上入野地区→旧常北地区	R7
農集→流域関連	常北青山地区→旧常北地区	R12
農集→特環	北方高久地区→旧桂地区	R12
農集→特環	孫根地区→旧桂地区	R17
農集→流域関連	古内地区→常北青山地区	R22
特環→流域関連	旧桂地区→旧常北地区	R22

表 9-2 水洗化人口の推移（広域化考慮）

	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)
流域関連	6,207	6,992	7,712	7,755	11,667
特環	2,700	2,621	3,468	3,562	0
農集	3,185	2,447	781	479	0

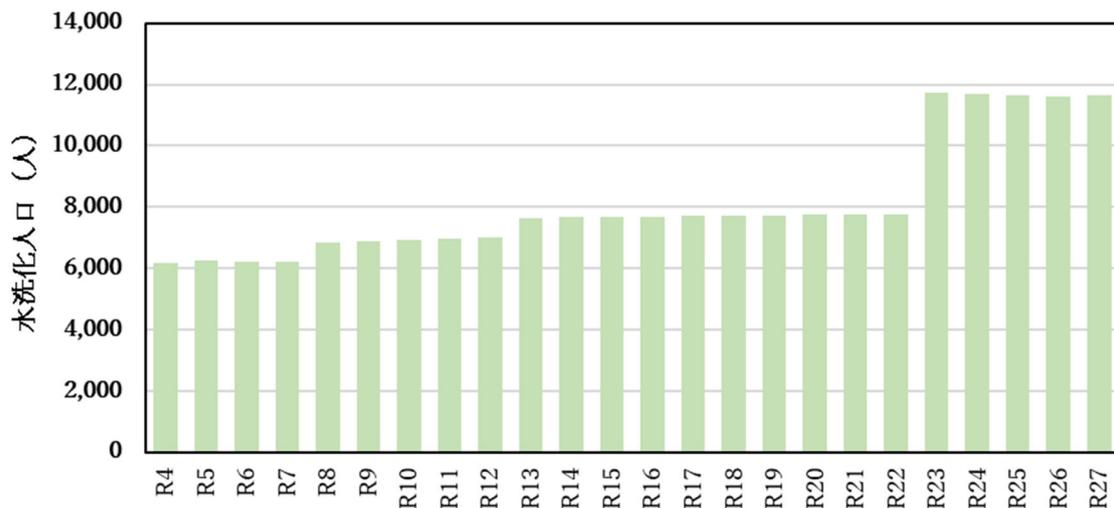


図 9-1 水洗化人口の推移（流域関連公共下水道：広域化考慮）

9.2. 計画水量の予測

計画水量は、令和 5 年度の有収水量と水洗化人口の実績に基づき、一人一日当たり有収水量を算出し、将来水洗化人口を乗じて算出した。

各事業の一人一日当たり有収水量の実績を表 9-3、有収水量の推計結果を図 9-2 に示す。統合年度に有収水量が大きく増加するものの、それ以外は概ね横ばいで推移すると想定される。

表 9-3 一人一日当たり有収水量

事業名	有収水量 (m^3)	水洗化人口 (人)	一人一日当たり 有収水量 (L/人・日)
流域関連	569,122	6,254	249
特環	277,692	2,771	230
農集	286,509	3,295	238

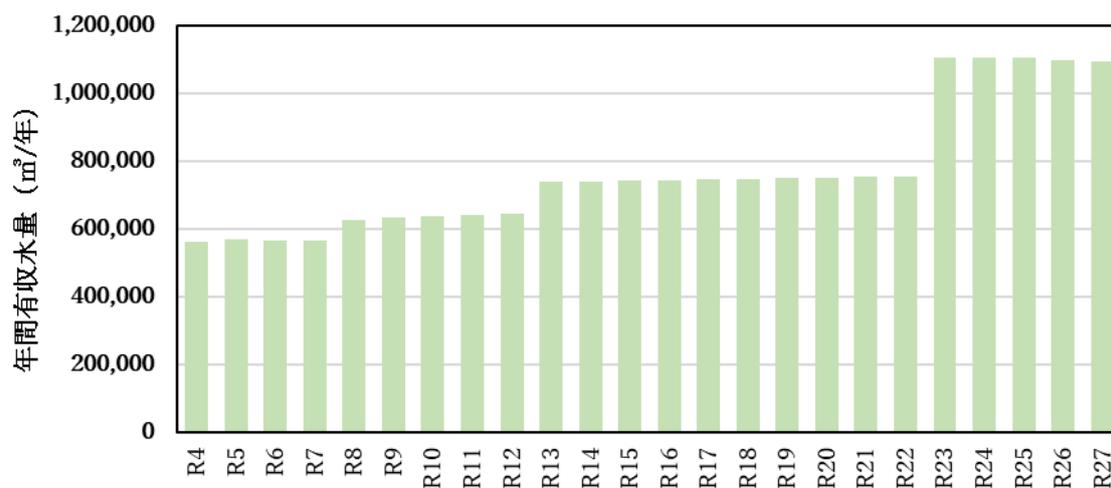


図 9-2 有収水量の推計 (流域関連公共下水道)

10. 現行使用料について

10.1. 現行の使用料体系

本町の下水道使用料は、基本料金を超過した分の水量に応じて加算する「従量制」を採用している。

実際の有収水量と使用料収入から算出した、実態としての使用料単価は、149.4 円/m³（税抜）となっている。これは国が示した基準額である 150 円/m³（税抜）よりも安い設定となっている。

表 10-1 使用料体系表（税込）（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m ³ 当たりの金額
一般汚水	10 m ³ まで	1,430 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	154 円
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	165 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	176 円
			51 m ³ を超え 100 m ³ まで	187 円
			100 m ³ を超えるもの	198 円

※令和元年 10 月 1 日改定

10.2. 使用料収入の推計

現行の使用料単価を継続した場合の使用料収入の推計は図 10-1 に示すとおりであり、統合年度は大幅に増加するものの、それ以外は概ね横ばいで推移するものと想定される。

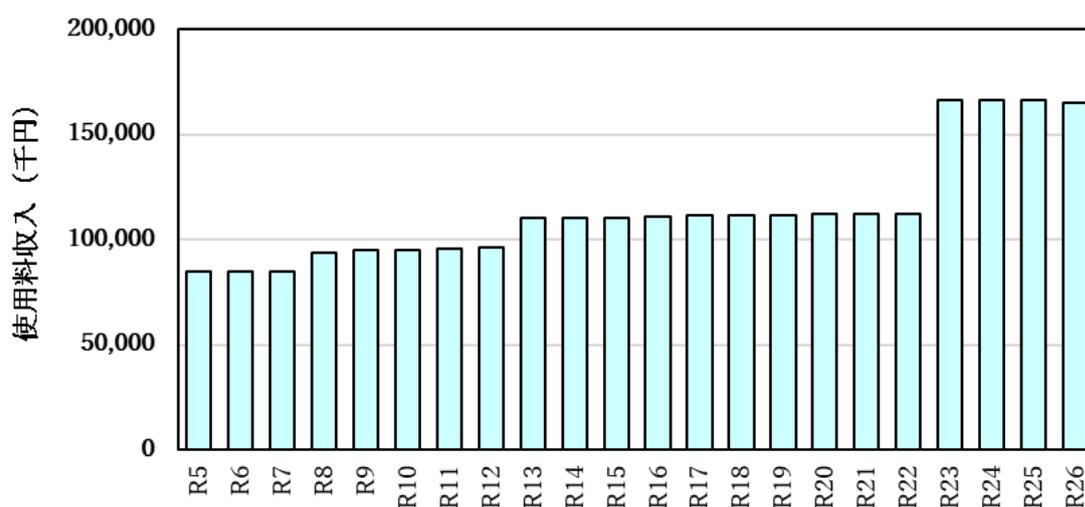


図 10-1 使用料収入の試算（使用料改定無し）

11. 投資試算

11.1. 建設改良費・更新費用の試算

11.1.1. 新規汚水整備事業

現在、下水道事業（汚水）における全体計画面積は約 720ha、事業計画面積は約 508ha である。このうち、約 76ha は農業集落排水上入野地区であり、令和 7 年度に広域化により流域関連公共下水道へ統合する計画となっている。したがって、現在流域関連公共下水道として汚水処理を行うこととして取得している事業計画面積は約 432ha であり、令和 5 年度末時点において整備率は 100%となっている。

今後は、現在下水道が未整備である磯野地区（約 40ha）を対象として、令和 7 年度から令和 10 年度にかけて新規汚水整備を実施する予定である。本経営戦略では、これに要する建設改良費として、令和 7 年度に 63.4 百万円、令和 8 年度から令和 10 年度では 1 年当たり 211.3 百万円を計上している。

11.1.2. スtockマネジメントに基づく改築更新事業

現行ストックマネジメント計画において、流域関連公共下水道では、管渠の布設替え及びマンホール蓋の交換を行うこととして、令和 7 年度に 17.5 百万円を見込んでいます。

本町の流域関連公共下水道は、事業開始から 26 年が経過している。管渠の法定耐用年数は 50 年であることから、今回の計画では管渠の改築更新費用は見込まないこととして検討を行った。また、本町では 3 事業合わせて 207 ヶ所（514 基）のマンホールポンプを設置している。これらの機械電気設備については、法定耐用年数が 15 年であることから、これを基準として、年間 14 ヶ所（28 基）の更新を行う方針とした。

11.1.3. 広域化統廃合

広域化計画において流域関連公共下水道は、令和 7 年度に農業集落排水上入野地区、令和 12 年度に農業集落排水常北青山地区、令和 22 年度に特定環境保全公共下水道及び古内地区が統合される。各統合事業により発生する建設改良費を表 11-1 に示す。

表 11-1 広域化統廃合により発生する建設改良費

	水中ポンプ	圧送管	自然流下管	計	設計年度	工事年度
上入野→流関	—	—	—	244,482	R4	R5～R7
常北青山→流関	40,500	62,781	87,750	191,031	R8	R9～R12
北方高久→特環	13,200	38,042	35,708	86,950	R8	R9～R12
孫根→特環	40,200	18,860	91,530	150,590	R14	R15～R17
古内→流関	65,800	86,204	126,899	278,903	R14	R15～R22
特環→流関	45,700	153,260	295,074	494,034	R14	R15～R22

11.1.4. 建設改良費・更新費用の試算

前述の投資試算について、今後発生する金額を図 11-1 に示す。新規面整備事業は令和 10 年度までに完了する予定であり、以降は統廃合事業及びストックマネジメント計画に基づく改築更新が発生する予定である。また、流域下水道の建設負担金として、年間 8.2 百万円を計上している。

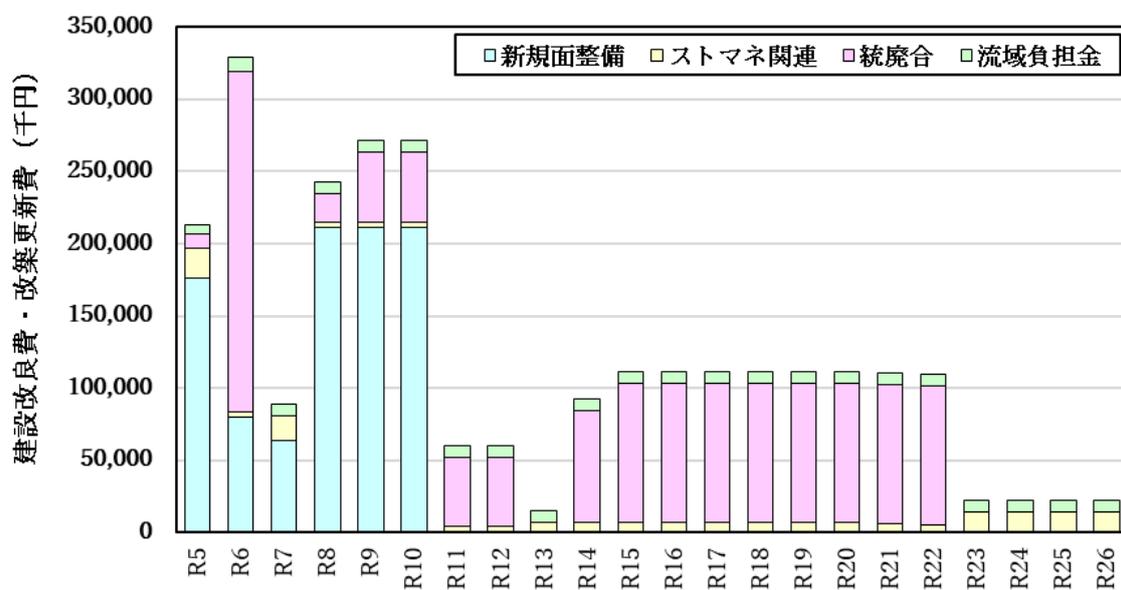


図 11-1 建設改良費・改築更新費の予定額

11.2. 維持管理費

11.2.1. 広域化による削減効果

広域化計画に基づく統廃合により、維持管理に係る費用が削減されることが期待される。各地区の令和5年度時点で想定される削減費用を表11-2に示す。また、削減効果については物価上昇率を考慮する。物価上昇率は明確なトレンド推計が困難であることから、政府が示している「インフレ目標率：2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費削減効果を対前年度比2.0%増加するものとして推計した。推計結果を図11-2に示す。

表 11-2 広域化による維持管理費の削減効果（令和5年度末基準）

項目	費用（千円/年）		
	統合しない場合	統合した場合	差額
特定環境保全公共下水道	24,835	14,782	10,053
上入野地区	11,263	4,806	6,457
常北青山地区	10,186	2,387	7,799
北方高久地区	24,222	5,370	18,852
孫根地区	6,534	1,028	5,506
古内地区	7,679	2,774	4,905

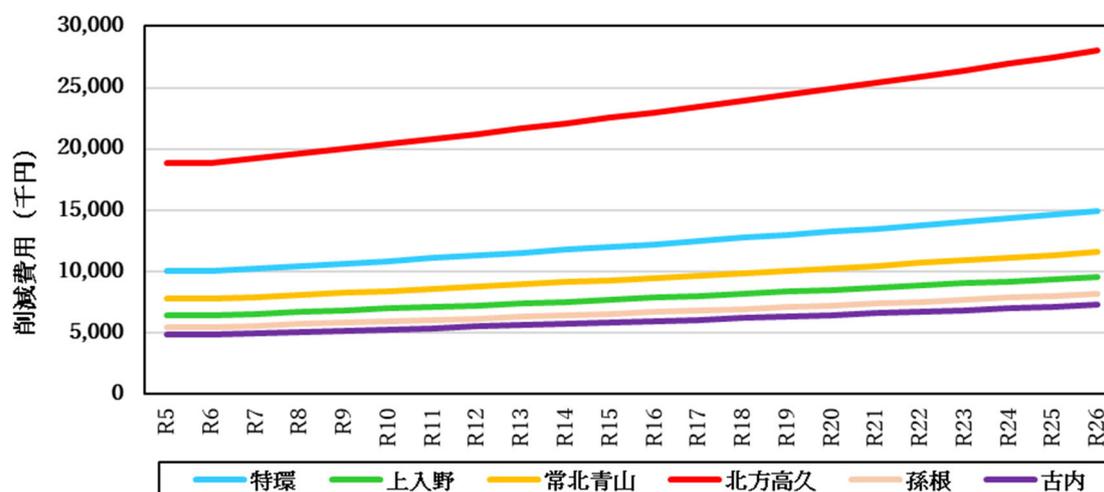


図 11-2 維持管理費の削減効果の推計（物価上昇率考慮）

11.2.2. 実績に基づく経費の推計

維持管理費とは、事業の運営に必要な単年度の経費であり、電気代や施設管理に必要な委託費や修繕費が含まれている。

職員給与費については、職員の人事異動等により年度間で若干の増減が発生する可能性はあるものの、財政計画上は概ね変動がないものとして推計している。

なお、本町の流域関連公共下水道事業では、汚水の終末処理を那珂久慈浄化センターで行っており、流域下水道維持管理負担金を毎年支出している。

本経営戦略では、維持管理費は令和5年度実績を参考として表11-3に示す基準額を設定し、この基準額に対して物価上昇を加味した額を将来維持管理費とした。

物価上昇率は、維持管理費削減効果の算出と同様に、政府が示している「インフレ目標率：2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費を対前年度比2.0%増加するものとして試算した。

表 11-3 経費に係る項目の推計方法

項目	経費（千円）		推計方法
	R5 実績値	基準額	
職員給与費	33,583	33,600	基準額×人件費上昇率
管渠費	14,017	14,000	基準額×物価上昇率
流域負担金	37,425	37,323	R5 有収水量に比例
委託料	8,681	8,700	基準額×物価上昇率
その他	5,474	5,500	〃

汚水処理に係る経費の試算結果を表11-4及び図11-3に示す。令和5年度の経費総額99,180千円に対して、令和16年度には159,641千円、令和26年度には266,930千円まで増加する試算となった。途中、経費が大きく増加している年度は広域化の実施予定年度である。

表 11-4 汚水処理に係る経費の試算結果

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
職員給与費	33,583	33,600	34,270	34,960	35,660	36,370	37,100	37,840	38,600	39,370	40,160
管渠費	14,017	14,000	14,280	14,570	14,860	15,150	15,460	15,770	16,080	16,400	16,730
流域負担金	37,425	37,323	37,996	39,131	40,406	41,465	42,639	43,870	45,202	46,317	47,559
委託料	8,681	8,700	8,870	9,050	9,230	9,420	9,610	9,800	9,990	10,190	10,400
その他	5,474	5,500	5,610	5,720	5,840	5,950	6,070	6,190	6,320	6,440	6,570
広域化増加分	0	0	0	17,397	17,721	18,036	18,363	18,703	50,103	50,944	51,902
削減効果	0	0	0	6,718	6,852	6,989	7,129	7,272	16,376	16,703	17,038
計	99,180	99,123	101,026	114,110	116,865	119,402	122,113	124,901	149,919	152,958	156,283
項目	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26
職員給与費	40,960	41,780	42,610	43,470	44,330	45,220	46,130	47,050	47,990	48,950	49,930
管渠費	17,070	17,410	17,760	18,110	18,470	18,840	19,220	19,600	20,000	20,400	20,800
流域負担金	48,832	50,245	51,414	52,722	54,029	55,520	56,707	58,076	59,409	60,938	62,130
委託料	10,610	10,820	11,030	11,250	11,480	11,710	11,940	12,180	12,430	12,670	12,930
その他	6,700	6,840	6,980	7,110	7,260	7,400	7,550	7,700	7,860	8,010	8,170
広域化増加分	52,847	53,780	54,712	55,727	56,686	57,763	58,763	182,339	185,702	189,170	192,576
削減効果	17,378	17,725	18,080	18,442	18,811	19,186	19,570	75,013	76,514	78,045	79,606
計	159,641	163,150	166,426	169,947	173,444	177,267	180,740	251,932	256,877	262,093	266,930

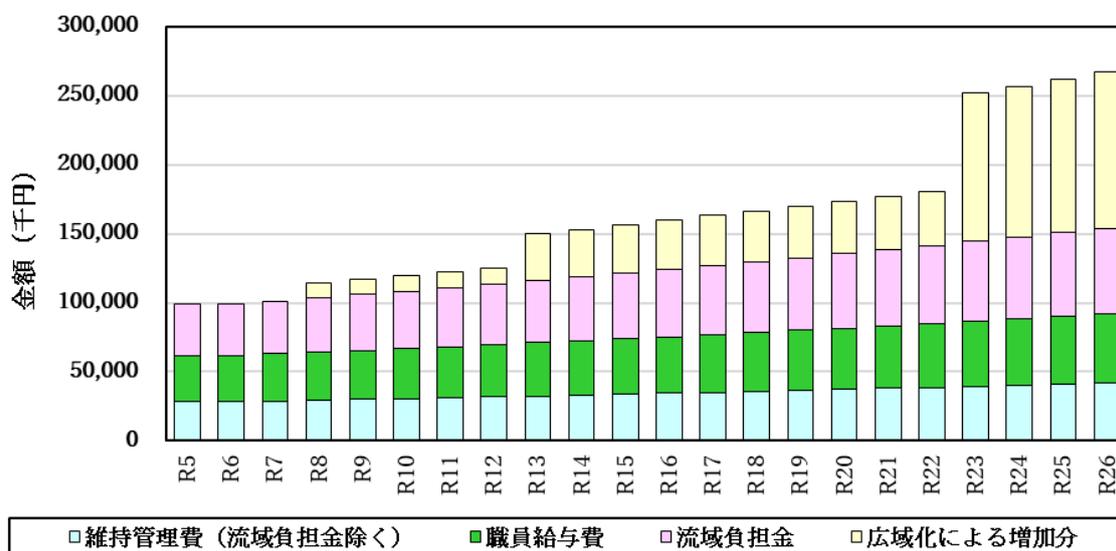


図 11-3 維持管理費の試算

12. 財源試算

12.1. 建設財源（国庫補助金・企業債の活用）

多額の建設改良費を賄うため、最大限国庫補助金を活用し、残額に対しては企業債により資金を調達する。今後 10 年間に於いて、国庫補助金は約 6.2 億円、新規企業債の発行は約 7.0 億円を予定している。

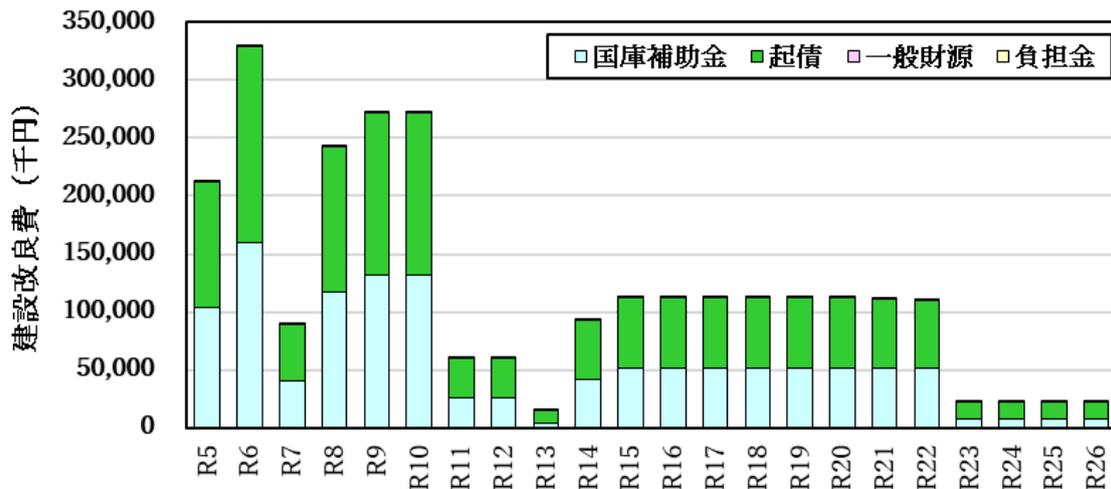


図 12-1 建設財源の試算

12.2. 企業債残高・企業債償還金の見通し

図 12-2 に示すとおり、企業債償還金（元金及び利息）は年々減少してきており、また、償還額よりも新規発行額が小さいため、企業債残高は減少していくと想定される。

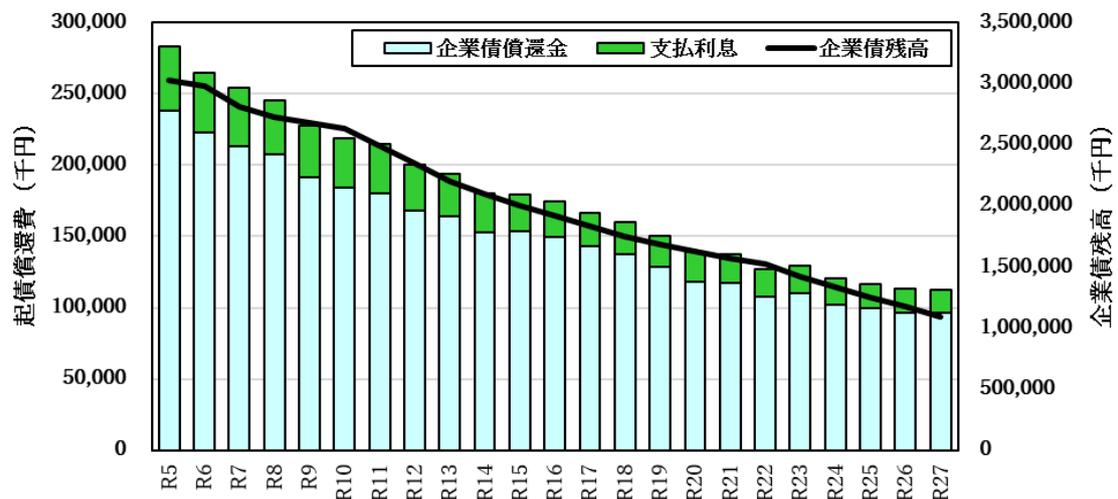


図 12-2 償還金等の試算

12.3. 減価償却費・長期前受金戻入の見通し

減価償却費及び長期前受金戻入は、広域化統廃合実施年度に大きく増加するものの、それ以外の年度では大きな変動はない。この差額分は、企業債償還金等の資本的収支における不足額に対する補填財源（損益勘定留保資金）として活用される。

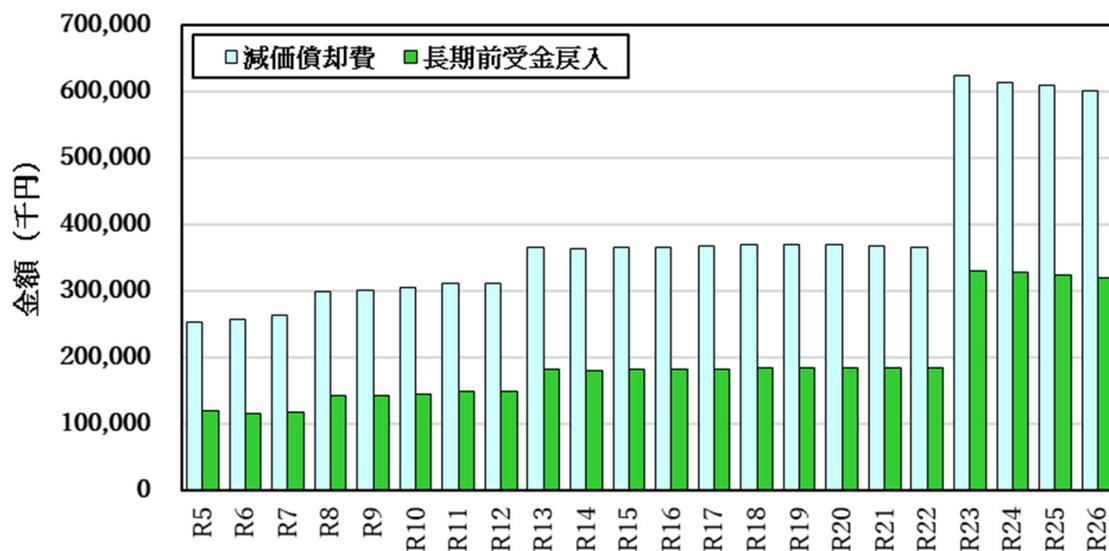


図 12-3 減価償却費・長期前受金戻入の試算

12.4. 一般会計繰入金

現状と同程度の収益性を保つため、一般会計からの繰入金が必要となる。元利償還金の減少が見込まれるものの、維持管理費等の経費の増加の影響もあり、今後も多額の繰入金の投入が必要となる見込みである。

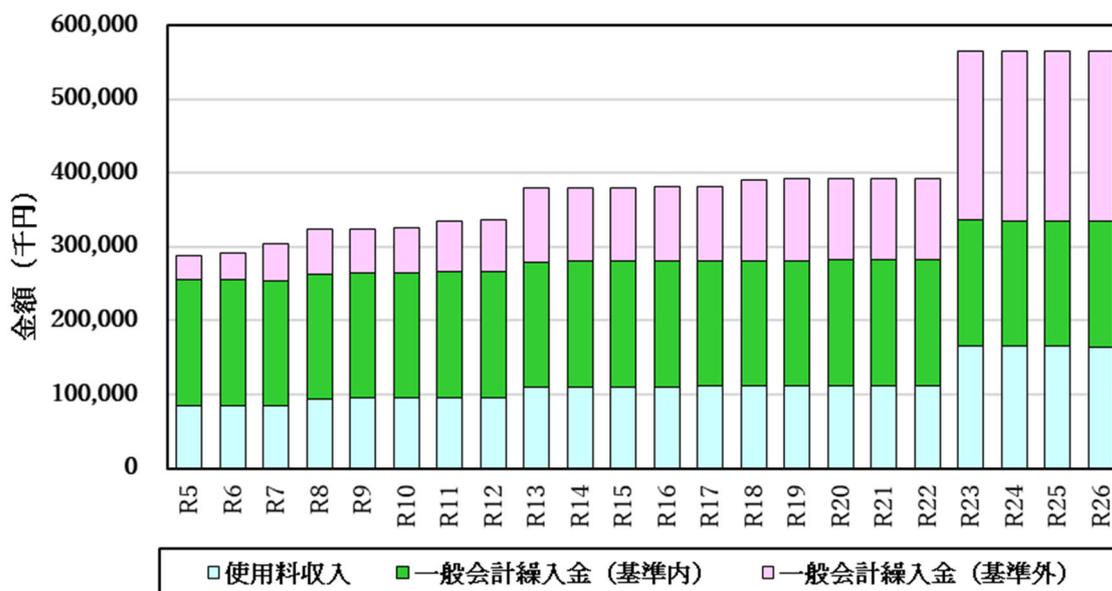


図 12-4 一般会計繰入金の試算（使用料改定無し）

13. 投資・財政計画（収支計画）

13.1. 下水道使用料の改定及び経費回収率の改善

下水道使用料が適正であるかを判断する財政指標の 1 つに「経費回収率」が挙げられる。経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが望ましいとされている。

国土交通省からは、経営戦略の策定に当たり、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載することが求められており、経費回収率 80%以上が最低ラインであると示されている。

経費回収率は、使用料収入を汚水処理費で除して算出される。このうち、汚水処理費は維持管理費の増加に伴い将来上昇することが予想される。

これに対し、現行の使用料単価のままとした場合、維持管理費の増加に伴い、経費回収率が徐々に低下することが予想される。

使用料改定の有無による経費回収率の差異を図 13-1 に示す。令和 12 年度までは経費回収率が 80%を上回るレベルで維持することが可能であるものの、以降は使用料改定を実施しても経費回収率は低下していくことが想定される。また、令和 9 年度以降、5 年ごとに使用料単価を 10%上げることを想定した場合の経費回収率は、常に 80%を上回るレベルで維持することが可能であると試算される。

本経営戦略では、他事業と使用料改定幅を統一し住民間の公平性を保つこと、また、町との協議結果や住民感情等を考慮し、令和 9 年度以降、5 年ごとに 5%使用料単価を増加させる案を採用して計画策定を行う。

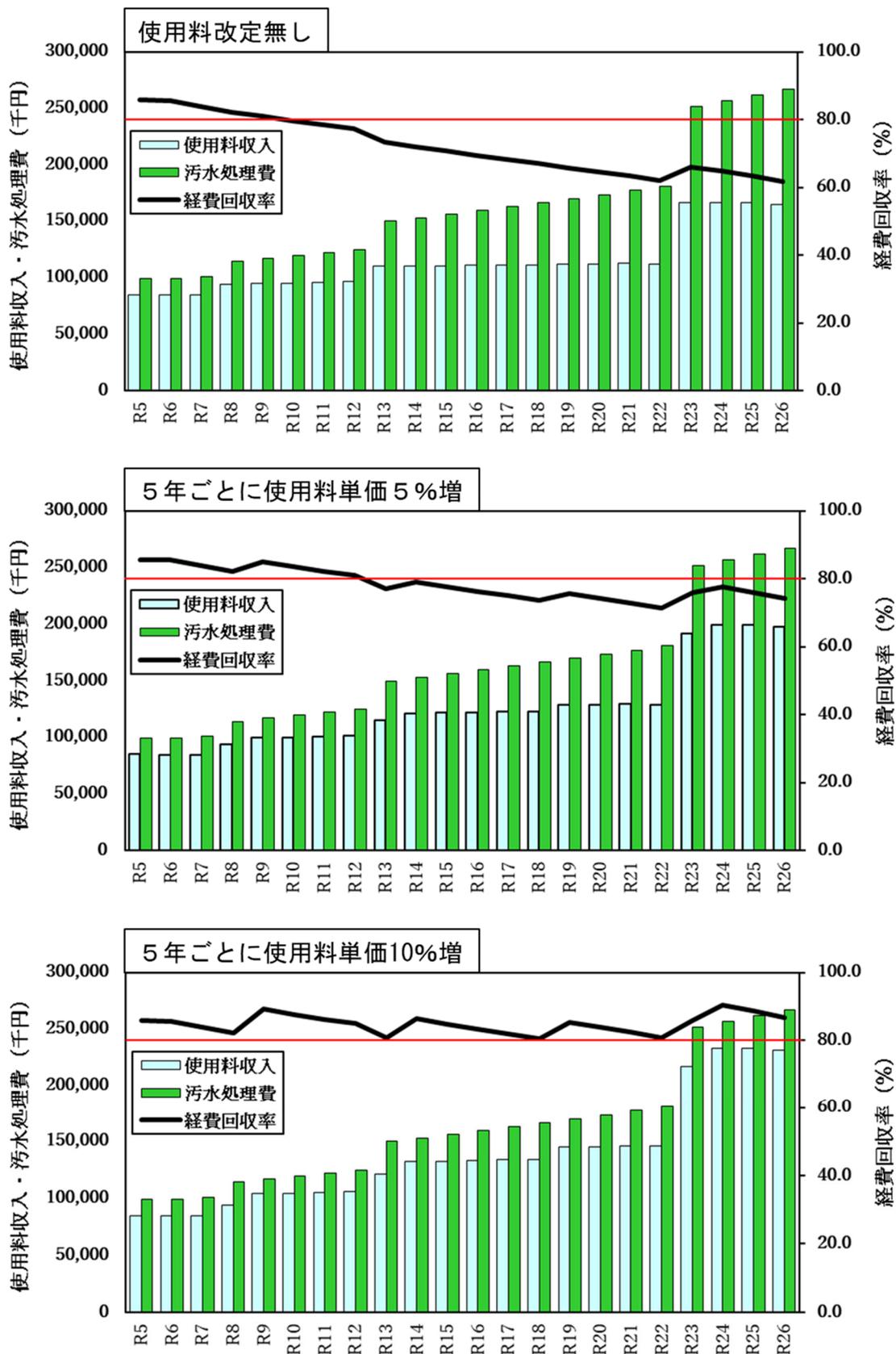


図 13-1 使用料改定の有無による経費回収率の差異 (流域関連公共下水道)

13.2. 経常収支の見通し

経常収支の試算結果を図 13-2 に示す。収益的収入は、広域化統廃合実施年度の翌年度から大幅に増加することとなる。また、使用料収入の改定により増加傾向にある。これに対し収益的支出は、支払利息が減少していくものの、広域化統廃合等により減価償却費が増加することから、こちらについても増加傾向を示すこととなる。

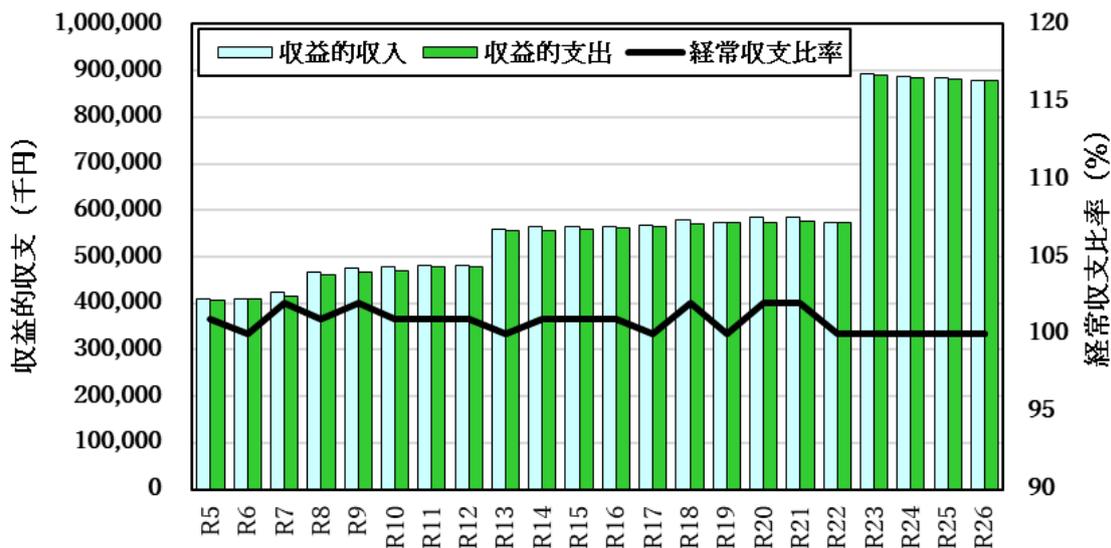


図 13-2 経常収支の試算

13.3. 一般会計繰入金額の抑制

使用料単価を5年ごとに5%増加させた場合の試算結果を図13-3に示す。また、使用料改定を行わない場合の試算結果を図13-4に再掲する。使用料改定により、基準外の一般会計繰入金額の抑制を図ることが可能となる。

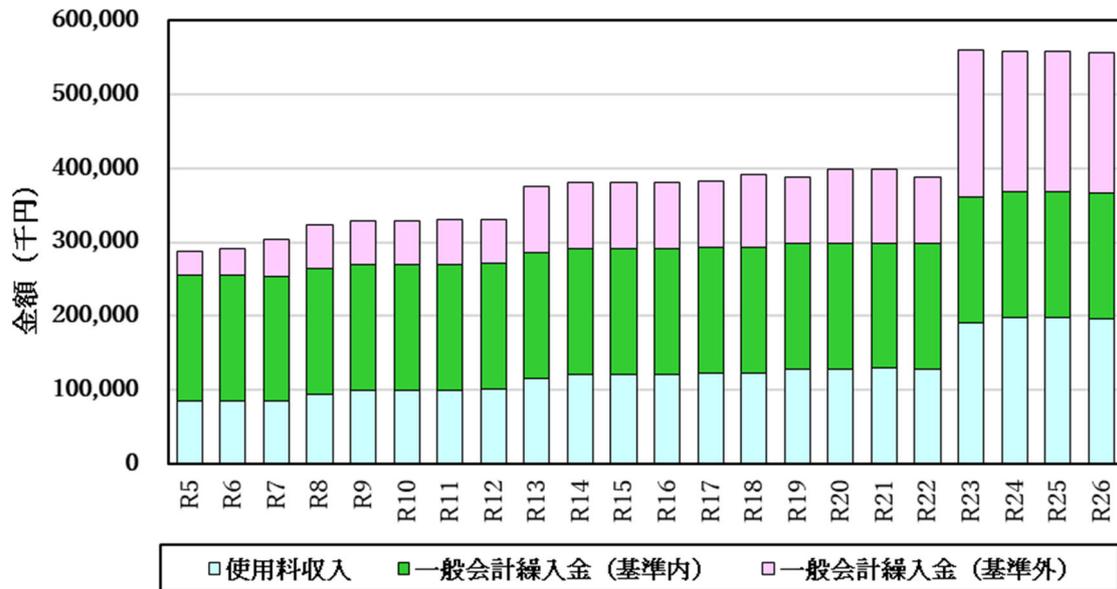


図13-3 一般会計繰入金の試算（使用料5年ごとに5%増加）

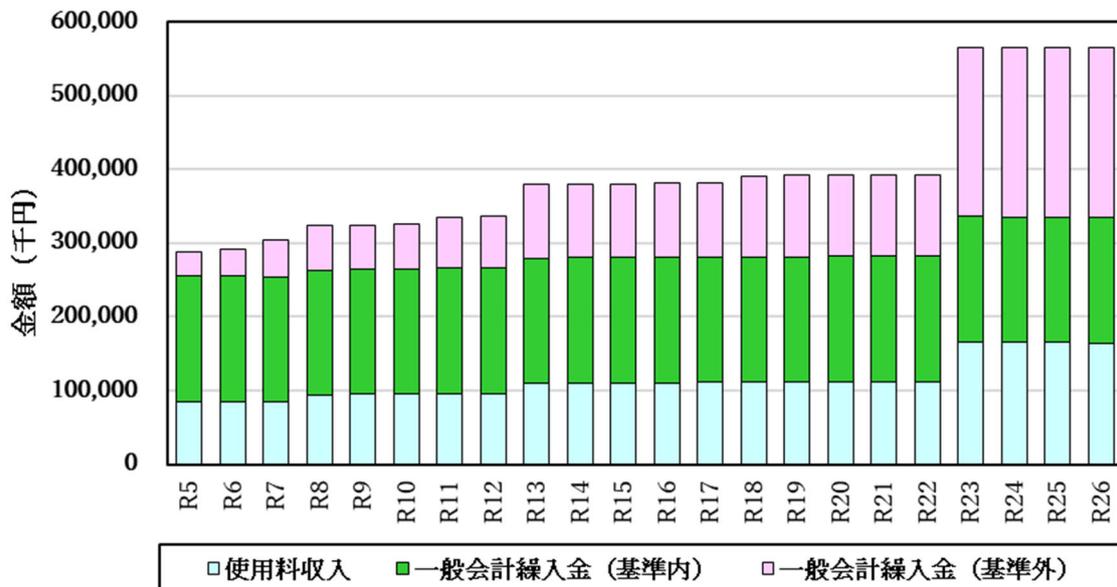


図13-4 一般会計繰入金の試算（使用料改定無し）（再掲）

14. 投資以外の考え方（官民連携について）

現時点で採用している官民連携手法は無いが、今後はウォーターPPP 等を含め、有効な官民連携手法について検討を進めていく。

15. 業務指標（PI）

本経営戦略では、前述の PDCA サイクルのうち「Check」における業務指標として、表 15-1 に示す項目を設定する。

表 15-1 業務指標（PI）の概要及び目標値（流域関連公共下水道事業）

業務指標	指標の意義	現状 (R5 決算)	単純試算 (R16 推計)	目標値
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、100%以上であることが必要である。	85.7%	69.4%	80%以上
経常収支比率	使用料収入や一般会計からの繰入金の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上となることが必要である。	100.8%	100.6%	100%以上
水洗化率	処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水処理している人口の割合を示す指標である。	81.2%	85.6%	85%以上

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和 16 年度推計値を示す。

【経費回収率向上に向けたロードマップ】

本経営戦略では、維持管理費の増加に伴う経費回収率の低下を防ぐべく、使用料改定を見込んでいる。経費回収率を指標とし、達成できない場合には速やかに経営戦略の見直しを図るものとする。

表 15-2 経費回収率に関するロードマップ（流域関連公共下水道事業）

経費回収率（%）	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		83.9	82.5	85.3	83.9	82.6	81.3	77.3	79.4	77.9
使用料単価（円/m ³ ）	149		157				164			
汚水処理原価（円/m ³ ）	178	181	184	187	190	193	203	207	211	215

16. 財政シミュレーション

使用料改定率を 5%にした場合の財政シミュレーションについて、収益的収支（令和 7 年度～令和 16 年度）のシミュレーション結果を表 16-1、収益的収支（令和 17 年度～令和 26 年度）のシミュレーション結果を表 16-2 に示す。また、資本的収支（令和 7 年度～令和 16 年度）のシミュレーション結果を表 16-3、資本的収支（令和 17 年度～令和 26 年度）のシミュレーション結果を表 16-4 に示す。

表 16-1 収益的収支（計画期間：令和7年度～令和16年度）

○流域関連公共下水道事業

法適移行後

(単位：千円, %)

区 分		年 度													
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	84,350	85,196	84,996	84,832	93,887	99,563	100,010	100,660	101,370	115,621	121,257	121,670	122,069	
	(1) 料金収入	84,132	85,000	84,796	84,632	93,687	99,363	99,810	100,460	101,170	115,421	121,057	121,470	121,869	
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他	218	196	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
	2. 営業外収益	351,332	324,240	323,964	340,127	373,688	375,397	377,186	379,881	379,606	443,163	442,786	443,112	443,666	
	(1) 補助金	235,552	202,854	206,853	220,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	260,000	260,000	260,000	260,000	
	他会計補助金	235,552	202,852	206,853	220,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	260,000	260,000	260,000	260,000	
	その他補助金		2												
	(2) 長期前受金戻入	115,767	120,374	116,111	119,127	142,688	144,397	146,186	148,881	148,606	182,163	181,786	182,112	182,666	
	(3) その他	13	1,012	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	収入計 (C)	435,682	409,436	408,960	424,959	467,575	474,960	477,196	480,541	480,976	558,784	564,043	564,782	565,735	
	収益的 支出	1. 営業費用	354,281	359,426	365,040	373,310	419,231	425,720	432,056	440,456	443,101	519,841	522,480	526,919	531,631
		(1) 職員給与費	34,765	33,583	33,600	34,272	34,957	35,656	36,368	37,094	37,836	38,593	39,366	40,152	40,956
		基本給	17,197	17,588	17,600	17,952	18,311	18,677	19,050	19,430	19,819	20,215	20,620	21,032	21,453
		手当	10,979	9,418	9,400	9,588	9,780	9,975	10,175	10,378	10,585	10,797	11,013	11,233	11,458
報酬		1,276	991	1,000	1,020	1,040	1,061	1,082	1,104	1,126	1,149	1,172	1,195	1,219	
退職給付費															
法定福利費		5,313	5,586	5,600	5,712	5,826	5,943	6,061	6,182	6,306	6,432	6,561	6,692	6,826	
その他															
(2) 経費		69,497	73,038	72,933	74,303	85,574	87,779	89,750	91,836	94,012	115,952	118,290	120,840	123,434	
動力費		2,503	2,647	2,640	2,687	5,603	5,722	5,810	5,911	6,017	11,833	11,935	12,083	12,226	
通信運搬費		187	233	230	230	346	348	350	352	354	610	617	623	630	
修繕費		1,128	2,029	2,030	2,070	2,165	2,206	2,257	2,298	2,349	2,509	2,562	2,615	2,658	
路面復旧費		5,870	4,080	4,080	4,160	4,502	4,597	4,691	4,776	4,871	5,530	5,635	5,751	5,856	
委託費		17,597	13,908	13,910	14,190	19,475	19,857	20,245	20,636	21,029	32,059	32,662	33,280	33,923	
流域負担金		37,515	37,425	37,323	37,996	39,131	40,406	41,465	42,639	43,870	45,202	46,317	47,559	48,832	
その他	4,697	12,716	12,720	12,970	14,352	14,643	14,932	15,224	15,522	18,209	18,562	18,929	19,309		
(3) 減価償却費	250,019	252,805	258,507	264,735	298,700	302,285	305,938	311,526	311,253	365,296	364,824	365,927	367,241		
2. 営業外費用	50,490	46,633	43,409	41,700	42,302	40,230	38,876	37,682	35,164	36,203	33,378	31,398	29,778		
(1) 支払利息	49,355	45,798	42,409	40,700	41,302	39,230	37,876	36,682	34,164	35,203	32,378	30,398	28,778		
(2) その他	1,135	835	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
支払計 (D)	404,771	406,059	408,449	415,010	461,533	465,950	470,932	478,138	478,265	556,044	555,858	558,317	561,409		
経常損益 (C)-(D) (E)	30,911	3,377	511	9,949	6,042	9,010	6,264	2,403	2,711	2,740	8,185	6,465	4,326		
特別利益 (F)	2		90												
特別損失 (G)	6,211	2													
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 6,209	△ 2	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	24,702	3,375	601	9,949	6,042	9,010	6,264	2,403	2,711	2,740	8,185	6,465	4,326		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		25,837	26,438	36,387	42,429	51,439	57,703	60,106	62,817	65,557	73,742	80,207	84,533		
流動資産 (J)	165,452	180,475	107,840	125,183	139,965	157,053	171,469	182,178	193,202	206,928	217,797	228,646	243,382		
うち未収金	53,855	58,224	14,133	14,105	15,615	16,561	16,635	16,743	16,862	19,237	20,176	20,245	20,312		
流動負債 (K)	284,967	271,532	260,108	251,394	234,808	226,221	222,130	207,853	201,790	190,185	189,412	184,362	176,843		
うち建設改良費分	238,278	222,516	254,030	245,202	227,677	218,906	214,651	200,200	193,956	180,522	179,554	174,292	166,557		
うち一時借入金															
うち未払金	43,938	46,153	6,078	6,192	7,131	7,315	7,479	7,653	7,834	9,663	9,858	10,070	10,286		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金の不足額 (L)															
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)															
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M))×100															
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)															
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P))×100															

表 16-2 収益的収支（長期計画：令和17年度～令和26年度）

○流域関連公共下水道事業

（単位：千円、％）

区 分		令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度
収益的収入	1. 営業収益 (A)	122,729	122,726	128,619	128,800	129,390	129,196	190,892	198,582	198,536	197,405
	(1) 料金収入	122,529	122,526	128,419	128,600	129,190	128,996	190,692	198,382	198,336	197,205
	(2) 受託工事収益 (B)										
	(3) その他の他	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	2. 営業外収益	444,421	455,215	445,262	455,675	455,429	445,509	701,287	688,923	685,693	681,940
	(1) 補助金	260,000	270,000	260,000	270,000	270,000	260,000	370,000	360,000	360,000	360,000
	他会計補助金	260,000	270,000	260,000	270,000	270,000	260,000	370,000	360,000	360,000	360,000
	その他の補助金										
	(2) 長期前受金戻入	183,421	184,215	184,262	184,675	184,429	184,509	330,287	327,923	324,693	320,940
	(3) その他の他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
収入計 (C)	567,150	577,941	573,881	584,475	584,819	574,705	892,179	887,505	884,229	879,345	
収益的支出	1. 営業費用	537,006	542,282	546,225	549,684	551,569	551,340	863,032	858,059	857,536	854,161
	(1) 職員給与	41,774	42,611	43,465	44,335	45,222	46,126	47,050	47,990	48,952	49,930
	基本手当	21,882	22,320	22,767	23,223	23,688	24,161	24,645	25,138	25,641	26,154
	報酬	11,687	11,921	12,160	12,403	12,651	12,904	13,163	13,426	13,695	13,968
	退職給付	1,243	1,268	1,294	1,320	1,346	1,373	1,400	1,428	1,457	1,486
	法定福利	6,962	7,102	7,244	7,389	7,537	7,688	7,842	7,998	8,159	8,322
	その他の他										
	(2) 経費	126,230	128,696	131,408	134,087	137,078	139,676	191,257	194,847	198,699	202,091
	動力費	12,400	12,500	12,646	12,763	12,949	13,045	23,055	23,273	23,531	23,669
	通信運搬費	638	645	652	660	668	676	860	868	880	891
	修繕費	2,712	2,765	2,828	2,883	2,936	3,000	6,782	6,919	7,057	7,194
	路面復旧費	5,973	6,089	6,215	6,331	6,460	6,586	9,986	10,185	10,372	10,571
	委託費	34,575	35,218	35,887	36,564	37,271	37,977	55,649	56,634	57,642	58,637
	流域負担金	50,245	51,414	52,722	54,029	55,520	56,707	58,076	59,409	60,938	62,130
	その他の他	19,687	20,065	20,458	20,857	21,274	21,685	36,849	37,559	38,279	38,999
	(3) 減価償却費	369,002	370,975	371,352	371,262	369,269	365,538	624,725	615,222	609,885	602,140
	2. 営業外費用	28,251	26,925	25,782	24,881	23,897	23,072	28,556	26,624	25,278	24,043
	(1) 支払利息	27,251	25,925	24,782	23,881	22,897	22,072	27,556	25,624	24,278	23,043
	(2) その他の他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
支払計 (D)	565,257	569,207	572,007	574,565	575,466	574,412	891,588	884,683	882,814	878,204	
経常損益 (E)=(C)-(D)	1,893	8,734	1,874	9,910	9,353	293	591	2,822	1,415	1,141	
特別利益 (F)											
特別損失 (G)											
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	1,893	8,734	1,874	9,910	9,353	293	591	2,822	1,415	1,141	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	86,426	95,160	97,034	106,944	116,297	116,590	117,181	120,003	121,418	122,559	
流動資産	264,443	299,797	338,893	396,324	452,989	507,231	676,712	0	0	0	
うち未収金	20,422	20,421	21,403	21,433	21,532	21,499	31,782	0	0	0	
流動負債 (K)	170,776	160,730	150,151	148,862	138,631	141,406	136,221	116,710	112,992	112,187	
うち建設改良費分	160,257	150,005	139,200	137,688	127,208	129,766	120,283	116,710	112,992	112,187	
うち一時借入金											
うち未払金	10,519	10,725	10,951	11,174	11,423	11,640	15,938	0	0	0	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)											
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)											
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M))×100											
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P))×100											

表 16-3 資本的収支（計画期間：令和7年度～令和16年度）

○流域関連公共下水道事業		法適移行後												(単位：千円、%)	
区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
資本的 収 入	1. 企業債	110,200	136,000	169,400	48,600	125,300	139,700	139,700	34,000	34,000	11,600	50,300	59,900	59,900	
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金	125,172	137,389	129,662	115,707	97,073	77,692	67,151	60,197	45,744	20,060				
	3. 他会計補助金	13,412													
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国（都道府県）補助金	49,624	65,102	159,430	40,424	117,201	131,529	131,529	25,879	25,879	3,500	42,147	51,808	51,808	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	9,598	11,525												
	9. その他														
計 (A)	308,006	350,016	458,492	204,731	339,574	348,921	338,380	120,076	105,623	35,160	92,447	111,708	111,708		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
純計 (A)-(B) (C)	308,006	350,016	458,492	204,731	339,574	348,921	338,380	120,076	105,623	35,160	92,447	111,708	111,708		
資本的 支 出	1. 建設改良費	202,514	257,972	328,853	89,029	242,583	271,238	271,238	59,938	59,938	15,180	92,474	111,797	111,797	
	うち職員給与費														
	2. 企業債償還金	240,797	238,278	264,925	254,030	245,202	227,677	218,906	214,651	200,200	193,956	180,522	179,554	174,292	
	3. 他会計長期借入返還金														
	4. 他会計への支出金														
5. その他															
計 (D)	443,311	496,250	593,778	343,059	487,785	498,915	490,144	274,589	260,138	209,136	272,996	291,351	286,089		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	135,305	146,234	135,286	138,328	148,211	149,994	151,764	154,513	154,515	173,976	180,549	179,643	174,381		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	41,896	131,386	135,276	138,328	148,211	149,994	151,764	154,513	154,515	173,976	180,549	179,643	174,381	
	2. 利益余剰金処分量														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	93,409	14,848												
計 (F)	135,305	146,234	135,276	138,328	148,211	149,994	151,764	154,513	154,515	173,976	180,549	179,643	174,381		
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	3,133,079	3,030,800	2,977,684	2,812,954	2,730,584	2,678,540	2,634,299	2,487,746	2,353,414	2,200,839	2,098,146	2,004,495	1,914,791		

○他会計繰入金		法適移行後												
区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		235,552	202,852	206,853	220,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	260,000	260,000	260,000	260,000
	うち基準内繰入金	170,939	170,392	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
	うち基準外繰入金	64,613	32,460	36,853	50,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	90,000	90,000	90,000	90,000
資本的収支分		0	137,389	129,662	115,707	97,073	77,692	67,151	60,197	45,744	20,060	0	0	0
	うち基準内繰入金		11,661	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0	0
	うち基準外繰入金		125,728	119,662	105,707	87,073	67,692	57,151	50,197	35,744	10,060	0	0	0
合計		340,241	336,515	335,707	327,073	307,692	297,151	290,197	275,744	280,060	260,000	260,000	260,000	

表 16-4 資本的収支（長期計画：令和17年度～令和26年度）

○流域関連公共下水道事業

（単位：千円，％）

区 分		令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度
資本的 収 入	1. 企業債	59,900	59,900	59,900	59,900	59,400	58,900	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100
	うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金											
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国（都道府県）補助金	51,808	51,808	51,808	51,808	51,308	50,808	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金											
	9. その他											
	計 (A)	111,708	111,708	111,708	111,708	110,708	109,708	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	111,708	111,708	111,708	111,708	110,708	109,708	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
資本的 支 出	1. 建設改良費	111,797	111,797	111,797	111,797	110,797	109,797	22,180	22,180	22,180	22,180	22,180
	うち職員給与費											
	2. 企業債償還金	166,557	160,257	150,005	139,200	137,688	127,208	129,766	120,283	116,710	112,992	112,187
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他会計への支出金											
5. その他												
計 (D)	278,354	272,054	261,802	250,997	248,485	237,005	151,946	142,463	138,890	135,172	134,367	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	166,646	160,346	150,094	139,289	137,777	127,297	129,846	120,363	116,790	113,072	112,267	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	166,646	160,346	150,094	139,289	137,777	127,297	129,846	120,363	116,790	113,072	112,267
	2. 利益剰余金処分額											
	3. 繰越工事資金											
	4. その他											
計 (F)	166,646	160,346	150,094	139,289	137,777	127,297	129,846	120,363	116,790	113,072	112,267	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	1,831,596	1,753,617	1,684,942	1,626,338	1,568,171	1,519,529	1,424,200	1,337,359	1,253,237	1,172,016	1,090,813	

○他会計繰入金

区 分		令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度
収益的収支分		260,000	270,000	260,000	270,000	270,000	260,000	370,000	360,000	360,000	360,000	360,000
	うち基準内繰入金	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
	うち基準外繰入金	90,000	100,000	90,000	100,000	100,000	90,000	200,000	190,000	190,000	190,000	190,000
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	260,000	270,000	260,000	270,000	270,000	260,000	370,000	360,000	360,000	360,000	360,000	

Ⅲ 特定環境保全公共下水道事業編

17. 特定環境保全公共下水道事業の概要

特定環境保全公共下水道事業は、平成 10 年 4 月 1 日に供用を開始し、以降段階的な整備を実施し、令和 5 年度末では 303ha の処理区域面積に対して汚水処理を行っている。

これまでの総事業費は約 91.5 億円（税込み）である。

表 17-1 特定環境保全公共下水道事業の概要（令和 5 年度末現在）

那珂久慈流域下水道関連城里町公共下水道事業		
普及状況等	事業計画面積	303 ha
	整備済み面積	284 ha
	行政人口	17,938 人
	処理区域内人口	4,280 人
	整備済み人口	3,627 人
	普及率	20.0 %
	水洗化人口	2,771 人
	水洗化率	76.4 %
管渠延長	汚水	69 km
	雨水	—
終末処理場	かつら水処理センター	
水量	年間総処理水量	297,412 m ³
	年間有収水量	286,509 m ³
	有収率	96.3 %

18. 計画人口の推計

18.1. 広域化を考慮した場合の水洗化人口

広域化計画で定められている区域の編入予定を表 18-1 に示す。令和 23 年度以降、本町は流域関連公共下水道事業として一体的に汚水処理を行うこととなる。また、区域の編入を考慮した水洗化人口の推移を表 18-2 及び図 18-1 に示す。

本経営戦略では、以降算定する諸元については広域化による人口変動を加味して設定する。

表 18-1 統合予定区域及び統合予定年度

統合先		統合予定年度
農集→流域関連	上入野地区→旧常北地区	R7
農集→流域関連	常北青山地区→旧常北地区	R12
農集→特環	北方高久地区→旧桂地区	R12
農集→特環	孫根地区→旧桂地区	R17
農集→流域関連	古内地区→常北青山地区	R22
特環→流域関連	旧桂地区→旧常北地区	R22

表 18-2 水洗化人口の推移（広域化考慮）

	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)
流域関連	6,207	6,992	7,712	7,755	11,667
特環	2,700	2,621	3,468	3,562	0
農集	3,185	2,447	781	479	0

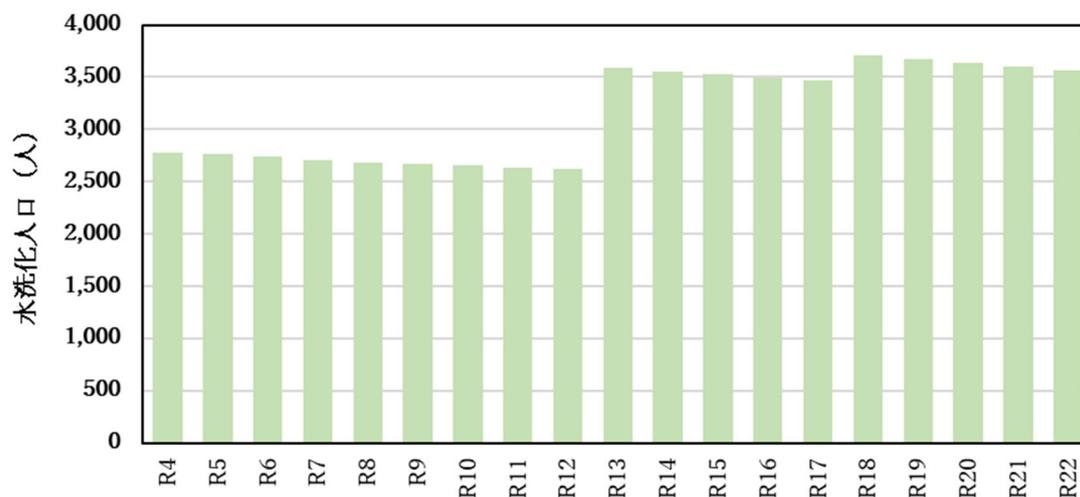


図 18-1 水洗化人口の推移（特定環境保全公共下水道：広域化考慮）

18.2. 計画水量の予測

計画水量は、令和 5 年度の有収水量と水洗化人口の実績に基づき、一人一日当たり有収水量を算出し、将来水洗化人口を乗じて算出した。

各事業の一人一日当たり有収水量の実績を表 18-3、有収水量の推計結果を図 18-2 に示す。統合年度に有収水量が大きく増加するものの、それ以外の年度については水洗化人口が減少傾向にあることから、有収水量は減少傾向を示すと想定される。

表 18-3 一人一日当たり有収水量

事業名	有収水量 (m^3)	水洗化人口 (人)	一人一日当たり 有収水量 (L/人・日)
流域関連	569,122	6,254	249
特環	277,692	2,771	230
農集	286,509	3,295	238

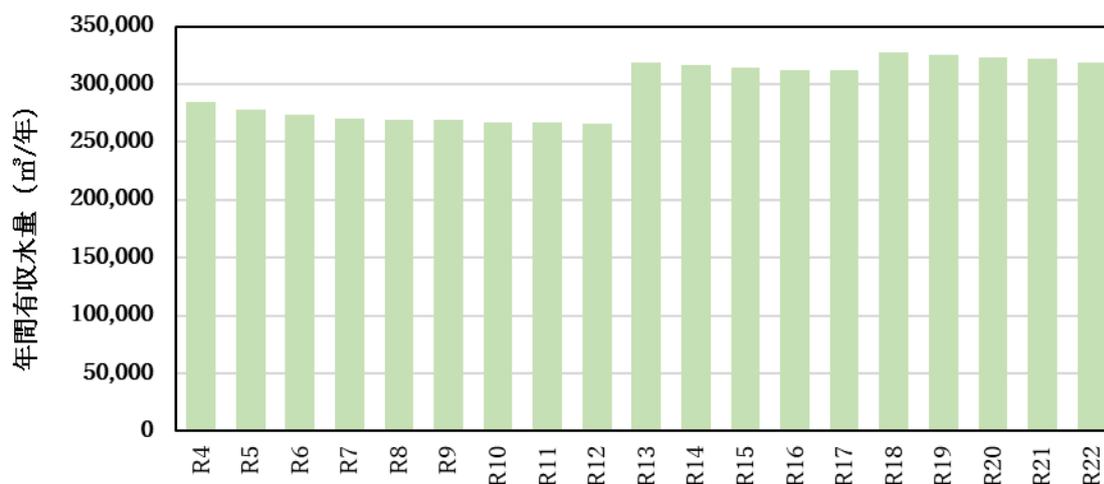


図 18-2 有収水量の推計 (特定環境保全公共下水道)

19. 現行使用料について

19.1. 現行の使用料体系

本町の下水道使用料は、基本料金を超過した分の水量に応じて加算する「従量制」を採用している。

実際の有収水量と使用料収入から算出した、実態としての使用料単価は、151.8 円/m³（税抜）となっている。これは国が示した基準額である 150 円/m³（税抜）よりも高い設定となっている。

表 19-1 使用料体系表（税込）（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m ³ 当たりの金額
一般汚水	10 m ³ まで	1,430 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	154 円
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	165 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	176 円
			51 m ³ を超え 100 m ³ まで	187 円
			100 m ³ を超えるもの	198 円

※令和元年 10 月 1 日改定

19.2. 使用料収入の推計

現行の使用料単価を継続した場合の使用料収入の推計を図 19-1 に示す。有収水量が減少傾向を示すことから、統廃合により増加する年度以外は減少傾向を示している。

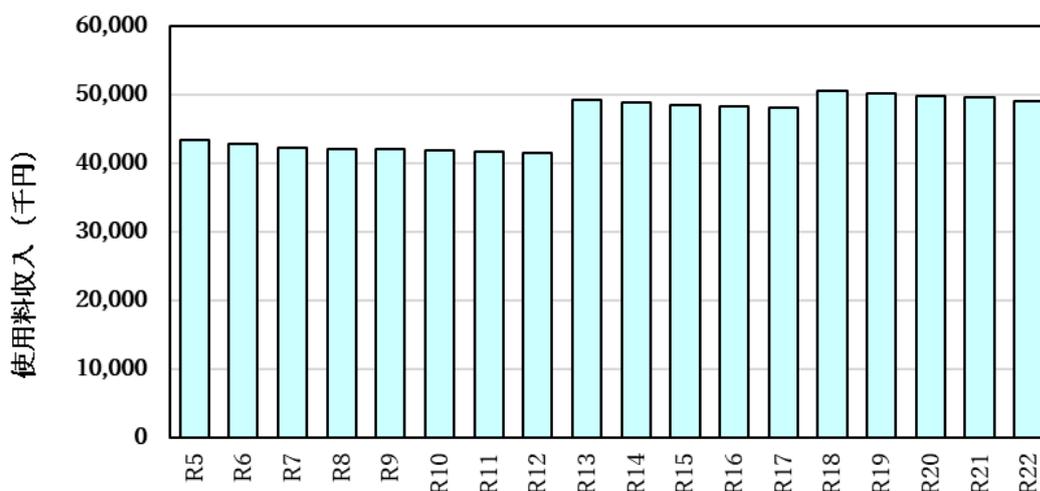


図 19-1 使用料収入の試算（使用料改定無し）

20. 投資試算

20.1. 建設改良費・更新費用の試算

20.1.1. 新規汚水整備事業

現在、下水道事業（汚水）における全体計画面積及び事業計画面積はともに約 303ha である。令和 5 年度末時点において約 284ha の整備が完了しており、整備率は 93.7%となっている。

今後、国道 123 号線の歩道敷設工事を実施予定であるが、具体的な施工年度は決まっていない。したがって、本経営戦略では、令和 17 年度に基本設計、令和 18 年度から 19 年度にかけて工事を実施することとして、計 143 百万円の建設改良費を見込んでいる。

20.1.2. スtockマネジメントに基づく改築更新事業

本町の流域関連公共下水道は、事業開始から 27 年が経過している。管渠の法定耐用年数は 50 年であることから、今回の計画では改築更新費用は見込まないこととして検討を行った。

また、本町では 3 事業合わせて 207 ヶ所（514 基）のマンホールポンプを設置している。これらの機械電気設備については、法定耐用年数が 15 年であることから、これを基準として、年間 14 ヶ所（28 基）の更新を行う方針とした。

20.1.3. 処理場改築更新事業

かつら水処理センターは、令和元年度台風第 19 号の影響により処理場内の機械電気設備等が浸水したことから、これら設備の入れ替えを実施している。法定耐用年数や流域関連公共下水道への統合を考慮し、場内設備は長寿命化対策を行うこととして、更新工事は実施しない方針とした。よって、本計画では処理場改築更新費用は見込まない。

20.1.4. 耐水化計画に基づく建設改良費

本町の耐水化計画に基づき、特定環境保全公共下水道事業においては、マンホールポンプ 2 箇所及びかつら水処理センターの開口部等の閉塞等の対策を行うこととしている。

耐水化工事はいずれも短期（5 年）で対策する計画として、計 47 百万円の建設改良費を見込んでいる。

20.1.5. 広域化統廃合

広域化計画において特定環境保全公共下水道は、令和12年度に農業集落排水北方高久地区、令和17年度に農業集落排水孫根地区、令和22年度に流域関連公共下水道へ統合する予定である。各統合事業により発生する建設改良費を表20-1に示す。

表 20-1 広域化統廃合により発生する建設改良費

	水中ポンプ	圧送管	自然流下管	計	設計年度	工事年度
上入野→流関	—	—	—	244,482	R4	R5～R7
常北青山→流関	40,500	62,781	87,750	191,031	R8	R9～R12
北方高久→特環	13,200	38,042	35,708	86,950	R8	R9～R12
孫根→特環	40,200	18,860	91,530	150,590	R14	R15～R17
古内→流関	65,800	86,204	126,899	278,903	R14	R15～R22
特環→流関	45,700	153,260	295,074	494,034	R14	R15～R22

20.1.6. 建設改良費・更新費用の試算

前述の投資試算について、今後発生する金額を図20-1に示す。

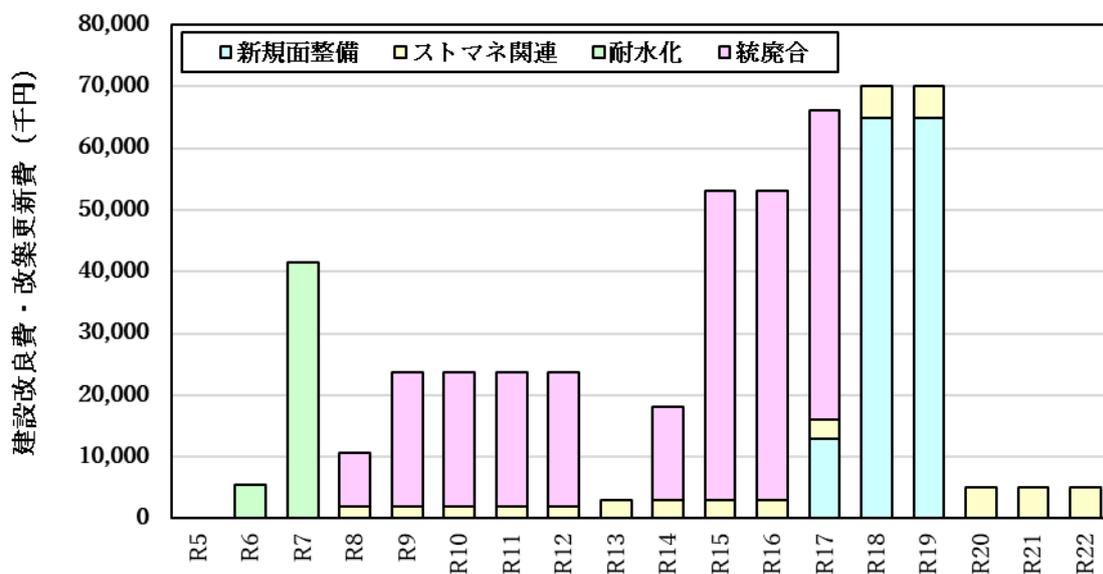


図 20-1 建設改良費・改築更新費の予定額

20.2. 維持管理費

20.2.1. 広域化による削減効果

広域化計画に基づく統廃合により、維持管理に係る費用が削減されることが期待される。各地区の令和5年度時点で想定される削減費用を表20-2に示す。また、削減効果については物価上昇率を考慮する。物価上昇率は明確なトレンド推計が困難であることから、政府が示している「インフレ目標率：2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費削減効果を対前年度比2.0%増加するものとして推計した。推計結果を図20-2に示す。

表 20-2 広域化による維持管理費の削減効果（令和5年度末基準）

項目	費用（千円/年）		
	統合しない場合	統合した場合	差額
特定環境保全公共下水道	24,835	14,782	10,053
上入野地区	11,263	4,806	6,457
常北青山地区	10,186	2,387	7,799
北方高久地区	24,222	5,370	18,852
孫根地区	6,534	1,028	5,506
古内地区	7,679	2,774	4,905

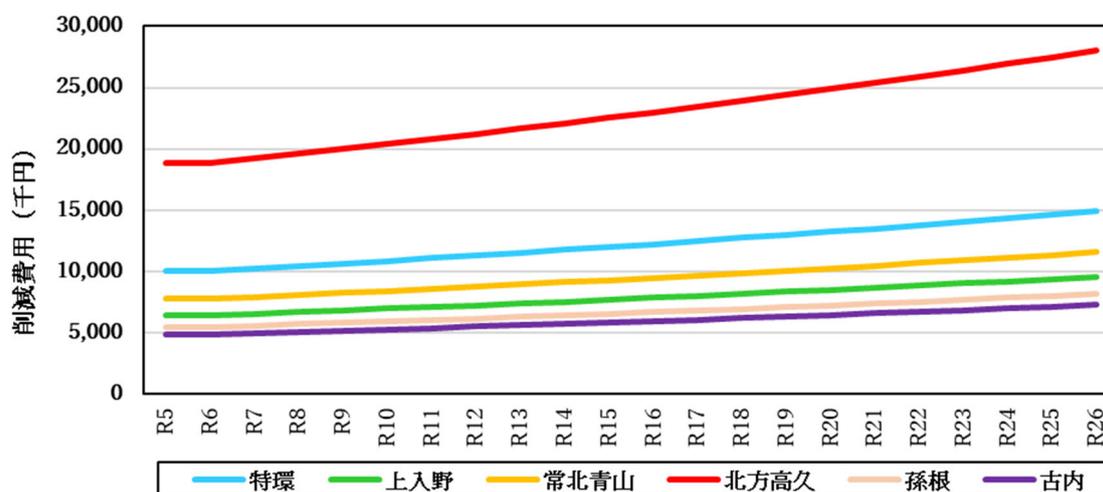


図 20-2 維持管理費の削減効果の推計（物価上昇率考慮）

20.2.2. 実績に基づく経費の推計

維持管理費とは、事業の運営に必要な単年度の経費であり、電気代や施設管理に必要な委託費や修繕費が含まれている。

職員給与費については、職員の人事異動等により年度間で若干の増減が発生する可能性はあるものの、財政計画上は概ね変動がないものとして推計している。

計画期間内において、有収水量は減少傾向を示すことが想定されるため、動力費や薬品費は減少するものの、維持管理費に関わる委託費はほぼ固定となることから、機運が区は現行ベースとして推計を行う。

本経営戦略では、維持管理費は令和5年度実績を参考として表20-3に示す基準額を設定し、この基準額に対して物価上昇を加味した額を将来維持管理費とした。

物価上昇率は、維持管理費削減効果の算出と同様に、政府が示している「インフレ目標率：2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費を対前年度比2.0%増加するものとして試算した。

表 20-3 経費に係る項目の推計方法

項目	経費（千円）		推計方法
	R5 実績値	基準額	
職員給与費	33,583	33,600	基準額×人件費上昇率
管渠費	14,017	14,000	基準額×物価上昇率
流域負担金	37,425	37,323	R5 有収水量に比例
委託料	8,681	8,700	基準額×物価上昇率
その他	5,474	5,500	〃

汚水処理に係る経費の試算結果を表20-4及び図20-3に示す。令和5年度の経費総額53,139千円に対して、令和16年度には63,336千円、令和22年度には72,363千円まで増加する試算となった。なお、農業集落排水北方高久地区の統廃合による事業効果が大きく、広域化による維持管理費の増加分以上の削減効果が発生することとなる。

表 20-4 汚水処理に係る経費の試算結果

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
職員給与費	19,275	19,300	19,686	20,080	20,481	20,891	21,309	21,735	24,011
管渠費	8,452	8,500	8,670	8,843	9,020	9,201	9,385	9,572	9,764
処理場費	18,334	18,220	18,489	18,841	19,217	19,556	19,928	20,298	20,693
委託料	3,808	3,800	3,876	3,954	4,033	4,113	4,196	4,279	4,365
その他	3,270	3,300	3,366	3,433	3,502	3,572	3,643	3,716	3,791
広域化増加分	0	0	0	0	0	0	0	0	18,961
削減効果	0	0	0	0	0	0	0	0	21,655
計	53,139	53,120	54,087	55,151	56,253	57,333	58,461	59,600	59,930
項目	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
職員給与費	24,489	24,979	25,480	25,987	27,269	27,815	28,372	28,940	29,517
管渠費	9,959	10,158	10,361	10,569	10,780	10,996	11,216	11,440	11,669
流域負担金	21,058	21,448	21,835	22,261	22,641	23,062	23,477	23,922	24,320
委託料	4,452	4,541	4,632	4,725	4,819	4,916	5,014	5,114	5,217
その他	3,866	3,944	4,023	4,103	4,185	4,269	4,354	4,441	4,530
広域化増加分	19,267	19,622	19,985	20,323	28,443	28,964	29,479	30,033	30,549
削減効果	22,088	22,530	22,980	23,440	30,892	31,510	32,140	32,782	33,439
計	61,003	62,162	63,336	64,528	67,245	68,512	69,772	71,108	72,363

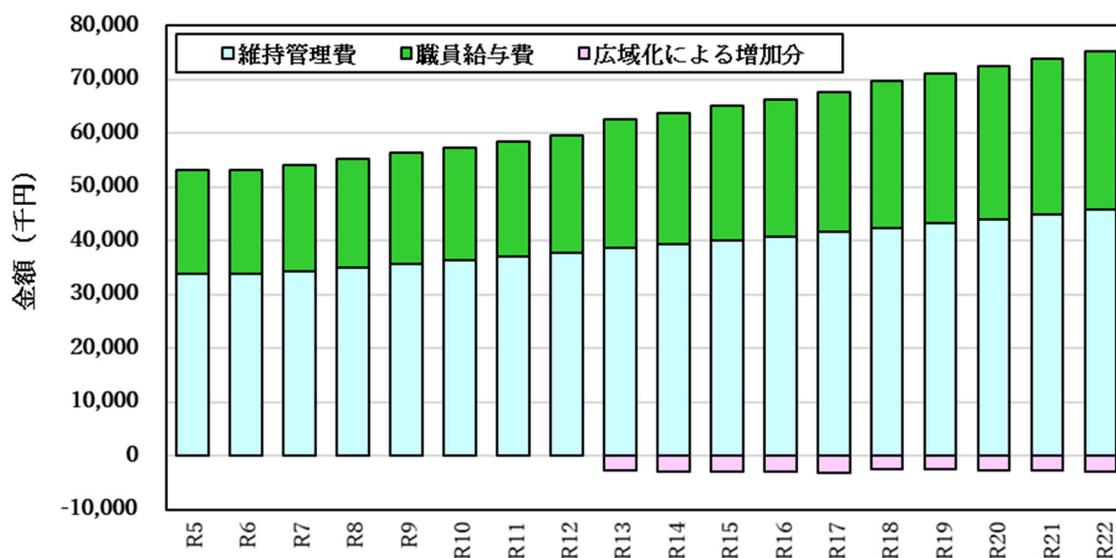


図 20-3 維持管理費の試算

21. 財源試算

21.1. 建設財源（国庫補助金・企業債の活用）

多額の建設改良費を賄うため、最大限国庫補助金を活用し、残額に対しては企業債により資金を調達する。今後 10 年間に於いて、国庫補助金は約 1.4 億円、新規企業債の発行は約 1.4 億円を予定している。

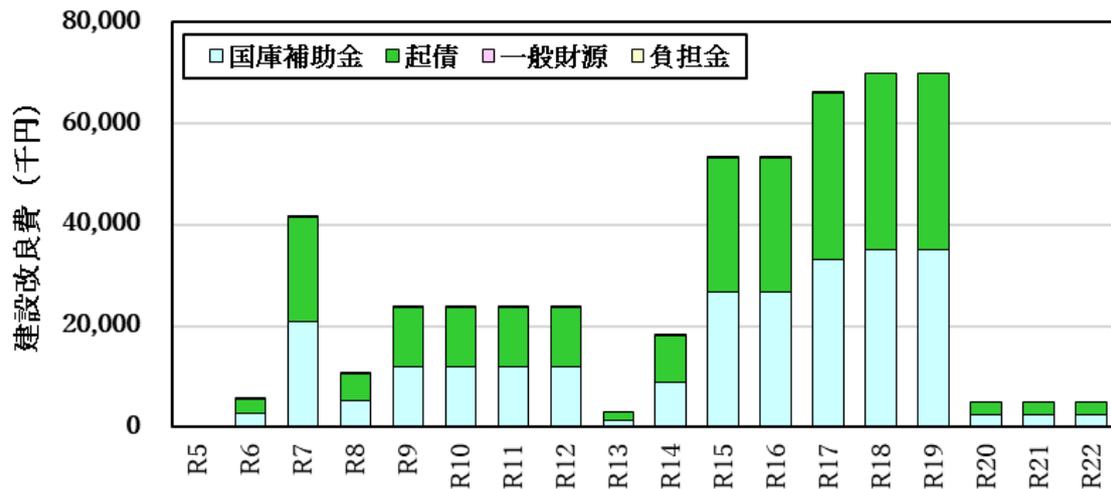


図 21-1 建設財源の試算

21.2. 企業債残高・企業債償還金の見通し

図 21-2 に示すとおり、企業債償還金（元金及び利息）は年々減少してきており、また、償還額よりも新規発行額が小さいため、企業債残高は減少していくと想定される。

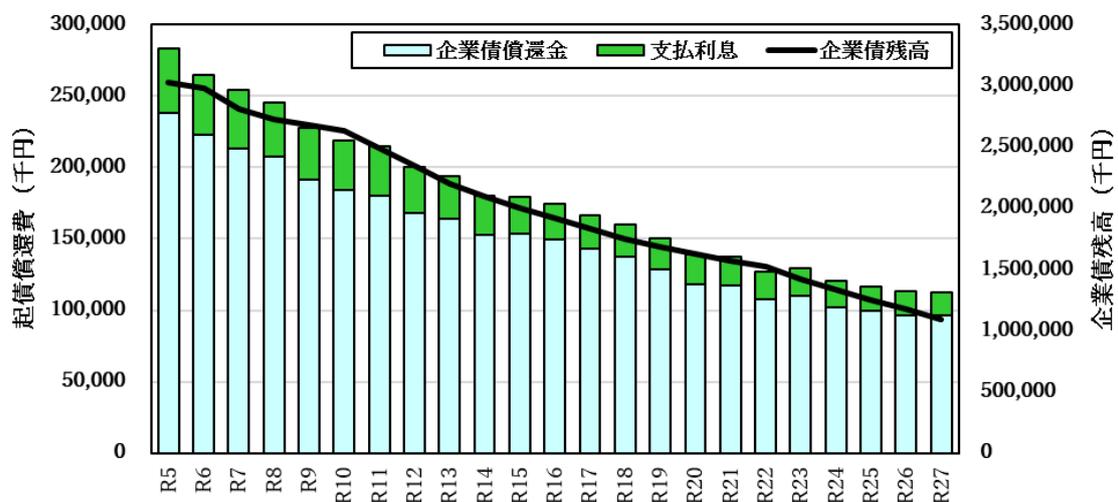


図 21-2 償還金等の試算

21.3. 減価償却費・長期前受金戻入の見通し

減価償却費及び長期前受金戻入は、広域化統廃合実施年度に大きく増加するものの、それ以外の年度では大きな変動はない。この差額分は企業債償還金等の資本的収支における不足額に対する補填財源（損益勘定留保資金）として活用される。

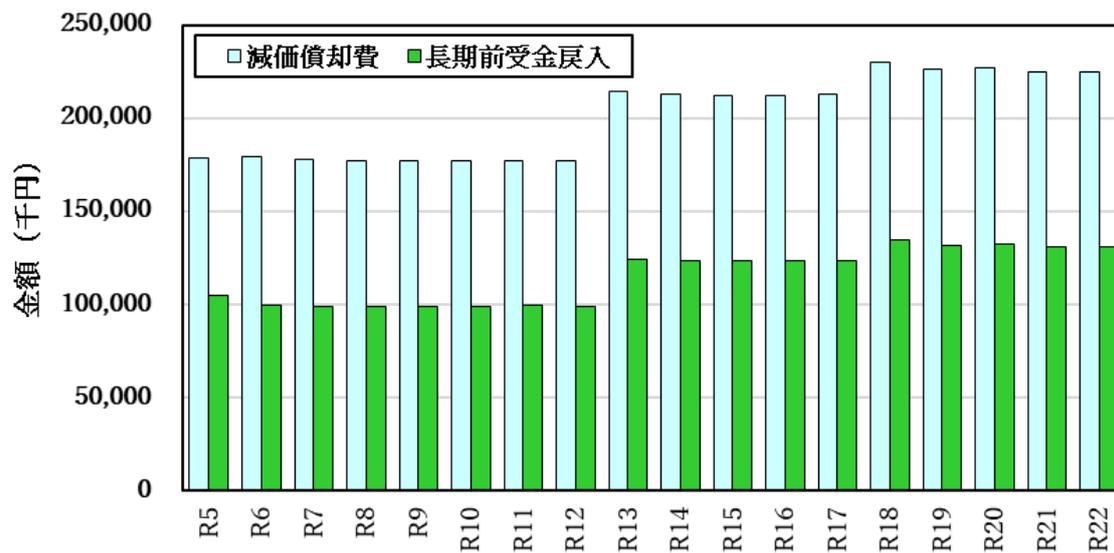


図 21-3 減価償却費・長期前受金戻入の試算

21.4. 一般会計繰入金

現状と同程度の収益性を保つため、一般会計からの繰入金が必要となる。元利償還金の減少が見込まれるものの、維持管理費等の経費の増加の影響もあり、今後も多額の繰入金の投入が必要となる見込みである。

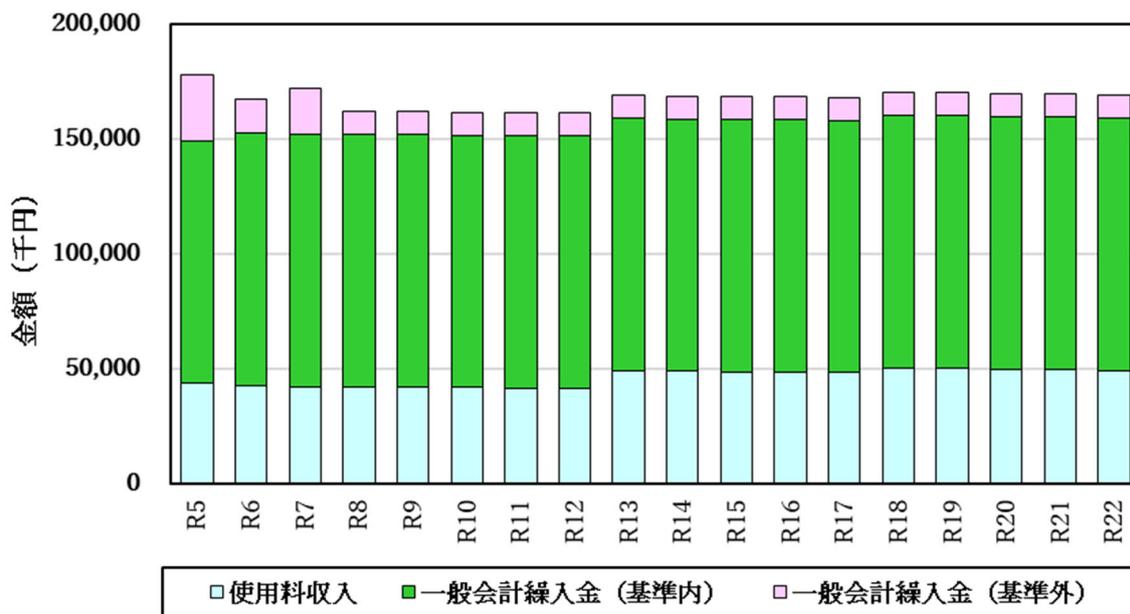


図 21-4 一般会計繰入金の試算（使用料改定無し）

22. 投資・財政計画（収支計画）

22.1. 下水道使用料の改定及び経費回収率の改善

下水道使用料が適正であるかを判断する財政指標の 1 つに「経費回収率」が挙げられる。経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが望ましいとされている。

国土交通省からは、経営戦略の策定に当たり、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載することが求められており、経費回収率 80%以上が最低ラインであると示されている。

経費回収率は、 $[\text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価}]$ により算出される。このうち、汚水処理原価は維持管理費の増加に伴い将来上昇することが予想される。

これに対し、現行の使用料単価のままとした場合、維持管理費の増加に伴い、経費回収率が徐々に低下することが予想される。

使用料改定の有無による経費回収率の差異を図 22-1 に示す。令和 9 年度以降、使用料単価を 5%増加した場合、経費回収率の改善は見込めず、80%を下回る試算となる。また、使用料単価を 10%増加した場合についても、令和 10 年度以降経費回収率は 80%を下回る試算となる。

令和 12 年度に農業集落排水北方高久地区を統合すると経費回収率は大幅に向上すると試算される。このとき、使用料改定を行わない場合には経費回収率は 80%を下回るものの、使用料単価を 5%増加させた場合と 10%増加させた場合においては、いずれも経費回収率が 80%を常に上回る試算となる。

本経営戦略では、上記の試算結果や町との協議結果、住民感情等を考慮し、令和 9 年度以降、5 年ごとに 5%使用料単価を増加させる案を採用して計画策定を行う。

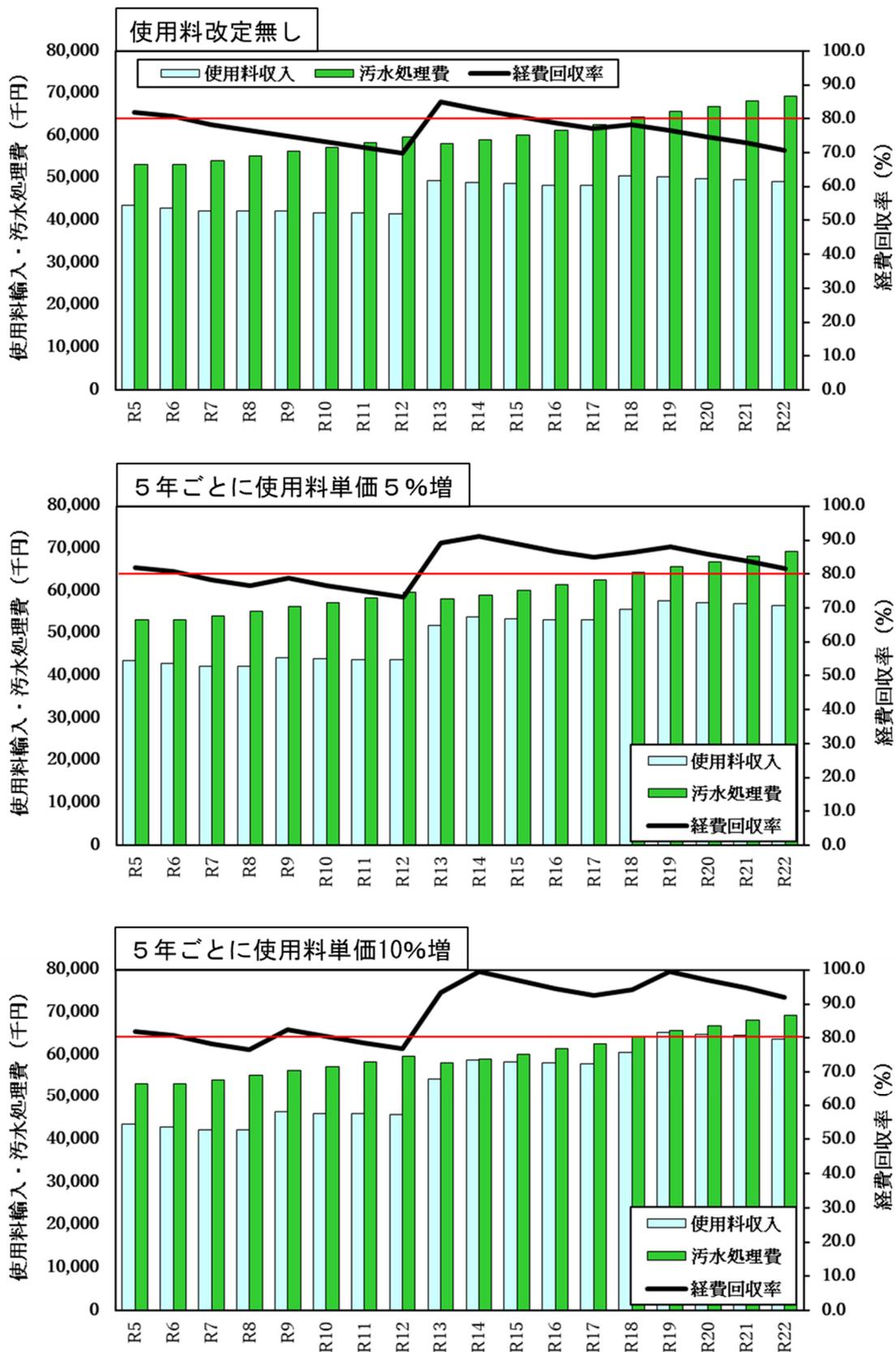


図 22-1 使用料改定の有無による経費回収率の差異 (特定環境保全公共下水道)

22.2. 経常収支の見通し

経常収支の試算結果を図 22-2 に示す。収益的収入は、広域化統廃合の翌年度から大幅に増加することとなる。また、使用料収入の改定により増加傾向にある。これに対し収益的支出は、支払利息が減少していくものの、広域化統廃合により減価償却費が増加することから、こちらについても増加傾向を示すこととなる。

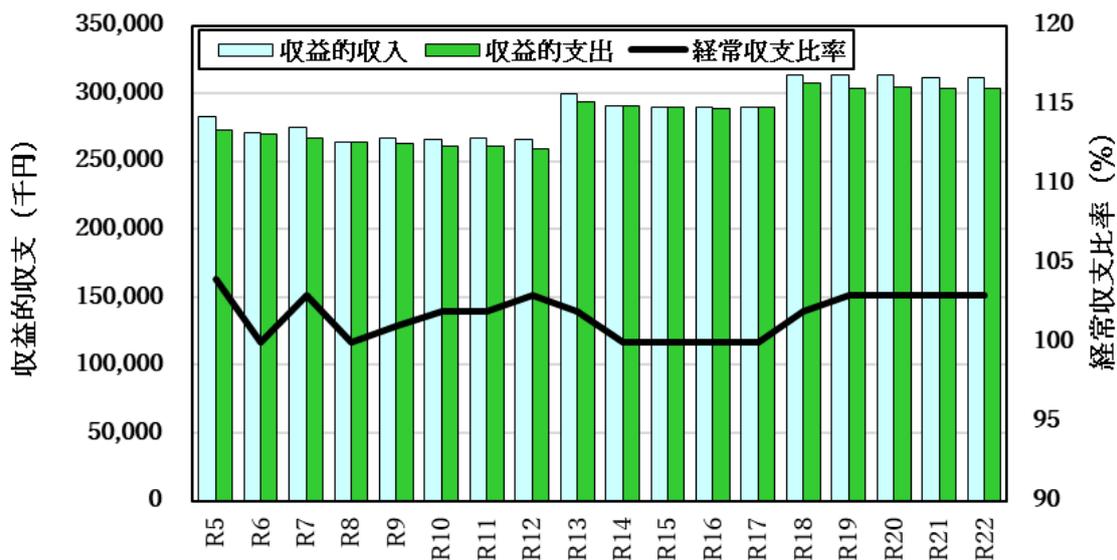


図 22-2 経常収支の試算

22.3. 一般会計繰入金額の抑制

使用料単価を5年ごとに5%増加させた場合の試算結果を図22-3に示す。また、使用料改定を行わない場合の試算結果を図22-4に再掲する。使用料改定により、基準外の一般会計繰入金額の抑制を図ることができる。

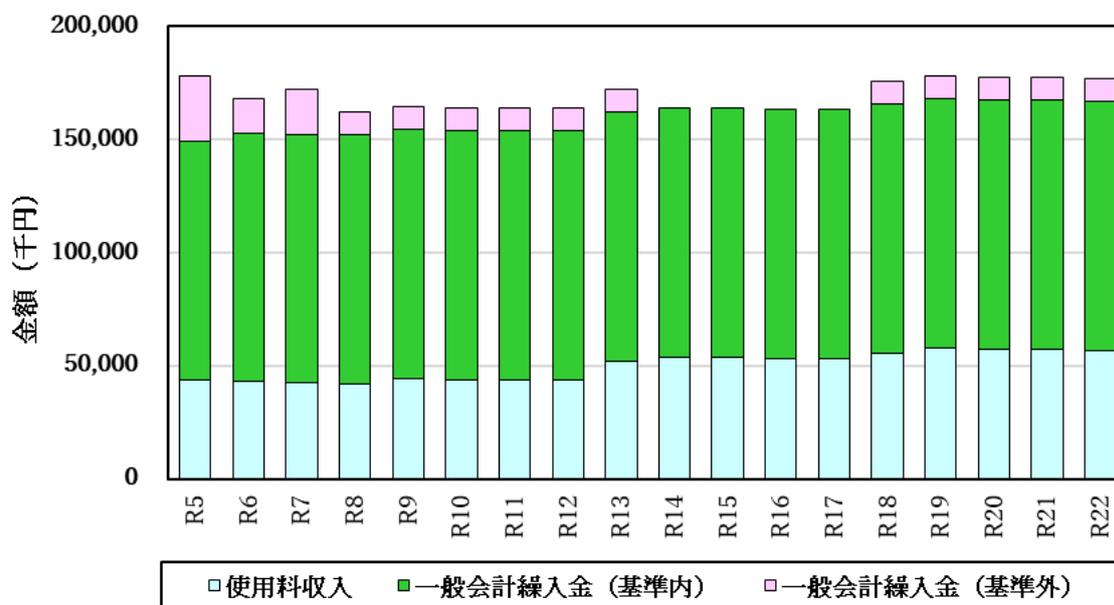


図 22-3 一般会計繰入金の試算（使用料 5年ごとに5%増加）

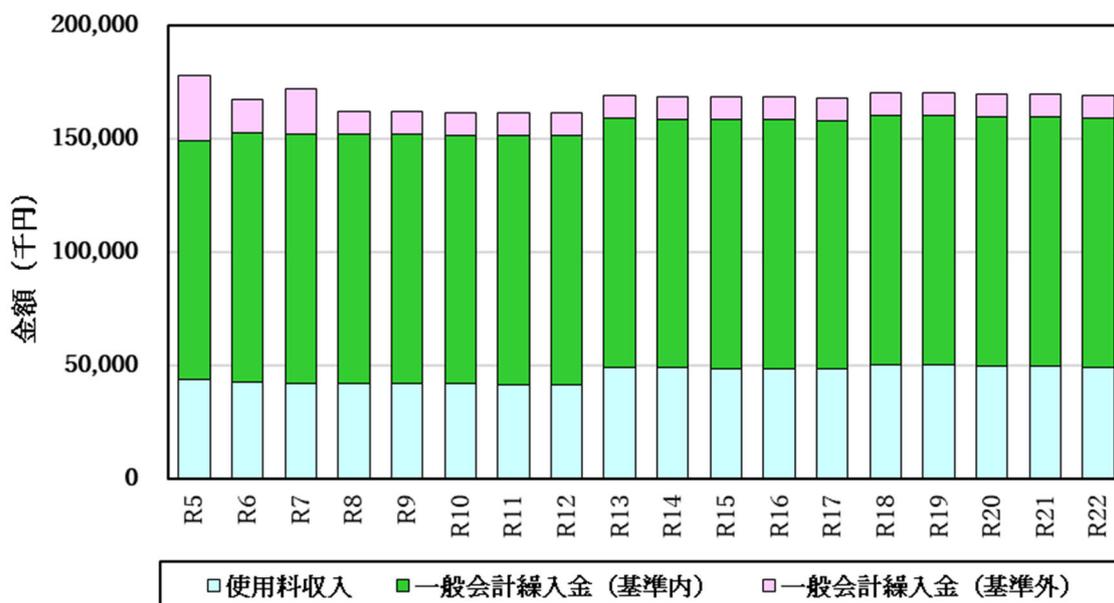


図 22-4 一般会計繰入金の試算（使用料改定無し）（再掲）

23. 投資以外の考え方（官民連携について）

現時点で採用している官民連携手法は無いが、今後はウォーターPPP 等を含め、有効な官民連携手法について検討を進めていく。

24. 業務指標（PI）

本経営戦略では、前述の PDCA サイクルのうち「Check」における業務指標として、表 24-1 に示す項目を設定する。

表 24-1 業務指標（PI）の概要及び目標値（特定環境保全公共下水道事業）

業務指標	指標の意義	現状 (R5 決算)	単純試算 (R16 推計)	目標値
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、100%以上であることが必要である。	81.8%	78.8%	80%以上
経常収支比率	使用料収入や一般会計からの繰入金の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上とすることが必要である。	103.6%	102.1%	100%以上
水洗化率	処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水処理している人口の割合を示す指標である。	76.4%	83.2%	83%以上

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和 16 年度推計値を示す。

【経費回収率向上に向けたロードマップ】

本経営戦略では、維持管理費の増加に伴う経費回収率の低下を防ぐべく、使用料改定を見込んでいる。経費回収率を指標とし、達成できない場合には速やかに経営戦略の見直しを図るものとする。

図 24-1 経費回収率に関するロードマップ（特定環境保全公共下水道事業）

経費回収率（%）	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		78.2	76.7	78.9	76.6	75.2	73.5	89.1	91.3	88.8
使用料単価（円/m ³ ）	152		159				167			
汚水処理原価（円/m ³ ）	194	198	202	208	212	217	179	183	188	192

25. 財政シミュレーション

使用料改定率を 5%にした場合の財政シミュレーションについて、収益的収支（令和 7 年度～令和 22 年度）のシミュレーション結果を表 25-1、また、資本的収支（令和 7 年度～令和 22 年度）のシミュレーション結果を表 25-2 に示す。

表 25-1 収益的収支（令和 7 年度～令和 22 年度）

○特定環境保全公共下水道事業

法適移行後

（単位：千円、％）

区 分		年 度	令和4年度 （決算）	令和5年度 （決算）	令和6年度 （予算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	
収益的 収入	1. 営業収益 (A)		42,874	43,862	42,990	42,326	42,215	44,303	44,007	43,891	43,717	51,962	53,996	53,655	53,375	53,226	55,796	57,939	57,520	57,280	56,656	
	(1) 料金収入		42,832	43,832	42,940	42,276	42,165	44,253	43,957	43,841	43,667	51,912	53,946	53,605	53,325	53,176	55,746	57,889	57,470	57,230	56,606	
	(2) 受託工事収益 (B)																					
	(3) その他 (C)		42	30	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
	2. 営業外収益		263,731	238,922	228,290	232,568	222,414	222,393	222,548	222,755	222,667	247,559	236,803	236,560	236,647	236,894	257,942	255,202	255,741	254,654	254,562	
	(1) 補助金		158,530	134,298	124,959	130,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	110,000	110,000	110,000	110,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	他会計補助金		158,530	134,298	124,959	130,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	110,000	110,000	110,000	110,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	その他補助金																					
	(2) 長期前受金戻入		101,651	104,491	99,831	99,068	98,914	98,893	99,048	99,255	99,167	124,059	123,303	123,060	123,147	123,394	134,442	131,702	132,241	131,154	131,062	
	(3) その他 (D)		3,550	133	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
収入計 (C)		306,605	282,784	271,280	274,894	264,629	266,696	266,555	266,646	266,384	299,521	290,799	290,215	290,022	290,120	313,738	313,141	313,261	311,934	311,218		
収益的 支出	1. 営業費用		265,262	241,431	241,705	240,894	241,059	241,730	242,696	243,968	244,735	278,471	277,918	278,294	279,171	280,559	298,467	295,493	297,046	296,312	297,126	
	(1) 職員給与費		24,714	19,275	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	
	基本手当		12,674	11,126	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	
	報酬		8,177	4,891	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	
	退職付福利費																					
	その他																					
	(2) 経費		58,957	43,260	43,154	43,871	44,727	45,622	46,472	47,375	48,282	45,140	45,893	46,695	47,528	48,408	49,385	50,223	51,059	51,977	52,783	
	動力費		10,154	9,215	9,098	9,136	9,295	9,482	9,607	9,773	9,929	8,937	9,036	9,155	9,289	9,455	9,595	9,713	9,830	9,986	10,059	
	光熱水費		26	26	26	26	27	28	29	30	30	25	26	27	28	28	29	30	31	32	31	
	通信運搬費		251	118	120	122	125	127	130	132	135	87	88	88	89	90	92	93	94	94	95	
	修繕費		7,158	3,468	3,470	3,539	3,610	3,682	3,756	3,831	3,908	3,962	4,041	4,121	4,203	4,287	4,373	4,460	4,549	4,639	4,730	
	材料費			135	140	143	146	149	152	155	158	118	119	121	123	124	128	129	130	131	133	
	路面復旧費		7,120	2,960	2,960	3,019	3,080	3,141	3,204	3,268	3,333	3,285	3,348	3,412	3,479	3,546	3,620	3,689	3,760	3,832	3,904	
	委託料		17,349	13,971	13,970	14,249	14,534	14,825	15,122	15,424	15,732	13,858	14,082	14,325	14,571	14,824	15,163	15,410	15,649	15,915	16,154	
	その他		16,899	13,367	13,370	13,637	13,910	14,188	14,472	14,762	15,057	14,868	15,153	15,446	15,746	16,054	16,385	16,699	17,016	17,348	17,677	
	(3) 減価償却費		181,591	178,896	179,251	177,723	177,032	176,808	176,924	177,293	177,153	214,031	212,725	212,299	212,343	212,851	229,782	225,970	226,687	225,035	225,043	
	2. 営業外費用		34,244	31,464	28,642	25,898	23,525	21,061	18,885	16,811	14,833	15,023	12,863	11,131	9,925	8,998	8,851	8,316	7,951	7,016	6,167	
	(1) 支払利息		34,244	31,464	28,642	25,898	23,525	21,061	18,885	16,811	14,833	15,023	12,863	11,131	9,925	8,998	8,851	8,316	7,951	7,016	6,167	
	(2) その他 (E)																					
	支出計 (D)		299,506	272,895	270,347	266,792	264,584	262,791	261,581	260,779	259,568	293,494	290,781	289,425	289,096	289,557	307,318	303,809	304,997	303,328	303,293	
経常損益 (C)-(D) (E)		7,099	9,889	933	8,102	45	3,905	4,974	5,867	6,816	6,027	18	790	926	563	6,420	9,332	8,264	8,606	7,925		
特別利益 (F)																						
特別損失 (G)		3,844																				
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 3,844	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		3,255	9,889	933	8,102	45	3,905	4,974	5,867	6,816	6,027	18	790	926	563	6,420	9,332	8,264	8,606	7,925		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		3,255	9,889	933	8,102	45	3,905	4,974	5,867	6,816	6,027	18	790	926	563	6,420	9,332	8,264	8,606	7,925		
流動資産 (J)		111,959	114,053	279,198	331,240	494,890	658,535	824,790	985,695	1,150,361	1,337,677	1,532,198	1,723,143	1,917,216	2,103,527	2,298,981	2,496,041	2,688,786	2,877,890	3,074,301		
うち未収金		16,276	16,219	7,157	7,046	7,028	7,376	7,326	7,307	7,278	8,652	8,991	8,934	8,888	8,863	9,291	9,648	9,578	9,538	9,434		
流動負債 (K)		168,140	190,796	189,221	184,306	176,932	168,809	158,771	153,990	145,383	136,077	121,791	109,723	94,104	86,762	81,723	73,329	69,973	68,683	60,358		
うち建設改良費分		122,341	156,983	185,625	180,650	173,205	165,007	154,898	150,042	141,359	132,315	117,967	105,832	90,143	82,728	77,608	69,144	65,718	64,352	55,959		
うち一時借入金																						
うち未払金		43,789	32,077	3,596	3,656	3,727	3,802	3,873	3,948	4,024	3,762	3,824	3,891	3,961	4,034	4,115	4,185	4,255	4,331	4,399		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																						
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)																						
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)																						
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M))×100																						
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)																						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)																						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)																						
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P))×100																						

表 25-2 資本的収支（令和7年度～令和22年度）

○特定環境保全公共下水道事業		法適移行後																		(単位:千円,%)	
区分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	
資本的収入	1. 企業債			2,700	20,700	5,300	11,800	11,800	11,800	11,800	1,500	9,000	26,500	26,500	33,000	35,000	35,000	2,500	2,500	2,500	
	うち資本費平準化債																				
	2. 他会計出資金	121,148	94,016	110,258																	
	3. 他会計補助金																				
	4. 他会計負担金																				
	5. 他会計借入金																				
	6. 国(都道府県)補助金	16,325	7,600	2,781	20,798	5,347	11,869	11,869	11,869	11,869	1,500	9,029	26,598	26,598	33,098	35,000	35,000	2,500	2,500	2,500	
	7. 固定資産売却代金																				
	8. 工事負担金	2,489	1,690																		
	9. その他																				
計 (A)	139,962	103,306	115,739	41,498	10,647	23,669	23,669	23,669	23,669	23,669	3,000	18,029	53,098	53,098	66,098	70,000	70,000	5,000	5,000	5,000	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																					
純計 (A)-(B) (C)	139,962	103,306	115,739	41,498	10,647	23,669	23,669	23,669	23,669	23,669	3,000	18,029	53,098	53,098	66,098	70,000	70,000	5,000	5,000	5,000	
1. 建設改良費	202,514	257,972	5,563	41,597	10,695	23,738	23,738	23,738	23,738	23,738	3,000	18,059	53,197	53,197	66,197	70,000	70,000	5,000	5,000	5,000	
うち職員給与費																					
2. 企業債償還金	240,797	238,278	185,625	180,650	173,205	165,007	154,898	150,042	141,359	132,315	117,967	105,832	90,143	82,728	77,608	69,144	65,718	64,352	55,959		
3. 他会計長期借入返還金																					
4. 他会計への支出金																					
5. その他																					
計 (D)	443,311	496,250	191,188	222,247	183,900	188,745	178,636	173,780	165,097	135,315	136,026	159,029	143,340	148,925	147,608	139,144	70,718	69,352	60,959		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	303,349	392,944	75,449	180,749	173,253	165,076	154,967	150,111	141,428	132,315	117,997	105,931	90,242	82,827	77,608	69,144	65,718	64,352	55,959		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	17,108	79,249	75,449	180,749	173,253	165,076	154,967	150,111	141,428	132,315	117,997	105,931	90,242	82,827	77,608	69,144	65,718	64,352	55,959	
	2. 利益剰余金処分額																				
	3. 繰越工事資金																				
	4. その他	51,578	1,980																		
計 (F)	68,686	81,229	75,449	180,749	173,253	165,076	154,967	150,111	141,428	132,315	117,997	105,931	90,242	82,827	77,608	69,144	65,718	64,352	55,959		
補填財源不足額 (E)-(F)	234,663	311,715	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)																					
企業債残高 (H)	2,070,233	1,916,762	1,762,479	1,628,427	1,484,047	1,351,901	1,227,688	1,106,257	991,530	873,686	775,749	705,886	650,620	608,460	572,856	545,283	488,356	432,073	383,529		
○他会計繰入金		法適移行後																			
区分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	
収益的収支分	うち基準内繰入金	158,530	134,298	124,959	130,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	110,000	110,000	110,000	110,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	
	うち基準外繰入金	54,235	28,747	14,959	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
資本的収支分	うち基準内繰入金	121,148	94,016	110,258	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち基準外繰入金	121,148	93,728																		
合計		279,678	228,314	235,217	130,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	110,000	110,000	110,000	110,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	

IV 農業集落排水事業編

26. 農業集落排水事業の概要

本町の農業集落排水は5地区から構成されており、平成9年12月1日に供用を開始し、以降段階的な整備を実施し、令和5年度末では432haの処理区域面積に対して汚水処理を行っている。

これまでの総事業費は約106.3億円（税込み）である。

農業集落排水事業の概要を表26-1に示す。また、地区別農業集落排水事業の概要を表26-2に示す。

表 26-1 農業集落排水事業の概要（令和5年度末）

那珂久慈流域下水道関連城里町公共下水道事業		
普及状況等	事業計画面積	432 ha
	整備済み面積	432 ha
	行政人口	17,938 人
	処理区域内人口	3,524 人
	整備済み人口	3,524 人
	普及率	19.6 %
	水洗化人口	3,295 人
	水洗化率	93.5 %
管渠延長	汚水	97 km
	雨水	—
水量	年間総処理水量	310,462 m ³
	年間有収水量	277,692 m ³
	有収率	89.4 %

表 26-2 地区別農業集落排水事業の概要

	上入野地区	常北青山地区	北方高久地区	孫根地区	古内地区
事業年度	H4～H8	H8～H13	H7～H10	H11～H15	H18～H24
処理方式	流量調整嫌気性ろ床 及び接触ばっ気方式	高度処理型回分式 活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式	高度処理型回分式 活性汚泥方式
処理能力 (日平均)	329 m ³ /日	630 m ³ /日	372 m ³ /日	168 m ³ /日	252 m ³ /日
供用開始	H9.12	H15.1	H11.4	H16.4	H25.4
管路延長	15,185m	30,078m	20,957m	10,492m	19,704m

27. 計画人口の推計

27.1. 広域化を考慮した場合の水洗化人口

広域化計画で定められている区域の編入予定を表 27-1 に示す。また、区域の編入を考慮した水洗化人口の推移を表 27-2 及び図 27-1 に示す。

本経営戦略では、以降算定する諸元については広域化による人口変動を加味して設定する。

表 27-1 統合予定区域及び統合予定年度

統合先		統合予定年度
農集→流域関連	上入野地区→旧常北地区	R7
農集→流域関連	常北青山地区→旧常北地区	R12
農集→特環	北方高久地区→旧桂地区	R12
農集→特環	孫根地区→旧桂地区	R17
農集→流域関連	古内地区→常北青山地区	R22
特環→流域関連	旧桂地区→旧常北地区	R22

表 27-2 水洗化人口の推移（広域化考慮）

	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)
流域関連	6,207	6,992	7,712	7,755	11,667
特環	2,700	2,621	3,468	3,562	0
農集	3,185	2,447	781	479	0

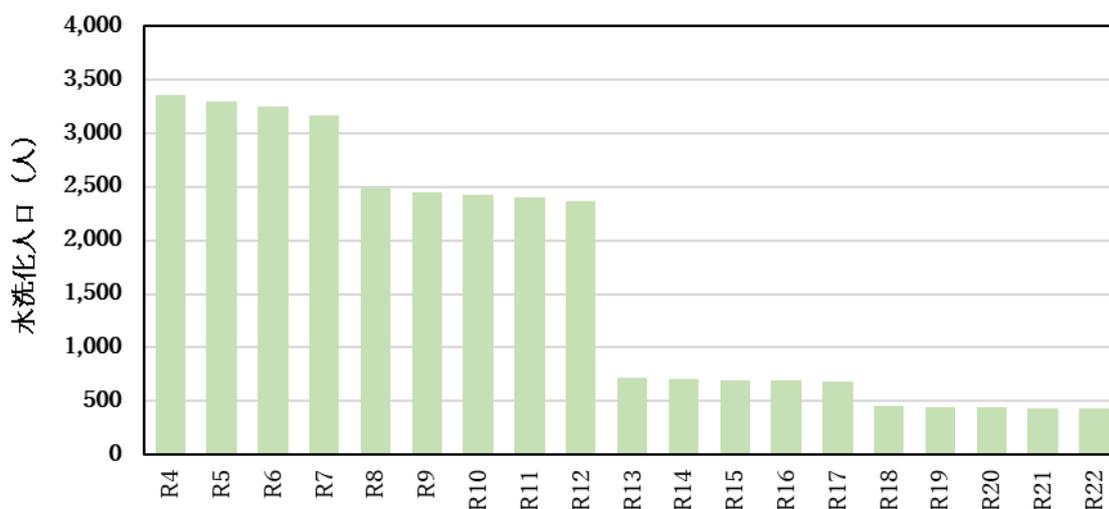


図 27-1 水洗化人口の推移（広域化考慮）

27.2. 計画水量の予測

計画水量は、令和 5 年度の有収水量と水洗化人口の実績に基づき、一人一日当たり有収水量を算出し、将来水洗化人口を乗じて算出した。

各事業の一人一日当たり有収水量の実績を表 27-3、有収水量の推計結果を図 27-2 に示す。統合年度に有収水量が大きく減少するものの、それ以外は概ね横ばいで推移すると想定される。

表 27-3 一人一日当たり有収水量

事業名	有収水量 (m^3)	水洗化人口 (人)	一人一日当たり 有収水量 (L/人・日)
流域関連	569,122	6,254	249
特環	277,692	2,771	230
農集	286,509	3,295	238

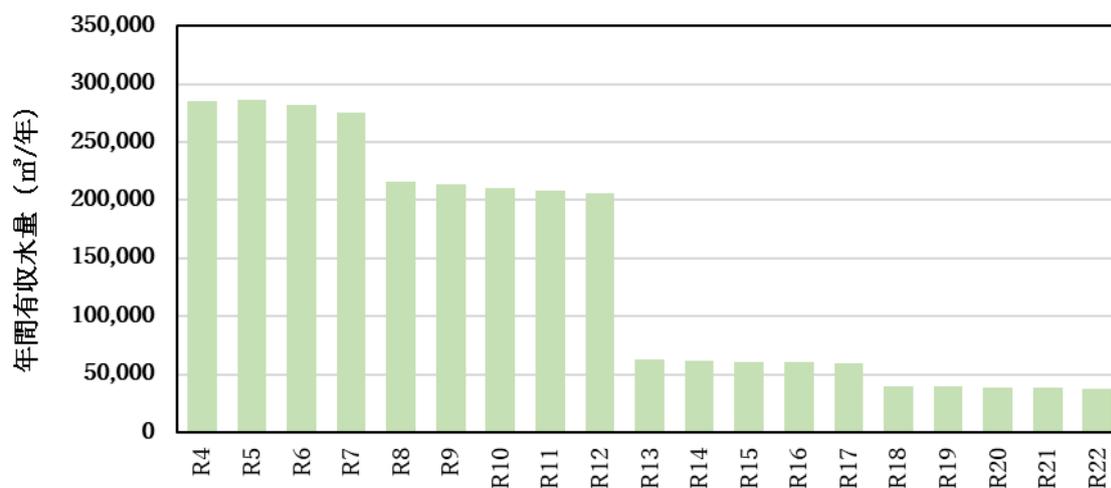


図 27-2 有収水量の推計

28. 現行使用料について

28.1. 現行の使用料体系

本町の下水道使用料は、基本料金を超過した分の水量に応じて加算する「従量制」を採用している。

実際の有収水量と使用料収入から算出した、実態としての使用料単価は、149.4 円/m³（税抜）となっている。これは国が示した基準額である 150 円/m³（税抜）よりも安い設定となっている。

表 28-1 使用料体系表（税込）（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m ³ 当たりの金額
一般汚水	10 m ³ まで	1,430 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	154 円
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	165 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	176 円
			51 m ³ を超え 100 m ³ まで	187 円
			100 m ³ を超えるもの	198 円

※令和元年 10 月 1 日改定

28.2. 使用料収入の推計

現行の使用料単価を継続した場合の使用料収入の推計は図 28-1 に示すとおりであり、概ね横ばいで推移するものと想定される。

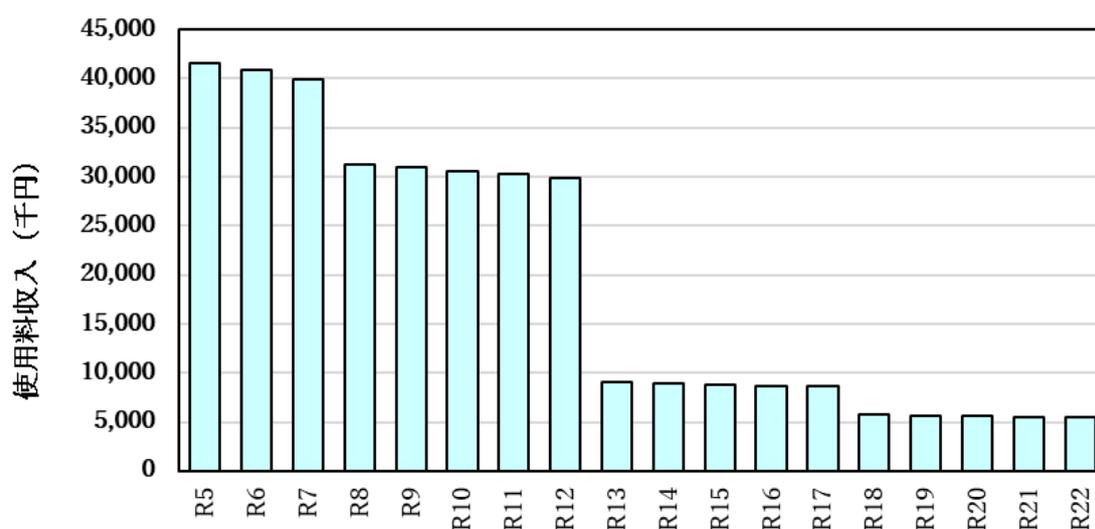


図 28-1 使用料収入の試算（使用料改定無し）

29. 投資試算

29.1. 建設改良費・更新費用の試算

29.1.1. 新規汚水整備事業

現在、本町の農業集落排水事業は5地区約432haを対象に汚水処理を行っている。令和5年度末現在、432ha全ての整備が完了している。したがって、今後の新規面整備は発生しないものとして整理する。

29.1.2. スtockマネジメントに基づく建設改良費

本町の流域関連公共下水道は、事業開始から27年が経過している。管渠の法定耐用年数は50年であることから、今回の計画では改築更新費用は見込まないこととして検討を行った。

また、本町では3事業合わせて207ヶ所（514基）のマンホールポンプを設置している。これらの機械電気設備については、法定耐用年数が15年であることから、これを基準として、年間14ヶ所（28基）の更新を行う方針とした。

29.1.3. 広域化統廃合

広域化計画について、各統合事業により発生する建設改良費及び統合実施年度を表 29-1 に示す。統廃合により発生する建設改良費は公共下水道事業で計上するため、農業集落排水事業では費用は発生しないこととして整理する。

表 29-1 広域化統廃合により発生する建設改良費

	水中ポンプ	圧送管	自然流下管	計	設計年度	工事年度
上入野→流関	—	—	—	244,482	R4	R5～R7
常北青山→流関	40,500	62,781	87,750	191,031	R8	R9～R12
北方高久→特環	13,200	38,042	35,708	86,950	R8	R9～R12
孫根→特環	40,200	18,860	91,530	150,590	R14	R15～R17
古内→流関	65,800	86,204	126,899	278,903	R14	R15～R22
特環→流関	45,700	153,260	295,074	494,034	R14	R15～R22

29.1.4. 建設改良費・更新費用の試算

前述の投資試算について、今後発生する金額を図 29-1 に示す。今後はマンホールポンプの更新工事が発生することとなる。

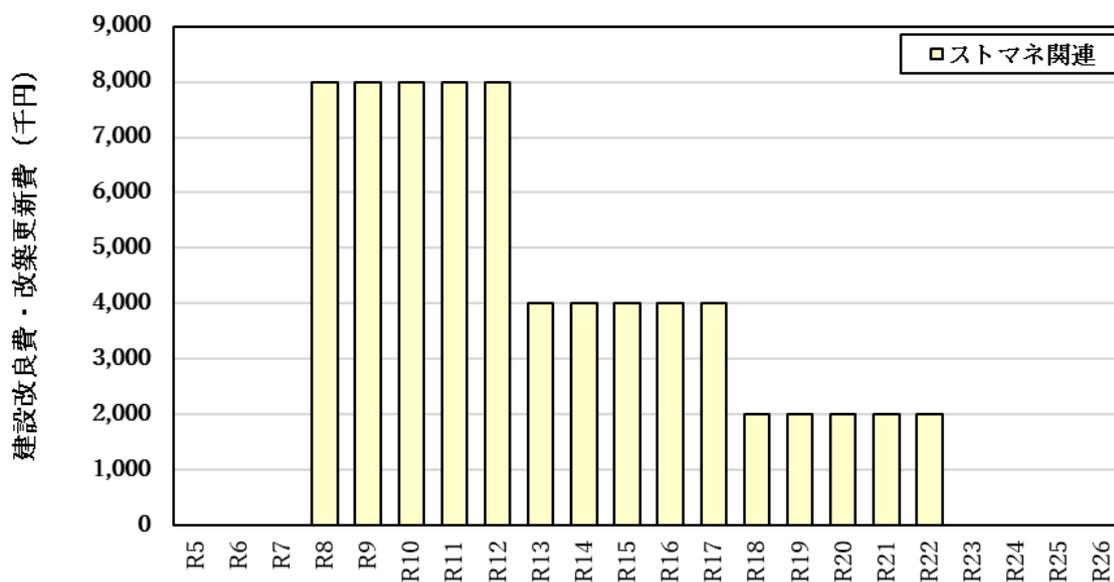


図 29-1 建設改良費・改築更新費の予定額

29.2. 維持管理費

維持管理費とは、事業の運営に必要な単年度の経費であり、電気代や施設管理に必要な委託費や修繕費が含まれている。

職員給与費については、職員の人事異動等により年度間で若干の増減が発生する可能性はあるものの、財政計画上は概ね変動がないものとして推計している。

本経営戦略では、維持管理費は令和5年度実績を参考として表29-2に示す基準額を設定し、この基準額に対して物価上昇を加味した額を将来維持管理費とした。

物価上昇率は、維持管理費削減効果の算出と同様に、政府が示している「インフレ目標率：2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費を対前年度比2.0%増加するものとして試算した。

表 29-2 経費に係る項目の推計方法

項目	経費（千円）		推計方法
	R5実績値	基準額	
職員給与費	33,583	33,600	基準額×人件費上昇率
管渠費	14,017	14,000	基準額×物価上昇率
流域負担金	37,425	37,323	R5有収水量に比例
委託料	8,681	8,700	基準額×物価上昇率
その他	5,474	5,500	〃

汚水処理に係る経費の試算結果を表29-3及び図29-2に示す。なお、統廃合を実施した場合、それ以降に発生する維持管理費は公共下水道事業で計上するものとして、農業集落排水事業では見込まない。

令和5年度の経費総額50,496千円に対して、令和16年度には14,306千円、令和22年度には10,713千円まで増加する試算となった。途中、経費が大きく減少している年度は広域化の実施予定年度である。

表 29-3 汚水処理に係る経費の試算結果

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
職員給与費	7,661	7,700	7,854	6,337	6,464	6,593	6,724	6,858	2,139
管渠費	12,083	12,100	12,342	9,959	10,158	10,360	10,567	10,777	3,361
処理場費	15,192	14,941	14,885	11,883	12,023	12,097	12,203	12,308	3,806
委託料	10,197	10,200	10,404	8,395	8,562	8,734	8,908	9,085	2,833
その他	5,363	5,400	5,508	4,444	4,534	4,623	4,716	4,809	1,501
計	50,496	50,341	50,993	41,018	41,741	42,407	43,118	43,837	13,640
項目	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
職員給与費	2,186	2,225	2,268	2,318	1,603	1,633	1,667	1,696	1,734
管渠費	3,435	3,497	3,563	3,643	2,521	2,563	2,620	2,665	2,722
流域負担金	3,830	3,853	3,882	3,927	2,677	2,690	2,712	2,731	2,747
委託料	2,896	2,947	3,003	3,071	2,124	2,162	2,209	2,248	2,295
その他	1,534	1,561	1,590	1,626	1,125	1,145	1,169	1,190	1,215
計	13,881	14,083	14,306	14,585	10,050	10,193	10,377	10,530	10,713

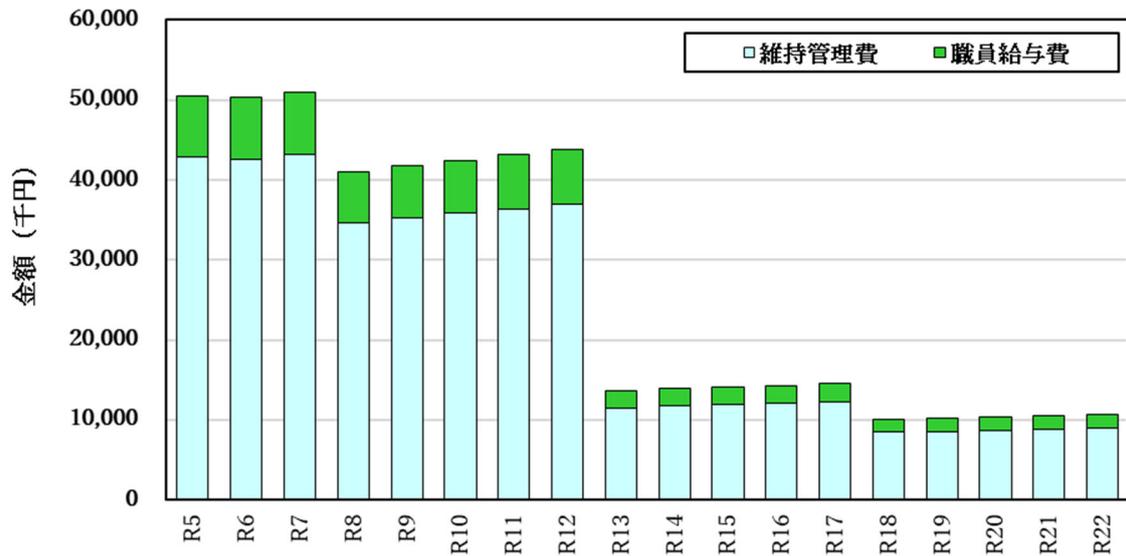


図 29-2 維持管理費の試算

30. 財源試算

30.1. 建設財源（国庫補助金・企業債の活用）

多額の建設改良費を賄うため、最大限国庫補助金を活用し、残額に対しては企業債により資金を調達する。今後 10 年間に於いて、国庫補助金は約 28 百万円、新規企業債の発行は約 28 百万円を予定している。

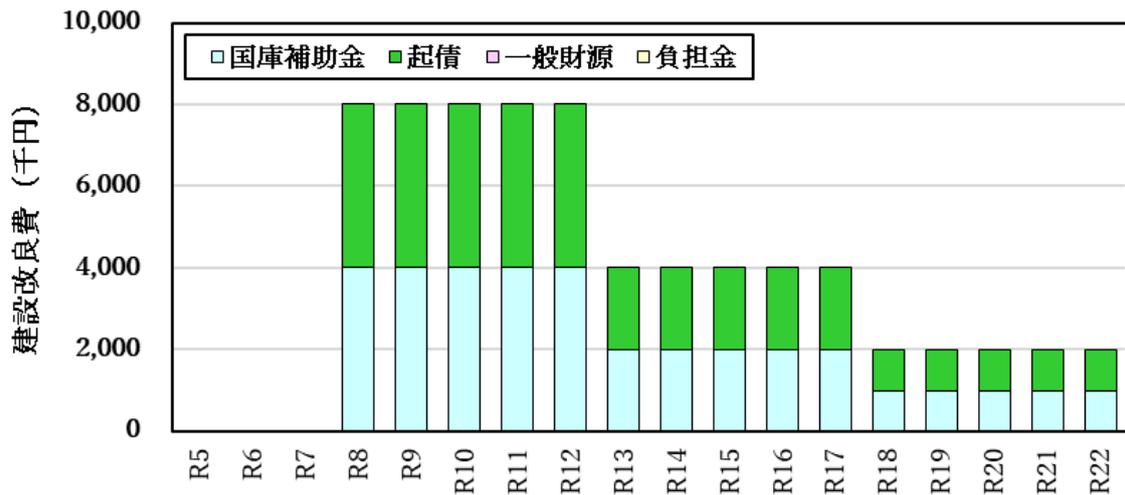


図 30-1 建設財源の試算

30.2. 企業債残高・企業債償還金の見通し

図 30-2 に示すとおり、企業債償還金（元金及び利息）は年々減少してきており、また、償還額よりも新規発行額が小さいため、企業債残高は減少していくと想定される。

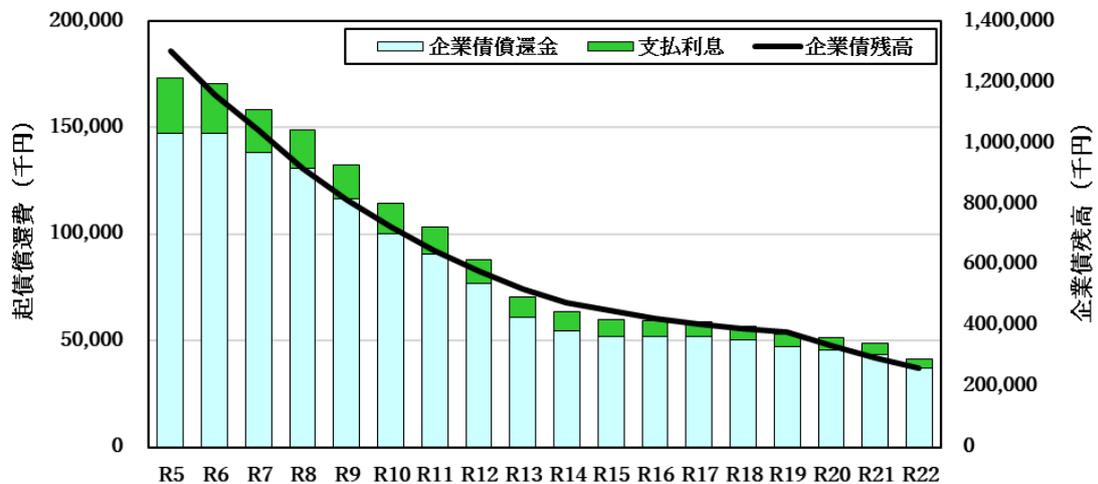


図 30-2 償還金等の試算

30.3. 減価償却費・長期前受金戻入の見通し

今後、マンホールポンプの更新は進めていくものの、償却額が増加分よりも大きいことから、減価償却費、長期前受金戻入ともに減少していくと試算される。また、各地区の原価償却費及び長期前受金戻入は、統合先の公共下水道事業に計上するため、統合年度以降、大きく減少している。

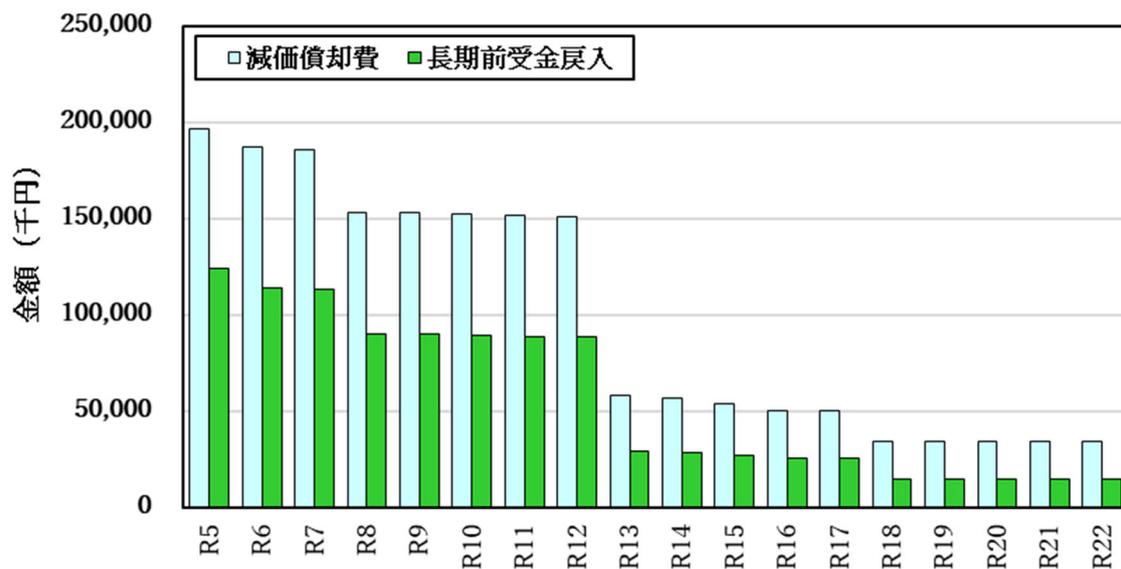


図 30-3 減価償却費・長期前受金戻入の試算

30.4. 一般会計繰入金

現状と同程度の収益性を保つため、一般会計からの繰入金が必要となる。広域化統廃合により維持管理費等の経費が減少することや、元利償還金の減少が見込まれることから、一般会計繰入金の投入は抑制できると考えられる。

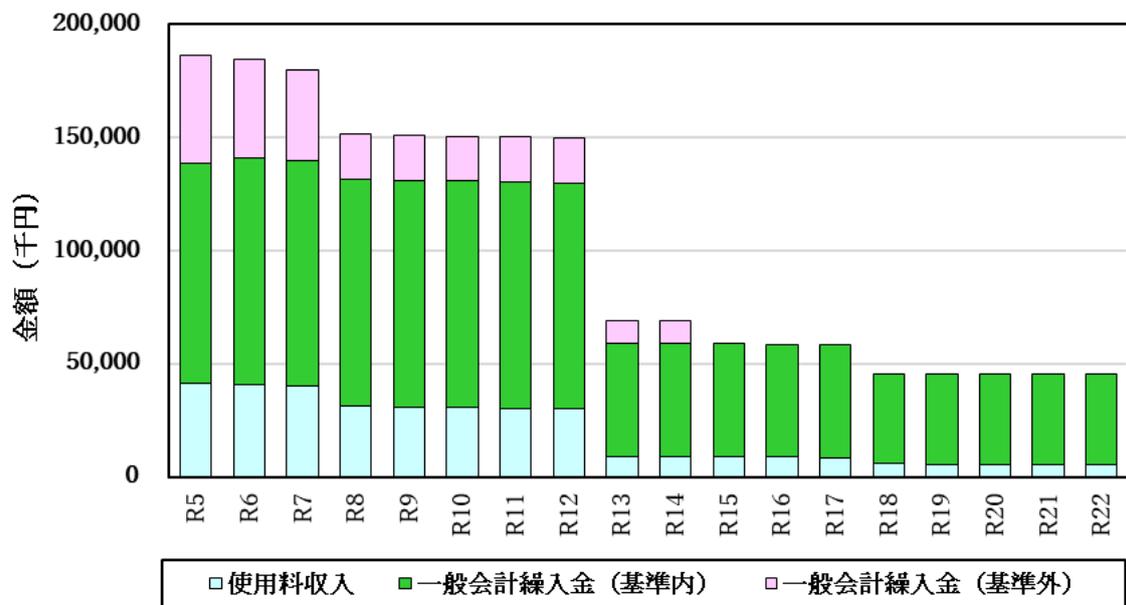


図 30-4 一般会計繰入金の試算

31. 投資・財政計画（収支計画）

31.1. 下水道使用料の改定及び経費回収率の改善

下水道使用料が適正であるかを判断する財政指標の 1 つに「経費回収率」が挙げられる。経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが望ましいとされている。

国土交通省からは、経営戦略の策定に当たり、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載することが求められており、経費回収率 80%以上が最低ラインであると示されている。

経費回収率は、 $[\text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価}]$ により算出される。このうち、汚水処理原価は維持管理費の増加に伴い将来上昇することが予想される。

これに対し、現行の使用料単価のままとした場合、維持管理費の増加に伴い、経費回収率が徐々に低下することが予想される。

使用料改定の有無による経費回収率の差異を図 31-1 に示す。いずれの場合においても経費回収率は 80%を大きく下回ることとなり、使用料改定による経費回収率の大幅な改善は見込めない。

本経営戦略では、他事業と使用料改定幅を統一し住民間の公平性を保つこと、また、町との協議結果や住民感情等を考慮し、令和 9 年度以降、5 年ごとに 5%使用料単価を増加させる案を採用して計画策定を行う。

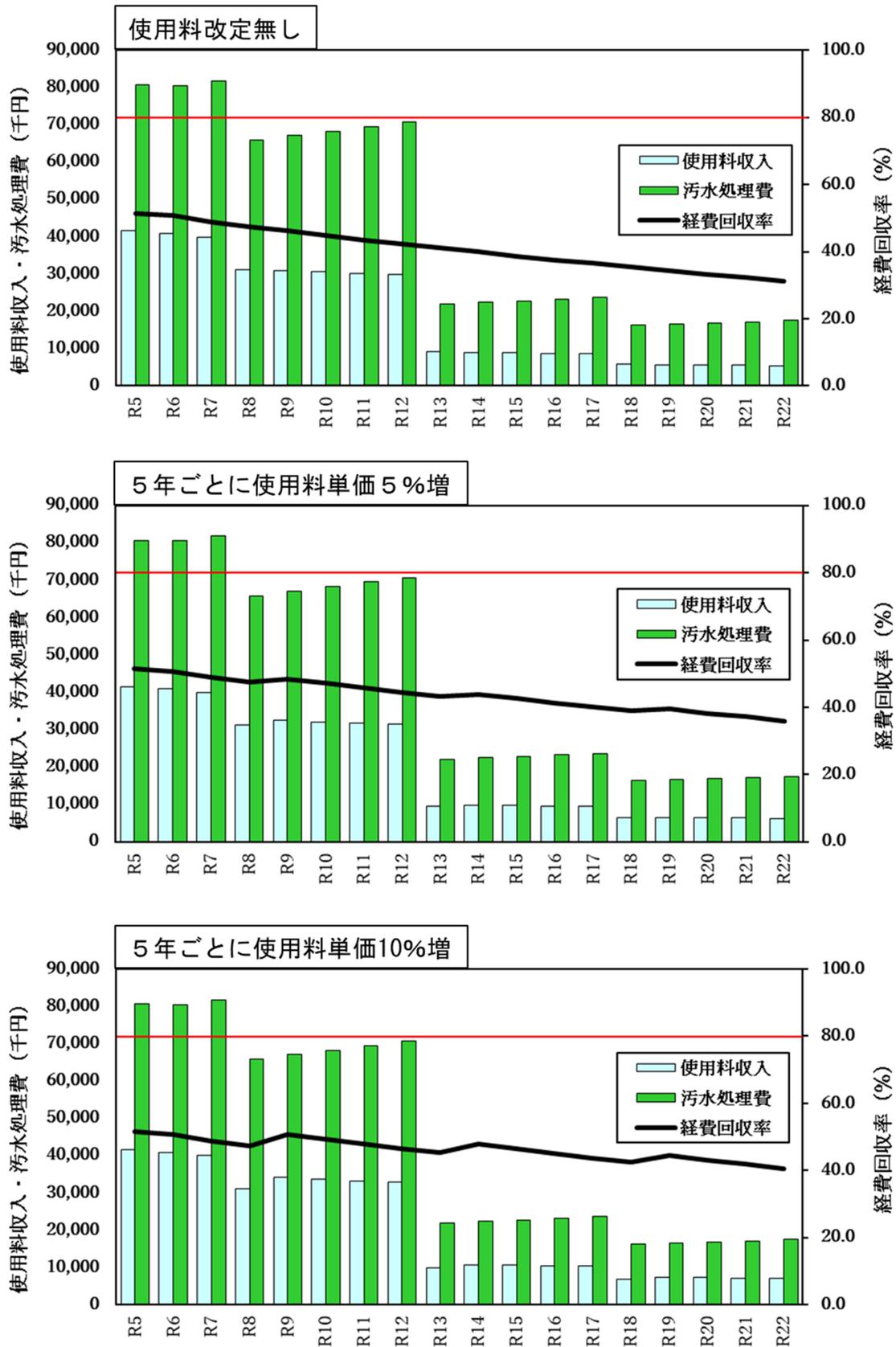


図 31-1 使用料改定の有無による経費回収率の差異 (農業集落排水事業)

31.2. 経常収支の見通し

経常収支の試算結果を図 31-2 に示す。収益的収入は、広域化統廃合の翌年度から大幅に減少することとなる。また、使用料収入の改定により増加すると想定される。これに対し収益的支出は、支払利息や減価償却費が減少していくことから減少傾向を示すこととなる。

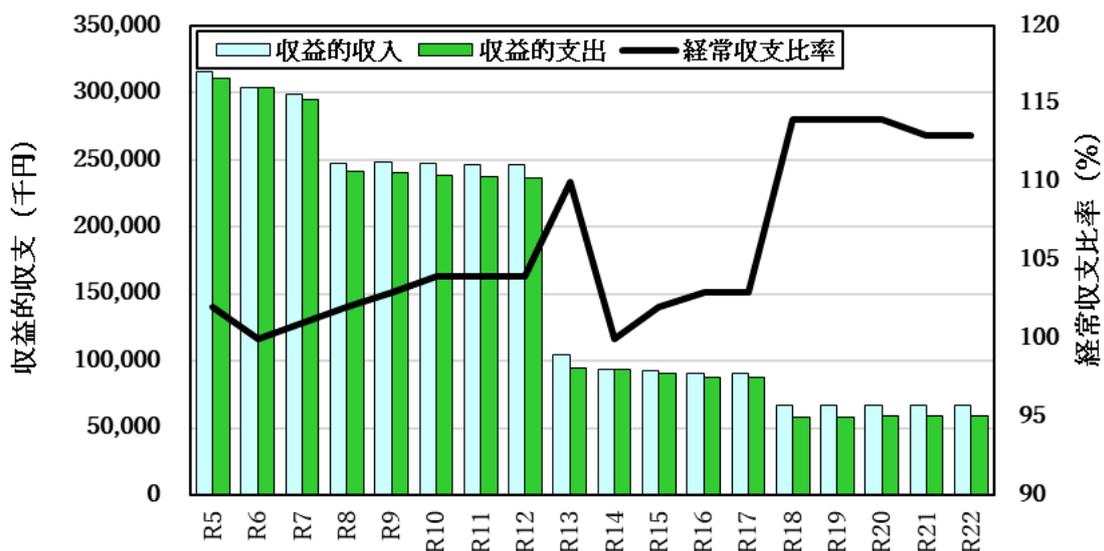


図 31-2 経常収支の試算

31.3. 一般会計繰入金額の抑制

使用料単価を5年ごとに5%増加させた場合の試算結果を図31-3に示す。また、使用料改定を行わない場合の試算結果を図31-4に再掲する。農業集落排水事業において、使用料改定による一般会計繰入金額の抑制は難しいと考えられる。

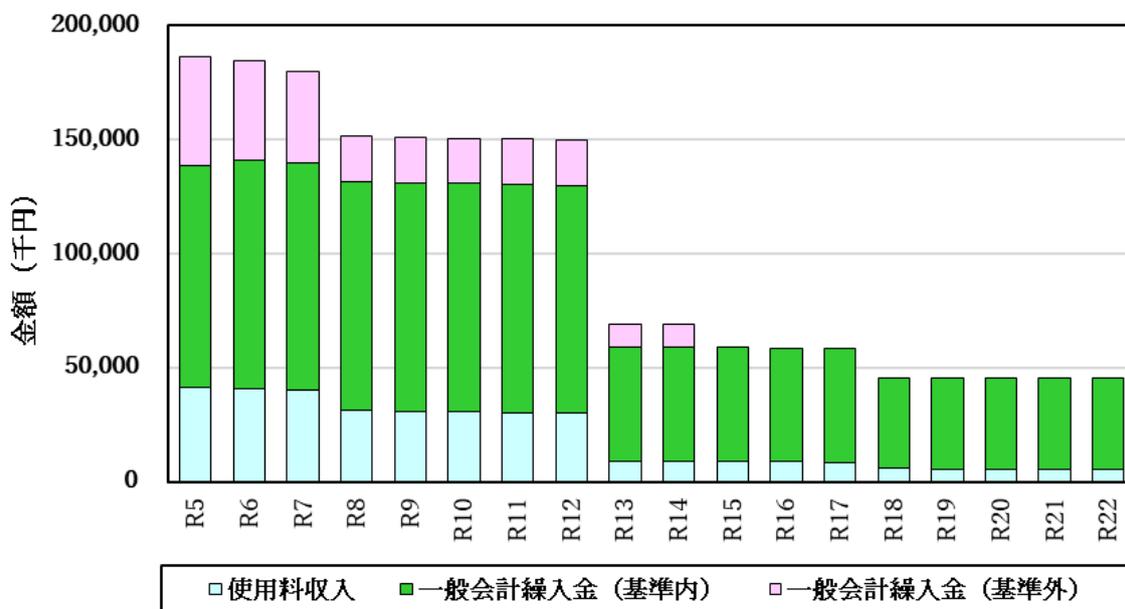


図 31-3 一般会計繰入金額の試算 (使用料 5年ごとに5%増加)

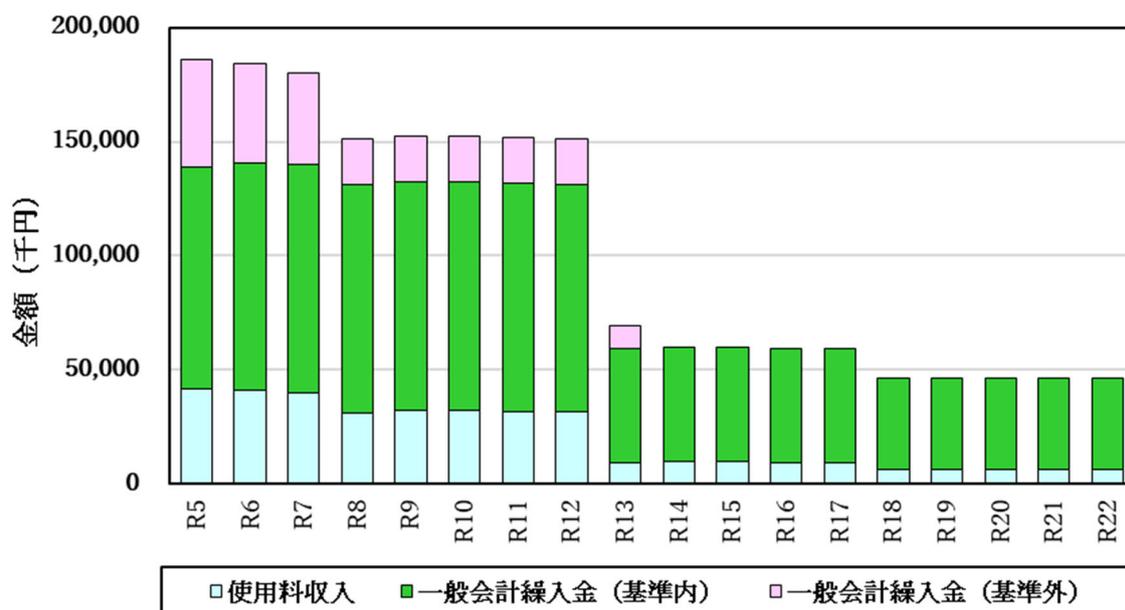


図 31-4 一般会計繰入金額の試算 (使用料改定無し) (再掲)

32. 投資以外の考え方（官民連携について）

現時点で採用している官民連携手法は無いが、今後はウォーターPPP 等を含め、有効な官民連携手法について検討を進めていく。

33. 業務指標（PI）

本経営戦略では、前述の PDCA サイクルのうち「Check」における業務指標として、表 33-1 に示す項目を設定する。

表 33-1 業務指標（PI）の概要及び目標値（農業集落排水事業）

業務指標	指標の意義	現状 (R5 決算)	単純試算 (R16 推計)	目標値
経費 回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、100%以上であることが必要である。	51.5%	41.3%	80%以上
経常収支 比率	使用料収入や一般会計からの繰入金の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上となることが必要である。	102%	103%	100%以上
水洗化率	処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水処理している人口の割合を示す指標である。	93.2%	94.0%	94.0%

※単純試算とは、使用料改定を行わなかった場合における令和 16 年度推計値を示す。

34. 財政シミュレーション

使用料改定率を 5%にした場合の財政シミュレーションについて、収益的収支（令和 7 年度～令和 22 年度）のシミュレーション結果を表 34-1、資本的収支（令和 7 年度～令和 22 年度）のシミュレーション結果を表 34-2 に示す。

表 34-1 収益的収支（令和7年度～令和22年度）

○農業集落排水事業

法適移行後

（単位：千円、％）

年 度		令和4年度 （決算）	令和5年度 （決算）	令和6年度 （予算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度
区 分	1. 営 業 収 益 (A)	42,258	41,660	40,921	39,992	31,302	32,592	32,184	31,819	31,452	9,567	9,898	9,760	9,637	9,567	6,408	6,599	6,517	6,436	6,344
	(1) 料 金 収 入	42,241	41,582	40,871	39,942	31,252	32,542	32,134	31,769	31,402	9,517	9,848	9,710	9,587	9,517	6,358	6,549	6,467	6,386	6,294
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)																			
収 益 的 収 入	(3) そ の 他	17	78	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	2. 営 業 外 収 益	347,784	274,136	263,314	259,164	215,659	215,640	214,990	214,677	214,550	95,262	84,505	82,895	81,272	81,365	60,516	60,564	60,612	60,660	60,708
	(1) 補 助 金	201,200	150,339	149,438	146,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	66,000	56,000	56,000	56,000	56,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000
収 益 的 支 出	他 会 計 補 助 金	198,714	144,454	143,438	140,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	60,000	50,000	50,000	50,000	50,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	そ の 他 補 助 金	2,486	5,885	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	146,583	123,795	113,866	113,154	89,649	89,630	88,980	88,667	88,540	29,252	28,495	26,885	25,262	25,355	14,506	14,554	14,602	14,650	14,698
(3) そ の 他	1	2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
収 入 の 計 (C)	390,042	315,796	304,235	299,156	246,961	248,232	247,174	246,496	246,002	104,829	94,403	92,655	90,909	90,932	66,924	67,163	67,129	67,096	67,052	
1. 営 業 費 用	315,152	280,162	275,655	269,589	221,878	222,884	222,571	222,920	223,116	87,924	86,890	84,160	81,183	81,771	52,433	52,743	53,063	53,389	53,717	
(1) 職 員 給 与 費	基 本 給	8,034	7,661	7,600	7,752	7,908	8,066	8,226	8,390	8,559	8,729	8,904	9,083	9,264	9,449	2,663	2,717	2,771	2,826	2,883
	手 当	4,159	4,226	4,200	4,284	4,370	4,457	4,546	4,637	4,730	4,824	4,921	5,019	5,119	5,222	2,663	2,717	2,771	2,826	2,883
	報 酬	2,591	2,137	2,100	2,142	2,185	2,229	2,273	2,318	2,365	2,412	2,460	2,510	2,560	2,611	0	0	0	0	0
(2) 経 費	退 職 給 付 費																			
	法 定 福 利 費	1,284	1,298	1,300	1,326	1,353	1,380	1,407	1,435	1,464	1,493	1,523	1,554	1,585	1,616	0	0	0	0	0
	そ の 他	87,963	76,253	81,149	75,897	61,092	61,770	62,390	63,054	63,731	21,187	21,398	21,614	21,840	22,099	15,789	15,950	16,121	16,297	16,473
動 力 費	光 熱 水 費	24,903	23,423	23,029	22,506	17,609	17,461	17,242	17,047	16,849	5,107	5,043	4,973	4,910	4,874	3,256	3,208	3,168	3,128	3,083
	通 信 運 搬 費	96	122	120	117	92	91	90	89	88	27	26	26	26	25	17	17	16	16	16
	修 繕 費	1,033	928	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930	930
材 料 費	路 面 復 旧 費	433	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430
	委 託 料	500	769	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770
	そ の 他	6,690	2,060	9,840	2,102	1,695	1,730	1,764	1,800	1,835	575	585	597	609	622	431	440	449	458	467
(3) 減 価 償 却 費	委 託 料	35,913	39,724	31,070	40,065	32,325	32,972	33,630	34,304	34,991	10,901	11,119	11,342	11,569	11,800	8,129	8,292	8,458	8,627	8,800
	そ の 他	18,828	8,794	14,960	8,977	7,241	7,386	7,534	7,684	7,838	2,447	2,495	2,546	2,596	2,648	1,826	1,863	1,900	1,938	1,977
	2. 営 業 外 費 用	219,155	196,248	186,906	185,940	152,878	153,048	151,955	151,476	150,826	58,008	56,588	53,463	50,079	50,223	33,981	34,076	34,171	34,266	34,361
(1) 支 払 利 息	34,448	30,669	28,252	25,340	19,274	17,482	16,020	14,780	13,682	7,383	7,138	6,930	6,795	6,667	6,059	5,998	5,950	5,827	5,717	
(2) そ の 他	29,483	26,339	23,252	20,340	14,274	12,482	11,020	9,780	8,682	2,383	2,138	1,930	1,795	1,667	1,059	998	950	827	717	
支 払 の 計 (D)	4,965	4,330	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	349,600	310,831	303,907	294,929	241,152	240,366	238,591	237,700	236,798	95,307	94,028	91,090	87,978	88,438	58,492	58,741	59,013	59,216	59,434	
特 別 利 益 (F)	40,442	4,965	328	4,227	5,809	7,866	8,583	8,796	9,204	9,522	375	1,565	2,931	2,494	8,432	8,422	8,116	7,880	7,618	
特 別 損 失 (G)	4,921	6																		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 4,921	△ 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	35,521	4,959	328	4,227	5,809	7,866	8,583	8,796	9,204	9,522	375	1,565	2,931	2,494	8,432	8,422	8,116	7,880	7,618	
繰 越 利 益 余 剰 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	35,521	4,959	328	4,227	5,809	7,866	8,583	8,796	9,204	9,522	375	1,565	2,931	2,494	8,432	8,422	8,116	7,880	7,618	
流 動 資 産 (J)	62,008	79,415	206,130	261,656	398,533	541,402	685,648	822,285	962,118	1,036,887	1,100,181	1,156,870	1,207,275	1,257,642	1,429,294	1,626,275	1,818,640	2,007,769	2,204,125	
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金	11,763	14,959	6,812	6,657	5,209	5,424	5,356	5,295	5,234	1,586	1,641	1,618	1,598	1,586	1,060	1,092	1,078	1,064	1,049
	う ち 建 設 改 良 費 分	173,951	175,977	177,371	164,951	153,794	137,446	119,478	108,513	93,308	72,492	65,260	61,824	61,070	60,456	57,894	54,489	52,746	49,995	42,836
	う ち 一 時 借 入 金	147,128	147,357	170,609	158,626	148,703	132,298	114,279	103,258	87,997	70,726	63,477	60,023	59,250	58,614	56,578	53,160	51,403	48,637	41,463
う ち 未 払 金	26,093	27,997	6,762	6,325	5,091	5,148	5,199	5,255	5,311	1,766	1,783	1,801	1,820	1,842	1,316	1,329	1,343	1,358	1,373	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															132	128	125	122	120	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)																				
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)																				
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((L)/(M))×100																				
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)																				
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																				
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 の 規 模 (P)																				
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P))×100																				

表 34-2 資本的収支（令和7年度～令和22年度）

○農業集落排水事業

法適移行後

（単位：千円、％）

区 分		令和4年度 （決算）	令和5年度 （決算）	令和6年度 （予算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	
資本的収入	1. 企業債のうち資本費平準化債			0	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	2. 他会計出資金	50,434	90,248	100,656																	
	3. 他会計補助金	642																			
	4. 他会計負担金																				
	5. 他会計借入金																				
	6. 国（都道府県）補助金			0	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	7. 固定資産売却代金																				
	8. 工事負担金	448	1,421																		
	9. その他																				
	計 (A)	51,524	91,669	100,656	0	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																					
純計 (A)-(B) (C)	51,524	91,669	100,656	0	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
資本的支出	1. 建設改良費のうち職員給与費	202,514	257,972	0	0	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	2. 企業債償還金	240,797	238,278	170,609	158,626	148,703	132,298	114,279	103,258	87,997	70,726	63,477	60,023	59,250	58,614	56,578	53,160	51,403	48,637	41,463	
	3. 他会計長期借入返還金																				
	4. 他会計への支出金																				
	5. その他																				
計 (D)	443,311	496,250	170,609	158,626	156,703	140,298	122,279	111,258	95,997	74,726	67,477	64,023	63,250	62,614	58,578	55,160	53,403	50,637	43,463		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	391,787	404,581	69,953	158,626	148,703	132,298	114,279	103,258	87,997	70,726	63,477	60,023	59,250	58,614	56,578	53,160	51,403	48,637	41,463		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	89,993	69,358	69,388	158,626	148,703	132,298	114,279	103,258	87,997	70,726	63,477	60,023	59,250	58,614	56,578	53,160	51,403	48,637	41,463	
	2. 利益剰余金処分額																				
	3. 繰越工事資金																				
	4. その他	33,469	1,247																		
計 (F)	123,462	70,605	69,388	158,626	148,703	132,298	114,279	103,258	87,997	70,726	63,477	60,023	59,250	58,614	56,578	53,160	51,403	48,637	41,463		
補填財源不足額 (E)-(F)	268,325	333,976	565	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高 (G)																					
企業債残高 (H)	1,450,996	1,303,868	1,159,211	1,041,625	916,266	811,547	722,999	643,905	578,685	519,316	473,657	448,117	422,795	404,067	388,937	376,866	333,752	292,657	258,063		

○他会計繰入金

法適移行後

区 分		令和4年度 （決算）	令和5年度 （決算）	令和6年度 （予算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	198,714	144,454	143,438	140,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	60,000	50,000	50,000	50,000	50,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	うち基準外繰入金	96,937	96,990	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
資本的収支分	うち基準内繰入金	101,777	47,464	43,438	40,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	50,434	90,248	100,656	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		249,148	234,702	244,094	140,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	60,000	50,000	50,000	50,000	50,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000

令和6年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	公用車購入事業	5,233,000	5,233,000			4,600,000		633,000
		地籍図修正委託事業	626,000	626,000					626,000
		役場本庁舎中庭改修検討事業	1,881,000	1,881,000					1,881,000
		空家対策事業	13,780,000	13,780,000		3,194,000			10,586,000
	七会町民センターグラウンド散水設備 ポンプ新規購入事業	1,541,000	1,541,000					1,541,000	
	3. 戸籍住民 基本台帳費	振り仮名の法改正に伴う通知書作成及び 発送事業	4,017,000	4,017,000		3,502,000		515,000	
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金事業	15,883,000	10,836,000		10,836,000			0
	2. 児童福祉費	子ども子育て支援事業計画策定事業	3,489,000	3,489,000					3,489,000
		石塚開放学級駐車場整備事業	12,800,000	12,800,000					12,800,000
		おひさま学童クラブ外構整備事業	6,270,000	5,918,000					5,918,000
		子ども・子育て支援設備整備事業	11,277,000	11,277,000		7,518,000			3,759,000
		ななかいかども園新築事業	138,566,000	138,566,000			132,000,000	6,566,000	
4. 衛生費	2. 清掃費	自動車等購入事業	7,049,000	7,049,000				7,049,000	
6. 商工費	1. 商工費	ハイキングコース樹木伐採事業	1,000,000	1,000,000				1,000,000	
		ふれあいの里キャビン改修・撤去事業	5,000,000	5,000,000				5,000,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6. 商工費	1. 商工費	島家住宅蔵・屋根修繕事業	4,950,000	4,950,000				4,950,000	
		道の駅移転整備事業	120,960,000	120,960,000			96,400,000	24,560,000	
7. 土木費	1. 土木管理費	登記委託事業	2,977,000	728,000				728,000	
	2. 道路橋梁費	町道維持補修工事測量設計事業	1,861,000	0				0	
		町道1242号線道路排水整備事業	14,000,000	14,000,000				14,000,000	
		町道8-1075号線道路舗装修繕事業	16,950,000	16,950,000			16,900,000	50,000	
		町道0213号線道路補修事業	7,550,000	7,550,000				7,550,000	
		町道0202号線維持補修事業	24,161,000	22,227,000				22,227,000	
		工事積算委託事業	2,000,000	2,000,000				2,000,000	
		地区計画道路9-4号線道路改良事業	9,790,000	9,790,000			9,300,000	490,000	
		町道8-0375号線道路改良事業	28,820,000	28,820,000			28,800,000	20,000	
		町道0219・1315号線道路改良事業	36,390,000	36,390,000			34,500,000	1,890,000	
		町道1082号線道路改良事業	27,040,000	27,040,000			25,600,000	1,440,000	
		町道0104号線道路改良事業	8,083,000	8,083,000			7,600,000	483,000	
		町道1236号線道路改良事業	20,838,000	20,838,000			19,700,000	1,138,000	
		町道1238号線道路改良事業	7,000,000	7,000,000			6,600,000	400,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7. 土木費	2. 道路橋梁費	ストックヤード整備事業	4,500,000	3,153,000					3,153,000
		1042橋補修事業	10,147,000	10,147,000		1,431,000	8,000,000		716,000
		大沢5号橋補修事業	13,078,000	13,078,000		1,929,000	10,400,000		749,000
	3. 河川費	新道川整備事業	32,035,000	32,035,000			32,000,000		35,000
	5. 住宅費	町営米沢・南団地建替事業	35,746,000	35,426,000		14,420,000	17,600,000		3,406,000
8. 消防費	1. 消防費	防災無線屋外拡声子局移設事業	1,870,000	1,793,000					1,793,000
		避難所KB購入事業	36,700,000	36,700,000		18,240,000	10,200,000		8,260,000
		消防水利標識・支柱購入事業	2,850,000	2,447,000					2,447,000
		夜間活動用発動機付LED投光器購入事業	988,000	987,000					987,000
9. 教育費	2. 小学校費	石塚小学校体育館駐車場(増設)事業	4,050,000	4,050,000					4,050,000
	4. 社会教育費	桂図書館・郷土資料館照明器具改修事業	5,005,000	5,005,000			4,500,000		505,000
	5. 保健体育費	城里町立花山体育館耐震補強事業	41,094,000	41,094,000		9,156,000	30,000,000		1,938,000
		常北運動公園野球場トイレ改修事業	4,620,000	4,620,000					4,620,000
合 計			754,465,000	740,874,000	0	70,226,000	494,700,000	0	175,948,000

令和7年 6月 3日 提出

城里町長 上遠野 修

令和6年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第23号 説明資料

款	項	事業名	議決済繰越額	総予算額 A	執行額 B	執行残額 C=A-B	Cのうち 翌年度繰越額 D	総予算額 繰越率 D/A
2. 総務費	1. 総務管理費	公用車購入事業	5,233,000円	5,233,000円	0円	5,233,000円	5,233,000円	100.00%
		地籍図修正委託事業	626,000円	626,000円	0円	626,000円	626,000円	100.00%
		役場本庁舎中庭改修検討事業	1,881,000円	1,881,000円	0円	1,881,000円	1,881,000円	100.00%
		空家対策事業	13,780,000円	13,780,000円	0円	13,780,000円	13,780,000円	100.00%
		七会町民センターグラウンド散水設備ポンプ新規購入事業	1,541,000円	1,541,000円	0円	1,541,000円	1,541,000円	100.00%
	3. 戸籍住民基本台帳費	振り仮名の法改正に伴う通知書作成及び発送事業	4,017,000円	4,017,000円	0円	4,017,000円	4,017,000円	100.00%
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金事業	15,883,000円	65,839,000円	54,963,000円	10,876,000円	10,836,000円	16.46%
	2. 児童福祉費	子ども子育て支援事業計画策定事業	3,489,000円	3,489,000円	0円	3,489,000円	3,489,000円	100.00%
		石塚開放学級駐車場整備事業	12,800,000円	19,495,000円	6,695,000円	12,800,000円	12,800,000円	65.66%
		おひさま学童クラブ外構整備事業	6,270,000円	9,419,000円	3,501,000円	5,918,000円	5,918,000円	62.83%
		子ども・子育て支援設備整備事業	11,277,000円	22,554,000円	11,277,000円	11,277,000円	11,277,000円	50.00%
		ななかいこども園新築事業	138,566,000円	223,676,000円	85,110,000円	138,566,000円	138,566,000円	61.95%
4. 衛生費	2. 清掃費	自動車等購入事業	7,049,000円	7,049,000円	0円	7,049,000円	7,049,000円	100.00%
6. 商工費	1. 商工費	ハイキングコース樹木伐採事業	1,000,000円	1,000,000円	0円	1,000,000円	1,000,000円	100.00%
		ふれあいの里キャビン改修・撤去事業	5,000,000円	5,000,000円	0円	5,000,000円	5,000,000円	100.00%

款	項	事業名	議決済 繰越額	総予算額 A	執行額 B	執行残額 C=A-B	Cのうち 翌年度繰越額 D	総予算額 繰越率 D/A
6. 商工費	1. 商工費	島家住宅蔵・屋根修繕事業	4,950,000円	5,000,000円	0円	5,000,000円	4,950,000円	99.00%
		道の駅移転整備事業	120,960,000円	234,590,000円	113,630,000円	120,960,000円	120,960,000円	51.56%
7. 土木費	1. 土木管理費	登記委託事業	2,977,000円	4,000,000円	3,272,000円	728,000円	728,000円	18.20%
	2. 道路橋梁費	町道維持補修工事測量設計事業	1,861,000円	3,258,000円	3,258,000円	0円	0円	0.00%
		町道1242号線道路排水整備事業	14,000,000円	20,500,000円	6,500,000円	14,000,000円	14,000,000円	68.29%
		町道8-1075号線道路舗装修繕事業	16,950,000円	27,500,000円	10,550,000円	16,950,000円	16,950,000円	61.64%
		町道0213号線道路補修事業	7,550,000円	10,890,000円	3,340,000円	7,550,000円	7,550,000円	69.33%
		町道0202号線維持補修事業	24,161,000円	24,161,000円	1,934,000円	22,227,000円	22,227,000円	92.00%
		工事積算委託事業	2,000,000円	2,000,000円	0円	2,000,000円	2,000,000円	100.00%
		地区計画道路9-4号線道路改良事業	9,790,000円	13,090,000円	3,300,000円	9,790,000円	9,790,000円	74.79%
		町道8-0375号線道路改良事業	28,820,000円	47,300,000円	18,480,000円	28,820,000円	28,820,000円	60.93%
		町道0219・1315号線道路改良事業	36,390,000円	55,000,000円	18,610,000円	36,390,000円	36,390,000円	66.16%
		町道1082号線道路改良事業	27,040,000円	45,430,000円	18,390,000円	27,040,000円	27,040,000円	59.52%
		町道0104号線道路改良事業	8,083,000円	11,583,000円	3,500,000円	8,083,000円	8,083,000円	69.78%
		町道1236号線道路改良事業	20,838,000円	41,118,000円	20,280,000円	20,838,000円	20,838,000円	50.68%
町道1238号線道路改良事業	7,000,000円	19,310,000円	12,310,000円	7,000,000円	7,000,000円	36.25%		

款	項	事業名	議決済 繰越額	総予算額 A	執行額 B	執行残額 C=A-B	Cのうち 翌年度繰越額 D	総予算額 繰越率 D/A
7. 土木費	2. 道路橋梁費	ストックヤード整備事業	4,500,000円	4,500,000円	1,347,000円	3,153,000円	3,153,000円	70.07%
		1042橋補修事業	10,147,000円	13,177,000円	3,030,000円	10,147,000円	10,147,000円	77.01%
		大沢5号橋補修事業	13,078,000円	19,408,000円	6,330,000円	13,078,000円	13,078,000円	67.38%
	3. 河川費	新道川整備事業	32,035,000円	52,625,000円	16,410,000円	36,215,000円	32,035,000円	60.87%
5. 住宅費	町営米沢・南団地建替事業	35,746,000円	55,033,000円	19,607,000円	35,426,000円	35,426,000円	64.37%	
8. 消防費	1. 消防費	防災無線屋外拡声子局移設事業	1,870,000円	1,870,000円	77,000円	1,793,000円	1,793,000円	95.88%
		避難所KB購入事業	36,700,000円	36,700,000円	0円	36,700,000円	36,700,000円	100.00%
		消防水利標識・支柱購入事業	2,850,000円	4,877,000円	2,430,000円	2,447,000円	2,447,000円	50.17%
		夜間活動用発動機付LED投光器購入事業	988,000円	3,300,000円	2,313,000円	987,000円	987,000円	29.91%
9. 教育費	2. 小学校費	石塚小学校体育館駐車場（増設）事業	4,050,000円	6,600,000円	2,550,000円	4,050,000円	4,050,000円	61.36%
	4. 社会教育費	桂図書館・郷土資料館照明器具改修事業	5,005,000円	5,500,000円	495,000円	5,005,000円	5,005,000円	91.00%
	5. 保健体育費	城里町立花山体育館耐震補強事業	41,094,000円	41,094,000円	0円	41,094,000円	41,094,000円	100.00%
		常北運動公園野球場トイレ改修事業	4,620,000円	4,620,000円	0円	4,620,000円	4,620,000円	100.00%
合 計			754,465,000円	1,198,633,000円	453,489,000円	745,144,000円	740,874,000円	61.81%

令和6年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支 出 未済額			既収入 特定 財源	未収入特定財源				一般財源
									国 県 支出金	地方債	その他		
7. 土木費	2. 道路橋梁費	町道80号線道路維持補修事業	6,431,500	3,729,900	2,701,600		2,701,600				2,701,600	分筆登記に不足の日数を要したため	
		町道0215・2218号線道路改良事業	8,354,015	6,862,685	1,491,330		1,491,330			1,400,000	91,330	分筆登記に不足の日数を要したため	
	3. 河川費	新道川整備事業	4,180,000	0	4,180,000		4,180,000			4,100,000	80,000	民地を利用した仮設水路切回し計画案を作成したが、所有者の承諾が得られず、計画変更により不測の日数を要したため	
8. 総務費	1. 災害対策費	本庁舎非常用電源設備増設事業	45,740,860	19,217,860	26,523,000		26,523,000			26,500,000	23,000	材料の調達に不測の日数を要し工事の年度内完成が見込めなくなったため	
9. 教育費	4. 社会教育費	コミュニティセンター城里非常用電源整備事業	47,528,140	20,072,140	27,456,000		27,456,000			27,400,000	56,000	材料の調達に不測の日数を要し工事の年度内完成が見込めなくなったため	

令和 7年 6月 3日 提出

城里町長 上遠野 修

令和6年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書

報告第24号 説明資料

款	項	事業名	令和5年度から 令和6年度への 繰越予算額 A1	令和6年度 予算額 A2	執行額 B	執行残額 C=(A1+A2)-B	Cのうち 翌年度への繰越額 D	事故繰越率 D/(A1+A2)
7. 土木費	2. 道路橋梁費	町道80号線道路維持補修事業	0円	7,750,000円	3,729,900円	4,020,100円	2,701,600円	34.86%
		町道0215・2218号線道路改良事業	0円	8,370,000円	6,862,685円	1,507,315円	1,491,330円	17.82%
	3. 河川費	新道川整備事業	0円	4,796,000円	0円	4,796,000円	4,180,000円	87.16%
8. 総務費	1. 災害対策費	本庁舎非常用電源設備増設事業	49,970,000円	0円	19,217,860円	30,752,140円	26,523,000円	53.08%
9. 教育費	4. 社会教育費	コミュニティセンター城里非常用電源整備事業	49,970,000円	0円	20,072,140円	29,897,860円	27,456,000円	54.94%
合 計			99,940,000円	20,916,000円	49,882,585円	70,973,415円	62,351,930円	51.59%

令和6年度城里町水道事業会計予算繰越計算書

1. 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国県町補助金	負担金	企業債	自己資金		
1. 資本的 支出	1. 建設 改良費	A I 等先進技術を活用した 管路診断事業	19,690,000	0	19,690,000	0	0	0	19,690,000	0	入札等手続きの調整に日数を要したため
		N T T 専用回線廃止に伴う 回線変更工事	20,735,000	0	20,735,000	0	0	0	20,735,000	0	通信会社との調整に不測の日数を要したため
		老朽管更新 事業	363,393,000	192,269,000	149,350,000	0	0	111,900,000	37,450,000	21,774,000	地元との調整や、他工区との施行協議に不測の日数を要したため
合 計			403,818,000	192,269,000	189,775,000	0	0	111,900,000	77,875,000	21,774,000	

令和7年 6月 3日 提出

城里町長 上遠野 修

令和6年度城里町下水道事業会計予算繰越計算書

1. 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国県町補助金	負担金	企業債	自己資金		
1. 資本的支出	1. 建設改良費	管渠整備事業	393,690,000	317,663,000	58,650,000	11,086,000	2,574,000	39,800,000	5,190,000	17,377,000	工事に伴う迂回路確保について、地元住民との協議・調整に不測の日数を要したため。
		管渠改良事業	18,956,000	17,347,000	1,375,000				1,375,000	234,000	資材等の調達に不測の日数を要したため。
		流域下水道建設負担金	3,863,000	1,819,000	2,044,000				2,044,000	0	那珂久慈流域下水道事業の確定によるもの。
合計			416,509,000	336,829,000	62,069,000	11,086,000	2,574,000	39,800,000	8,609,000	17,611,000	

2. 地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国県町補助金	負担金	企業債	自己資金		
1. 資本的支出	1. 建設改良費	流域下水道建設負担金(過年度分)	5,303,000	3,676,000	1,627,000	0	0	0	1,627,000	0	那珂久慈流域下水道事業の確定によるもの。
合計			5,303,000	3,676,000	1,627,000	0	0	0	1,627,000	0	

令和7年 6月 3日 提出

城里町長 上遠野 修